

は し が き

グローバル化の進展に伴い、加速化していく人、物、金、情報等の流通に乗じる犯罪のリスクが広がっている。

我が国を訪れ、あるいは在留する外国人の国籍や在留の形態は時代とともに変わりつつあり、居住・定住型の在留者が大幅に増加している一方で、不法滞在者は一貫して減少している。このような中、我が国における外国人犯罪の情勢を見ると、外国人犯罪は犯罪全体と同様に減少しているものの、検挙人員中に占める外国人の比率は、外国人犯罪が増加傾向にあった 10 年前頃からほぼ横ばいの状態である。また、入国して犯行に及んだ上で、本国に逃げ帰るいわゆるヒットアンドアウェイ型の来日外国人による犯罪に代わり、定住型外国人による犯罪が比重を増すなど、質的な変化があると思われる。このような質的な変化を含めた外国人犯罪の詳細な実態を把握することは、グローバル化の負の側面の一局面である外国人犯罪によるリスクを低減する上で重要である。

本報告書は、このような状況下での我が国における外国人犯罪の現状と外国人犯罪者の処遇の実態及びその対策の在り方について、新たな施策立案のための資料を提供することを目的として、その現状と課題の考察を試みたものである。

その内容の主要な部分は、平成 25 年版犯罪白書で紹介しているが、今回、さらに、犯罪の実態、刑事手続における問題性及び刑事施設における処遇に関して、詳細にわたる調査分析をおこなった内容を掲載するとともに、米国とドイツにおける外国人の処遇に関する紹介を行うことで、より充実した資料を提供するものである。

本報告が、外国人犯罪者の実態の解明の一助となり、その犯罪予防及び適切な処遇を検討するに当たっての資料としていささかでも活用できるものとなっていれば幸いである。

最後に、今回の調査の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた関係諸機関の各位に深甚なる謝意を表する次第である。

平成 26 年 12 月

法務総合研究所長

赤 根 智 子

要 旨 紹 介

グローバル化の進展に伴い、我が国に入国する外国人の数も増加し、その国籍等は多様化しており、外国人の国内在留の形態も大きく変化の途上にある中、外国人による犯罪や外国人犯罪者についてその実態を把握することは重要であることから、本報告では、主として公式統計及び法務総合研究所の行った特別調査から、現在の外国人の犯罪の実態とその問題点を明らかにし、将来に向けた方策の在り方を考察した。

1 刑事司法手続における外国人の動向

一般刑法犯については、近年、総検挙件数及び総検挙人員が減少傾向にある中で、来日外国人の検挙件数は平成 17 年をピークに減少し続け、検挙人員も 16 年をピークに減少傾向にある。総検挙件数に占める来日外国人の比率も 17 年をピークに低下し続けているが、総検挙人員に占める来日外国人の比率は、過去 20 年間を通じて大きな変動はなく、おおむね 2 %前後で推移している。正規に滞在する来日外国人が増加し、そのうちの一定の割合の者が犯罪を行っている一方で、不法滞在者の減少によりそれらの者による犯罪は減少していることから、総検挙人員に占める来日外国人の比率はある程度一定しており、同時に正規滞在者による犯罪の割合が相対的に上昇しているものと考えられた。

平成 14 年及び 24 年における来日外国人による一般刑法犯検挙件数の罪名別構成比を見ると、いずれの年も窃盗が圧倒的に高い比率を占めている。

外国人による窃盗の検挙件数は、日本人を含む検挙件数の減少とともに減少しているが、手口別でみると、空き巣、車上・部品狙いが減少傾向にあるほか、自動販売機狙い及びすりが激減し、万引きが総数では横ばいであるものの、他の手口の減少も手伝って最も検挙件数の多い手口となっている。

入管法違反の送致件数は、大幅に減少を続けているが、これは、例年、入管法違反に占める不法残留の割合が著しく高いところ、平成 16 年以降、不法滞在者に対する取締りが強化されるなどして不法残留者自体が大幅に減少したことなどによるものと考えられる。

来日外国人による薬物関係法令違反の送致件数については、平成 20 年以降一貫して減少しており、罪名別の検挙人員では、麻薬取締法違反と大麻取締法違反が大幅に減少しているが、覚せい剤取締法違反は、16 年以降 300 人台から 400 人台で推移している。

来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含む全終局処理人員が減少傾向にあ

るのと同じく減少傾向にあり、これは、裁判人員においても同様である。

刑事施設に入所する外国人のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者はF指標受刑者として処遇され、来日外国人の約9割がその指定を受けている。女子比は上昇傾向にあり、受刑者全体の傾向と比較しても高く、また、犯罪性が進んでいる者に付されるB指標の者の比率が上昇傾向にあるが、これはF指標受刑者の再入者率が上昇していることにも関係している。

平成24年のF指標出所受刑者の仮釈放率は79.5%であり、出所者全体に比較して高い。

2 外国人の出所受刑者

平成24年の刑事施設からの出所者に関するデータをもとに、F指標受刑者について、非F指標受刑者と比較しつつ、その特徴を明らかにすることを試みた。男子のF指標受刑者は非F指標受刑者に比較して、若年で入所度数が少なく、在所期間が長いという特徴が見られたが、女子にはF指標受刑者と非F指標受刑者との間で有意差は認められなかった。F指標受刑者は非F指標受刑者に比較して、職業訓練を受講する者の割合が低かった。

F指標受刑者の仮釈放率は非F指標受刑者に比較して高いが、その刑の執行率を比較すると、両者に有意差は見られなかった。仮釈放決定に当たって考慮される要因について、ロジスティック回帰分析により、全出所受刑者と処遇指標別受刑者で検証したが、全出所受刑者では、入所度数等で表される再犯リスク、作業報奨金支給額及び懲罰回数で表される所内生活のまじめさ、罪種や量刑によって表すことのできると考えられる社会の感情等がいずれも有意に作用しており、その上、F指標であることが仮釈放判断において有利に作用していることが示された。一方、処遇指標別に検討すると、前記のような要因は非F指標受刑者には当てはまるものの、F指標受刑者においては、その有意性を失っていることが示された。ただし、これらの分析は、出所者データ内で採取可能なデータに限られるため、解釈には注意が必要である。また、F指標受刑者の出所に当たって考慮すべき国際受刑者移送上の送出移送についても、データの許す範囲でその実態を紹介した。

3 外国人犯罪者の実態

平成23年に刑事施設に新たに入所した外国人受刑者671人（以下「調査対象者」という。）に対して特別調査を実施し、その在留資格等や国籍等別に、犯罪の実態や特性、被害の程度等を分析するとともに、調査対象者のうち、主たる罪名が窃盗及び強盗であった者263人（以下「窃盗・強盗事犯者」という。）について、より詳細な分析を行った。

調査対象者の主たる犯行時の在留資格等としては、定住者が最も多く、次いで、不法残留、不法入国等の順である。

本件犯行（判決で認定された犯罪事実のこと）に財産犯が含まれる者の財産犯被害総額別構成比を在留資格等別にみると、居住資格（第3章第2節1項（3）参照）の者は他の在留資格等の者に比較して、少額にとどまる一方、留学、不法残留及び不法入国の者は被害総額が大きい者の比率が高い傾向にある。

調査対象者中、居住資格の者について、本件犯行時の就労状況を見ると、調査対象者中、財産犯では無職の者の比率が非財産犯の者に比較してかなり高く、居住資格の外国人にとって無職であることが財産犯のリスク要因であることが認められる。

薬物犯の状況を在留資格等とともに見ると、調査対象者中、短期滞在の者のほとんどが薬物密輸入事犯であり、その比率は他の在留資格等の者と比べても顕著に高い。居住資格の者はこれ以外の使用・所持・譲渡等の事犯が6割を超えている。

被害の回復状況を見ると、全額回復等であった者は4割弱であり、約6割は回復未了であるが、犯行手口別にみると、万引きにおいては、8割で全額回復等されているが、そのうち8割は現行犯等の事案で被害が直ちに回復される場合や捜査機関による被害品の発見・押収・還付等により被害品が被害者に還付された場合であり、本人または家族等による回復は16%程度にすぎない。侵入盗では、全額回復等は約1割にとどまり、9割弱で回復未了となっている。

また、外国人犯罪者に特有と思われる、犯行準備、犯行、犯罪収益の処分等の各場面で国境を越えやすい要素のうち、主たる犯行の犯行準備や犯罪収益の隠匿や処分として海外送金があった者については、9割近くが被害額回復未了であった。

窃盗・強盗事犯者の本件犯行当時の居住状況について、調査が可能であった者についてみると、外国人登録上の届出居住地に居住していた者に比べると、届出居住地と異なる場所に居住していた者は犯罪事実数が多く、主たる犯行の被害額が100万円以上である者の比率が高い。

窃盗・強盗事犯者の日本語能力は高くなく、居住資格の者であっても、日本語での日常会話ができなかったり日常会話に難があったりする者が半数以上に上り、退去強制にならずに我が国に残る者の円滑な社会復帰に当たっては、読み書きを含めた日本語能力を高める必要があることが認められた。

窃盗・強盗事犯者のうち、調査期間中に居所を出所して、帰住先が判明した者106人について、約4割が国内在住となっているが、そのうち在留特別許可を受けたのはすべて居住資格の者であった。上記106人のうち、退去強制事由に該当して入国管理局に引渡しになった者と在留特

別許可を受けて国内在住となった者を比較すると、在留特別許可を受けた者は平均刑期が短く、被害額が少ない。また、在留特別許可を受けた者については、前科前歴を有する者の比率が高く、必ずしも前科前歴が退去強制を決するものではないことが示唆された。

調査対象者の前科・再犯の状況を見ると、居住資格の者の窃盗に関しては、7割が同一罪名の前科を有し、薬物の使用・所持・譲渡等の者については約6割が同一罪名の前科であることから、外国人犯罪者であっても、特に居住資格の者は刑事処分を受けても、前記のとおり国内にとどまって我が国で生活することが見込まれ、さらに同一罪名の再犯が多いことから、再犯リスクや本人の問題性に応じた再犯防止策を講じる必要性が示唆された。

さらに、調査対象者のうち窃盗・強盗事犯者に薬物事犯者 229 人を加えた計 492 人（以下これを「刑事手続調査対象者」という。）について、本件犯行の認否、上訴の状況等の刑事手続における実態を分析した。

刑事手続調査対象者の本件犯行の第一審における認否については、罪種間に差異があり、薬物事犯者に「否認」及び「一部否認」の占める比率が著しく高いのに対し、窃盗・強盗事犯者は、「認める」の比率が著しく高い。通常第一審における終局人員全体の否認率に比較して、刑事手続調査対象者の否認事件の比率は、相当に高く、実刑となる窃盗・強盗又は薬物犯の外国人受刑者については、否認事件の比率が高いことがうかがわれる。また、在留資格等の間に有意差が認められ、居住資格の者に「認める」が著しく多く、「否認」が著しく少ないが、活動資格の者に、「認める」が著しく少なく、「一部否認」が多く、かつ、「否認」は著しく多い。

また、刑事事件調査対象者の公判期日数を見ると、否認事件の公判期日数は、自白事件に比べて長くなっている。日本人を含む通常第一審の司法統計の数値とは厳密には比較できないが、これを参考値として見比べると、窃盗・強盗事犯者の平均公判期日数は多く、自白事件だけに限っても多いことがうかがわれる。他方、否認事件に限ると、おおむね全体と変わらない。上訴（控訴又は上告）をした者は 23.8%であり、国籍等及び在留資格等の別による有意差はないが、共犯があるものについては、非常に高い。

4 外国人受刑者の処遇等

我が国、米国及びドイツにおける外国人受刑者の処遇等について、実地調査や公式統計を基にその実態を紹介した。

5 まとめ

(1) 着実な不法滞在者対策の推進

調査対象者には居住資格の者が多くを占める一方、不法滞在の者及び短期滞在の者も半数近くを占める上、その二者による犯行は、外国人犯罪の中で量的に相当の部分占めるだけでなく、質的により深刻であることが明らかになった。

引き続き、不法入国や不法残留を着実に防止し、不法滞在者を積極的に摘発する取組を推し進めていくことが重要である。不法滞在の防止は、入国管理局が中核的な役割を担うものであるが、在留管理等が犯罪防止にも資する形で機能するために、刑事司法機関においても、例えば、在留資格や生活状況等に着目した統計的な情報を充実させ、犯罪の高リスク群の実態に関するフィードバックを行うなど、入国管理局との更なる連携を図ることが有効であると考えられる。

犯罪を行った外国人に住居不定の者が高い比率を占めており、在留資格を有しながら犯罪に至り、又は、不法残留に陥って犯罪に至る一群については、届出に係る場所（現行制度では入管法上の届出住居地に当たる。）に居住していない、在留の目的となる活動をしていないといった要素が犯罪リスクの一つの表れとなっていると考えられるため、例えば、正しく住居地を届け出ない中長期在留者や、学校等を除籍・退学となり、あるいは失踪した留学生等に対しては、適宜、届出義務違反等の罰則規定を適用するほか、入国管理局において、在留資格取消制度を活用して出国を促し、また、その前段階でそれらの者に関する情報の継続的な把握のため、届出事項についての事実の調査を積極的に実施するなどの対策を採ることも有効であると考えられる。

(2) 外国人受刑者の施設内処遇と社会復帰

上記3で明らかになった、外国人の犯罪の特徴と在留資格等との関係性は、刑事施設に収容された後の犯罪者の国外退去を含む処遇にもある程度の影響を与えているものであることが認められ、刑事施設内の外国人受刑者処遇においても、その類型を意識して処遇の在り方を考える必要性について示唆を与えるものとも考えられた。

ア 出所後においても国内に在留する可能性のある受刑者の処遇

調査対象者中の居住資格の者のうち、窃盗の者の約7割、覚せい剤使用・所持・譲渡等事犯の者の約6割は同一の罪名による前科があり、窃盗や覚せい剤事犯は、日本人同様、同種再犯リスクが高いことがうかがわれた。これらの者に対しては、日本人と同様、その者の問題性に

即した、窃盗防止指導や薬物依存離脱指導等の再犯防止プログラム等を実施する必要性が高い。

また、調査対象者中の窃盗・強盗事犯者の有職者の半数近くが正業収入を主たる収入源としておらず、就労の安定に課題のある状況がうかがわれ、そのうち、居住資格の者は、扶養・援助や生活保護等を主たる収入源としていた者の比率が高いことが認められた。これらの者に対しては、就職に役立つ職業訓練や就労支援が必要である。

また、調査対象者中の居住資格の者に、我が国でいう義務教育レベルの教育を修了しないまま最終学歴に至っている「中学校未修了」の者が全体の1割程度いるほか、再入者は初入者に比較して教育程度が低いことが認められることから、これらの者については、施設内及び社会内において、基礎学力を身に付けるための教育・学習の充実が必要である。

以上のように、外国人受刑者についても、我が国の社会に復帰するのであるならば、日本人と同様の再犯防止に向けた取組を行う必要が認められるが、施設における聞き取り調査の結果、F指標受刑者に特別改善指導を実施している施設は多くはなく、公式統計上も、外国人受刑者に対する職業訓練の実施も限られていることが認められる。

ただし、現在刑事施設で実施されている再犯防止指導や就労支援等の処遇は、かなり高い言語能力が求められることから、日本語によるコミュニケーション能力に問題があるF指標受刑者を参加させることは難しい。改善指導だけに限らず、その円滑な社会復帰を目指す処遇を実施するに当たっては、このような外国人受刑者の読み書きを含めた日本語能力を高める必要がある。

イ 退去強制が予定される外国人受刑者の処遇

前記ア以外の外国人受刑者については、出所後に退去強制が予定されており、我が国への社会復帰を目指した処遇を実施するために多大な労力を費やすよりも、むしろ、その生活の本拠とする国又は地域に帰還させ、そこで更生を支援する国際受刑者移送制度を一層活用すべきである。しかし、我が国で受刑する外国人の国籍の多くを占める複数の国との間では、条約が締結されていないため、条約未締結国については条約締結の必要性を検討し、締約国に関しては、引き続き、国際受刑者移送の着実な実施をすべく、柔軟かつ確実な運用と締約国との協力の推進が望まれる。

(3) 外国人犯罪と刑事手続

また、特別調査では、調査上の制約から、実刑となった者でその大半を占める、主たる犯行が窃盗・強盗又は薬物犯の者に限られるものの、3分の1強が否認（一部否認を含む。）して

いる実態が判明したが、最も特徴的であったのは、罪種ないし犯行態様によって認否が大きく異なることである。具体的には、薬物事犯者、とりわけ薬物密輸入事犯の否認率が非常に高い実態が判明した。

我が国の治安にとって、外国人の薬物密輸入事犯は、脅威であり続けているといえ、これに対する適切な対策と着実な捜査・訴追が重要である。薬物密輸入事件における氏名不詳者との共謀や犯意の立証においては、これを裏付ける客観的証拠の収集が極めて重要であるが、その否認の実態に鑑みれば、コントロールド・デリバリーや通信傍受等これらの点の立証に有用な手法をなお一層活用すべきであり、捜査共助等の捜査・訴追における国際協力のより一層の推進も求められる。

さらに、外国人受刑者の財産犯やその大部分を占める窃盗・強盗は、高額被害のものが多く、犯罪被害の回復が不十分なまま刑事手続が終了している場合が多く、海外送金等があった場合は特にその傾向が顕著に見られたところであり、こうした事案における犯罪収益の特定・追跡・押収・剥奪の手法を適切に駆使できるようにするなど、体制の充実・強化を図るべきと考えられた。

（４）外国人の犯罪の統計上の問題点

外国人犯罪者の特徴やその犯罪リスクは、世界の経済情勢を含む様々な状況の変化によって変動し得ると考えられ、継続的にその実態を把握して有効な対策を実施する必要があるが、現状では「来日外国人」又は「外国人」という類型以外の統計資料はほとんどなく、例えば、永住者による犯罪の実態は、特別調査結果を除いてはほとんど把握できない点に課題がある。

外国人犯罪に関する研究

研 究 官 新 海 浩 之

研 究 官 松 田 芳 政

研 究 官 守 谷 哲 毅

研 究 官 補 小 谷 久 実 子

入国管理局総務課企画室政策係長 久 米 輝 幸

横浜地方検察庁検事（前総括研究官） 石 原 香 代

川越少年刑務所教育部教育専門官（前研究官補） 田 中 華 奈 子

目 次

はしがき

要旨紹介

第1章 刑事司法手続における外国人の動向	1
第1節 犯罪の動向	1
1 一般刑法犯全体	1
2 窃盗	4
3 窃盗以外の主な一般刑法犯	6
4 特別法犯全体	7
5 入管法違反	8
6 薬物関係法令違反等	8
第2節 検察・裁判	9
1 被疑事件の処理	9
2 裁判	10
第3節 刑事施設入所者・保護観察対象者	11
1 刑事施設入所者	11
2 諸外国の状況	14
3 仮釈放	15
4 保護観察対象者	16
第2章 外国人の出所受刑者	17
第1節 属性	17
1 人員、年齢及び在所期間	17
2 罪名	21
第2節 処遇内容	22
1 作業内容	22
2 職業訓練	22

3	作業報奨金支給額	23
4	懲罰回数	24
第3節	釈放の状況	26
1	仮釈放率	26
2	仮釈放者の刑の執行率	27
3	仮釈放決定に寄与する要因とF指標	29
4	帰住先	41
第4節	国際受刑者移送	42
第3章	外国人犯罪者の実態	45
第1節	調査の概要	45
第2節	外国人受刑者全体	48
1	属性	48
2	本件犯行内容等	55
第3節	窃盗及び強盗事犯者	64
1	属性	65
2	犯行の内容等	65
3	被害	71
4	本件犯行等に伴う国際的・越境的要素	78
5	その他の背景事情等	79
6	帰住先等	85
第4節	再犯状況	89
1	前科	89
2	退去強制歴	92
3	再入者等	94
第5節	窃盗・強盗事犯者及び薬物事犯者と刑事手続	99
1	認否	99
2	窃盗・強盗事犯者の公判期日数等	105
3	上訴	107

第4章 外国人受刑者の処遇等	113
第1節 日本	113
1 総論	113
2 特F施設及びF施設における外国人処遇実務に関する実地調査	115
第2節 米国	129
1 外国人犯罪及び退去強制手続の現状	129
2 外国人受刑者の処遇	132
3 国際受刑者移送の現状	133
第3節 ドイツ	138
1 はじめに	138
2 外国人の在留状況	139
3 外国人犯罪の動向	139
4 外国人受刑者の収容状況及び外国人受刑者に対する処遇の実態等	140
第5章 まとめ	149
1 公式統計に表れる来日外国人の犯罪	149
2 外国人の犯罪の特徴	150
3 着実な不法滞在者対策の推進	151
4 外国人受刑者の施設内処遇と社会復帰	152
5 外国人犯罪と刑事手続	156
6 外国人の犯罪の統計上の問題点	157
7 おわりに	157

第1章 刑事司法手続における外国人の動向

本章では、刑事司法手続の各段階における外国人の動向を概観する。

第1節 犯罪の動向

1 一般刑法犯^{*1)}全体

1-1-1-1 図は、来日外国人^{*2)}による一般刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を見るとともに、一般刑法犯における日本人を含む全体の検挙件数（総検挙件数）又は検挙人員（総検挙人員）に占める来日外国人の検挙件数又は検挙人員の各比率（来日外国人比）の推移を見たものである。

一般刑法犯については、近年、総検挙件数及び総検挙人員が減少傾向にある中で、来日外国人の検挙件数は平成17年をピークに減少し続け、検挙人員も16年をピークに減少傾向にある。総検挙件数に占める来日外国人の比率も17年をピークに低下し続けているが、総検挙人員に占める来日外国人の比率は、過去20年間を通じて大きな変動はなく、おおむね2%前後で推移している。

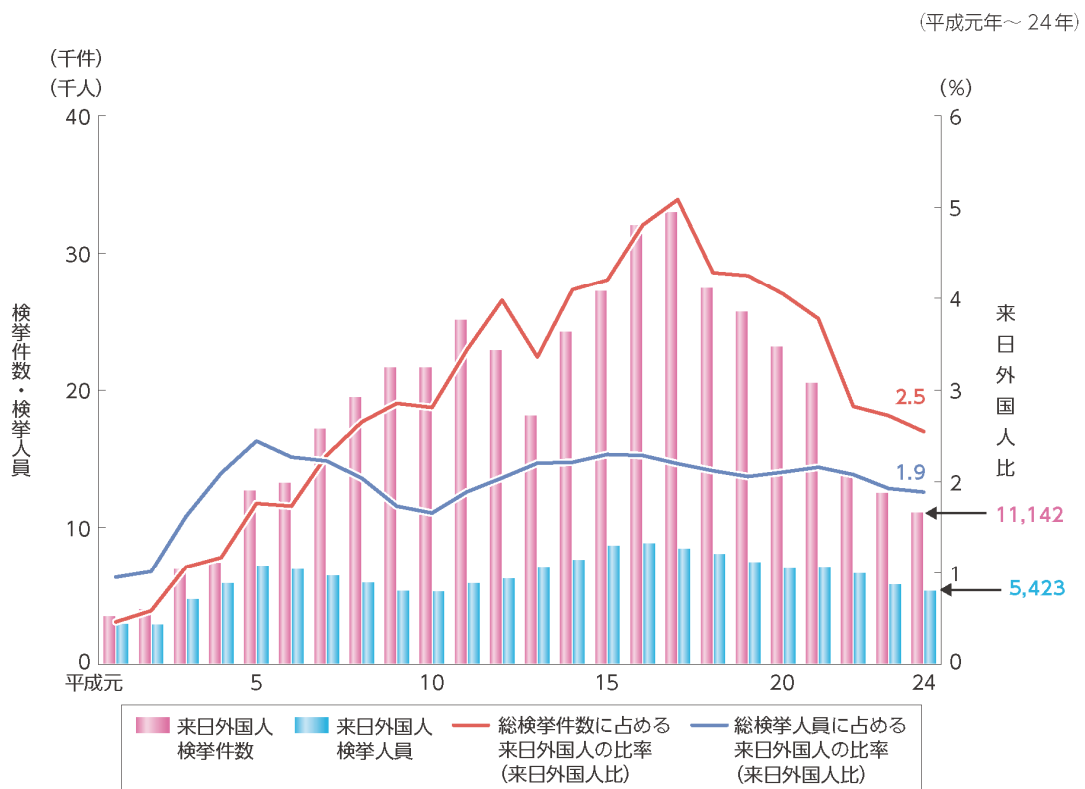
なお、我が国に在留する来日外国人全体の動向と比較するため、外国人登録者数・在留外国人数（特別永住者を除く。）の我が国の総人口に対する比率（来日外国人の総人口比）の推移を見てみると、平成4年の総人口に対する比率は0.56であったところ、その後一貫して上昇し、20年にピークの1.40となった後はやや減少して、24年は1.30であった（法務省入国管理局の「在留外国人統計」及び資料並びに総務省統計局の人口資料による。）。すなわち、来日外国人の総人口比が上昇傾向にあるのに対して、上記のとおり、総検挙人員に占める来日外国人の比率には大きな変動がなく、おおむね2%前後で推移していることとなる。その理由の一

^{*1)} 刑法犯全体から道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷、重過失致死傷及び危険運転致死傷を除いたものをいう。以下、特に断らない限り、本報告において同じ。

^{*2)} 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。以下、特に断らない限り、本報告において同じ。

つとして、近年、不法滞在者の大半を占めると推測される不法残留者数が大きく減少し、これらの者による犯罪が減少していることが考えられる。不法残留者数は、5年の約30万人をピークに一貫して減少し、25年1月では約6万人にまで減っている（法務省入国管理局の資料による。）。また、来日外国人による一般刑法犯検挙人員の在留資格等別構成比の推移を見ると、10年以降では、不法滞在の者の割合は、11年の25.6%をピークに減少し、24年には5.9%にまで減少しており、正規の在留資格を有する者の割合が上昇してきている（警察庁刑事局の資料による。）。つまり、来日外国人の総人口比は増加しているものの、正規に滞在する来日外国人が増加しそのうちの一定の割合の者が犯罪を行っている一方で、不法滞在者の減少によりそれらの者による犯罪は減少していることから、総検挙人員に占める来日外国人の比率はある程度一定しているものと考えられる。同時に正規滞在者による犯罪の割合が相対的に上昇しているものと考えられる。

1-1-1-1 図 来日外国人による一般刑法犯 検挙件数・検挙人員・来日外国人比の推移



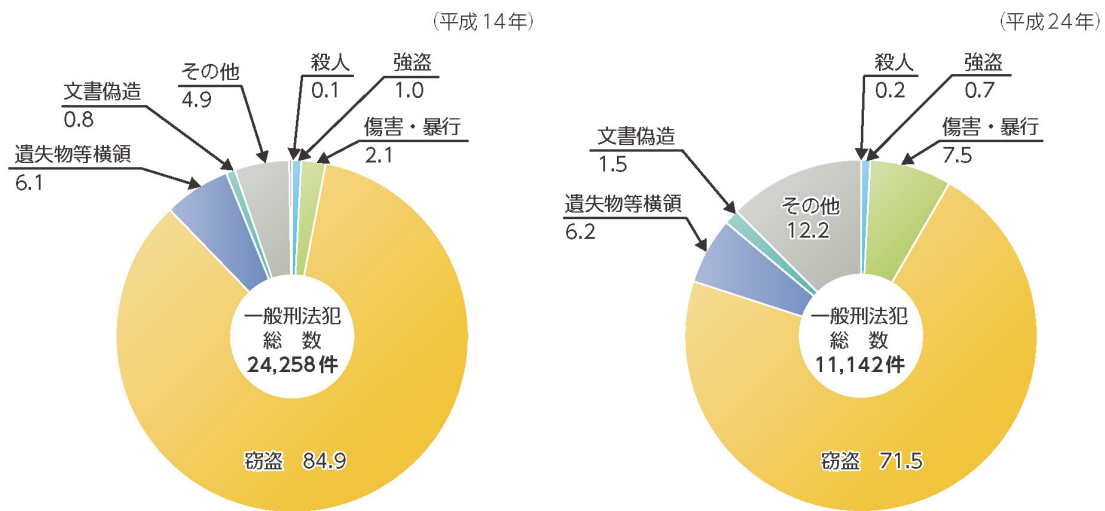
平成14年及び24年における来日外国人による一般刑法犯検挙件数の罪名別構成比を見ると、1-1-1-2 図①のとおりである。いずれの年も窃盗が圧倒的に高い比率を占めているが、24年は、

14年と比べ、窃盗の比率が13.4pt低下し、傷害・暴行の比率が5.4pt上昇している。

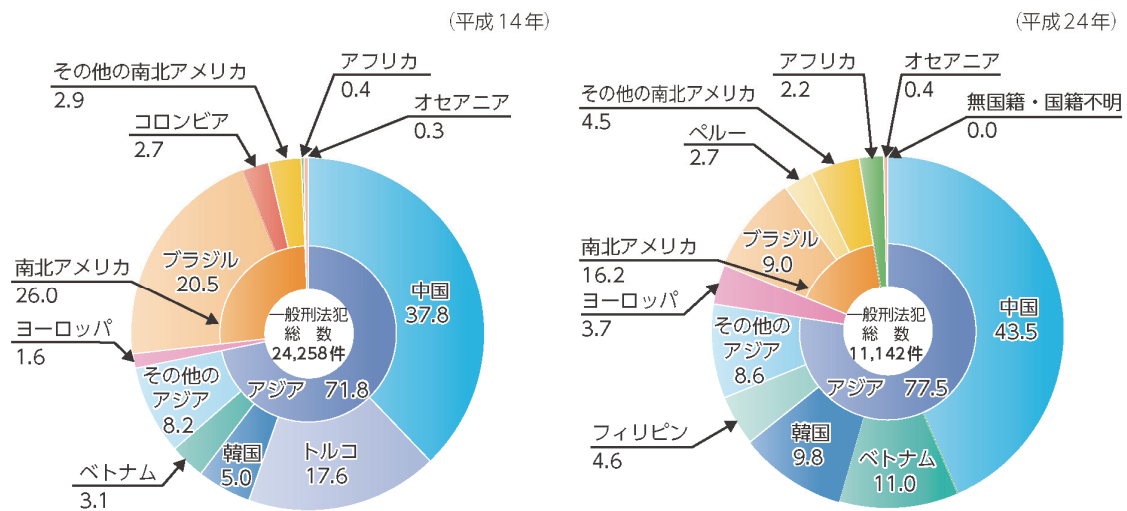
1-1-1-2 図②は、平成14年及び24年における来日外国人による一般刑法犯検挙件数の国籍等別構成比を見たものである。いずれも、地域別ではアジアが、国籍等別では中国（台湾及び香港等を含まない。）がそれぞれ最も高い割合を占めている点に変わりはないが、24年は、14年と比べ、ベトナム、韓国及びフィリピンの占める割合が上昇している一方で、ブラジルが約2割から1割弱に低下し、14年では2割近くを占めていたトルコが24年には1%にも満たないなど、国籍等によっては変動が認められる。

1-1-1-2 図 来日外国人による一般刑法犯 検挙件数の罪名別・国籍等別構成比

① 罪名



② 国籍等



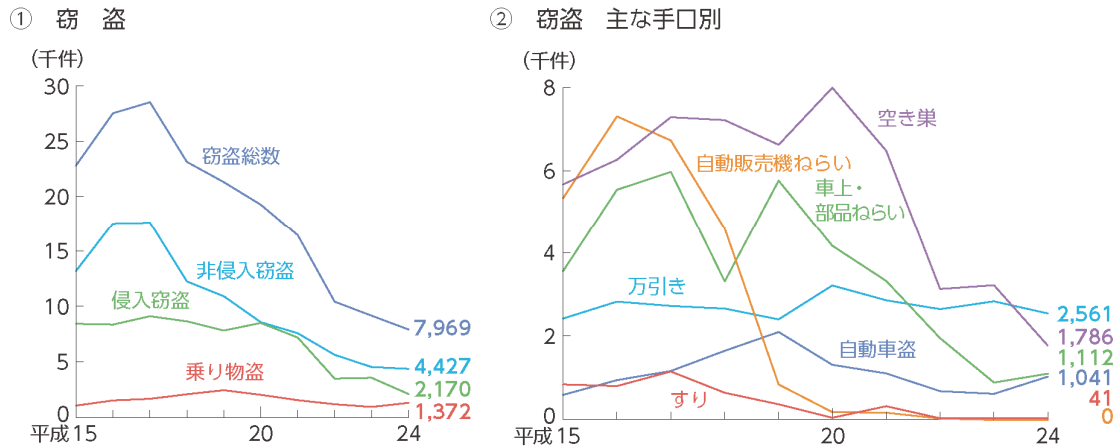
注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 ②の「中国」は、台湾及び香港等を含まない。

2 窃 盗

1-1-2-1 図は、来日外国人による窃盗の検挙件数の推移（最近 10 年間）を見たものである。

1-1-2-1 図 来日外国人による窃盗 検挙件数の推移

(平成 15 年～ 24 年)



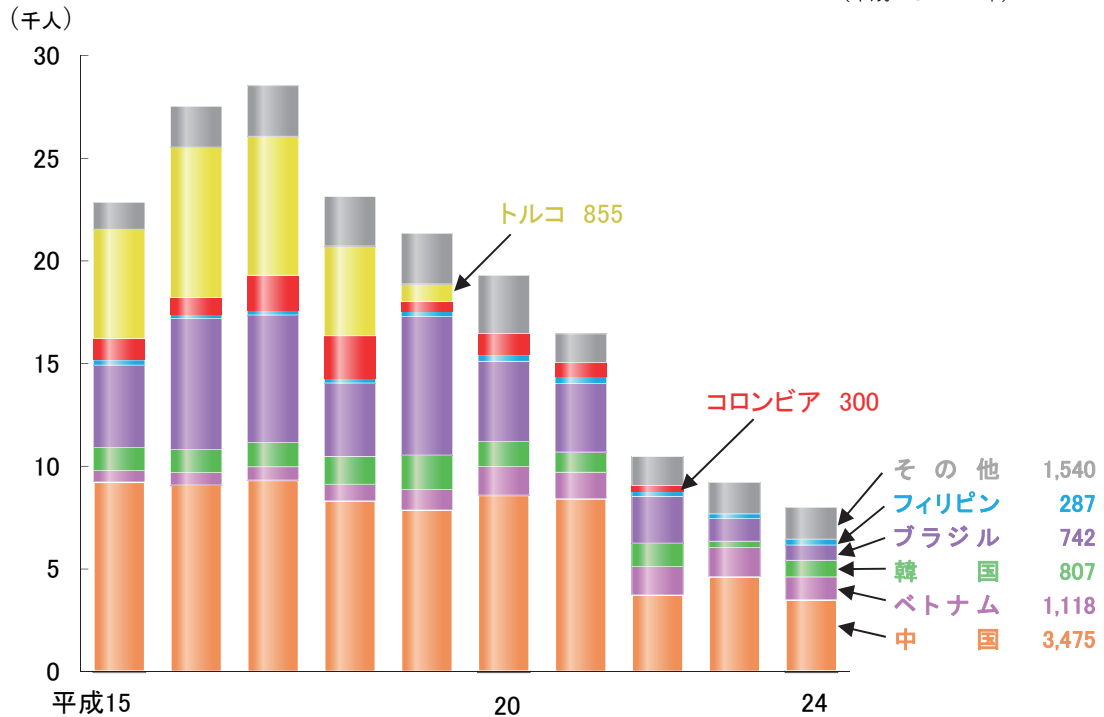
注 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。

窃盗における日本人を含む全体の検挙件数が減少し続けている中で、来日外国人による窃盗の検挙件数も、平成 17 年をピークに一貫して減少している。主な手口別で見ると、空き巣、車上・部品ねらいが減少傾向にあるほか、自動販売機ねらい及びすりが激減し、すりは 22 年以降 50 件未満で推移している。自動販売機ねらいは、16 年には 7,000 件台に達し最も多い手口であったが、23 年以降は 1 件もない。他方、自動車盗及び万引きは、おおむね横ばいで推移しており、24 年では、万引きが、17 年以降最も多かった空き巣を上回り、最も検挙件数の多い手口となっている。

1-1-2-2 図は、来日外国人による窃盗について、検挙件数の推移（最近 10 年間）を国籍等別に見たものである。前記のとおり、来日外国人による窃盗は、平成 17 年をピークとして減少してきているが、その内訳を国籍等別に見ると、18 年から 19 年にかけての総数の減少は、トルコの減少によるところが大きく、また、20 年以降の減少はブラジルの影響が、22 年以降の減少は中国（台湾及び香港等を含まない。）の影響が大きいことが見て取れる。

1-1-2-2 図 来日外国人による窃盗 検挙件数の推移(国籍別)

(平成 15～24 年)



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 「中国」は、台湾及び香港等を含まない。

1-1-2-3 図は、平成 24 年における来日外国人による窃盗の検挙件数について、手口別構成比を更に詳細に見たものである。万引きが約 3 割と最も高く、次いで、空き巣、自動車盗、車上ねらいの順であった。

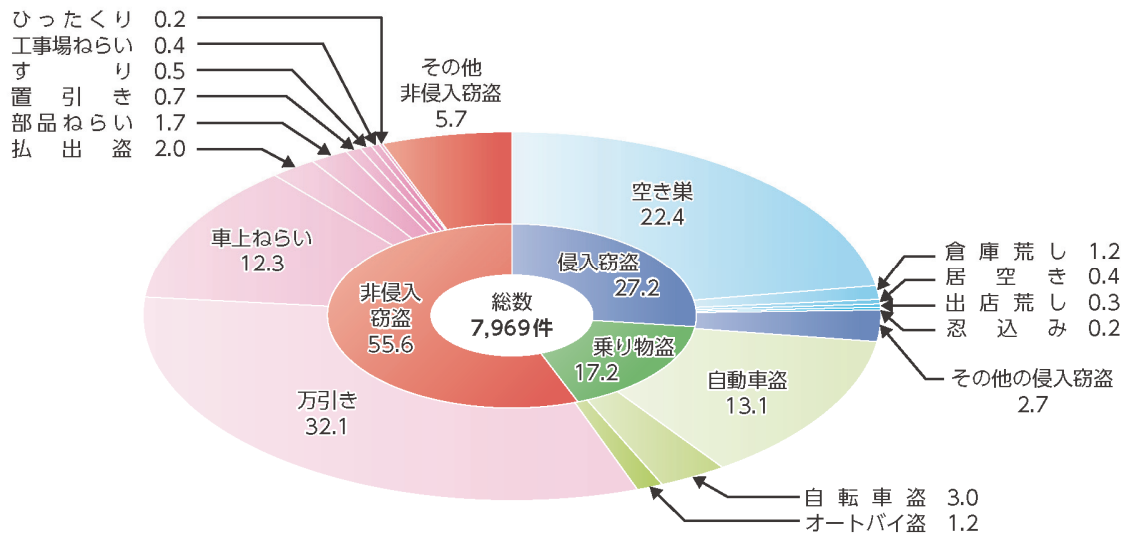
窃盗について、同年における日本人を含む全体の検挙件数の手口別構成比では、万引きは 34.1%と来日外国人と同程度の割合であるものの、空き巣の割合が 7.8%、自動車盗の割合が 2.6%にとどまっている(警察庁の統計による。)。これらと比べると、来日外国人は空き巣及び自動車盗の割合が顕著に高いのが特徴である。

また、平成 24 年における来日外国人による窃盗について、検挙人員一人当たりの検挙件数は 2.93 件であり、日本人を含む検挙人員全体の場合(1.86 件)に比べて多かった(警察庁の統計による。)

なお、平成元年以降の推移を見ると、来日外国人による窃盗検挙人員一人当たりの検挙件数は、8 年以降に窃盗検挙人員全体のそれを上回るようになり、11 年の 6.58 件が最も多かった(同年における窃盗検挙人員全体は一人当たり 3.26 件。警察庁の統計による。)

1-1-2-3 図 来日外国人による窃盗 検挙件数の手口別構成比

(平成24年)



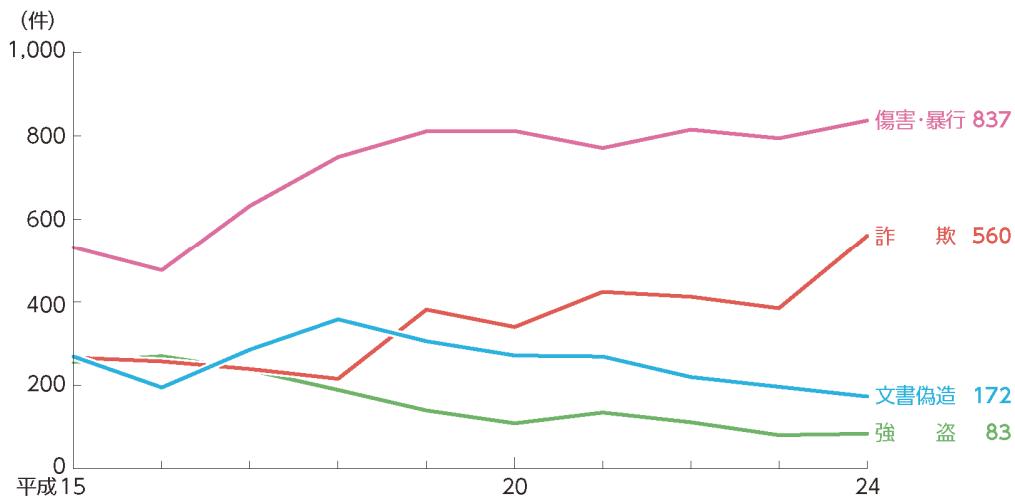
注 警察庁刑事局の資料による。

3 窃盗以外の主な一般刑法犯

1-1-3-1 図は、来日外国人による窃盗以外の主な一般刑法犯の検挙件数の推移（最近 10 年間）を見たものである。傷害・暴行及び詐欺がおおむね増加傾向にある一方で、強盗及び文書偽造が減少傾向にある。

1-1-3-1 図 来日外国人による一般刑法犯（窃盗を除く主要罪名）検挙件数の推移

(平成15年～24年)



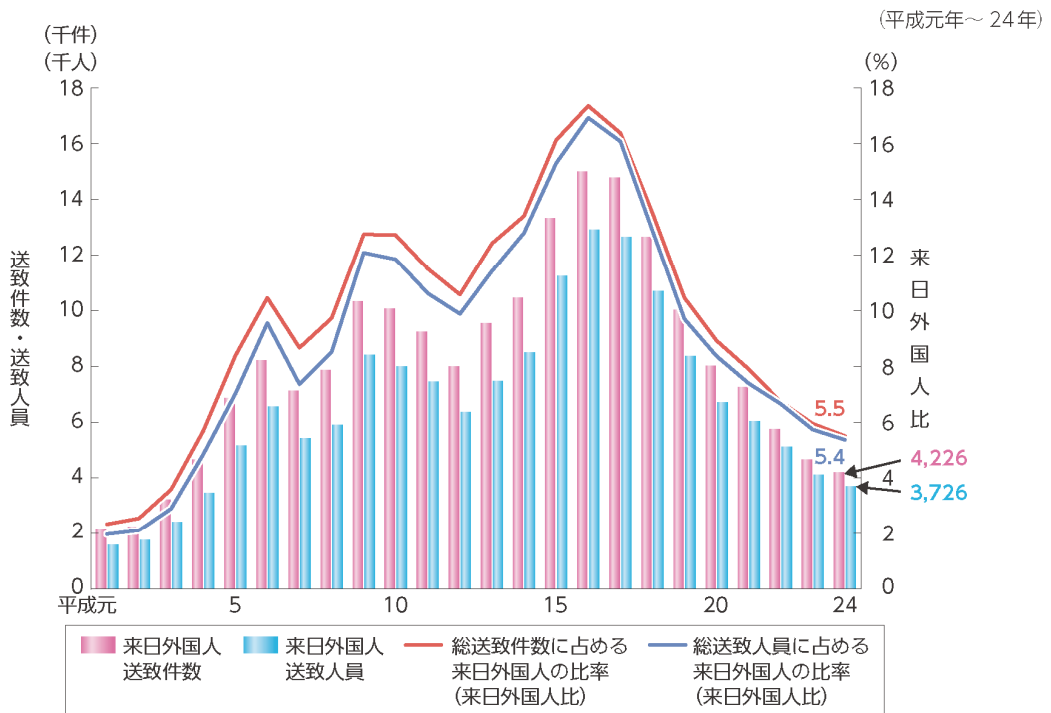
注 警察庁の統計による。

4 特別法犯全体

1-1-4-1 図は、来日外国人による特別法犯（交通法令違反*³⁾（平成 15 年までは交通関係 4 法令*⁴⁾に限る。）を除く。以下この項において同じ。）の送致件数及び送致人員の推移（平成元年以降）を見るとともに、特別法犯における日本人を含む全体の送致件数（総送致件数）又は送致人員（総送致人員）に占める来日外国人の送致件数又は送致人員の各比率（来日外国人比）の推移を見たものである。

来日外国人による特別法犯の送致件数及び送致人員は、いずれも平成 16 年に過去最多数を記録した後、減少し続けており、総送致件数と総送致人員に対する各来日外国人比はいずれも低下している。

1-1-4-1 図 来日外国人による特別法犯 送致件数・送致人員・来日外国人比の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 平成 15 年までは交通関係 4 法令違反を除き、16 年以降は交通法令違反を除く。

*³⁾ 交通関係 4 法令違反に、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成 2 年法律第 55 号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の各違反を加えたものをいう。

*⁴⁾ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）違反、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）違反及び自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）違反をいう。

5 入管法違反

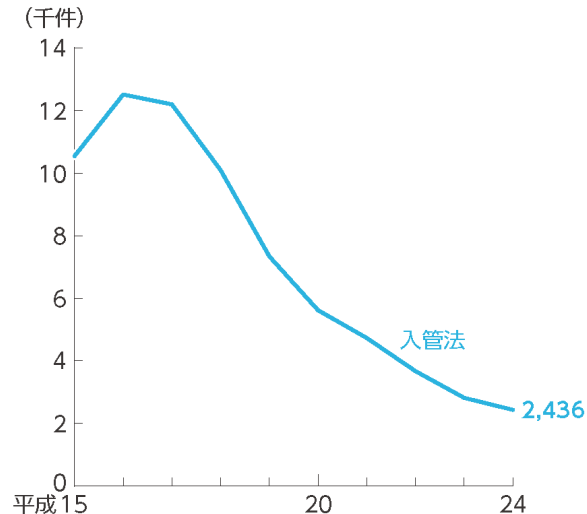
1-1-5-1 図は、来日外国人による入管法違反の送致件数の推移（最近 10 年間）を見たものである。

入管法違反の送致件数は、平成 17 年から減少に転じ、以降、大幅に減少を続けている。これは、例年、入管法違反に占める不法残留の割合が著しく高いところ、16 年以降、不法滞在者に対する取締りが強化されるなどして不法残留者自体が大幅に減少したことや入管法 65 条に基づく身柄引渡しの運用が拡大されたことによるものと考えられる。なお、24 年における違反態様別の送致件数は、不法残留が 1,156 件と最も多く、次いで、旅券不携帯・提示拒否 625 件、不法在留 283 件、資格外活動 244 件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、入管法違反は、例年、来日外国人による特別法犯送致件数に占める割合が最も高く（平成 24 年は 57.6%）、来日外国人による特別法犯全体の送致件数等の減少（1-1-4-1 図参照）は、主に入管法違反の送致件数の減少によるものと考えられる。

1-1-5-1 図 来日外国人による入管法違反 送致件数の推移

（平成 15 年～24 年）



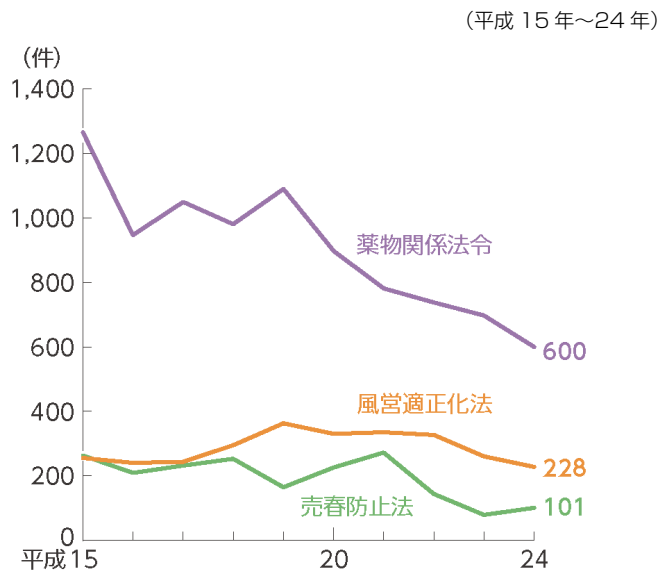
注 警察庁刑事局の資料による。

6 薬物関係法令違反等

1-1-6-1 図は、来日外国人による薬物関係法令違反等の送致件数の推移（最近 10 年間）を見たものである。薬物関係法令違反の送致件数は、平成 16 年に大幅に減少した後増減を繰り返したが、20 年以降は一貫して減少しており、24 年は 15 年と比べ半減した。なお、罪名別の

検挙人員では、麻薬取締法違反と大麻取締法違反が大幅に減少しているが、覚せい剤取締法違反は、16 年以降 300 人台から 400 人台で推移しており、24 年は、328 人であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-6-1 図 来日外国人による薬物関係法令違反等 送致件数の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 「薬物関係法令」は、覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法である。

第2節 検察・裁判

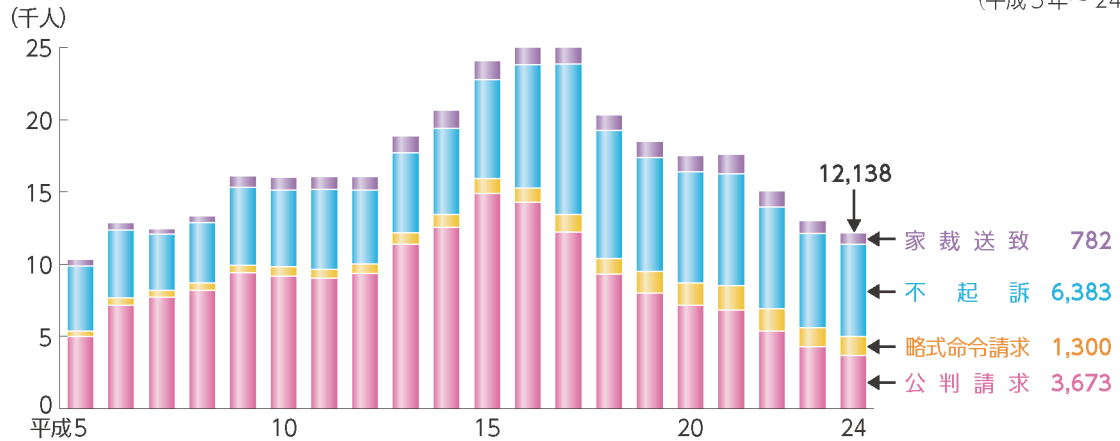
1 被疑事件の処理

1-2-1-1 図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近 20 年間）を見たものである。日本人を含めた全体の終局処理人員（総終局処理人員）が減少傾向にある中で、来日外国人の終局処理人員も平成 16 年をピークに減少傾向にある。

来日外国人被疑事件の公判請求率は、低下傾向にあり、平成 24 年(32.3%)は 15 年(65.4%)から 33.1pt 低下しているが、総終局処理人員の公判請求率（24 年は 27.7%）と比較すると、なお高い状況にある。

1-2-1-1 図 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員の推移

(平成5年～24年)



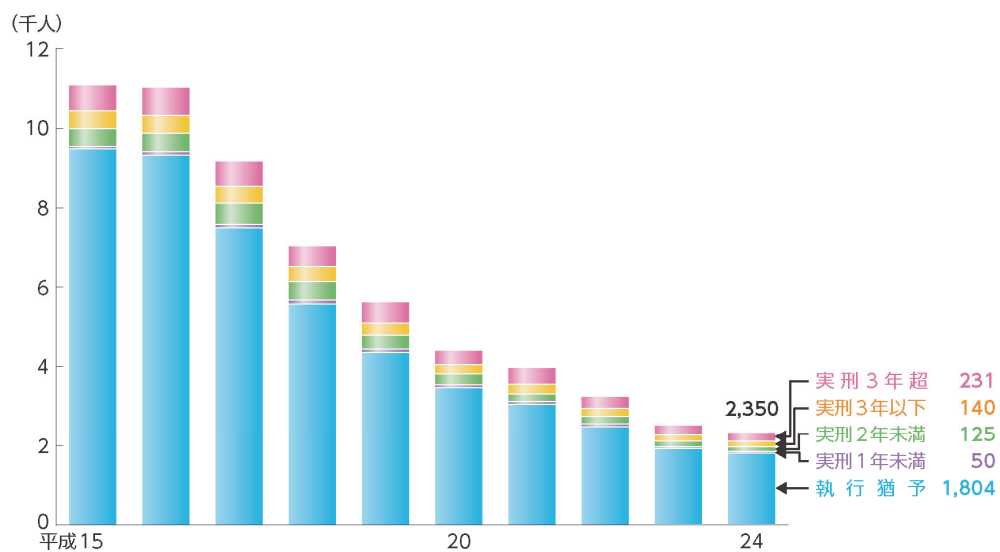
- 注 1 検察統計年報による。
 2 一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

2 裁 判

1-2-2-1 図は、被告人通訳事件の通常第一審における有罪人員及び科刑状況（懲役・禁錮に限る。）の推移（最近10年間）を見たものである。有罪人員は、平成16年から減少しており、24年は15年と比較して78.8%減と大幅に減少した。24年の執行猶予率は76.8%であり、15年（85.5%）から8.8pt低下している。

1-2-2-1 図 被告人通訳事件 通常第一審における有罪人員・科刑状況(懲役・禁錮)の推移

(平成15年～24年)



- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「被告人通訳事件」は、外国人が被告人となった事件で、被告人に通訳・翻訳人が付いたものである。
 3 死刑に係る人員（平成14年、17年及び18年の各1人）は含まない。
 4 「実刑3年超」は、無期を含む。

第3節 刑事施設入所者・保護観察対象者

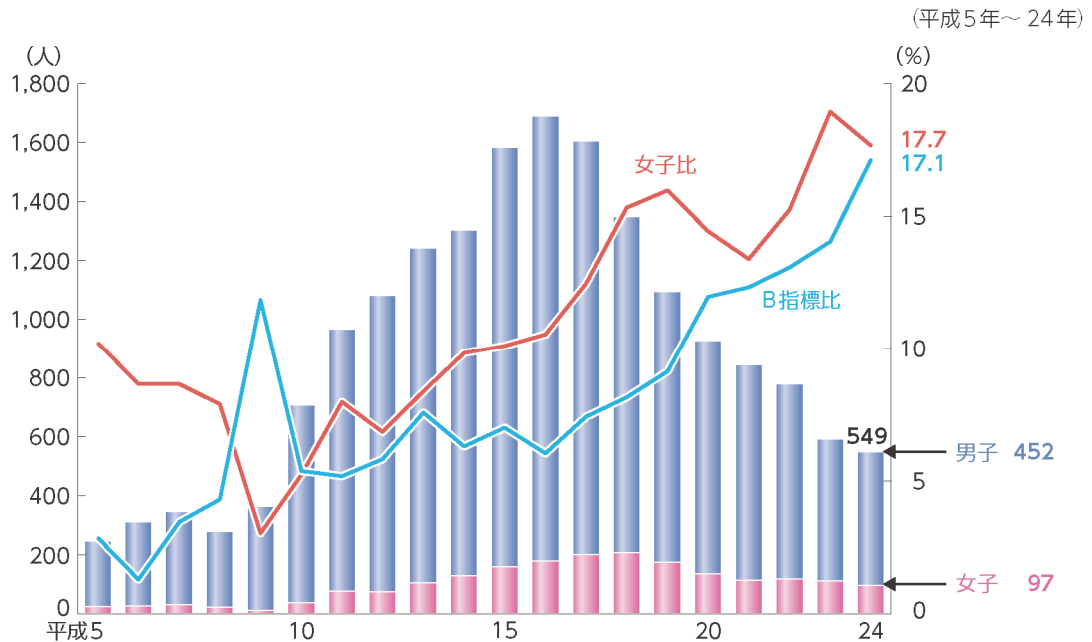
1 刑事施設入所者

平成 24 年における外国人の入所受刑者は、1,010 人（前年比 11.1%減）であった（矯正統計年報による。）。

外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、刑事施設において、F 指標受刑者として、その文化及び生活習慣等に応じた処遇を行っている。平成 24 年末現在、F 指標受刑者の収容人員は、2,122 人（男子 1,910 人、女子 212 人）であり、前年末比で 12.6%減少している（矯正統計年報による。）。なお、10 年以降、19 年を除き、来日外国人の少なくとも約 9 割が F 指標に指定されている。

次に、各年の F 指標入所受刑者人員、そのうち女子及び犯罪傾向が進んでいる者に指定される B 指標の者が占める割合（女子比及び B 指標比）の推移（最近 20 年間）を見ると、1-3-1-1 図のとおりである。F 指標入所受刑者は、平成 10 年から急増し、16 年に 1,690 人まで増加した後減少を続け、24 年は 16 年と比べ 67.5%減となった。日本人を含む全体の入所受刑者（入所受刑者全体）も、最近減少を続けているが、これに占める F 指標入所受刑者の割合は、24 年は 2.2%と、ピーク時の 16 年（5.3%）から大きく低下しており、受刑者全体の減少を上回る勢いで減少していることを示している。なお、F 指標入所受刑者人員は、男女共に減少傾向にあるものの、女子比は、上昇傾向にある上、24 年は 17.7%と入所受刑者全体における女子比（9.0%）より 8.7pt 高い。B 指標比は、17 年から上昇を続けているが、F 指標入所受刑者の再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）が同年から上昇傾向にあることと関連するものとも考えられる（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

1-3-1-1 図 F指標入所受刑者人員・女子比・B指標比の推移

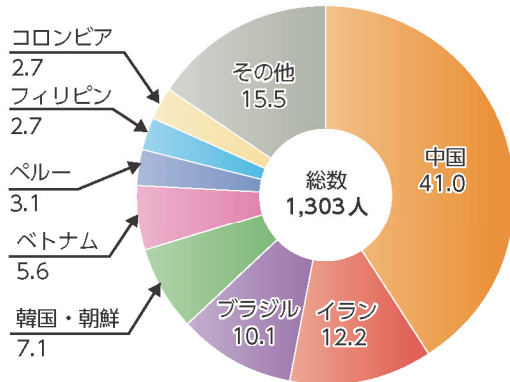


注 矯正統計年報による。

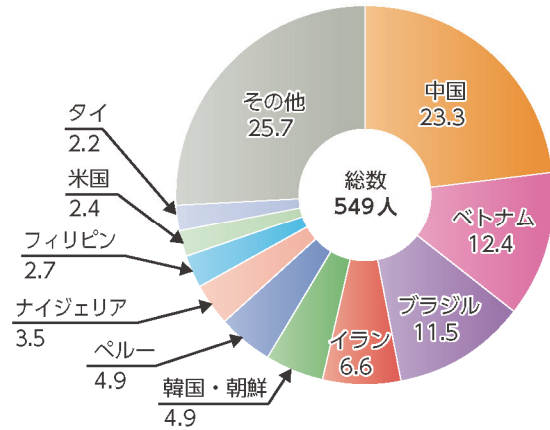
平成24年におけるF指標入所受刑者の国籍等を見ると、中国(128人)、ベトナム(68人)、ブラジル(63人)、イラン(36人)、韓国・朝鮮とペルー(各27人)の順に多く、地域別ではアジアが約6割を占め、次いで南アメリカ(約2割)となっている。この構成比を14年と比較して見ると、1-3-1-2図のとおりである。国籍等別では、14年も24年も中国が最も多かったが、全体に占める割合は41.0%から23.3%と大幅に低下している。地域別では、アジアが占める比率は19.2pt低下している反面、ヨーロッパが9.5pt、アフリカが4.5pt上昇している。また、順位変動は見られるものの、構成比が高い順から6か国等は変わらない一方、これら6か国等が全体に占める割合は79.1%から63.6%へと約16pt低下している。これらのことから、10年前と比べ、F指標入所受刑者の国籍等の多様化、分散化がうかがえる。

1-3-1-2 図 F指標入所受刑者 国籍等別構成比

① 平成14年



② 平成24年



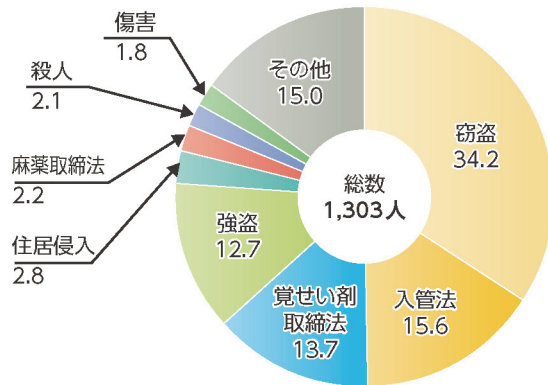
注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

平成24年におけるF指標入所受刑者の罪名別構成比を14年と比較して見ると、1-3-1-3図のとおりである。24年においては、F指標入所受刑者総数が14年の半数以下に落ちた一方、覚せい剤取締法違反については、人員は183人と14年（178人）と同程度であったため、構成比では13.7%から33.3%に大きく上昇し、14年の窃盗と入れ替わって最も高くなっている。窃盗の構成比は14年と24年共に3割強と高い。なお、入管法違反は、14年には窃盗に次いで多かったが、24年は、人員では14年の203人から25人に激減し、構成比では15.6%から4.6%に大きく低下している。

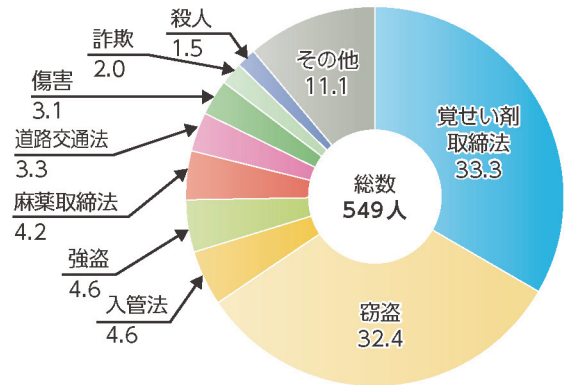
平成24年のF指標入所受刑者を入所受刑者全体と比べると、F指標入所受刑者の方が、入管法違反の比率が高いのは当然として、覚せい剤取締法違反・麻薬取締法違反の薬物犯の比率も高い。一方で、窃盗及び覚せい剤取締法違反の構成比が高く、両罪で全体の6割前後を占める点は共通である。

1-3-1-3 図 F指標入所受刑者 罪名別構成比

① 平成14年



② 平成24年

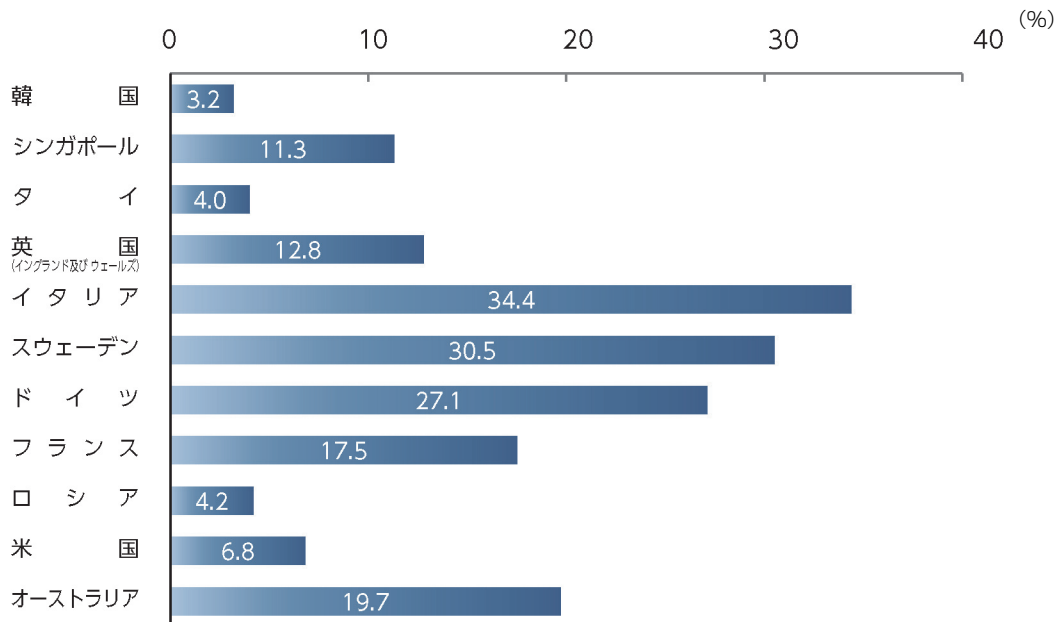


注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 諸外国の状況

我が国における外国人受刑者の概況は以上のとおりであるが、参考として英国の独立系研究機関である刑事施設研究国際センター（International Centre for Prison Studies）がまとめている諸外国の刑事施設における外国人の収容率を見ると、1-3-2-1 図のとおりである^{*5)}。

1-3-2-1 図 諸外国の刑事施設における外国人の収容率



注1 International Centre for Prison Studies の資料による。

2 国名略称は、外務省の「国名表」による。

^{*5)} “World Prison Brief.” International Centre for Prison Studies. 2014. International Centre for Prison Studies. 3 Mar. 2014. < <http://www.prisonstudies.org/world-prison-brief> >

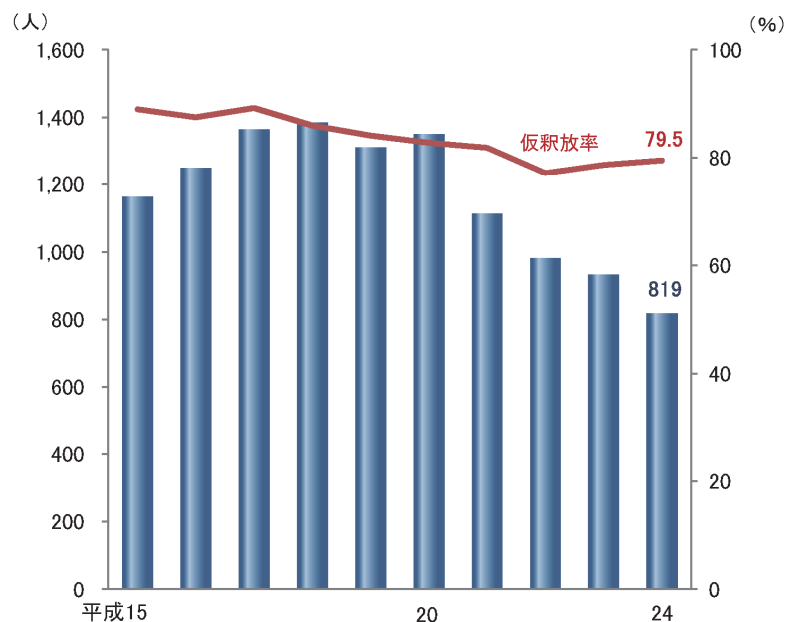
ただし、刑事施設や外国人の定義が国によって異なり、また、同センターが収集する各国統計の調査時点も区々であるため、これらの比率を比較することには相当の留意を要する。なお、厳密な意味での比較はできないが、類似の指標として、我が国における年末在所受刑者人員に占めるF指標受刑者の比率は、前記のとおり平成24年末現在で3.6%（2,122人）であった（矯正統計年報による。）。

3 仮釈放

F指標出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率^{*6)}の推移（過去10年間）は、1-3-3-1図のとおりである。

1-3-3-1 図 F指標出所受刑者の人員及び仮釈放率の推移

（平成15年～24年）



注1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 出所事由が満期釈放又は仮釈放の者に限る。

F指標出所受刑者の仮釈放率は近年低下傾向にあるものの、平成24年の仮釈放率は79.5%であり、出所受刑者全体の24年における仮釈放率53.5%と比較して高い。ただし、以下に記載するとおり、仮釈放となった者のほとんどは退去強制事由に該当しており、仮釈放後に国外退去済み又は退去強制手続により収容中の者が多い。

^{*6)} 仮釈放者 ÷ (満期釈放者 + 仮釈放者) × 100 の計算式で得た百分比をいう。

4 保護観察対象者

平成 24 年における外国人の保護観察開始人員は 1,299 人（前年比 89 人減）で、その内訳は、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）237 人、少年院仮退院者 58 人、仮釈放者 940 人、保護観察付執行猶予者 64 人である。国籍等別では、韓国・朝鮮（383 人）、中国（307 人）、ブラジル（160 人）、フィリピン（96 人）、イラン（89 人）の順に多い。来日外国人に限ると、保護観察開始人員は 876 人で、その内訳は、保護観察処分少年 125 人、少年院仮退院者 43 人、仮釈放者 690 人、保護観察付執行猶予者 18 人であった（保護統計年報による。）。

平成 24 年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察対象者の人員は 703 人（前年末比 4 人減）で、その内訳は、保護観察処分少年 152 人、少年院仮退院者 41 人、仮釈放者 462 人、保護観察付執行猶予者 48 人であった。保護観察処分少年のうち 2 人、少年院仮退院者のうち 2 人、仮釈放者のうち 431 人、保護観察付執行猶予者のうち 4 人の合計 439 人は退去強制事由に該当し、国外退去済みの者が 368 人、退去強制手続により収容中の者が 65 人、仮放免中の者が 6 人であった（法務省保護局の資料による。）。

第2章 外国人の出所受刑者

本章では、平成 24 年における刑事施設出所受刑者のうち、拘留受刑者及び刑期が極めて短いなどの理由で処遇指標の指定を受けなかった 12 人を除く 2 万 7,473 人のデータ（法務省大臣官房司法法制部の資料による。以下本章において「出所者データ」という。）を基に、可能な限り F 指標受刑者（出所時において F 指標が付されていた者）と F 指標の指定を受けていない受刑者（出所時において F 指標と判定されていなかった者。以下本章において「非 F 指標受刑者」という。）を比較しつつ、F 指標受刑者の刑事施設における処遇内容及び釈放の実情を見る^{*7)}。なお、比較に当たっては、受刑者の処遇指標中、その特徴を大きく区別すると思われる、犯罪傾向の進捗（犯罪傾向が進んでいない者を A 指標、進んでいる者を B 指標としている。）に言及する際は、男子の F 指標受刑者については、それぞれ、「F A 指標受刑者」及び「F B 指標受刑者」と呼称するが、非 F 指標受刑者については、「非 F」を略し、単にそれぞれ、「A 指標受刑者」及び「B 指標受刑者」と呼称する。また、女子の F 指標受刑者の場合、犯罪性の進捗との関係では「WF A 指標受刑者」及び「WF B 指標受刑者」と呼称し、非 F 指標受刑者の場合、「WA 指標受刑者」及び「WB 指標受刑者」と呼称する。

第1節 属性

1 人員、年齢及び在所期間

日本人を含む全体の出所受刑者における処遇指標別人員及びそれぞれの年齢、在所期間（月で表されている。）、入所度数の平均、最小値、最大値、標準偏差及び分散は、2-1-1-1 表に示すとおりである。

F 指標受刑者の出所時年齢の平均は 38.7 歳であり、非 F 指標受刑者の 45.5 歳に比較して出所時年齢が若年であるように見える。処遇指標ごとの年齢の分布が大きく異なるが、全体としては有意な差があることが認められる ($w=200.223$, $df(1)=7$, $df(2)=317.739$, $p<0.01$)。そこで、分散の等質性を仮定せず、頑健性の高い Games-Howell 法によって処遇指標間の平均値の

^{*7)} 出所者データにおいては、国籍、在留資格等の記載がなく、それらに基づく分析はできない。

多重比較を行った結果を示したのが 2-1-1-2 図である*⁸⁾。F A 指標受刑者と A 指標受刑者、F B 指標受刑者と B 指標受刑者の間に有意な差があることが認められた。一方女子受刑者においては処遇指標間に年齢の有意な差は認められなかった。

入所度数については、非 F 指標受刑者においては、大きなばらつきがあるが、F 指標受刑者の場合、ばらつきは大きくはない。

在所期間についても処遇指標間でばらつきがあり ($w=70.583$, $df(1)=7$, $df(2)=316.509$, $p<0.01$), F A 指標受刑者の平均は、46 か月余りであった。処遇指標間での平均の差を Games-Howell 法で検定した結果を示したのが 2-1-1-3 図であり、F A 指標受刑者は F B 指標受刑者との間には有意な差が認められないが、A 指標の者に比べて在所期間が長いといえる。一般に、重大事犯でなければ、罰金、執行猶予、実刑などといった段階を踏んで初めての受刑に至る者が多いところ、F A 指標受刑者は、ほぼ初入で、かつ、外国に本拠を持つ者が多いため、過去に退去強制事由に該当する行為があれば原則として国外退去となっているはずであるといえ、これらの者は、退去強制事由に該当するような犯歴を過去に重ねていない場合が多いと思われる。にもかかわらず実刑に処せられていることからすると、今回の入所の原因となった犯行がそれだけで実刑相当、つまり、犯情の悪い場合が多かったと考えられることが在所期間の長さの要因として考えられる。女子の場合、処遇指標間に有意な差は認められなかった。

*⁸⁾ 3 集団以上の平均の比較において、等分散性の比較を行うまでもなく、ウェルチ検定によること、また、等分散を仮定できない多重比較の場合に Games-Howell 法を用いることについては、対馬栄輝. 2007a. 『SPSS で学ぶ医療系データ解析』東京図書。ただし、Games-Howell 法は「標本の大きさが異なる群どうしの比較にはあまり適さない。」(155 頁)とされており、問題なしとはしない。

外国人犯罪に関する研究

2-1-1-1 表 平成 24 年における刑事施設出所受刑者の年齢・入所度数・在所期間

①出所時年齢

処 遇 指 標	総 数	最 小 値	最 大 値	平 均 値	標 準 偏 差
F A	611	21	76	37.0	8.98
F B	103	24	65	43.0	8.95
A	8,605	20	89	42.0	13.59
B	15,858	20	89	47.2	12.85
W F A	101	26	71	43.1	9.89
W F B	24	32	60	45.0	7.33
W A	1,245	21	87	45.2	14.54
W B	926	21	89	48.3	13.74
全 体	27,473	20	89	45.3	13.38

②入所度数

処 遇 指 標	総 数	平 均 値	標 準 偏 差
F A	611	1.0	0.09
F B	103	2.2	0.97
A	8,605	1.0	0.41
B	15,858	4.2	3.33
W F A	101	1.0	0.00
W F B	24	2.5	0.72
W A	1,245	1.0	0.22
W B	926	3.3	2.18
全 体	27,473	3.0	3.00

③受刑在所期間（月）

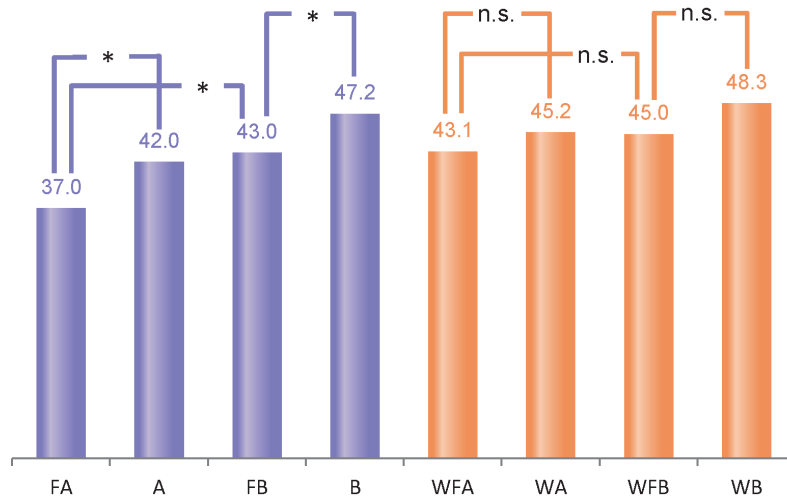
処 遇 指 標	総 数	最 小 値	最 大 値	平 均 値	標 準 偏 差
F A	611	4	159	46.0	29.28
F B	103	3	138	37.2	29.94
A	8,605	1	389	28.1	22.49
B	15,858	1	391	26.4	20.02
W F A	101	2	85	25.8	18.54
W F B	24	4	104	20.4	19.71
W A	1,245	2	179	25.3	16.98
W B	926	2	116	21.7	11.47
全 体	27,473	1	391	27.2	21.01

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 ウェルチの検定による。①w=200.223, df(1)=7, df(2)=317.739, p<0.01

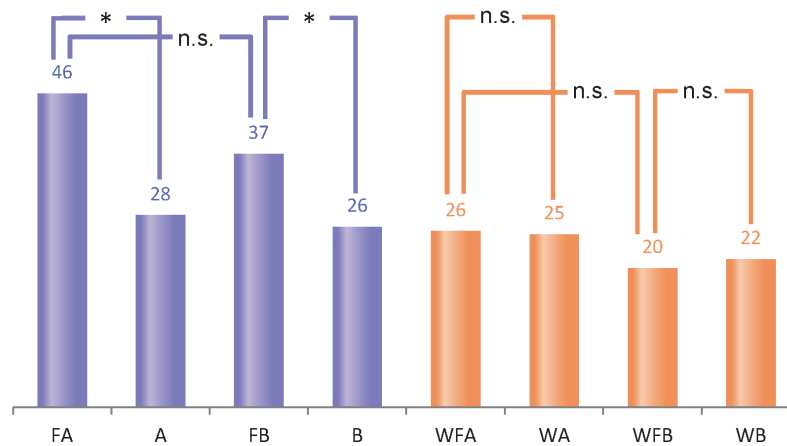
③w=70.583, df(1)=7, df(2)=316.509, p<0.01

2-1-1-2 図 出所受刑者の処遇指標別平均年齢



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 Games-Howell法による多重比較。 * $p < 0.05$

2-1-1-3 図 出所受刑者の処遇指標別平均在所期間

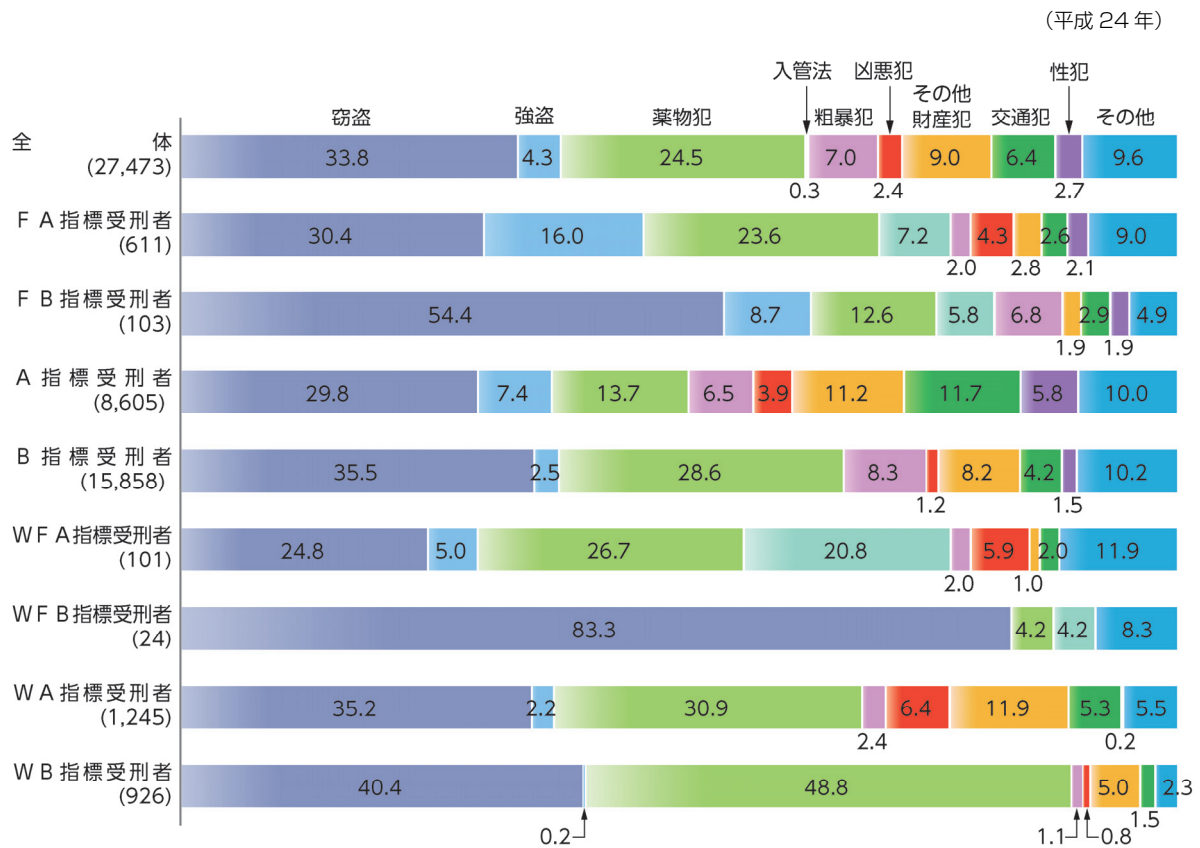


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による
 2 在所期間は月数である。
 3 Games-Howell法による多重比較。 * $p < 0.05$

2 罪 名

出所受刑者の主たる罪名別構成比を処遇指標別に見ると、2-1-2-1 図のとおりである*⁹⁾。全体的には男子、女子共に F B 指標受刑者に窃盗の者の割合が多い。F 指標の男子受刑者の中では、A 指標、B 指標共に入管法違反の者の割合が F 指標受刑者以外と比較して極めて高く、粗暴犯及びその他の財産犯の者が少ない（モンテカルロ法、 $m=10,000$ 、99%有意確率、 $p<0.01$ ）。

2-1-2-1 図 出所受刑者の収容罪名別構成比(処遇指標別)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 () 内は実数である。
 3 モンテカルロ法による。 $m=10,000$ 、99%有意確率、 $p<0.01$

*⁹⁾ 主たる罪名の分類は、平成 25 年版犯罪白書 7-3-1-1-1①表による。ただし、「財産犯」から「窃盗」を独立させている。すなわち、「強盗」は強盗、強盗致死傷及び強盗強姦を、「薬物犯」は麻薬取締法違反及び覚せい剤取締法違反を、「粗暴犯」は公務執行妨害、傷害、傷害致死、暴行、脅迫及び暴力行為等処罰法違反を、「凶悪犯」は放火及び殺人を、「その他財産犯」は詐欺、横領・背任及び盗品等を、「交通犯」は業過致死傷、重過失致死傷、危険運転、自動車運転過失致死傷及び道交法を、「性犯」は強制わいせつ及び強姦を、「その他」は上記分類に属さない犯罪をいう。

第2節 処遇内容

1 作業内容

2-2-1-1 表は全出所受刑者、F 指標受刑者及び非F 指標受刑者の在所時の刑務作業の業種別就業人員を見たものである。全出所受刑者中、作業に就かなかった者は 32 人に過ぎなかったが、それは、全て非F 指標の者であり、F 指標の者にはいなかった。F 指標受刑者のうち、最も多くの者が織物製造作業に就いていた。非F 指標受刑者では経理作業が最も多い職種であったが、これはF 指標の受刑者では少なかった。一方、紙細工作業は、刑事施設の入所者の中でも、高齢・障害等の理由で他の作業に就くことのできない者に指定されることの多い作業であるが、F 指標受刑者でこれに指定されていた者の比率は、非F 指標の者に比較して低かった（モンテカルロ法、 $m=10,000$ 99%有意確率、 $p<0.01$ ）。

2-2-1-1 表 出所受刑者の刑務作業業種別就業人員(処遇指標別)

(平成24年)

作		業		F 指 標 受 刑 者		非 F 指 標 受 刑 者	
総	数	27,473	(100.0)	839	(100.0)	26,634	(100.0)
経	理	5,633	(20.5)	112	(13.3)	5,521	(20.7)
織	物 製 品 製 造	3,474	(12.6)	170	(20.3)	3,304	(12.4)
紙	・ 紙 製 品 製 造	2,901	(10.6)	75	(8.9)	2,826	(10.6)
化	学 製 品 製 造	2,810	(10.2)	113	(13.5)	2,697	(10.1)
紙	細 工	2,533	(9.2)	23	(2.7)	2,510	(9.4)
金	属 加 工 ・ 機 械 組 立 修 理	2,095	(7.6)	114	(13.6)	1,981	(7.4)
木	工	898	(3.3)	32	(3.8)	866	(3.3)
ゴ	ム ・ 可 塑 物 製 品 製 造	751	(2.7)	33	(3.9)	718	(2.7)
電	気 器 具 組 立	626	(2.3)	21	(2.5)	605	(2.3)
金	属 材 料 製 造	444	(1.6)	13	(1.5)	431	(1.6)
印	刷 製 本	432	(1.6)	23	(2.7)	409	(1.5)
そ	の 他 技 能 工	400	(1.5)	10	(1.2)	390	(1.5)
皮	革 ・ 皮 革 製 品 製 造	374	(1.4)	17	(2.0)	357	(1.3)
飲	食 料 品 製 造	208	(0.8)	-		208	(0.8)
農	耕 ・ 牧 畜	185	(0.7)	-		185	(0.7)
サ	ー ビ ス 工	107	(0.4)	1	(0.1)	106	(0.4)
単	純 労 働	80	(0.3)	-		80	(0.3)
建	設 作 業	68	(0.2)	1	(0.1)	67	(0.3)
そ	の 他	3,422	(12.5)	81	(9.7)	3,341	(12.5)
不	就 業	32	(0.1)	-		32	(0.1)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 () 内は業種別構成比である。

2 職業訓練

2-2-2-1 表は、出所受刑者全体の職業訓練の状況を見たものである。出所受刑者全体のうち 2,799 人が何らかの職業訓練を受けている(訓練未修了だった者 155 人を含む)が、そのうち、F 指標受刑者は 15 人であり、F 指標受刑者全体の 1.8%に過ぎない。非F 指標受刑者では 2,784 人で、10.5%であることを考えると、F 指標受刑者の受講率はかなり低いといえる。F 指標受

刑者が受講した職業訓練科目は木工科（３人）、工芸科（革工芸）（２人）、工芸科（織布）（４人）、電気通信設備科・就職支援コース科・建築塗装科・情報処理科（各１人）、その他（２人）であった。

2-2-2-1 表 出所受刑者の職業訓練の有無別人員（処遇指標別）

		(平成24年)			
区	分	総	数	F 指 標 受 刑 者	非 F 指 標 受 刑 者
総	数	27,473	(100.0)	839	(100.0)
	職 業 訓 練 あり	2,799	(10.2)	15	(1.8)
	未 修 了 者	155		-	155
	職 業 訓 練 なし	24,674	(89.8)	824	(98.2)
				23,850	(89.5)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

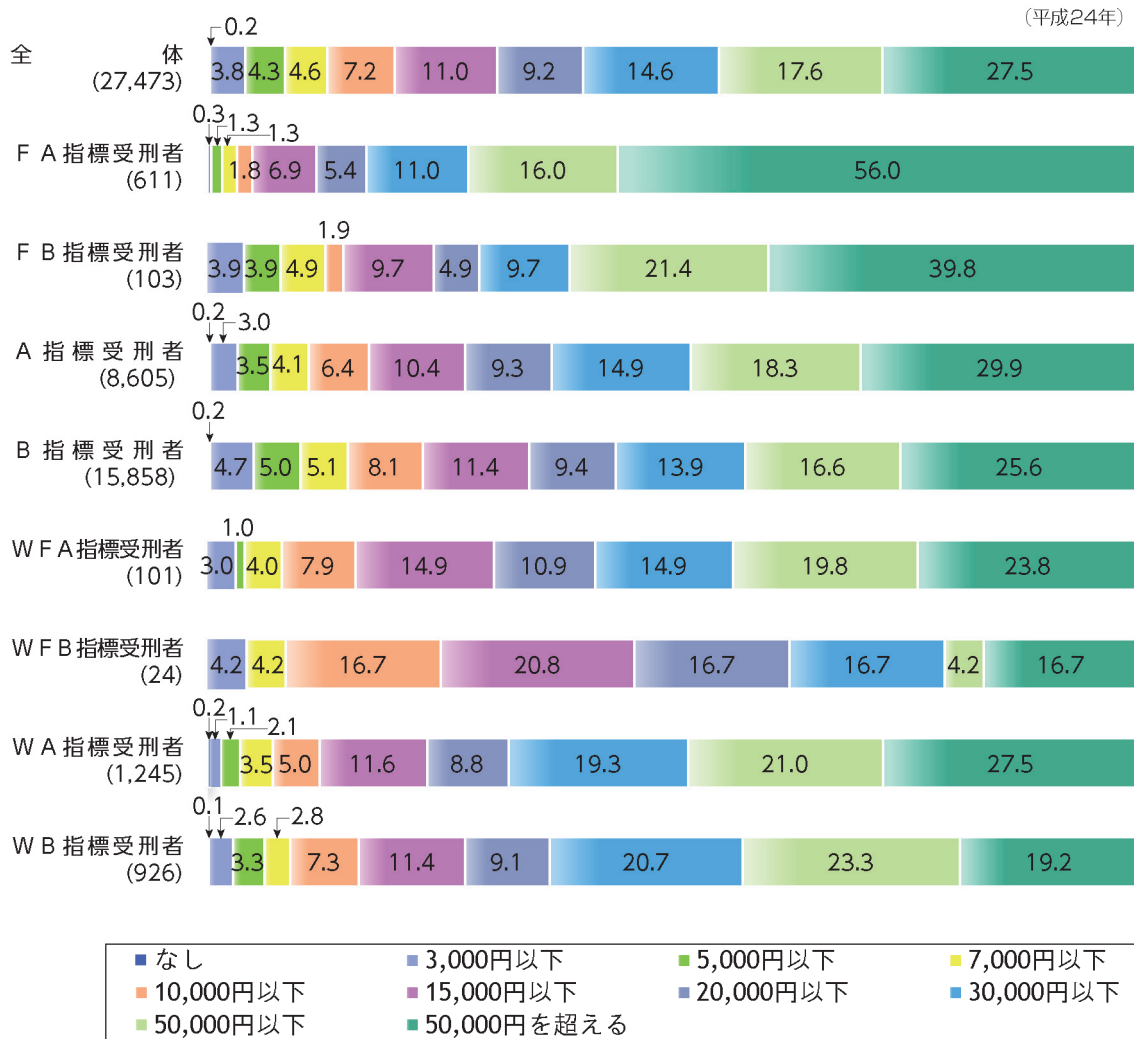
2 「未修了者」は、職業訓練ありの者の内数である。

3 () 内は、構成比である。

3 作業報奨金支給額

作業に従事した受刑者に対しては、釈放時には作業報奨金が支給される。出所受刑者の処遇指標別の作業報奨金支給額の分布を示したのが、2-2-3-1 図である。出所受刑者全体では、5万円を超える作業報奨金を支給された者は27.5%であったが、F A指標受刑者では56.0%、F B指標受刑者においても39.8%であり、全体の中では有意に高い(モンテカルロ法, $m=10,000$, 99%有意確率, $p<0.01$)。ただし、女子についてはこの割合はやや低く、WF A指標受刑者で23.8%、WF B指標受刑者では16.7%であった。作業報奨金額の多寡は、いずれの処遇指標においても、受刑在所期間が伸びると高くなる傾向にあり(全体のスピアマンの順位相関係数, $\rho=0.75$)、前述のとおり、F A指標受刑者については、他の処遇指標の者に比較して平均的に在所期間が長いことから、支給額が比較的高額になっているとも考えられる。

2-2-3-1 図 出所受刑者の作業報奨金支給額別構成比(処遇指標別)



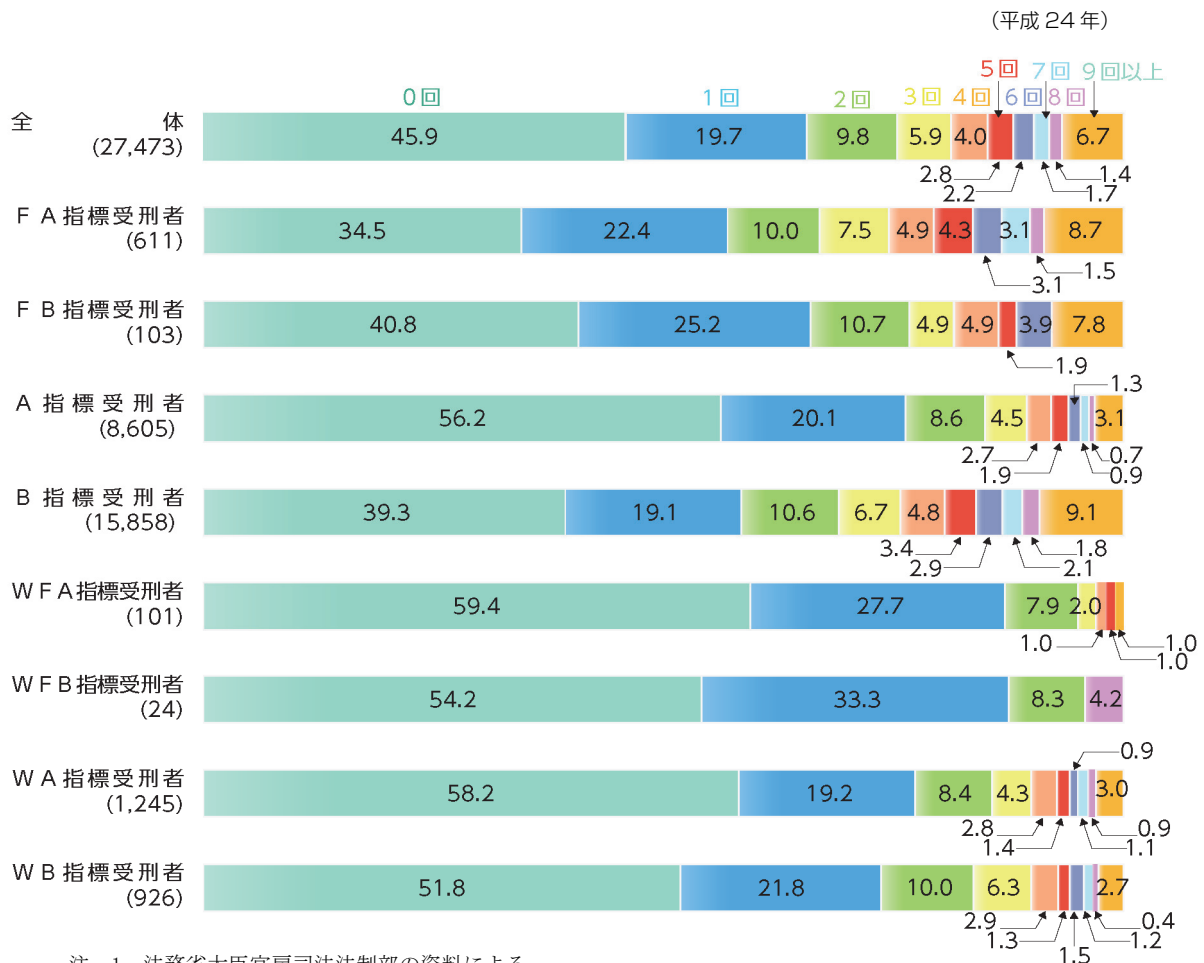
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$
 3 () 内は、実人員である。

4 懲罰回数

受刑中に被収容者が遵守すべき事項を遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わなかったときには、懲罰が科せられるが、平成 24 年の処遇指標別の懲罰回数の分布は 2-2-4-1 図のとおりである。全体では、45.9%の者が全く懲罰を受けることがなかったが、全く懲罰を受けなかった者が最大の割合を占める傾向は、全ての指標の者で共通であった。ただし、F A 指標受刑者では、他の処遇指標の者に比較すると、懲罰を受けなかった者の割合はやや低く、34.5%であった。懲罰が 0 回又は 1 回であった者と 2 回以上で

あった者に分けて見ると、F A指標受刑者とB指標受刑者のみが、1回以下の者について全体の平均である65%を下回っており、他の指標の者に比べて著しく低い。また、9回以上という、多数回の懲罰を受けていた者の割合もF A指標受刑者とB指標受刑者に高かった（モンテカルロ法、 $m=10,000$ ，99%有意確率， $p<0.01$ ）。なお、刑事施設における在所期間が長ければそれだけ規則に違反して懲罰を受ける可能性のある期間が長くなるため、在所期間との相関が疑われるが、これらの数値の順位相関は必ずしも高くなかった（スピアマンの順位相関係数、受刑者全体で $\rho=0.32$ ）。そこで、懲罰が比較的多い傾向がみられたF A指標受刑者とB指標受刑者を比較すると、B指標受刑者においてわずかに高く（スピアマンの順位相関係数、F A指標受刑者 $\rho=0.47$ ，B指標受刑者 $\rho=0.32$ ），F A指標受刑者では、刑期の長さにより多少連動して懲罰を受ける者が増加するが、B指標受刑者の懲罰は刑期の影響をF A受刑者ほど強く受けていないとも考えられる。

2-2-4-1 図 出所受刑者の懲罰回数別構成比(処遇指標別)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 モンテカルロ法による。 $m=10,000$ ，99%有意確率， $p<0.01$

3 ()内は、実人員である。

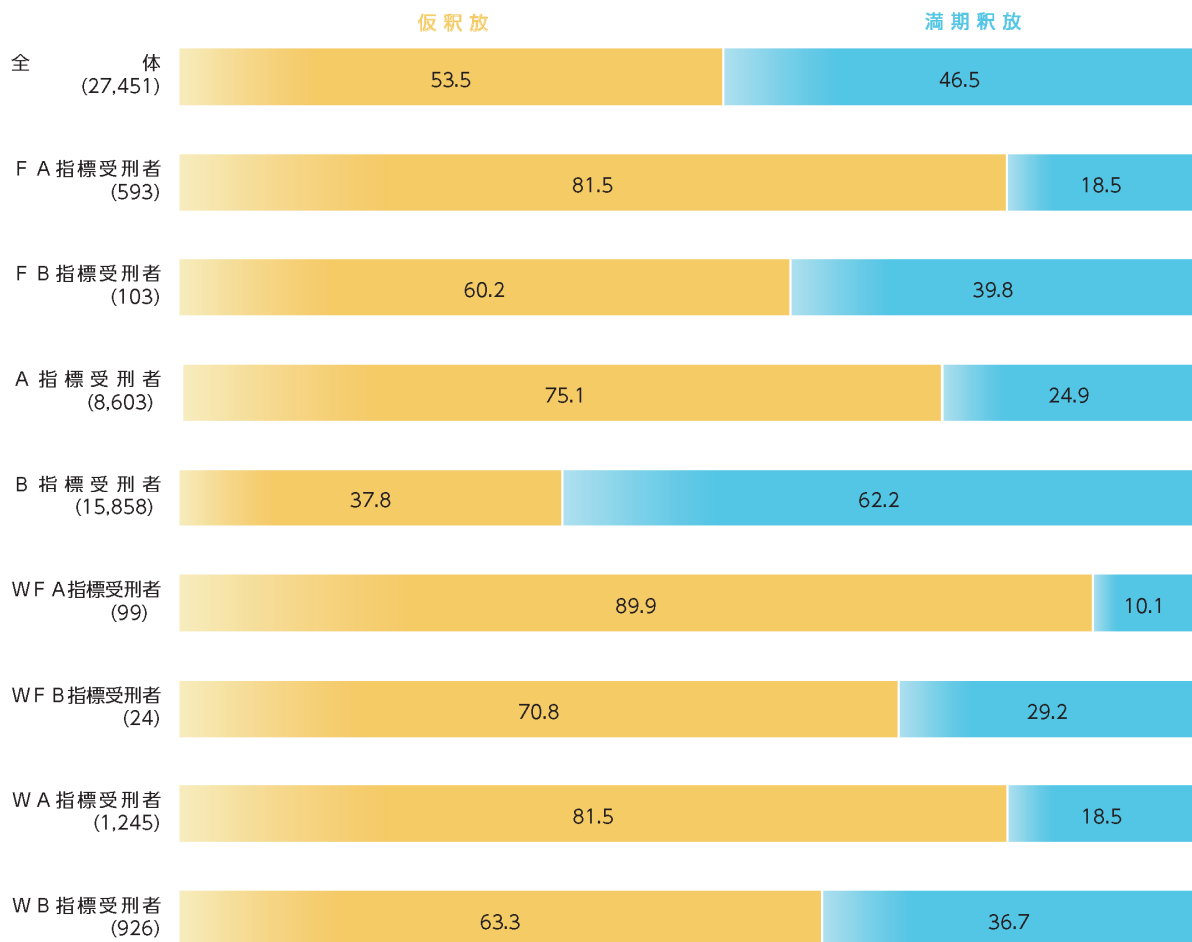
第3節 釈放の状況

1 仮釈放率

出所事由が仮釈放又は満期釈放であった者2万7,451人の処遇指標別の満期釈放・仮釈放別構成比を見たのが、2-3-1-1図である。全体では53.5%の者（1万4,700人）が仮釈放で出所したところ、F A指標受刑者では81.5%（483人）、W F A指標受刑者では89.9%（89人）が仮釈放で出所しており、他の指標の受刑者が仮釈放で出所した割合に比較して高くなっている（ $\chi^2=3867.105$, $df=7$, $p<0.01$ ）。B指標受刑者の仮釈放率が著しく低く（37.8%）、全体の分布に大きく影響を与えているが、総じて、F指標受刑者の仮釈放率は非F指標受刑者の者よりも高い。

2-3-1-1 図 出所受刑者の出所事由別構成比(処遇指標別)

(平成24年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 $\chi^2=3867.105$, $df=7$, $p<0.01$

3 ()内は、実人員である。

2 仮釈放者の刑の執行率

仮釈放になった者のうち、無期であった者を除く 1 万 4,692 人について、刑の執行率（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）を処遇指標ごとに示すと、2-3-2-1 表のとおりである。処遇指標ごとにその分布が大きく異なるが、全体としては有意な差があることが認められる（ $w=412.618$, $df(1)=7$, $df(2)=222.15$, $p<0.01$ ）。そこで、Games-Howell 法によって処遇指標間の刑の執行率の平均値の多重比較を行ったのが 2-3-2-2 図である。仮釈放になった者の中では、F A 指標（82.0%）と A 指標（82.8%）との間において、また、F B 指標（86.2%）と B 指標（88.4%）との間において、刑の執行率にはそれぞれ有意な差がないものの、WF A 指標受刑者とWA指標受刑者の刑の執行率（それぞれ 78.1%及び 81.8%）には有意な差があることが判明した。女子のB指標受刑者の場合、F指標とそうでない者の間には有意な差は認められなかった。

したがって、WF A 指標を除いて、平均的に F 指標受刑者の刑の執行率が低いということはない。

2-3-2-1 表 仮釈放者の刑の執行率(処遇指標別)

(平成24年)						
処 遇 指 標	総 数	平 均 値	最 小 値	最 大 値	標 準 偏 差	
F A	483	82.0	61.3	100.0	8.00	
F B	62	86.2	70.0	98.6	6.87	
A	6,456	82.8	54.2	100.0	7.15	
B	5,984	88.4	51.9	100.0	5.54	
W F A	89	78.1	64.7	97.7	7.83	
W F B	17	86.0	61.1	96.3	8.05	
W A	1,015	81.8	53.6	100.0	7.44	
W B	586	85.7	53.3	100.0	7.12	
全 体	14,692	85.1	51.9	100.0	7.19	

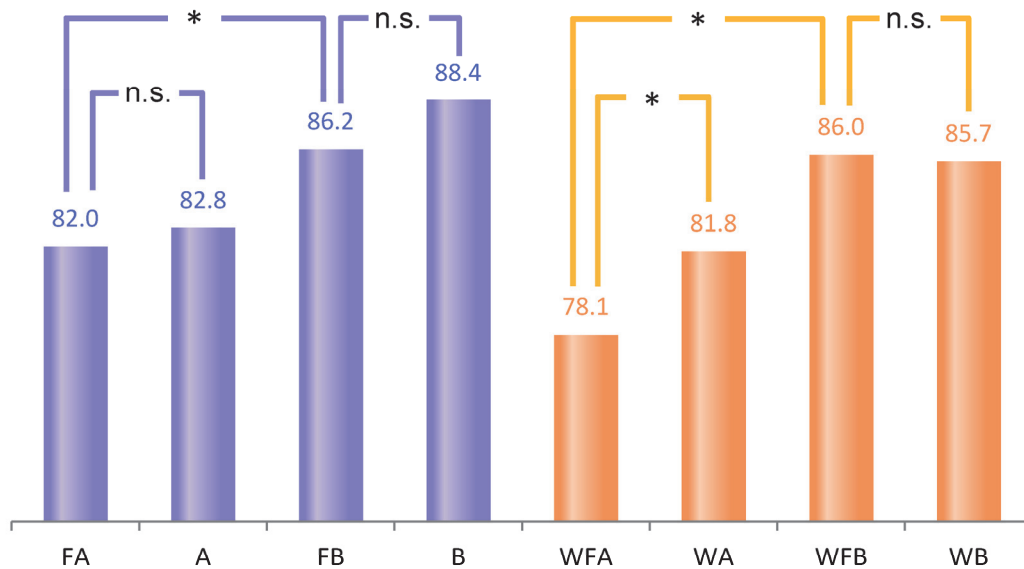
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 無期刑の者は除く。

3 刑の執行率は、在所期間を刑期で除いたものであるが、双方が月数に換算され、1月に満たない日数は1月に換算されているため、刑の執行率が100%になる場合がある。

4 ウェルチの検定による。 $w=412.618$, $df(1)=7$, $df(2)=222.135$, $p<0.01$

2-3-2-2 図 仮釈放者の刑の執行率(処遇指標別)

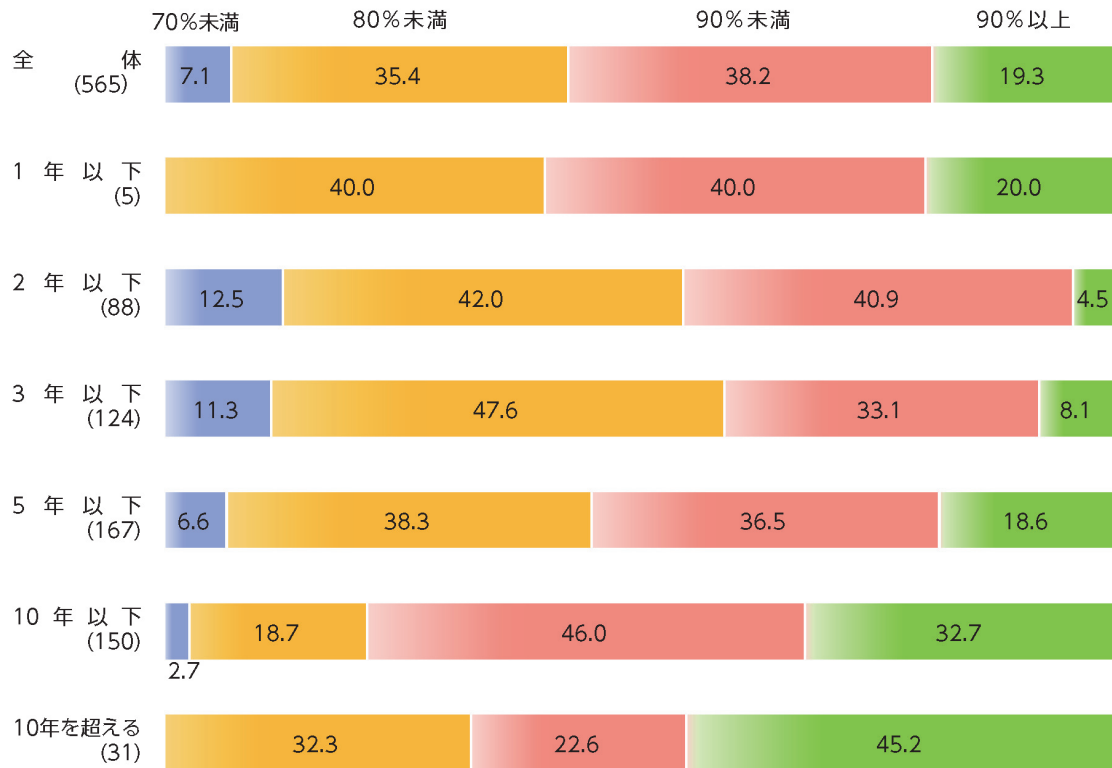


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による
 2 在所期間は月数である。
 3 Games-Howell法による多重比較。 * $p < 0.05$

また、F指標受刑者は、退去強制事由に該当する者が多く、出所時に入国管理局に引渡しとなり、その後退去強制となる者が多い。入国管理局に引き渡された者は、出所者データでは、出所時の帰住先が「その他」に計上されるが、「その他」は、入国管理局へ引渡しのほか、帰住先不明、帰住先が暴力団のもと等、適当な帰住先がない場合に計上される項目である。日本国内に帰住する仮釈放者は、通常、適当な帰住先を有しており、F指標で、仮釈放かつ帰住先「その他」に該当する者は、ほぼ、出所時に入国管理局に引渡しとなった者といつてよいと考えられる。そこで、これらの要件に該当する565人（無期刑を除く）の刑の執行率を刑期別に見ると2-3-2-3図のとおりであった。

2-3-2-3 図 F指標の仮釈放者の刑の執行率別構成比(刑期区分別)

(平成 24 年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 帰住先が「その他」であった者に限る。
 3 $\chi^2=80.417$, $df=15$, $p<0.01$
 4 () 内は、実人員である。

3 仮釈放決定に寄与する要因と F 指標

本項では、平成 24 年出所者中、出所事由が仮釈放及び満期釈放であった男子受刑者 2 万 5,177 人について*10)、仮釈放判断に寄与する要因を特定し、また、F 指標受刑者であることの仮釈放判断への影響等の問題を検討することを試みる。

(1) 仮釈放決定の基準とその判断に寄与すると考え得る要因

仮釈放は、懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときに行われる(刑法第 28 条)。「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則(平成 20 年法務省令第 28 号)」第 28 条によれば、仮釈放を許す処分は、刑の執行のため刑事施設又は少年院

*10) これまでの分析で、女子受刑者については、男子受刑者ほど処遇指標間相互の差がなく、かつ、男子受刑者とは異なる部分が多かったため、分析を男子に限ることとした。

に収容されている者について、①悔悟の情及び改善更生の意欲があり、②再び犯罪をするおそれがなく、かつ、③保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとし、ただし、④社会の感情がこれを是認すると認められないときはこの限りではない、とされている。

「悔悟の情及び改善更生の意欲」(①)は、いずれも主観的要素であり、仮釈放に当たって重視される項目であるが^{*11)}、前記規則では仮釈放審理における調査事項として、「犯罪又は非行の内容、動機及び原因並びにこれらについての審理対象者の認識及び心情(18条第1号)」に加えて、「矯正施設における処遇の経過及び審理対象者の生活態度(同条第5号)」を挙げており、これらの評価によっても認定されるものと思われる。

「再び犯罪をするおそれがなく」(②)については、前記規則18条は具体的な規定をおいていないが、「審理対象者の性格、経歴、心身の状況、家庭環境及び交友関係(同条第4号)」並びに「帰住予定地の生活環境(第6号)」などにより認定されるものと考えられる^{*12)}。

「保護観察に付することが改善更生のために相当である」(③)場合とは、規則18条の審査項目で言えば、「帰住予定地の生活環境」、「審理対象者に係る引受人の状況(同条第7号)」及び「釈放後の生活の計画(同条第8号)」により認定されると思われる。ただし、これらは、積極的検討要因というよりは、どちらかといえば、「悔悟の情及び改善更生の意欲」、「再び犯罪をするおそれがなく」の両基準を充足した者について、さらに総合的に判断して仮釈放が不適当な者を選別する基準とも評される^{*13)}。

「社会の感情」(④)に関しては、社会の正義感情及び被害者感情が考えられる^{*14)}。まず、「社会の正義感情」については、犯罪行為に対する可罰性・有責性や社会の非難の程度が量刑の主たる判断要素であることから、対象者に言い渡された刑期にある程度反映されているものと考えることができる。また、「被害者感情」は、一般的には、「抽象化された、被害者が一般に抱くであろう感情」と考えられている。しかし、現在は、被害者等が希望する場合に対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情を聴取する意見等聴取制度(更生保護法38条)も設けられていることから、具体的な被害感情が重視される制度となっているとの指摘もあ

^{*11)} ただし、「悔悟の情及び改善更生の意欲」というような主観的な許可基準は、仮釈放の決定的かつ中心的な許可基準としては不適当とする意見もある。太田達也. 2011. 「仮釈放要件と許可基準の再検討—「改悛の状」の判断基準と構造—」『法学研究』慶應義塾大学法学研究会, 第84巻第9号: 13-85, 36頁。

^{*12)} 仮釈放の目的に鑑みて、「再犯のおそれがないこと」を仮釈放の積極的許可基準とすることは適当ではないとする議論もある。太田(2011), 41頁。

^{*13)} 太田(2011), 46頁。

^{*14)} 太田(2011), 47-50頁。

る^{*15)}。

ところで、我が国では、これらの仮釈放判断等に寄与する要因とその影響に関する実証的な研究はほとんどなされていない^{*16)}。一方、米国においては、研究が積み重ねられており、その結果をまとめた文献によると、対象者の施設内での態度、犯罪の深刻度、犯罪歴、在所期間、精神状態及び被害者の要請の6つの要因が仮釈放に影響を与えていることが実証されている^{*17)}。

(2) 変数選択及び分析の手法

以上のことから、F指標受刑者であることの仮釈放への影響については、①悔悟の情及び改善更生の意欲、②再犯のおそれがないこと、③保護観察に付することが改善更生のために相当である事情及び④社会の感情という上記の概念を具体的に表す変数に置き換えることで、統計的な分析が可能になると考えられる。出所者データは刑事施設内における処遇の内容を客観的に示すものであり、仮釈放の判断の分析に必要とされる要因を完全に備えているわけではないが、使用可能と思われる変数も存在する。

まず、「悔悟の情及び改善更生の意欲」(①)は主観的要素が主たる評価項目である一方、出所者データには対象者の主観的要素を示す項目がない。ただ、対象者の更生への意欲は受刑中の態度や処遇への取組状況等によってある程度推認することが可能であり、上記規則でも「生活態度」を調査事項としていることから、本分析では「作業報奨金支給額」及び「懲罰回数」を利用する。

他の条件が同じであると仮定すれば、作業に真摯に取り組んだ者は、真摯に取り組まなかった者に比較して多くの作業報奨金を得ることができるのであるから、支給額の程度は矯正施設における生活態度の一部としてみるができると思われる。出所者データ上、「作業報奨金額」は、「なし」、「3,000円以下」、「5,000円以下」、「7,000円以下」、「10,000円以下」、「15,000円以下」、「20,000円以下」、「30,000円以下」、「50,000円以下」及び「50,000円を超える」という10段階の順序尺度で入力されている。しかしながら、本章第2節3項で見たとおり、F指標受刑者については、作業報奨金を支給されなかった者は皆無であった。後述するロジス

^{*15)} 太田(2011), 60頁。

^{*16)} 太田(2011), 15頁。

^{*17)} Caplan, Joel M. 2007. "What Factors Affect Parole: A Review of Empirical Research." *Federal Probation*: Vol. 71, Number 1.
<http://www.uscourts.gov/viewer.aspx?doc=/uscourts/FederalCourts/PPS/Fedprob/2007-06/index.html>

ティック回帰分析においては、あるカテゴリーに該当するケースが0件であった場合、計算が不安定になることがあるため^{*18)}、カテゴリーを3つに集約し、作業報奨金支給額が15,000円以下の者を「低額」、50,000円以下の者を「中程度」、50,000円を超える者を「高額」とした。前記のとおり、その多寡については在所期間との相関が高いため（本章第2節3項）、その効果を独立に見るためには在所期間を統制することが必要となるが、後記の刑期区分が在所期間との相関が極めて高い（スピアマンの順位相関係数、 $\rho=0.95$ ）ため、今回は刑期区分を統制変数として代用することとする。

受刑中の態度は、懲罰の回数でも推認することが可能である。悔悟の情があり更生の意欲のある者は、通常、刑事施設の規律の範囲内で生活するものであり、そのような生活をしていれば懲罰を受けることもないからである。なお、懲罰の回数は在所期間との相関が高くない（本章第2節4項参照）。

欧米の再犯研究においては、過去の犯罪行為の多さと年齢が若いことは強い静的な再犯予測因子に含まれると考えられている^{*19)}。そこで、「再犯のおそれがないこと」(②)に関しては、対象者の刑事施設入所回数及び出所時年齢が再犯予測因子として使用可能であると思われる。再犯研究においては、対象者の性格、経歴、家庭環境及び交友関係も予測因子として議論されているが、出所者データには該当項目がなかった。

「保護観察に付することが改善更生のために相当である事情」(③)については、出所者データに該当する事項がないが、仮釈放された者については、通常、帰住先が確定していることから、出所者データへの計上時には、これらの項目はすでに充足されていると考えられるため、今回は検討しないこととする。

「社会の感情」(④)中、被害者感情や意見に関する項目は、出所者データに含まれていないため、検討することができないが、前記のとおり、社会の正義感情は対象者への量刑で表すことが可能であると考えられる。本データ上、「刑期」は月数で入力されており、そのままでは無期刑の取扱いが困難となるので、犯罪白書で用いられている、「1年以下」、「2年以下」、「3年以下」、「5年以下」、「10年以下」及び「10年を超える」の6カテゴリーの刑期区分に集約した。

さらに、「社会の感情」の判断に当たっては、罪種も考慮要素と考え得る。例えば、大きな

^{*18)} Hosmer, David W., Stanley Lemeshow, and Rodney X. Sturdivant. 2013. *Applied Logistic Regression: Third Edition*. Wiley, 90頁。

^{*19)} Gendreau, Paul., Tracy Little and Claire Goggin. 1996. "A Meta-Analysis of the Predictors of Adult Offender Recidivism: WHAT WORKS!" *Criminology*. Vol. 34, No. 4: 575-608.

社会的脅威であると一般に認識されていると思われる殺人や性犯罪を犯した者については、その罪種が仮釈放判断に影響を与えていることも考えられるところであり、これらも併せて検討することとした。なお、米国では、性犯罪者の仮釈放判断が厳しくなっているとの研究もある*20)。

最後に、本分析の中心である、F指標受刑者であることの仮釈放判断への影響については、前記の独立変数にF指標受刑者か否かをダミー変数として挿入することで、他の要因の影響を統制した上で、その効果を見ることとする。

ここで検証しようとする仮釈放判断は、「仮釈放」又は「満期釈放」という二つの値のいずれかを取るため、これを従属変数とし、そのほかの「入所度数」、「刑期」、「出所時年齢」、「作業報奨金支給額」、「懲罰回数」、「罪名（性犯罪及び殺人罪）」及び「F指標の有無」を独立変数とするモデルを作成し、多重ロジスティック回帰分析を行うことが適切である*21)。多変量解析を行うことにより、ある独立変数の従属変数（この場合、仮釈放か満期釈放かという結果）への影響について、分析に用いた他の変数の影響を同一だと仮定した上で検討することが可能となる。全体的なモデルでF指標の効果が測定された場合、処遇指標別のモデルを作製してさらに検討することとする。

(3) 分析結果

独立変数中、順序や間隔を考慮することが意味をなさない罪種及びF指標該当の有無を除くものの順位相関を示したのが、2-3-3-1表である。

2-3-3-1 表 独立変数間の順位相関係数(スピアマンの ρ)

	入 所 度 数	懲 罰 回 数	刑 期 区 分	作 業 報 奨 金 支 給 額	出 所 時 年 齢
入 所 度 数	1	0.134**	-0.123**	0.098**	0.426**
懲 罰 回 数	0.134**	1	0.244**	0.042**	-0.050**
刑 期 区 分	-0.123**	0.244**	1	-0.714**	-0.063**
作 業 報 奨 金 支 給 額	0.098**	0.042**	-0.714**	1	0.033**
出 所 時 年 齢	0.426**	-0.050**	-0.063**	0.033**	1

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 ** $p < 0.01$

*20) Huebner, Beth M. and Timothy S. Bynum. 2006. "An Analysis of Parole Decision Making Using A Sample of Sex Offenders: A Focal Concerns Perspective." *Criminology*. Vol. 44, No. 4:961-991.

*21) 対馬栄輝. 2008. 『SPSS で学ぶ医療系多変量データ解析』東京図書. Hosmer, Lemeshow and Sturdivant (2013)

いずれの相関も有意であるが、刑期区分と作業報奨金支給額の区分の間の相関が強い($\rho = -0.71$)。これは、前記のとおり、刑期区分が上昇する(長期になる)者ほど作業報奨金支給額の区分が上昇するという傾向を示している。相関に負の符号が付いているのは後の分析のために作業報奨金が「高額」のものを1,「中程度」を2,「低額」を3と、変数の与え方を逆転させたためである。このように強い相関がある変数を回帰分析に用いるのは慎重であるべきだが、刑期区分については、作業報奨金支給額の効果を刑期の影響を統制した上で見る目的もあるので、使用することとした。その他の変数については、相関が低い。また、独立変数間の多重共線性は認められなかった。

ア 全体モデル

「全体モデル」は、出所事由が満期釈放及び仮釈放であった男子受刑者全体に当てはまるモデルであり、前記の変数のロジスティック回帰分析の結果を示したのが、2-3-3-2 表である。

外国人犯罪に関する研究

2-3-3-2 表 仮釈放決定に寄与する要因 分析結果（全体モデル）

① 従属変数のエンコード

元の値	内部値
満期釈放	0
仮釈放	1

② カテゴリ変数のコーディング

		数	パラメータ コーディング	
			(1)	(2)
罪名	性犯罪	745.00	1.00	0.00
	殺人	367.00	0.00	1.00
	その他の犯罪	24045.00	0.00	0.00
	高（5万円を超える）	7001.00	1.00	0.00
作業報奨金支給額	中（5万円以下）	10214.00	0.00	1.00
	低（1.5万円以下）	7942.00	0.00	0.00
F指標	F	696.00	1.00	
	非F	24461.00	0.00	

③ モデル係数のオムニバス検定

	カイ2乗	自由度	有意確率
ステッブ	11005.870	9	0.00
ブロック	11005.870	9	0.00
モデル	11005.870	9	0.00

④ モデル要約

-2 対数尤度	Cox-Snell R2 乗	Nagelkerke R2 乗
23841.814	0.354	0.473

⑤ 方程式中の変数

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp(B)	EXP(B) の 95% 信頼区間	
							下限	上限
入所度数	-0.260	0.008	1,181	1	0.000	0.771	0.760	0.782
出所時年齢	-0.023	0.001	288	1	0.000	0.977	0.975	0.980
作業報奨金支給額			316	2	0.000			
高（5万円を超える）	0.298	0.063	22	1	0.000	1.347	1.191	1.524
中（5万円以下）	0.684	0.042	264	1	0.000	1.982	1.825	2.152
F指標	0.762	0.121	40	1	0.000	2.143	1.692	2.714
罪名			141	2	0.000			
性犯罪	-0.788	0.095	68	1	0.000	0.455	0.377	0.548
殺人	-1.310	0.144	83	1	0.000	0.270	0.203	0.358
刑期区分	0.702	0.024	857	1	0.000	2.018	1.925	2.115
懲罰回数	-0.601	0.010	3,353	1	0.000	0.548	0.537	0.560
定数	0.643	0.072	81	1	0.000	1.902		

⑥ 分類テーブル

観測		予測	
		仮釈放	有罪無罪
仮釈放	満期釈放	8,752	3,412
	仮釈放	2,319	10,674
全体のパーセント			77.2

注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

モデルは③表で示すとおり、変数を投入しない状態に比較すると有意 ($p < 0.01$) に異なっており、意味がある。今回検討した独立変数に対する係数 (B) はすべて有意 ($p < 0.01$) である (⑤表)。入所度数、出所時年齢、懲罰回数はいずれも係数が負の値であり、入所度数、出所時年齢、懲罰回数の上昇が仮釈放の対数オッズ比を引き下げる (仮釈放決定が出にくい) 方向に働いている。また、他の犯罪に比べて、性犯罪であること及び殺人罪であることも仮釈放決定が出にくい方向に働いている。ダミー変数として投入した F 指標を見ると、F 指標であることは F 指標でないことに比較して、仮釈放の対数オッズ比を引き上げる方向に作用している。作業報奨金支給額は低額である場合に比べて、中程度であること及び高額であることが仮釈放の対数オッズ比を引き上げている。また、 $\text{Exp}(B)$ の値を検討すると、F 指標であること ($\text{Exp}(B) = 2.14$)、殺人であること ($\text{Exp}(B) = 0.27$) 等の影響力が強いことが分かる*²²⁾。

また、モデルの説明力を示す Cox-Snell の R^2 乗及び Nagelkerke の R^2 乗は 0.35 及び 0.47 であり (④表)、今回投入した独立変数で、全体の 3 割から 4 割強を説明している*²³⁾。

また、予測確率を見ると本モデルは現実の仮釈放及び満期釈放の判断のうち 77.2% を正しく予測しており (⑥表)、予測精度はかなり高いといえる。

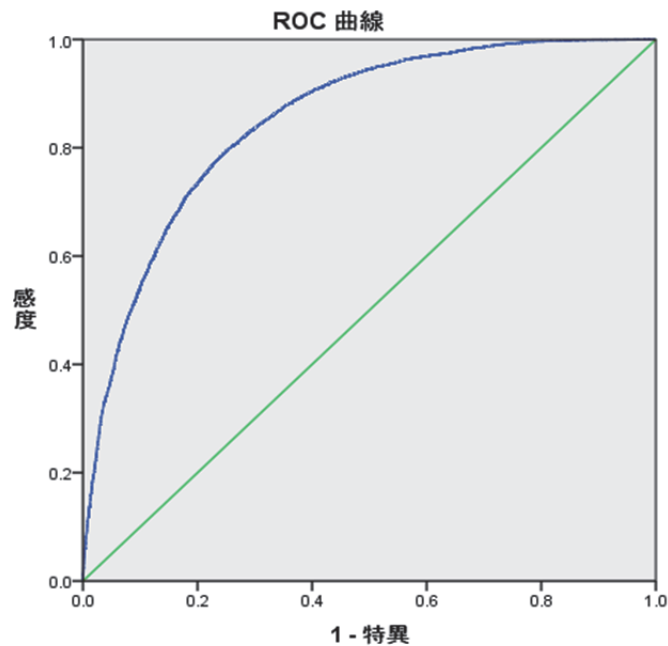
さらに、実際に仮釈放であったケースを本モデルにより仮釈放と正確に予測した正解率 (感度) と満期釈放を正しく満期釈放と予測した正解率 (特異度) の関係について ROC 曲線 (受信動作特性曲線: Receiver Operating Characteristic Curve) を描くと 2-3-3-3 図のとおりである。この曲線の下にある面積が 0.5 の場合はモデルには意味がなく、1 に近いほどモデルの適合性が高いといわれているが*²⁴⁾、本モデルの面積は 0.85 であり、かなり良好であるといえる。

*²²⁾ $\text{Exp}(B)$ は独立変数が 1 単位増加したときの従属変数のオッズへの影響を表す。値が 1 から離れるほど影響力が強いと考えられる。

*²³⁾ これらの指標には線形回帰の場合の R^2 乗ほどの明確な基準はないとされる。対馬 (2008), 129 頁。

*²⁴⁾ 内田治. 2011. 『SPSS によるロジスティック回帰分析』オーム社

2-3-3-3 図 全体モデル ROC曲線及び曲線の下領域積



曲線の下領域積(AUC)

検定結果変数: 予測確率				
面積	標準誤差	漸近有意確率	漸近 95%信頼区間	
			下限	上限
0.852	0.002	0.000	0.848	0.857

注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

イ 処遇指標別モデル

全体モデルが有効であったため、同様の変数を、A指標、B指標、F A指標及びF B指標の処遇指標別の集団に当てはめた結果が、2-3-3-4 表である（各処遇指標に当てはめたモデルを「処遇指標別モデル」といい、区別のために適宜処遇指標を前に付けることとする。）。

いずれの処遇指標別モデルも、変数を持たない定数項のものに比べて有意に異なっていたが（表には示していない）、その説明力はまちまちであった。（2-3-3-4 表①Nagelkerke のR²乗参照）。各変数の有意確率にばらつきがあったが、F指標に対するモデルに着目すると、F A指標モデルでは、係数が有意だったのは、出所時年齢、刑期区分及び懲罰回数のみであり、作業報奨金支給額の係数は有意ではなく、性犯罪及び殺人の罪名についての係数は有意ではあるもののばらつきが大きく（②表中のExp(B)の95%信頼区間参照）意味があるものとはいえない。F B指標モデルでは、年齢、作業報奨金支給額、懲罰回数の係数は有意だったが、その他の係数は有意ではなかった（②表参照）。分類テーブル（③表）を見ると各モデルの正解率とも75%から86%の確率であり良好であったが、以下の分析で述べるように解釈には留意を要する。

2-3-3-4 表 仮釈放決定に寄与する要因 分析結果（処遇指標別モデル）

① モデル要約

	-2 対数尤度	Cox-Snell R ² 乗	Nagelkerke R ² 乗
A 指標モデル	7280.23	0.241	0.358
B 指標モデル	15374.026	0.300	0.408
F A 指標モデル	412.110	0.232	0.377
F B 指標モデル	87.422	0.391	0.529

② 方程式中の変数

モ デ ル	変 数	B	標 準 誤 差	Wald	自 由 度	有 意 確 率	Exp(B)	EXP(B) の 95% 信頼区間		
								下 限	上 限	限
A 指標モデル	入 所 度 数	-0.288	0.107	7.267	1	0.007	0.750	0.608	0.924	
	出 所 時 年 齢	-0.040	0.002	334.089	1	0.000	0.961	0.957	0.965	
	作 業 報 奨 金 支 給 額			74.180	2	0.000				
	高（5万円を超える）	-0.040	0.124	0.104	1	0.747	0.961	0.753	1.225	
	中（5万円以下）	0.509	0.077	43.561	1	0.000	1.664	1.431	1.936	
	罪 名			115.133	2	0.000				
	性 犯 罪	-1.028	0.123	69.764	1	0.000	0.358	0.281	0.455	
	殺 人	-1.458	0.190	58.663	1	0.000	0.233	0.160	0.338	
	刑 期 区 分	0.823	0.046	314.891	1	0.000	2.277	2.079	2.494	
	懲 罰 回 数	-0.589	0.018	1087.272	1	0.000	0.555	0.536	0.575	
	定 数	1.696	0.164	106.710	1	0.000	5.453			
B 指標モデル	入 所 度 数	-0.184	0.009	430.606	1	0.000	0.832	0.817	0.846	
	出 所 時 年 齢	-0.016	0.002	73.813	1	0.000	0.984	0.981	0.988	
	作 業 報 奨 金 支 給 額			297.503	2	0.000				
	高（5万円を超える）	0.633	0.077	67.751	1	0.000	1.883	1.620	2.190	
	中（5万円以下）	0.896	0.053	282.587	1	0.000	2.450	2.207	2.720	
	罪 名			58.689	2	0.000				
	性 犯 罪	-1.057	0.182	33.919	1	0.000	0.347	0.243	0.496	
	殺 人	-1.432	0.276	26.895	1	0.000	0.239	0.139	0.410	
	刑 期 区 分	0.541	0.029	339.600	1	0.000	1.718	1.622	1.820	
	懲 罰 回 数	-0.599	0.014	1843.488	1	0.000	0.549	0.534	0.564	
	定 数	0.033	0.092	0.132	1	0.716	1.034			
F A 指標モデル	出 所 時 年 齢	-0.039	0.014	7.880	1	0.005	0.962	0.936	0.988	
	作 業 報 奨 金 支 給 額			1.406	2	0.495				
	高（5万円を超える）	-0.054	0.463	0.014	1	0.906	0.947	0.382	2.347	
	中（5万円以下）	0.290	0.367	0.626	1	0.429	1.336	0.651	2.741	
	罪 名			10.446	2	0.005				
	性 犯 罪	-1.573	0.671	5.497	1	0.019	0.207	0.056	0.773	
	殺 人	-1.519	0.654	5.390	1	0.020	0.219	0.061	0.789	
	刑 期 区 分	1.124	0.179	39.492	1	0.000	3.077	2.167	4.369	
	懲 罰 回 数	-0.484	0.053	83.730	1	0.000	0.617	0.556	0.684	
	定 数	0.353	0.657	0.289	1	0.591	1.424			
	入 所 度 数	-1.263	0.338	13.966	1	0.000	0.283	0.146	0.549	
F B 指標モデル	出 所 時 年 齢	-0.013	0.034	0.142	1	0.706	0.987	0.924	1.055	
	作 業 報 奨 金 支 給 額			11.041	2	0.004				
	高（5万円を超える）	2.470	1.071	5.317	1	0.021	11.819	1.449	96.441	
	中（5万円以下）	2.562	0.773	10.981	1	0.001	12.964	2.848	59.004	
	罪 名									
	性 犯 罪	0.387	2.369	0.027	1	0.870	1.473	0.014	152.874	
	刑 期 区 分	0.065	0.359	0.033	1	0.855	1.068	0.528	2.157	
	懲 罰 回 数	-0.471	0.141	11.113	1	0.001	0.625	0.474	0.824	
	定 数	2.708	1.757	2.375	1	0.123	15.003			

③ 分類テーブル

モ デ ル	観 測	予 測		
		仮 釈 放		正 解 の 割 合
		満 期 釈 放	有 限 釈 放	
A 指標モデル	仮 釈 有 無	876	1,266	40.9
	全 体 の バ ー セ ン ト	353	6,108	94.5
B 指標モデル	満 期 釈 放	8,025	1,846	81.3
	全 体 の バ ー セ ン ト	2,046	3,941	65.8
F A 指標モデル	満 期 釈 放	48	62	43.6
	全 体 の バ ー セ ン ト	20	463	95.9
F B 指標モデル	満 期 釈 放	33	8	80.5
	全 体 の バ ー セ ン ト	11	51	82.3
				81.6

注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

(4) 検 討

ア 全体モデル

全体モデルの分析の結果、今まで仮釈放の検討に当たって重要であると議論されて来た各種要因を代表する変数の影響は、全て有意であり、使用できる変数が限られていたという制約からくる限界があるものの、その重要性を実証することができたと思われる。

すなわち、作業報奨金支給額の高さや、懲罰の回数の少なさで代表される施設内での刑務作業への取組や態度（今回の分析では「悔悟の情及び改善更生の意欲」の表出と考えている。）は仮釈放判断における有利な要因であった。作業報奨金支給額が1万5,000円以下の金額から5万円以下の金額に上昇した場合、そのほかの条件を均一と仮定すると、仮釈放のオッズが約2.0倍程度上昇する（2-3-3-2 表⑤の Exp(B) の値参照^{*25)}。以下同じ。）。しかし、作業報奨金支給額が1万5,000万円以下の金額から5万円を超える金額になった場合は、仮釈放のオッズの上昇は1.3倍程度である。懲罰回数が1回増えると仮釈放の確率は0.5倍に低下してしまう。従来再犯リスクを代表するものとして取り上げられてきた入所歴の多さは、仮釈放判断に当たっての不利な要因として働いているが、その影響は、回数が1回増えるごとにオッズを0.8倍にする程度であって、やや弱い。今回の分析では、年齢の上昇が仮釈放の判断において僅かながら不利な要因となり、若年であることを高リスクとする従来の再犯リスク理論とは整合しない結果となった。ただし、その影響は極めて弱い（Exp(B)は1.0程度）。性犯罪を犯した者及び殺人を犯した者であることは、その他の要因が同一であると仮定した場合には、他の犯罪を犯した者に比べて仮釈放決定の判断においてマイナスの要因となっている。性犯罪の Exp(B) は約0.5、殺人の Exp(B) は約0.3であることから、特に殺人であることの影響は大きい。服役の根拠となる事案が深刻で社会的影響が大きい場合に仮釈放決定の判断が慎重になることは十分首肯できるところであり、これも実務感覚に合致するのではなかろうか。

今回の分析の主たる目的であった、F指標受刑者であることの影響については、分析の結果、非F受刑者であることに比較して仮釈放のオッズを約2倍上昇させるものであるとの結果が得られた（Exp(B)は2.1）。これは、F指標受刑者については、相当部分が退去強制されることから、国内の適当な帰住先や引受人の有無という通常の仮釈放決定の判断における重要な要素を考慮する必要がないことが大きな理由としてあると思われる（第1章第3節3項でも述べたとおり、仮釈放となった者のほとんどは退去強制事由に該当しており、仮釈放後に国外退去

^{*25)} より統計的な評価は同表の95%信頼区間参照。

済み又は退去強制手続により収容中の者が多い。)。また、現実的に見ても、F 指標受刑者といっても、後記第3章第3節6項において明らかにされているとおり、その国籍、在留資格及び犯罪内容等から、刑事施設から仮釈放された後に我が国に在留するのか、退去強制になるのか等の事情は様々であり、現実の仮釈放判断に当たっては、それらの事情を十分に考慮して行われていると推測される。

イ 処遇指標別モデル

このことは、処遇指標別モデルの結果（2-3-3-4 表②参照）を見るとより明らかになる。F 指標を対象とする処遇指標別モデルでは、全体モデルでは有意であった各変数の係数が有意でなくなったり、その影響が不安定になったりしており、仮釈放決定に当たって、これらの変数の効果が弱いことを示している。

F B 指標モデルでは、作業報奨金支給額が低額から中程度又は高額になること（すなわち、刑事施設内の刑務作業への取組みが良好であること）は仮釈放の確率を押し上げる要因であると有意に予測されているが、Exp(B)の信頼区間の値は1.4から96.4までと非常に幅が広くなっており、係数が不安定であることを示している。この傾向はF A 指標モデルでより顕著であり、係数中有意だったのは刑期及び懲罰等のみであり、そのほかの変数の係数は有意でないか、ばらつきが大きいものであった。

分類テーブル（2-3-3-4 表③）を見ると全モデルとも非常に高い確率で仮釈放を正確に予測している。F A 指標モデルの場合、その数値は86.2%である。しかし、F A 処遇指標モデルは変数を投入する前から、81.5%の仮釈放を正確に予測しており（本分類テーブルは表としては示していない）、これは、F A 指標受刑者については、本モデルで仮釈放に当たって考慮される事項の状況にかかわらず、ある意味で、仮釈放が前提とされていることを示唆するものであるとも考えられる。もっとも、F A 指標モデルは説明力が低くなっており（Nagelkerke の R^2 乗 0.38）、F A 指標受刑者の仮釈放はこのモデルに投入された変数以外の考慮に基づいて決定されているとも考えられる。

ウ まとめ

本分析で検討したモデル中、特に全体モデルについては、正判別率が高いものであり、F 指標であることは、仮釈放の確率を2倍近く上昇させるものと実証することができた。しかし、処遇指標別のモデルの説明力はまちまちであり、特にF A 指標受刑者の場合、各変数の影響が薄いことが示唆された。

全体モデルは有用であると考えられるが、それでも予測の2割強については、正確に判別で

きていない。このような結果に結び付く原因として、対象者の真の反省悔悟等の精神的側面、委員面接等における態度、委員の裁量的判断、意見等聴取制度を通じて表明された被害者等の意見、検察官及び裁判官の意見等がモデルに投入されていないことが予測されるが、これらについては残念ながら、今回使用したデータからは酌み取ることができない。

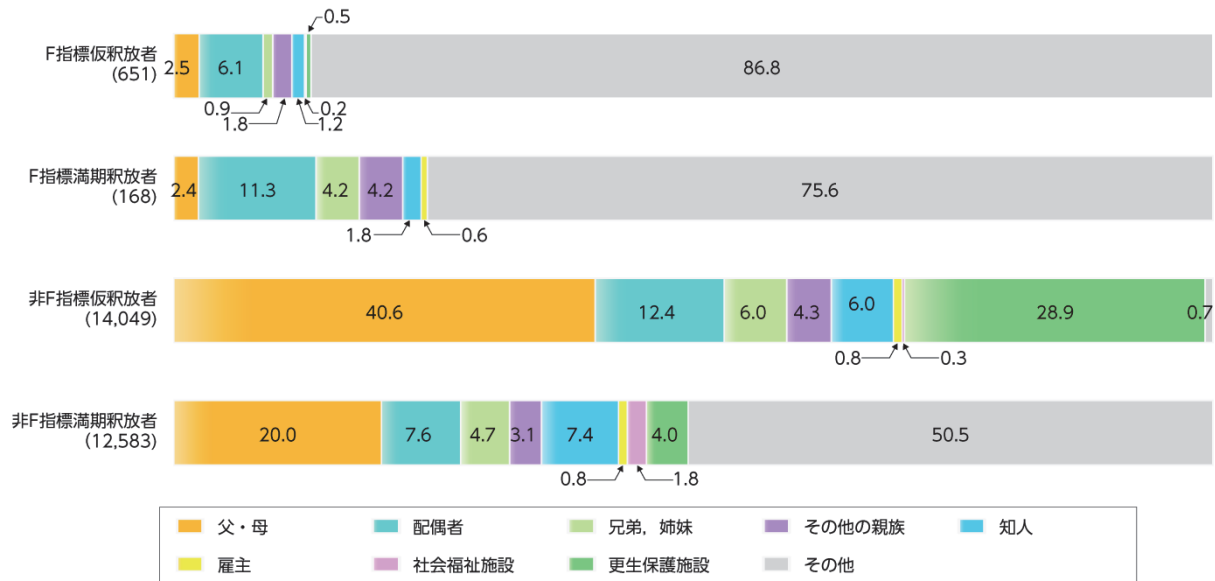
今後、これらを含むより広範なデータが整備されれば、実務に応用可能な、より精度の高い分析が可能となると思われる。

4 帰住先

2-3-4-1 図は、平成 24 年の出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）を見たものである。仮釈放になった非 F 指標受刑者では、最も多い帰住先は父母のもとであり（40.6%）、次いで更生保護施設（28.9%）であるが、満期釈放となった者では「その他」である者の比率が最も高く（50.5%）、次いで父母である（20.0%）。一方、F 指標受刑者の場合、本節 2 項で検討したとおり、「その他」の者の比率が最も高いが、仮釈放の者に有意に高い。一方、満期釈放になった者の中では、配偶者及び兄弟姉妹のもとに帰住した者の比率が有意に高くなっている。犯罪傾向との関係では、非 F 指標受刑者の間では、A、B 指標受刑者に共に満期釈放の中に帰住先がない者の割合が高く、仮釈放された者では、父母、配偶者、更生保護施設等の帰住先があった者の割合が高いという傾向が認められたが、F A 指標及び F B 指標に関しては、いずれも、仮釈放になった者と満期釈放になった者の間で帰住先の傾向に有意な差は認められなかった。

2-3-4-1 図 出所受刑者の帰住先別構成比(出所事由別)

(平成 24 年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所事由が仮釈放及び満期釈放の者に限る。
 3 ()内は、実人員である。
 4 F 指標につき、モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$
 5 非F 指標につき、 $\chi^2=10466.538$, $df=8$, $p < 0.01$

第4節 国際受刑者移送

F 指標受刑者の出所事由として、仮釈放及び満期釈放以外に、国際受刑者移送（送出移送）がある。

国際受刑者移送制度は、外国において刑の言渡しを受けその国の刑務所等で拘禁されている受刑者をその母国等に移送し、その国で刑の執行を行うことにより、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進並びに刑事司法分野の一層の国際協力を図ろうとする制度である。

我が国は、平成 15 年（2003 年）、欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入し、さらに、「刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約」を締結（22 年（2010 年）発効）しており、国際受刑者移送法等に基づいて、これら条約の締約国との間で受刑者の移送を行っている。また、26 年 1 月にはブラジル連邦共和国との間で「刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約」（仮称）の署名が行われた。

平成 24 年における我が国からの送出移送人員は 21 人であった。今回分析したデータによる

と、これらの者については、当初の刑期は、最短 45 か月から最長 173 か月の間であったが、刑の執行が始まってから送付移送までの刑の執行率は、13.8%から 81.1%の間であり、その平均は 46.7%であった。これを当初の刑期区分別に見たものが、2-4-1-1 表である。刑期の執行率が 30%未満の者が 4 人（5 年以下の刑期の者 1 人、5 年を超え 10 年以下の刑期の者 3 人）、50%未満の者が 8 人（5 年以下の者 1 人、5 年を超え 10 年以下の者 4 人、10 年を超える者 3 人）、70%未満の者が 6 人（5 年を超え 10 年以下の者 4 人、10 年を超える者 2 人）及び 70%以上の者 3 人（5 年を超え 10 年以下の者 1 人、10 年を超える者 2 人）であった。

2-4-1-1 表 送付移送受刑者の人員(執行区分別・刑の執行率別)

刑 期 区 分	率				計
	30% 未 満	50% 未 満	70% 未 満	70% 以 上	
5 年 以 下	1	1	0	0	2
10 年 以 下	3	4	4	1	12
10 年 を 超 え る	0	3	2	2	7
計	4	8	6	3	21

注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

受刑者移送の一つの目的は、受刑者の生活の本拠での社会復帰を促進することであるから、そのためには対象者をできるだけ早期に移送することが望ましい。その点から見ると、81.1%の執行率の受刑者のように、受刑者の社会復帰のための準備をする期間が短いとも思われるケースもある。

しかしながら、受刑者移送においては、移送後における刑の執行は執行国の法令により規律されることとされており、その母国等における早期釈放制度等によって施設内処遇期間を長期間確保できない事例もある。その他、受刑者移送の申出は刑が確定した後であればどの時点でも可能であるため、刑の確定後すぐに送付移送を申し出る場合もあるが、手続進行中に申出を撤回したいとの意思を表明する受刑者や、ある程度刑期が経過した後、仮釈放の可能性と比較しながら手続を進めている受刑者もいるとの指摘がある^{*26)}。

さらに、移送手続に当たっては、こうした事情に加えて、裁判国及び執行国の司法手続等の状況が異なり、手続の進行の度合いも一様ではない。移送後の刑期を確定するに当たっても、裁判国と執行国の刑期計算の考え方や未決勾留期間の算入基準が異なるために刑の終了日が

^{*26)} 姫田卓郎。2005。「国際受刑者移送法施行後の実施状況、問題点及び今後の展望について―府中刑務所における現状―」『刑政』116 巻 11 号:98-105。

一致しないことや、同一の用語を使っているにもかかわらず、言語や法的前提が異なり、その指し示す内容が異なっている場合があるため、当局間での意思疎通に時間を要してしまうことがあるとの指摘もされている^{*27)}。

^{*27)} 菅野哲也．2011．「我が国における国際受刑者移送の現況」『刑事法ジャーナル』No. 30:64－68．

第3章 外国人犯罪者の実態

第1節 調査の概要

法務総合研究所では、最近の外国人犯罪者の実態や特性等を明らかにし、その再犯防止及び社会復帰を含む外国人犯罪者に対する効果的な対策の検討に役立てるため、外国人受刑者の特別調査を実施した。

調査対象者は、平成 23 年における入所受刑者のうち、特別永住者を除く外国籍等（無国籍の者を含む。）の者全てに当たる 671 人（男子 549 人、女子 122 人）である。

調査・分析方法は、まず、判決書、法務省入国管理局及び法務省大臣官房司法法制部の資料に基づき、調査対象者の属性、判決で認定された犯罪事実（以下この章において「本件犯行」という。）及びその罪名、犯行場所、共犯関係等の内容、犯行時の職業、前科の有無・内容、出入国及び在留状況等を調査した。調査対象者のうち、本件犯行の処断罪名（以下この章において「主たる罪名」といい、処断罪名に係る最も犯情の重い犯罪事実を以下この章において「主たる犯行」という。）が窃盗又は強盗の者（263 人。うち男子 218 人、女子 45 人）については、これらの調査に加え、刑事確定記録及び刑事施設における被収容者身分帳簿等の記録に基づき、犯行動機、手口等の本件犯行の詳細な内容、公判における認否、上訴等の刑事手続の状況、我が国における生活状況、日本語能力、出所状況等を、主たる罪名が薬物犯（覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反）の者（以下この章において「薬物事犯者」という。）については、判決書等に基づき、公判における認否及び上訴の状況をそれぞれ調査した。また、調査対象者の調査結果については、必要に応じ、法務省大臣官房司法法制部の資料に基づき、平成 23 年に入所した日本人受刑者（以下この章において「日本人受刑者」という。）2 万 4,363 人（男子 2 万 2,304 人、女子 2,059 人）との比較も行った。

調査対象者の主たる罪名別及び国籍等別の人員を示すと、3-1 表のとおりである。

3-1 表 調査対象者の主たる罪名・国籍別人員

① 主たる罪名別

類 型	罪 名	調 査 対 象 者
総 数		671 (100.0)
凶 悪 犯	殺 放	14 (2.1)
	火	1 (0.1)
強 盗	強 盗 致 死	27 (4.0)
	強 盗 傷	20 (3.0)
	強 盗 強 姦 ・ 同 致 死	3 (0.4)
財 産 犯	窃 盗	213 (31.7)
	詐 欺	19 (2.8)
	恐 喝	-
	横 領 ・ 背 任	-
薬 物 犯	覚 せ い 剤 取 締 法	195 (29.1)
	麻 薬 取 締 法	18 (2.7)
	大 麻 取 締 法	10 (1.5)
	麻 薬 特 例 法	5 (0.7)
	あ め ん 法	1 (0.1)
粗 暴 犯	傷 害 致 害	23 (3.4)
	傷 害 致 死	4 (0.6)
	暴 行	-
	脅 迫	-
	公 務 執 行 妨 害	2 (0.3)
入 管 法	暴 力 行 為 等 処 罰 法	1 (0.1)
	入 管 法	42 (6.3)
交 通 犯	危 険 運 転 致 死 傷	2 (0.3)
	自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	6 (0.9)
	道 路 交 通 法	16 (2.4)
性 犯	強 姦 ・ 同 致 死 傷	3 (0.4)
	強 制 わ い せ つ ・ 同 致 死 傷	6 (0.9)
そ の 他	盗 品 等 関 係	6 (0.9)
	住 居 侵 入	3 (0.4)
	通 貨 偽 造	1 (0.1)
	文 書 偽 造 ・ 有 価 証 券 偽 造 等	15 (2.2)
	組 織 的 犯 罪 処 罰 法	1 (0.1)
	そ の 他 の 刑 法 犯	1 (0.1)
	売 春 防 止 法	1 (0.1)
	関 税 法	1 (0.1)
	そ の 他 の 特 別 法 犯	11 (1.6)

外国人犯罪に関する研究

② 国籍等別

国籍等		外国人受刑者全体		窃盗・強盗事犯者	
総	数	671	(100.0)	263	(100.0)
ア	ジ	450	(67.1)	195	(74.1)
	韓国・朝鮮	49	(7.3)	15	(5.7)
	中国	233	(34.7)	123	(46.8)
	イスラエル	2	(0.3)	-	
	インドネシア	40	(6.0)	-	
	シンガポール	1	(0.1)	1	(0.4)
	カンボジア	1	(0.1)	1	(0.4)
	スリランカ	3	(0.4)	-	
	タイ	5	(0.7)	2	(0.8)
	トルコ	12	(1.8)	1	(0.4)
	ネパール	3	(0.4)	1	(0.4)
	パキスタン	3	(0.4)	-	
	バングラディッシュ	4	(0.6)	1	(0.4)
	フィリピン	1	(0.1)	-	
	ベトナム	29	(4.3)	8	(3.0)
	マレーシア	61	(9.1)	42	(16.0)
	ラオス	1	(0.1)	-	
	その他アジア	1	(0.1)	-	
ヨ	一 ロ ッ パ	46	(6.9)	3	(1.1)
	英国	10	(1.5)	-	
	オーストリア	1	(0.1)	-	
	オランダ	3	(0.4)	1	(0.4)
	スウェーデン	2	(0.3)	-	
	スペイン	2	(0.3)	-	
	デンマーク	2	(0.3)	-	
	ドイツ	6	(0.9)	-	
	ハンガリー	1	(0.1)	-	
	ベルギー	1	(0.1)	-	
	ポーランド	1	(0.1)	-	
	ポルトガル	3	(0.4)	-	
	ルーマニア	3	(0.4)	1	(0.4)
	ロシア	5	(0.7)	1	(0.4)
	その他ヨーロッパ	6	(0.9)	-	
北	アメリ	30	(4.5)	3	(1.1)
	米国	10	(1.5)	2	(0.8)
	カナダ	2	(0.3)	-	
	キューバ	1	(0.1)	1	(0.4)
	メキシコ	14	(2.1)	-	
	その他北アメリカ	3	(0.4)	-	
南	アメリ	116	(17.3)	61	(23.2)
	アルゼンチン	2	(0.3)	1	(0.4)
	コロンビア	8	(1.2)	5	(1.9)
	ブラジル	69	(10.3)	40	(15.2)
	ペルー	26	(3.9)	12	(4.6)
	その他南アメリカ	11	(1.6)	3	(1.1)
ア	フリ	27	(4.0)	1	(0.4)
	アルジェリア	1	(0.1)	-	
	ナイジェリア	16	(2.4)	1	(0.4)
	その他アフリカ	10	(1.5)	-	
オ	セアニア	1	(0.1)	-	
	ニュージーランド	1	(0.1)	-	
無	国籍	1	(0.1)	-	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 () 内は、構成比である。

第2節 外国人受刑者全体

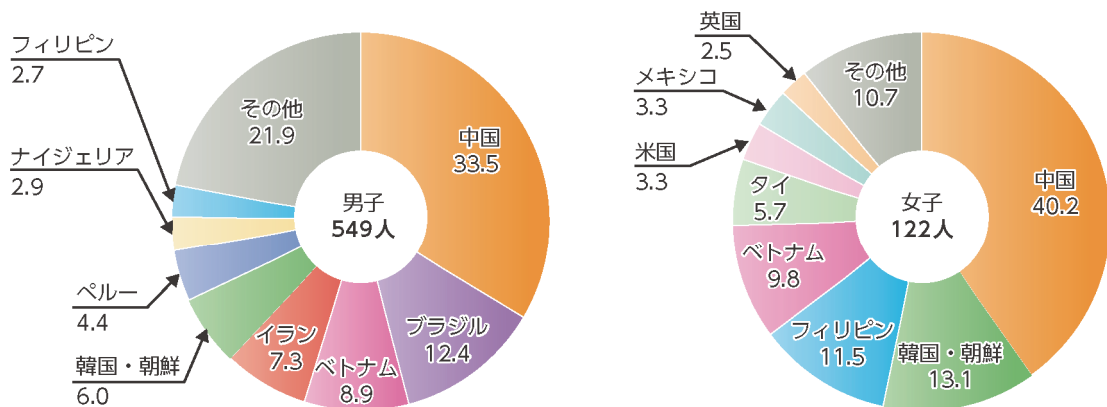
この節においては、調査対象者全体（671 人）の特性を分析する。

1 属 性

（1）国籍等

調査対象者の国籍等の構成比を男女別に見ると、3-2-1-1 図のとおりである。男女共に、中国の占める比率が最も高い。また、国籍等について、人数の多い順から 7 か国とそれら以外の国籍等に統合して χ^2 検定を行ったところ、有意差が認められ、男子は、女子と比べてブラジル及びイランの比率が高く、女子は、男子と比べて韓国・朝鮮及びフィリピンの比率が高い（ $\chi^2=49.849$, $df=7$, $p<0.01$ なお、F 指標入所受刑者の国籍等別構成比は、1-3-1-2 図参照）。

3-2-1-1 図 国籍等別構成比(男女別)



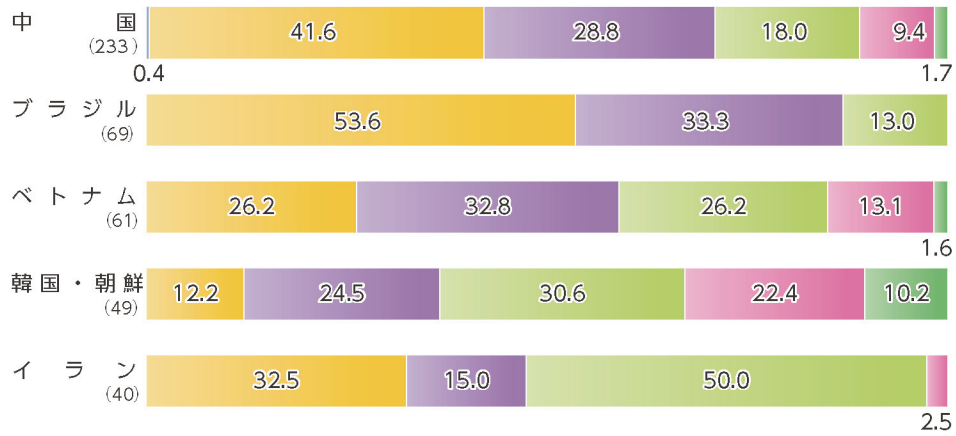
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「その他」は、無国籍を含む。

（2）年 齢

3-2-1-2 図は、調査対象者の年齢層別構成比を、国籍等別（人員の多い順から 5 か国等。特に断らない限り、以下この節において同じ。）、男女別で見るとともに、日本人受刑者との対比で見たものである。調査対象者について、国籍等別に見ると、中国及びブラジルは他の国籍等と比べて 20 歳代の比率が高く、韓国・朝鮮は 50 歳以上の比率が高く、イランは 40 歳代の比率が高い。また、男女別に見ると、男子は 20 歳代の比率が女子より明らかに高く、女子は 40 歳代以降の全年齢層の比率が男子より高い。さらに、調査対象者は、日本人受刑者と比べて 20 歳代の比率が高く 50 歳以上の比率はかなり低い。

3-2-1-2 図 年齢層別構成比(主な国籍等別・男女別・日本人受刑者との対比)

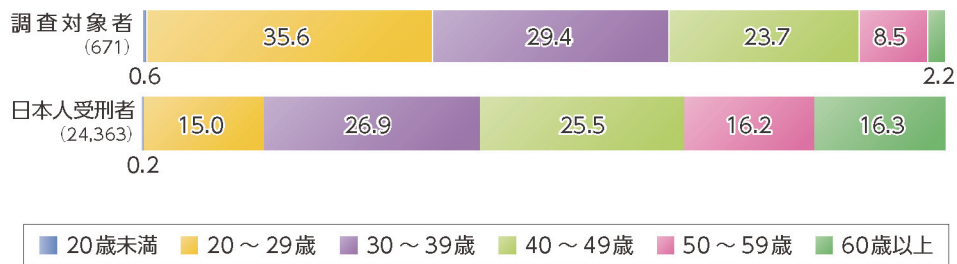
① 主な国籍等別



② 男女別



③ 日本人受刑者との対比



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 ①②はモンテカルロ法による。

①について、 $m=10,000$, 99%有意確率, $p<0.01$, ②について、 $m=10,000$, 99%有意確率, $p<0.01$,

③について、 $\chi^2=291.042$, $df=5$, $p<0.01$

3 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

4 () 内は、実人員である。

(3) 在留資格等

以下本章においては、調査対象者の在留資格等のうち主なものを、必要に応じ、次のような類型に分けて分析する。

- ・居住資格：永住者，定住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等
- ・就労資格：芸術，投資・経営，技術，人文知識・国際業務，技能，技能実習

- ・非就労資格：留学（就学を含む。以下この節において同じ。）、研修、家族滞在、短期滞在
- ・不法滞在：不法残留、不法入国

また、就労資格と非就労資格を合わせて**活動資格**とし、特定活動は、必要に応じ、これらと別個に取り扱う。

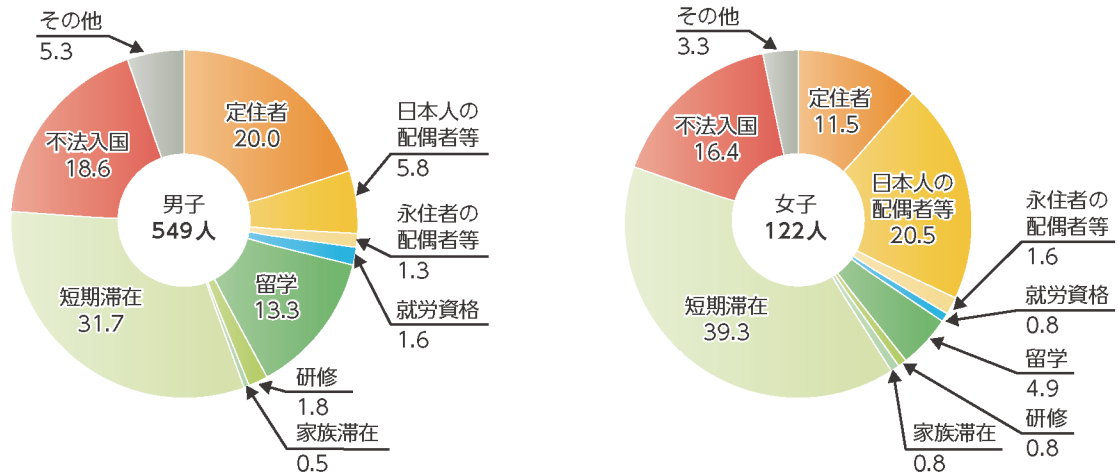
ア 新規入国時の在留資格等

3-2-1-3 図は、調査対象者について、本件犯行に先立つ新規入国時の在留資格等を見るとともに、その男女別構成比を見たものである。短期滞在が全体の約3分の1を占めて最も多く、次いで、定住者、不法入国、留学の順である。男女別に見ると、男子は、女子と比べ、留学、定住者の比率が高く、日本人の配偶者等の比率が低い。

3-2-1-3 図 新規入国時の在留資格等

① 総数			
区 分	在 留 資 格 等	人 員	
総	数	671	(100.0)
居 住 資 格	定 住 者	124	(18.5)
	日 本 人 の 配 偶 者 等	57	(8.5)
	永 住 者 の 配 偶 者 等	9	(1.3)
就 労 資 格	芸 術	1	(0.1)
	投 資 ・ 経 営	1	(0.1)
	技 術	1	(0.1)
	人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	2	(0.3)
	技 能	5	(0.7)
非就労資格	留 学	79	(11.8)
	研 修	11	(1.6)
	家 族 滞 在	4	(0.6)
	短 期 滞 在	222	(33.1)
不 法 滞 在	不 法 入 国	122	(18.2)
そ の 他	一 時 庇 護	12	(1.8)
	寄 港 地 上 陸	2	(0.3)
	在 日 米 軍 関 係 者	1	(0.1)
	日 本 出 生 者	17	(2.5)
	不 詳	1	(0.1)

② 男女別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ②について、モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$
 3 ①の()内は、構成比である。
 4 ②の「その他」は、一時庇護の者、寄港地上陸の者、在日米軍関係者、日本出生者及び不詳の者である。

イ 主たる犯行時の在留資格等

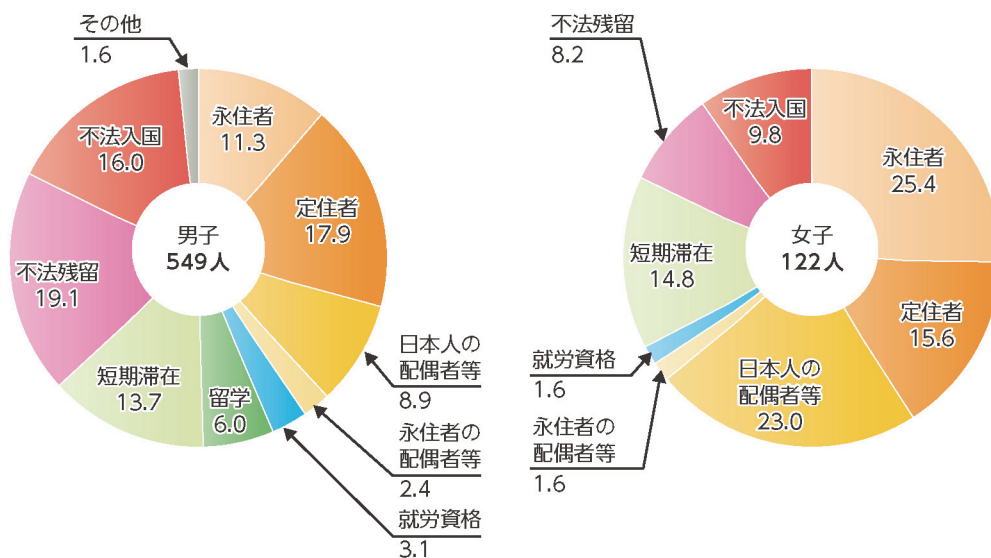
3-2-1-4 図は、調査対象者の主たる犯行時（主たる犯行の犯行時点をいう。以下この章において同じ。）の在留資格等を見るとともに、その男女別構成比を見たものである。定住者が最も多く、次いで、不法残留、不法入国、永住者と短期滞在の順である。居住資格が 45.0%と半数近くを占めており、それよりは少ないものの、不法滞在の者が約 3 分の 1 を占めている。男女別に見ると、男子は、女子と比べて留学及び不法残留の比率が高く、女子は、男子と比べて永住者及び日本人の配偶者等の比率が高い。

3-2-1-4 図 主たる犯行時の在留資格等

① 総数

区 分	在 留 資 格 等	人 員
総	数	671 (100.0)
居 住 資 格	永 住 者	93 (13.9)
	定 住 者	117 (17.4)
	日 本 人 の 配 偶 者 等	77 (11.5)
	永 住 者 の 配 偶 者 等	15 (2.2)
就 労 資 格	投 資 ・ 経 営	7 (1.0)
	人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	6 (0.9)
	技 能	4 (0.6)
	技 能 実 習	2 (0.3)
非就労資格	留 学	33 (4.9)
	短 期 滞 在	93 (13.9)
不 法 滞 在	不 法 残 留	115 (17.1)
	不 法 入 国	100 (14.9)
そ の 他	特 定 活 動	3 (0.4)
	在 日 米 軍 関 係 者	1 (0.1)
	不 詳	5 (0.7)

② 男女別



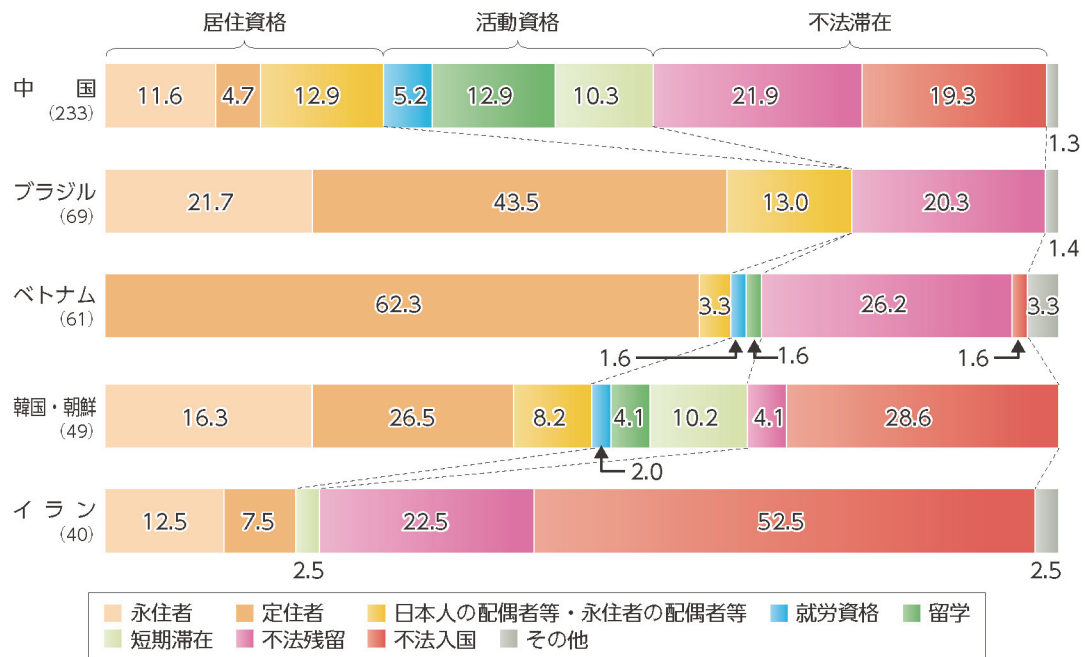
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ②について、 $\chi^2=51.690$, $df=9$, $p<0.01$
 3 ①の()内は、構成比である。
 4 ②の「その他」は、特定活動の者、在日米軍関係者及び不詳の者である。

調査対象者の主たる犯行時の在留資格等別構成比を、国籍等別に見ると、3-2-1-5 図のとおりである。ブラジル及びベトナムは他の国籍等と比べて定住者の比率が高く、中国は留学の比

率が高く、韓国・朝鮮及びイランは不法入国の比率が高い。

これら以外の国籍等の者に関する明らかな特徴としては、ヨーロッパ（計 46 人）及び北アメリカ（計 30 人）の者について、短期滞在がそれぞれ 31 人（67.4%）、21 人（70.0%）と大部分を占めていることが挙げられる。

3-2-1-5 図 主たる犯行時の在留資格等別構成比(主な国籍等別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$
 3 「その他」は、特定活動の者、在日米軍関係者及び不詳の者である。
 4 () 内は、実人員である。

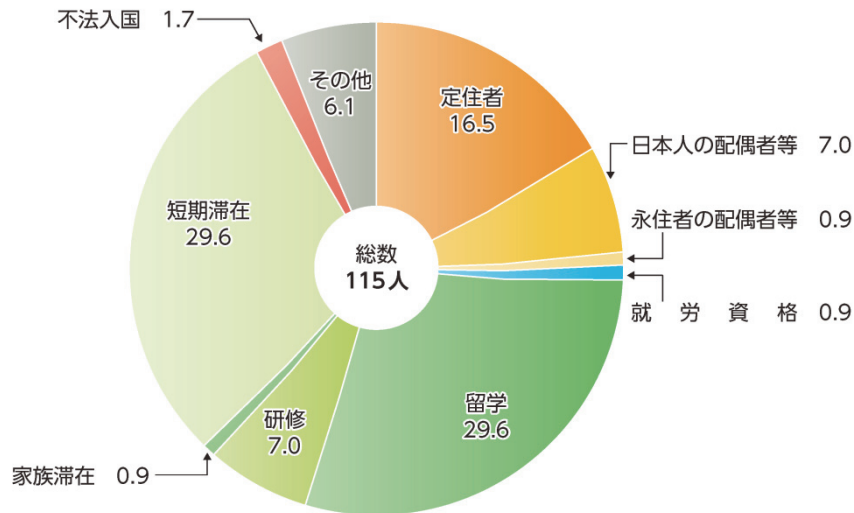
調査対象者のうち、主たる犯行時に不法残留であった者 115 人について、新規入国時の在留資格等別構成比を見ると、3-2-1-6 図のとおりである。

短期滞在及び留学（各 29.6%）が最も高く、次いで、定住者（16.5%）、日本人の配偶者等及び研修（各 7.0%）の順であった。

また、調査対象者の中では、新規入国時に留学及び研修の在留資格であった者に、主たる犯行時に不法残留となった比率が高く、新規入国時に留学であった 79 人中 34 人（43.0%）、新規入国時に研修であった 11 人中 8 人（72.7%）が不法残留し、犯行に至っている。もっとも、これは受刑者である調査対象者の中での内訳にすぎないため、留学又は研修の在留資格で新規入国し、それぞれの資格で我が国に在留する者一般の中で不法残留に陥り、更なる犯罪に及ぶ

者が多いということを意味しない。

3-2-1-6 図 不法残留の者の新規入国時の在留資格等別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「その他」は、一時庇護の者、寄港地上陸の者及び日本出生の者である。
 3 「不法入国」の者2人は、不法入国後、日本人配偶者等の在留資格で在留特別許可を受け、日本にとどまったものの、その後、在留期間更新が不許可となり、不法残留になった者である。

調査対象者の主たる犯行の大部分は、平成 22 年に敢行されていたことから、同年末の外国人登録者数を基に、在留資格等（主たる犯行時のもの。特に断らない限り、以下この章において同じ。）について、同一在留資格等別に外国人登録者 1 万人当たりの調査対象者数（すなわち入所受刑者数）を見ると、3-2-1-7 表のとおりである。各在留資格等によって定められている在留期間が異なり、それによって犯罪を行い、なおかつ受刑に至るリスクも変わるなど、条件が必ずしも同じではないことに留意する必要があるものの、永住者の配偶者等が 7.4 と最も高く、技能実習が 0.2 と最も低いなど、在留資格等によって大きなばらつきが見られる。なお、22 年の日本人人口 1 万人当たりの日本人受刑者数を参考値として算出すると、1.9 であった（法務省大臣官房司法法制部の資料及び総務省統計局の人口資料による。）。日本人と外国人との比較に当たっては、外国人受刑者の中で相当数を占める短期滞在の者及び不法滞在の者は、今回の数値に含まれていないこと等から、厳密な比較は困難であることに留意する必要がある。

3-2-1-7 表 外国人登録者1万人当たりの調査対象者数(主たる犯行時の在留資格等別)

区 分	在 留 資 格 等	外国人登録者1万人 当たりの調査対象者数
居 住 資 格	永 住 者	1.6
	定 住 者	6.0
	日 本 人 の 配 偶 者 等	3.9
	永 住 者 の 配 偶 者 等	7.4
就 労 資 格	投 資 ・ 経 営	6.4
	人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	0.9
	技 能 実 習	1.3
	技 能 実 習	0.2
非就労資格	留 学	1.6
そ の 他	特 定 活 動	0.4

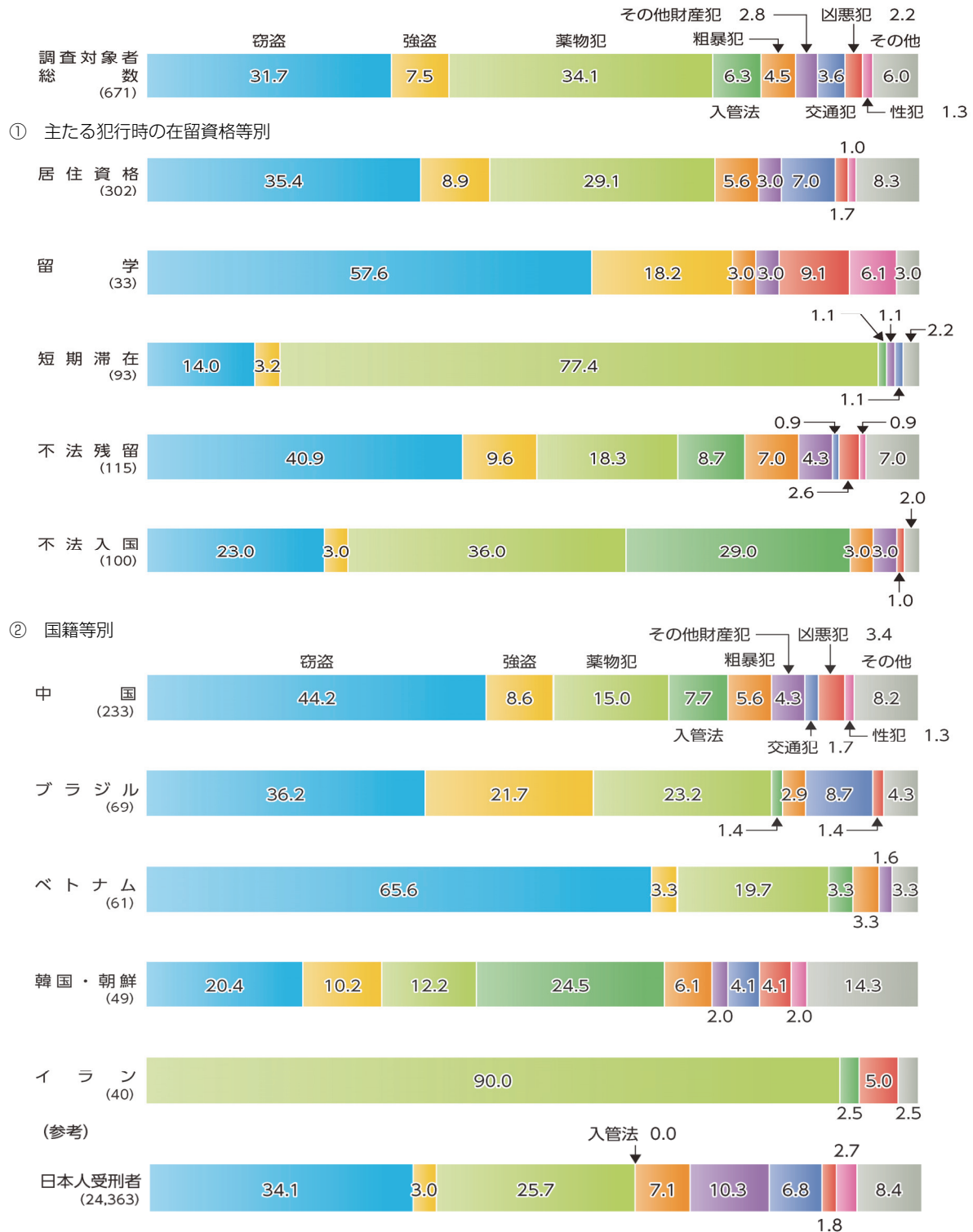
注 1 法務総合研究所の調査及び法務省入国管理局の資料による。
 2 外国人登録者数は、平成22年末現在の数値である。

2 本件犯行内容等

(1) 罪 名

3-2-2-1 図は、調査対象者全体についての主たる罪名等別構成比を見るとともに、これを在留資格等別、国籍等別に見たものである。調査対象者全体では、日本人受刑者よりも強盗及び薬物犯の比率が高く、粗暴犯及び交通犯の比率が低いことがうかがえる。一方、居住資格の者の罪名別構成比については、日本人受刑者と比べて強盗の比率が高く、その他財産犯の比率が低いことを除いて、日本人受刑者とおおむね似たような傾向にあることがうかがわれる。また、短期滞在の者の薬物犯の比率は、8割近くで、他の在留資格等と比べて著しく高い。他方、留学及び不法残留の者は、窃盗の比率が他の在留資格等の者より高い。国籍等別では、ベトナム及び中国は他の国籍等と比べて窃盗の比率が高く、ブラジルは強盗の比率が高く、韓国・朝鮮は入管法違反の比率が高く、イランは薬物犯の比率が高い。

3-2-2-1 図 主たる罪名等別構成比(在留資格等別・国籍等別)

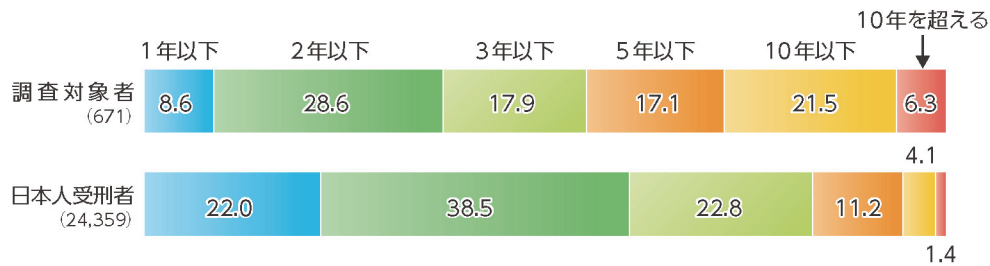


- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 モンテカルロ法による。①について、 $m=10,000$ 、99%有意確率、 $p<0.01$ 、②について、 $m=10,000$ 、99%有意確率、 $p<0.01$
 3 「薬物犯」は覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反を、「粗暴犯」は傷害、暴行、脅迫、公務執行妨害及び暴力行為等処罰法違反を、「その他財産犯」は詐欺、恐喝及び横領(遺失物等横領を含む)・背任を、「交通犯」は危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷及び道路交通法違反を、「凶悪犯」は殺人及び放火を、「性犯」は強姦及び強制わいせつをいう。
 4 日本人受刑者の罪名は、矯正統計の計上基準により、「薬物犯」は、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反を含まない。
 5 () 内は、実人員である。

(2) 刑 期

3-2-2-2 図は、調査対象者の刑期別構成比を日本人受刑者との対比で見たものである。調査対象者は、日本人受刑者と比べ、3年を超える全ての刑期区分の比率が高く、刑期が長い者の比率が高い。

3-2-2-2 図 刑期別構成比(日本人受刑者との対比)



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 $\chi^2=630.337$, $df=5$, $p<0.01$

3 拘留の者を除く。

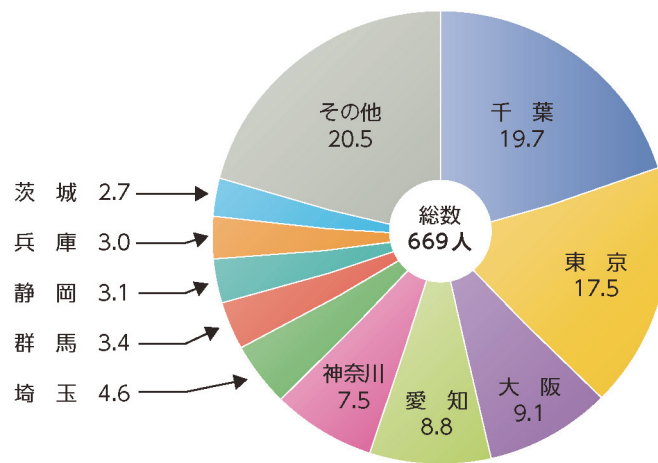
4 「10年を超える」は、無期を含む。

5 () 内は、実人員である。

(3) 犯行場所

3-2-2-3 図は、主たる犯行の犯行場所の都道府県別構成比を見たものであり、3-2-2-4 表は、これを国籍等別（都道府県別構成比が 10.0%以上の上位のものに限る。）について見たものである。全体では、千葉が最も多く、調査対象者の約 2 割を占めており、次いで、東京、大阪、愛知、神奈川の順である。都市部等、人口の多い地域に集中しているが、千葉の比率の高さについては、これに該当する 132 人中、主たる罪名が薬物犯の者が 94 人（71.2%）を占め、そのうち 86 人（91.5%）が薬物密輸入事犯であることから、空路による薬物密輸入事犯が多いことによるものと思われる。国籍等別では、韓国・朝鮮で大阪が最も多いほかは、東京、千葉、神奈川の関東都市部及び愛知がおおむね上位を占めている。

3-2-2-3 図 主たる犯行の犯行場所都道府県別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 犯行都道府県が特定できない者を除く。

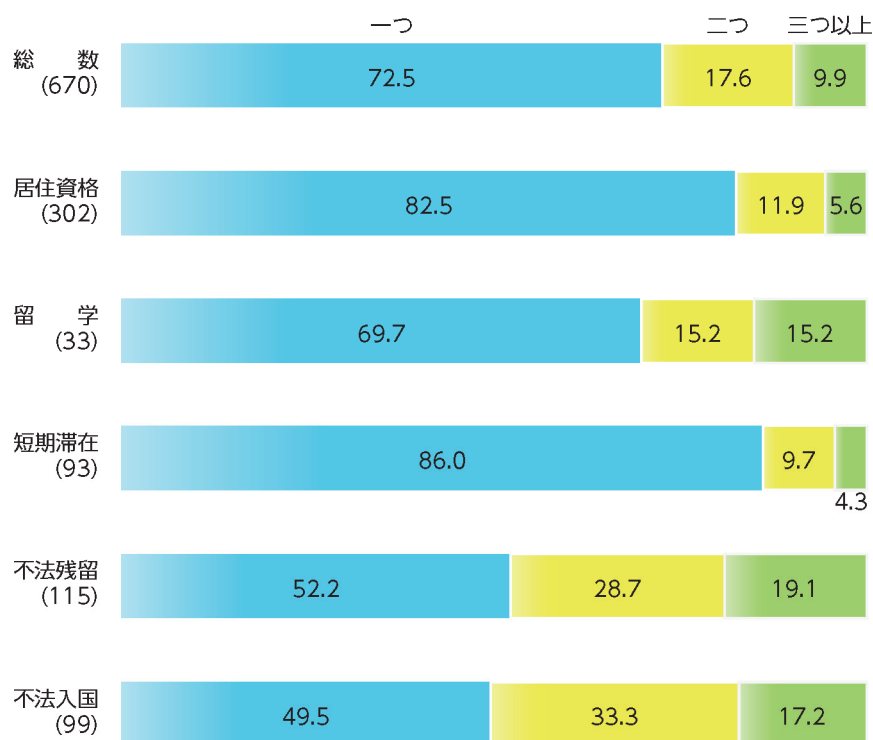
3-2-2-4 表 主たる犯行の犯行場所が多い都道府県(主な国籍等別)

国 籍	①	②	③	④
中 国	東京 60 (25.8)	千葉 35 (15.0)	神奈川 25 (10.7)	
ブ ラ ジ ル	愛知 16 (23.2)	静岡 8 (11.6)	三重 7 (10.1)	
ベ ト ナ ム	群馬 10 (16.4)	神奈川 10 (16.4)	愛知 8 (13.1)	埼玉 7 (11.5)
韓 国・朝 鮮	大阪 15 (30.6)	東京 12 (24.5)		
イ ラ ン	東京 13 (32.5)	愛知 11 (27.5)	千葉 9 (22.5)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 構成比が10%以上を占めている都道府県を計上している。
3 表中で水色に塗りつぶした部分は、構成比が20%以上のものである。
4 () 内は、構成比である。

また、調査対象者について、本件犯行における犯行場所の都道府県数の構成比を主な在留資格等別に見たものが3-2-2-5図である。短期滞在及び居住資格は、犯行場所の都道府県数が一つである者の比率は8割を超えている一方で、不法残留や不法入国は、犯行場所の都道府県数が二つ以上である者の比率が5割前後を占め、他の在留資格等に比べ高く、広範囲にわたって犯罪に及んでいる者が多いことが示唆される。

3-2-2-5 図 本件犯行の犯行場所の都道府県数別構成比(在留資格等別)

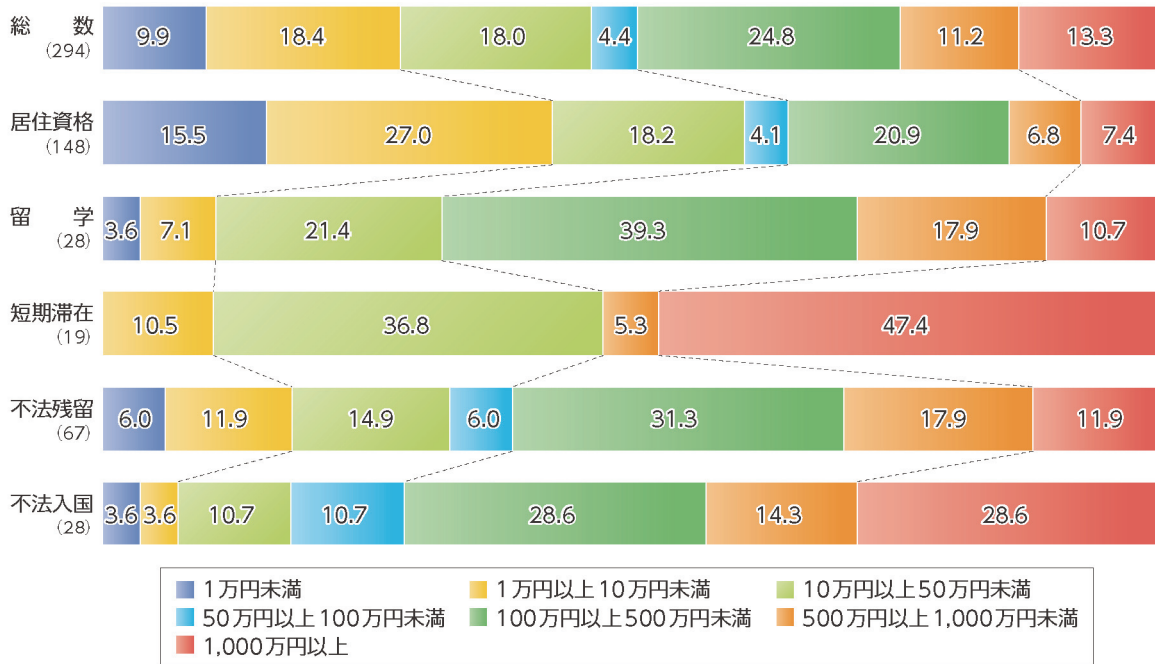


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 $\chi^2=79.885$, $df=10$, $p<0.01$
 3 犯行都道府県が特定できない者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 財産犯被害総額

3-2-2-6 図は、本件犯行に財産犯が含まれる者の財産犯被害総額別構成比を在留資格等別に見たものである。被害総額を「10 万円未満」,「100 万円未満」,「100 万円以上」の 3 カテゴリーに統合した上で、モンテカルロ法により検定をしたところ、在留資格等との間に有意差が認められ、居住資格の者は、4 割以上が 10 万円未満と、他の在留資格等の者と比べて少額にとどまる傾向にある。留学、不法残留及び不法入国の者は、100 万円以上がいずれも 6 割～7 割を超え、他の在留資格等の者と比べ、被害総額が大きい者の比率が高い傾向にある ($m=10,000$, 99%有意確率, $p<0.01$)。また、被害総額について「1,000 万円以下」と「1,000 万円以上」の 2 カテゴリーに区切って見ると、短期滞在の者では「1,000 万円以上」の者が 5 割近くを占め、他の在留資格等と比べて高い (フィッシャーの正確性検定, $p<0.01$)。

3-2-2-6図 財産犯被害総額別構成比(在留資格等別)



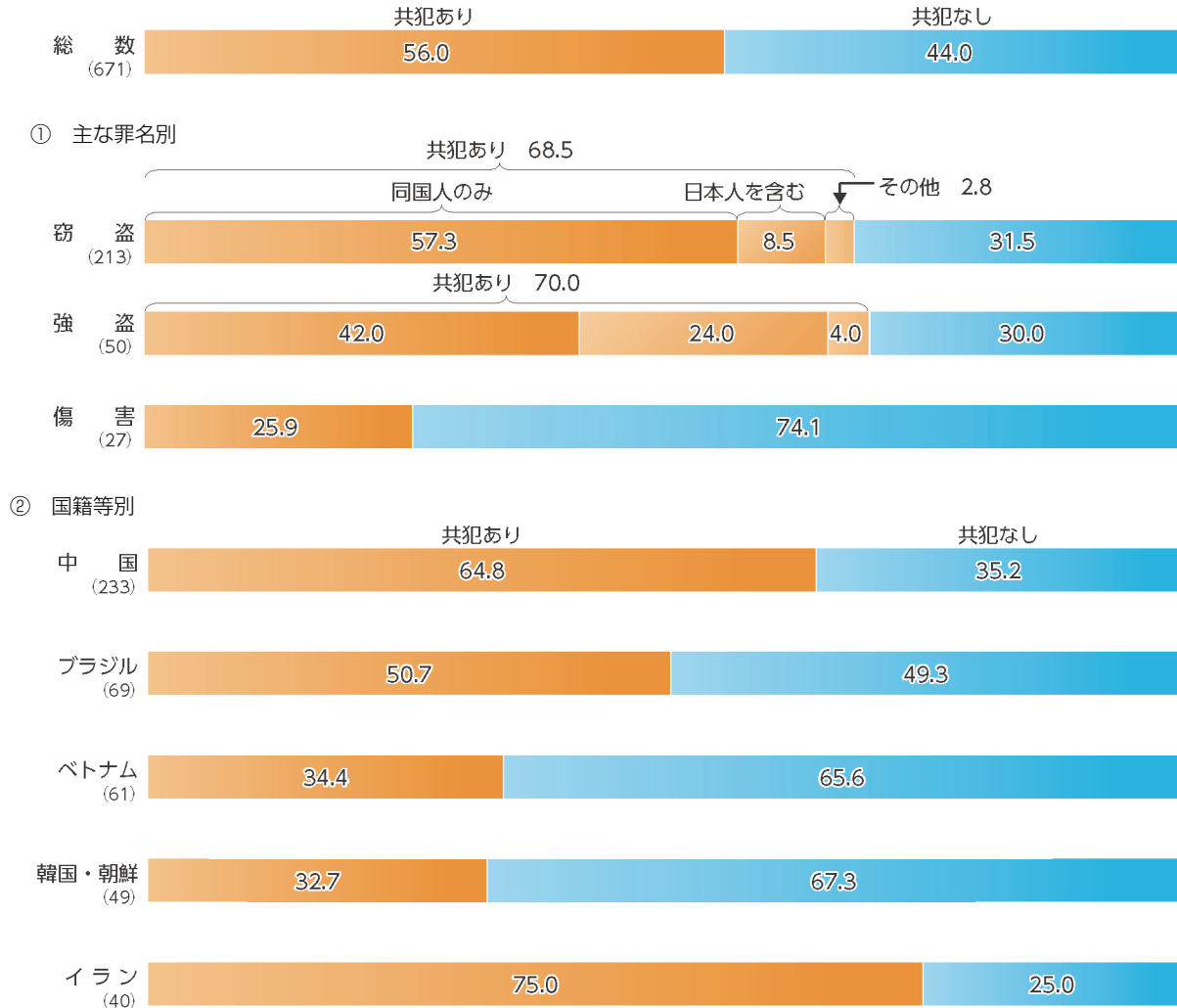
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「財産犯」は、窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領（遺失物等横領を含む。）・背任をいう。
 3 「1万円未満」は、財産犯が全て未遂の場合を含む。
 4 （ ）内は、実人員である。

（5）共犯関係

3-2-2-7 図は、主たる犯行における共犯の有無別構成比を見るとともに、これを主な罪名別、国籍等別に見たものである。調査対象者全体では、共犯がいる者の比率（以下この節において「共犯率」という。）は5割を超えている。平成23年における窃盗、強盗及び傷害の検挙事件全体の共犯率に照らすと、単純に比較はできないとはいえ、調査対象者の共犯率は、特に窃盗及び強盗については、相当高いことがうかがわれる。また、窃盗及び強盗事犯で共犯がいる者について、共犯者の内訳を見ると、同国人のみの比率が最も高い。国籍等別では、イラン及び中国は他の国籍等に比べて、共犯率が高い。

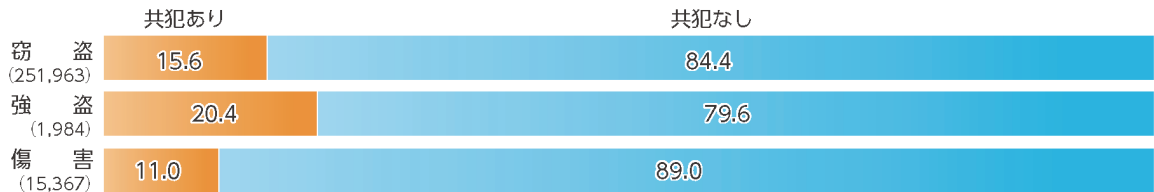
外国人犯罪に関する研究

3-2-2-7 図 主たる犯行の共犯の有無別構成比(主な罪名別・国籍等別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ②について、 $\chi^2=36.344$, $df=5$, $p<0.01$
 3 「共犯あり」の「その他」は、共犯者の国籍等が不詳の者を含む。
 4 () 内は、実人員である。

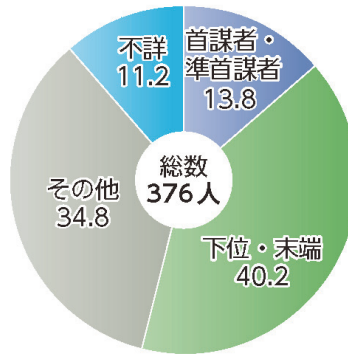
(参考) 平成 23 年における成人事件の一般刑法犯検挙件数の共犯の有無別構成比 (主な罪名別)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 () 内は、実人員である。

次に、調査対象者のうち、主たる犯行に共犯者がいる 376 人について、共犯者間での立場別構成比を見ると、3-2-2-8 図のとおりである。

3-2-2-8 図 共犯者間の立場別構成比



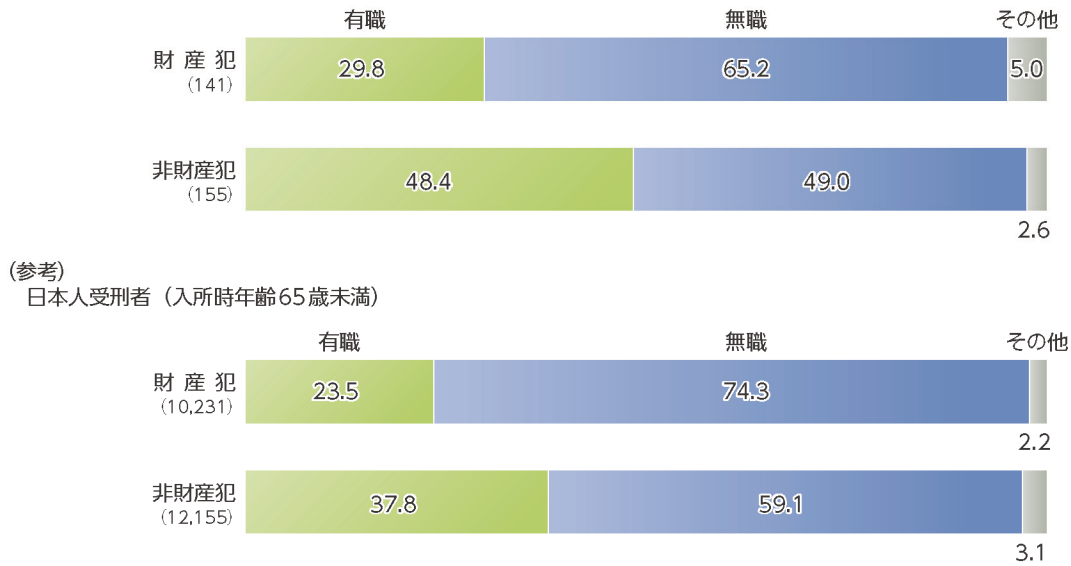
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「その他」は、共犯者間で、立場が中位の者及び他の共犯者との間に上下関係がない者である。

（6）本件犯行時の就労状況

調査対象者のうち、我が国に中長期間滞在する居住資格の者（入所時年齢が 65 歳未満の者に限る。）296 人について、犯罪や再犯リスク要因と一般的に考えられる本件犯行時の就労状況別構成比を財産犯・非財産犯の別に見ると、3-2-2-9 図のとおりである。財産犯は、無職者の比率が約 3 分の 2 を占め、非財産犯の者よりもかなり高い。日本人受刑者と同様に、居住資格の外国人にとって、無職であることが財産犯のリスク要因であることがうかがわれる。さらに、居住資格の調査対象者で有職者のうち、主たる罪名が窃盗又は強盗であった 39 人について、本件犯行時の主な収入源を見ると、正業収入の者が最も多かったものの、それは 22 人（56.4%）にとどまり、残りは、犯罪・違法行為による収益、被扶養・援助による収入（それぞれ 7 人（17.9%）、4 人（10.3%））等であり、有職者であっても安定した就業状況にあったとは言えない者が相当数いる実態がうかがわれる。

3-2-2-9 図 居住資格の者の就労状況別構成比(財産犯・非財産犯別)



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 $\chi^2=11.012$, $df=2$, $p<0.01$
 3 「財産犯」は、窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領(遺失物等横領を含む。)・背任をいい、「非財産犯」は、それ以外のものをいう。
 4 日本人受刑者の罪名は、矯正統計の計上基準による。
 5 就労状況が不詳の者を除く。
 6 「その他」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある者である。
 7 () 内は、実人員である。

(7) 薬物犯の態様

3-2-2-10 図は、調査対象者のうち、主たる罪名が薬物犯の 229 人について、その態様別構成比を見るとともに、これを主な在留資格等について見たものである。薬物犯全体では、薬物密輸入事犯がほぼ半数を占めていて最も多い。

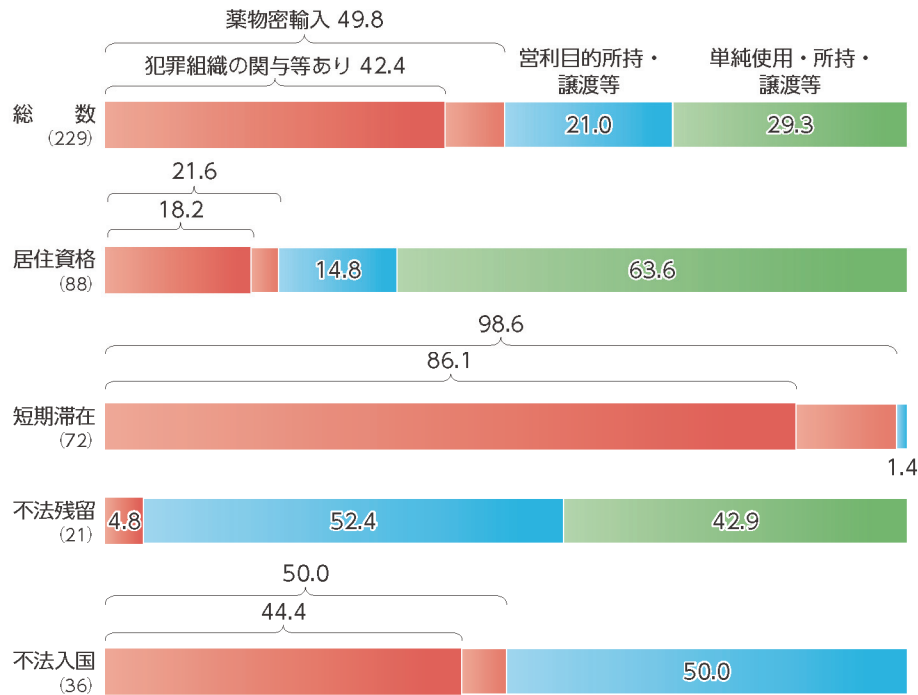
在留資格等別に見ると、短期滞在の者のほとんどが薬物密輸入事犯であり、その比率は、他の在留資格等の者と比べても顕著に高い。また、他の在留資格等の者と比べ、不法残留及び不法入国の者は、営利目的所持・譲渡等の比率がそれぞれ高く、居住資格の者は、これ以外の使用・所持・譲渡等事犯の比率が 6 割を超えて高い。

また、国籍等別では、明らかな特徴として、イランは、営利目的所持・譲渡等が 36 人中 29 人と 8 割を超えているほか、ヨーロッパ(計 40 人)及び北アメリカ(計 24 人)の者は、薬物密輸入がそれぞれ 37 人、23 人と 9 割を超え、大部分を占めていることが指摘できる。

さらに、薬物密輸入事犯者のうち、判決において、組織的な犯行、犯罪組織による関与等、又はそれらがうかがわれるとされた者は、114 人中 97 人と 8 割を超えており、薬物密輸入事

犯の大半が組織犯罪の一環である実態が見て取れる。

3-2-2-10 図 薬物犯態様別構成比(在留資格等別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 $\chi^2=167.961$, $df=8$, $p<0.01$
 3 「薬物犯」は、覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反をいう。
 4 「単純使用・所持・譲渡等」は、営利目的所持・譲渡等の罪以外の使用・所持・譲渡等である。
 5 「犯罪組織の関与等あり」は、判決において、組織的な犯行、犯罪組織の関与等、又はそれらがうかがわれるとされた場合である。
 6 () 内は、実人員である。

第3節 窃盗及び強盗事犯者

この節では、我が国において比較的長く生活する外国人が犯す典型的な犯罪である窃盗・強盗に着目することとし、調査対象者のうち、主たる罪名が窃盗及び強盗の者（以下「窃盗・強盗事犯者」という。）について分析する。なお、総数が 263 人と少ないため、在留資格等については、基本的に「居住資格」、「活動資格」及び「不法滞在」の類型ごとに分析する。

1 属 性

3-3-1 表は、窃盗・強盗事犯者の在留資格等別人員及びこれと国籍等の関係を見たものである。居住資格が 134 人で最も多く、次いで、不法滞在、活動資格の順であった（同表①）。国籍等では中国が最も多く、次いで、ベトナム、ブラジルの順であった。国籍等と在留資格等の関係を見ると、中国に留学等の活動資格の比率が高く、ブラジルに居住資格の比率が高い（同表②）。

3-3-1 表 窃盗・強盗事犯者 在留資格等別・国籍等別人員

① 在留資格等

種 類	在 留 資 格 等	総 数
総		263 (100.0)
活 動 資 格 (44)	短期滞在	16 (6.1)
	留学	25 (9.5)
	就労資格	3 (1.1)
居 住 資 格 (134)	永住者	34 (12.9)
	日本人の配偶者等	28 (10.6)
	永住者の配偶者等	9 (3.4)
	定住者	63 (24.0)
不 法 滞 在 (84)	不法残留	56 (21.3)
	不法入国	28 (10.6)
特 定 活 動	特 定 活 動	1 (0.4)

② 国籍等

国 籍 等	総 数	活 動 資 格	居 住 資 格	不 法 滞 在	特 定 活 動
総 数	263	44	134	84	1
中 国	123	37	37	48	1
ベ ト ナ ム	42	2	27	13	-
ブ ラ ジ ル	40	-	31	9	-
韓 国 ・ 朝 鮮	15	5	8	2	-
そ の 他	43	-	31	12	-

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①において、「種類」の（ ）内は、実人員であり、「総数」の（ ）内は、構成比である。

3 ②について、モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, p<0.01

2 犯行の内容等

(1) 犯行手口

窃盗・強盗事犯者の主たる犯行の手口（以下この節において「犯行手口」という。）は、3-3-2-1 表のとおりである。犯行手口では、侵入盗及び万引きが顕著に多い。

3-3-2-1 表 窃盗・強盗事犯者 犯行手口別人員

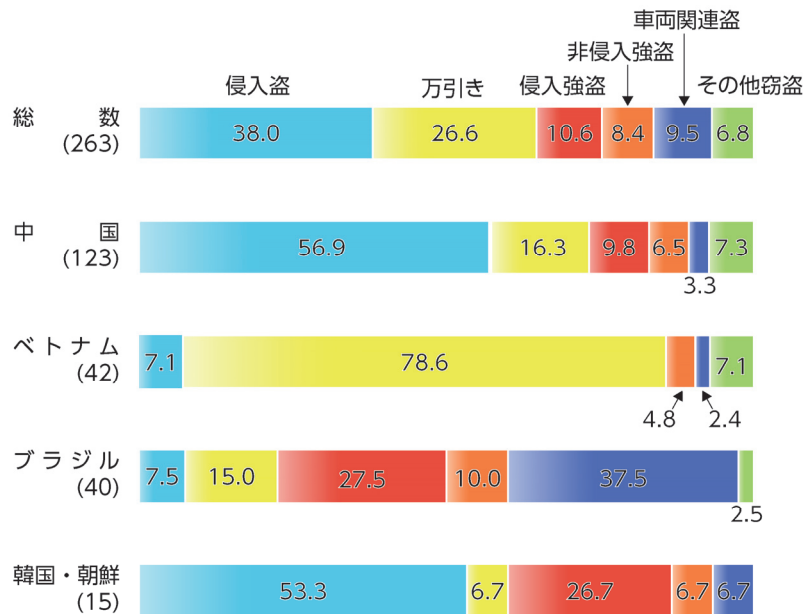
種 類	犯 行 手 口	総 数
総	数	263 (100.0)
侵入盗	侵入盗	100 (38.0)
万引き	万引き	70 (26.6)
侵入強盗 (28)	住宅強盗	14 (5.3)
	コンビニ・店舗強盗	12 (4.6)
	その他の侵入強盗	2 (0.8)
非侵入強盗 (22)	非侵入強盗	14 (5.3)
	その他の強盗	8 (3.0)
車両関連盗 (25)	自動車盗	12 (4.6)
	オートバイ盗	5 (1.9)
	部品狙い	5 (1.9)
	車上狙い	3 (1.1)
その他 (18)	払出し盗	7 (2.7)
	置き引き	3 (1.1)
	ひったくり	1 (0.4)
	その他の窃盗	4 (1.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「種類」の（ ）内は、実人員であり、「総数」の（ ）内は、構成比である。

窃盗・強盗事犯者の犯行手口別構成比を国籍等別（人員の多い順から4か国等。特に断らない限り、以下この節において同じ。）に見ると、3-3-2-2 図のとおりである。中国は侵入盗の比率が他の国籍等に比べて高く、ブラジルは侵入強盗及び車両関連盗の比率が高く、ベトナムは万引きの比率が明らかに高い。

3-3-2-2 図 犯行手口別構成比(主な国籍等別)



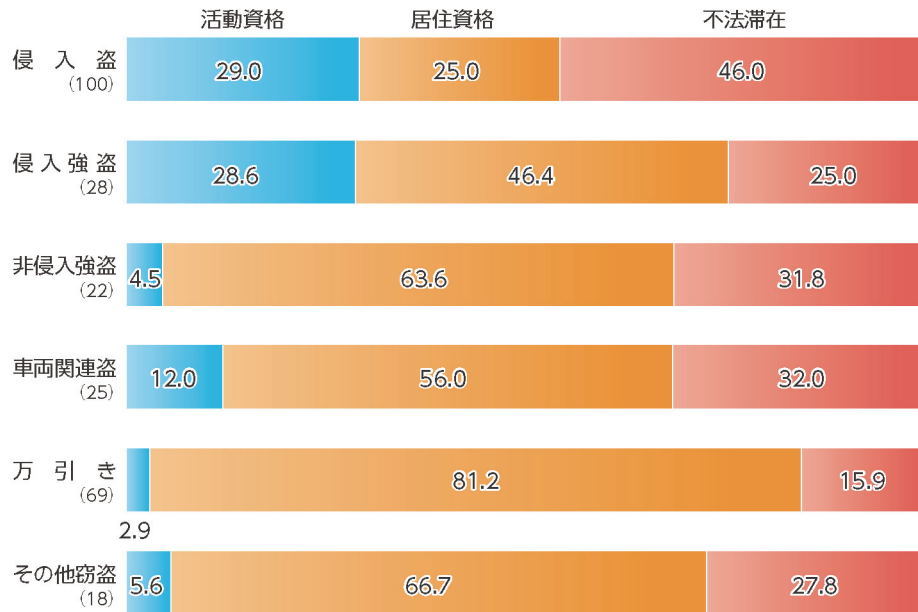
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, p<0.01

3 （ ）内は、実人員である。

また、窃盗・強盗事犯者の犯行手口別の在留資格等別構成比は、3-3-2-3 図のとおりである。侵入盗は、他の犯行手口に比べ、不法滞在及び活動資格の占める割合が比較的高いが、居住資格の割合は比較的低い。一方、万引きに占める居住資格の割合は約 8 割であり、他の犯行手口と比べて高い。

3-3-2-3 図 犯行手口 在留資格等別構成比



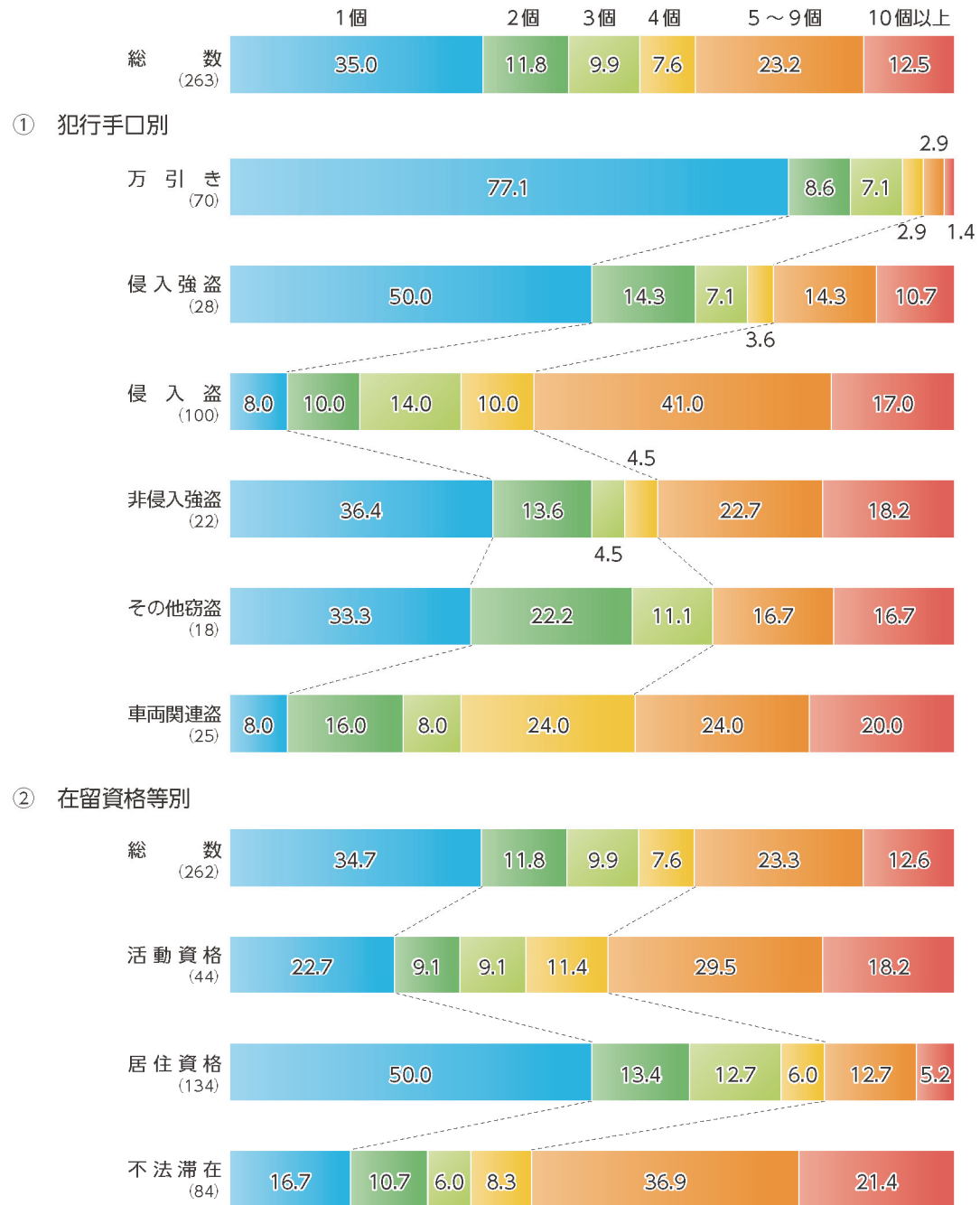
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$
 3 特定活動の1人を除く。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 窃盗・強盗の犯罪事実数

3-3-2-4 図は、窃盗・強盗事犯者について、本件犯行のうち窃盗又は強盗の犯罪事実の数（以下「犯罪事実数」という。）を見るとともに、これを犯行手口及び在留資格等別に見たものである。なお、82.9%の者において、犯罪事実数にかかわらず、いずれの犯行における手口も主たる犯行の手口と同一であった。

犯罪事実数が1個の者が92人（35.0%）と最も多いが、5個以上の者も3割を超えている（35.7%）。そこで、犯罪事実数を「1個」、「2個～4個」、「5個以上」の3カテゴリーに統合した上で、 χ^2 検定を実施したところ、犯行手口及び在留資格等との間で有意差が認められ（ $\chi^2=105.236$, $df=10$, $p < 0.01$, $\chi^2=45.180$, $df=4$, $p < 0.01$ ）、犯罪事実数が1個の者は、犯行手口では万引き、在留資格等では居住資格の者に多く、犯罪事実数が5個以上の者は、犯行手口では侵入盗、在留資格等では不法滞在の者に多い。

3-3-2-4 図 犯罪事実数別構成比(犯行手口別・在留資格等別)



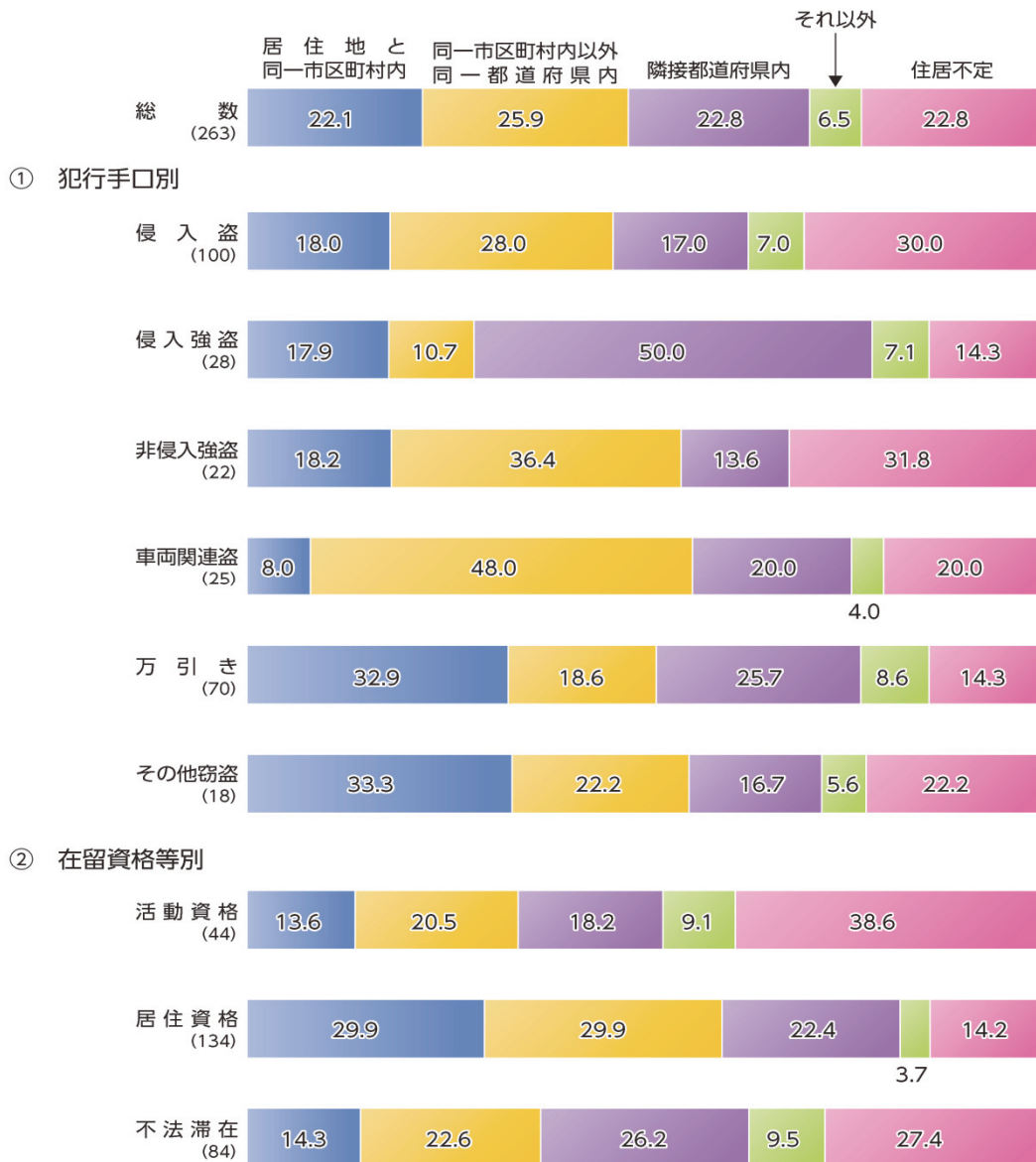
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ②は、特定活動の1人を除く。
 3 ()内は、実人員である。

(3) 主たる犯行の犯行場所と居住地の関係

3-3-2-5 図は、窃盗・強盗事犯者について、主たる犯行の犯行場所と居住地の関係を見るとともに、これを犯行手口及び在留資格等別に見たものである。犯行手口との関係を見ると、万引きにおいては、犯行場所が居住地と同一市区町村内である者は約3分の1であり、車両関連

盗の場合、同一市区町村以外の同一都道府県である者、侵入強盗では居住地の隣接都道府県である者がいずれも5割程度であった。また、侵入盗については、住居不定の者の割合が3割となっており、他の犯行手口と比べて高い（同図①）。在留資格等との関係では、居住資格の者においては、居住地と同一市区町村内での犯行が約3割であり、活動資格の者や不法滞在の者に比べて、顕著に高い（同図②）。

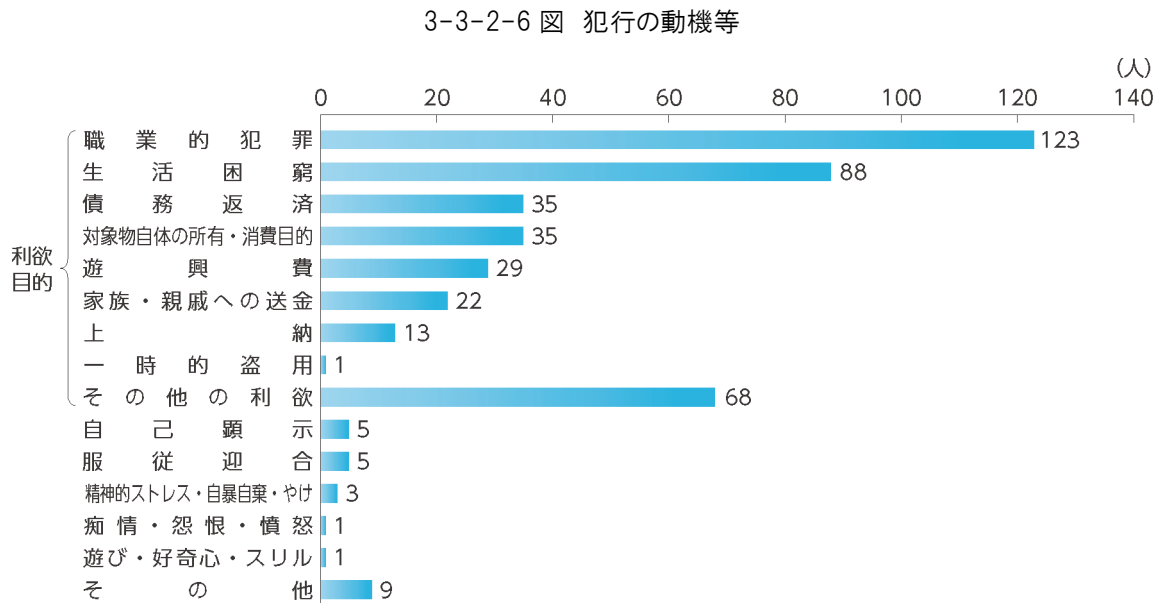
3-3-2-5 図 主たる犯行の犯行場所別構成比（犯行手口別・在留資格等別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①について、モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$ 。
 ②について、 $\chi^2=23.192$, $df=8$, $p < 0.01$ 。
 3 ②は、特定活動の1人を除く。
 4 () 内は、実人員である。

（４）動機等

3-3-2-6 図は、主たる犯行の動機等（動機不明の者を除き、複数の項目に該当する場合はそれぞれに計上）を類型化して示したものである。



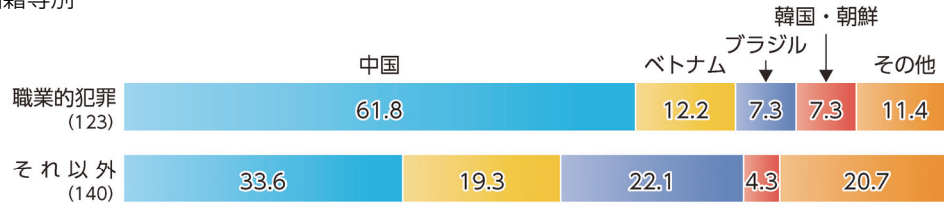
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 動機不明の者を除く 252 人について計上しており、複数の項目に該当する場合は、それぞれに計上している。
 3 「職業的犯罪」は、判決等で職業的犯行である旨認定されている場合等に、該当ありとして計上している。

「職業的犯罪」に該当する者が 123 人と多い。「職業的犯罪」に該当する者について、それ以外の者と対比させながら、国籍等別、犯行手口及び在留資格等との関係を見ると、3-3-2-7 図のとおりである。国籍等との関係では、「職業的犯罪」に該当する者は、それ以外の者と比べて、中国の割合が高く、ブラジルが低かった。犯行手口との関係では、「職業的犯罪」に該当する者は、それ以外の者と比べて、侵入盗の割合が約 6 割と高く、万引き及び侵入強盗が低かった。在留資格等との関係では、「職業的犯罪」に該当する者は、不法滞在の割合が約 4 割と顕著に高い。窃盗・強盗事犯者全体の在留資格等の構成（3-3-1 表①）と比較すると、「職業的犯罪」に該当する者の割合は、不法滞在及び活動資格の者についてはそれぞれ高く、居住資格の者については低かった。

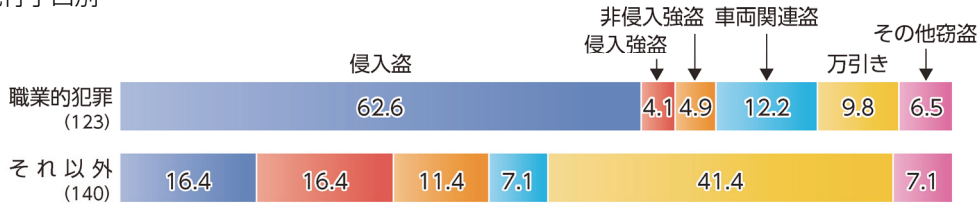
なお、次に該当する者の多かった、「生活困窮」については、国籍等別、在留資格等及び犯行手口との関係は見出せなかった。

3-3-2-7 図 職業的犯罪該当の有無別構成比(国籍等別・犯行手口別・在留資格等別)

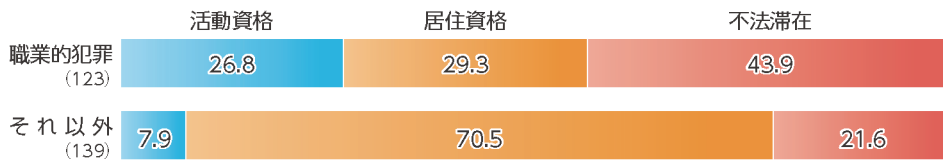
① 国籍等別



② 犯行手口別



③ 在留資格等別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①について、 $\chi^2=27.213$, $df=4$, $p<0.01$, ②について、 $\chi^2=75.946$, $df=5$, $p<0.01$,
 ③について、 $\chi^2=45.737$, $df=2$, $p<0.01$
 3 ③は、特定活動の1人を除く。
 4 () 内は、実人員である。

3 被害

(1) 被害者

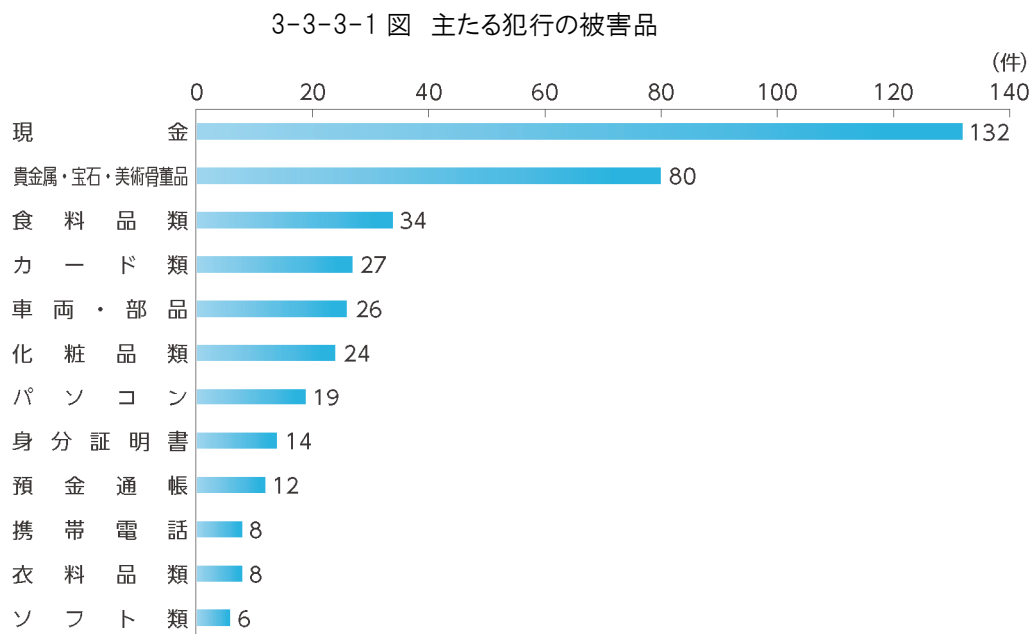
窃盗・強盗事犯者と主たる犯行の被害者の関係（被害者が複数であるため、複数の項目に該当する場合は、それぞれに計上）を見ると、被害者との面識がない場合が多く（152件, 57.8%）、店舗・法人等（105件, 39.9%）がそれに次ぐ。また、被害者が店舗・法人等の者ではない日本人の場合が155件（58.9%）であり、窃盗・強盗事犯者の同国人及びそれ以外の外国人が被害者の場合は合わせて8件（3.0%）にすぎなかった。

なお、主たる罪名が強盗致傷・致死（強盗強姦を含む。）の者は21人であり、被害者の受傷等の身体的被害の程度（被害者が複数いる場合、最も重いものに計上）は、加療1か月未満の被害を生じさせた者が10人、1か月以上の被害を生じさせた者が10人、死亡させた者が1人であった。

(2) 被害品

窃盗・強盗事犯者について、主たる犯行の被害品（複数に該当する場合はそれぞれに計上）を見たのが 3-3-3-1 図である。被害品に現金を含む者が最も多く、全体の半数に及ぶ。その他では、被害品に貴金属等を含む者が多い。

国籍等との関係では、被害品に現金を含む者の比率は、韓国・朝鮮(80.0%)及び中国(65.0%)において高く($\chi^2=56.948$, $df=4$, $p<0.01$), 被害品に貴金属等を含む者の比率は、中国(49.6%)において高かった($\chi^2=49.373$, $df=4$, $p<0.01$)。また、犯行手口との関係では、侵入盗の場合は、被害額にかかわらず、現金、身分証明書、カード類、預金通帳、パソコン、貴金属等が被害の対象となっているが、万引きの場合、被害額 1 万円未満には食料品類を対象にしたものが多く、10 万円以上の高額の場合、化粧品類を対象としたものが多かった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害品が複数ある場合は、それぞれに計上している。
 3 主たる犯行において財産的被害を生じさせた者に限る。

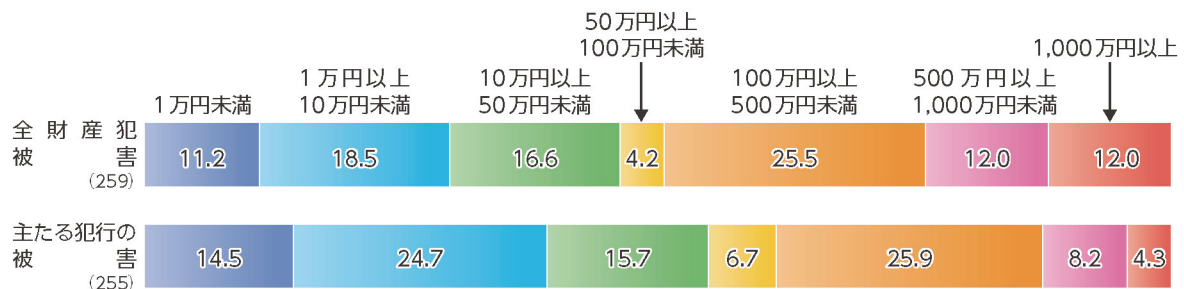
(3) 被害額

3-3-3-2 図は、窃盗・強盗事犯者について、本件犯行のうち財産犯（窃盗，強盗，詐欺，恐喝及び背任・横領）による被害及び主たる犯行による被害の被害額別構成比を見たものである。

なお、窃盗・強盗事犯者の全ての財産犯の被害総額について「10 万円未満」，「100 万円未満」，「100 万円以上」の 3 カテゴリーに統合して χ^2 検定を実施したところ、国籍等との間で有意差が認められ、ベトナムは、半数以上が 10 万円未満と、他の国籍等と比べて少額にとどまる傾向

向にある一方で、中国は、6割以上が100万円以上と、他の国籍等と比べ、被害総額が大きい者の比率が高い（ $\chi^2=30.948$, $df=8$, $p<0.01$ ）。また、被害総額を「1,000万円未満」と「1,000万円以上」の2カテゴリーにして見ると、韓国・朝鮮は半数近くが1,000万円以上を占めており、他の国籍等と比べて明らかに高い（モンテカルロ法による。 $m=10,000$, 99%有意確率, $p<0.01$ ）。

3-3-3-2 図 被害額別構成比(全財産犯被害・主たる犯行の財産犯被害)

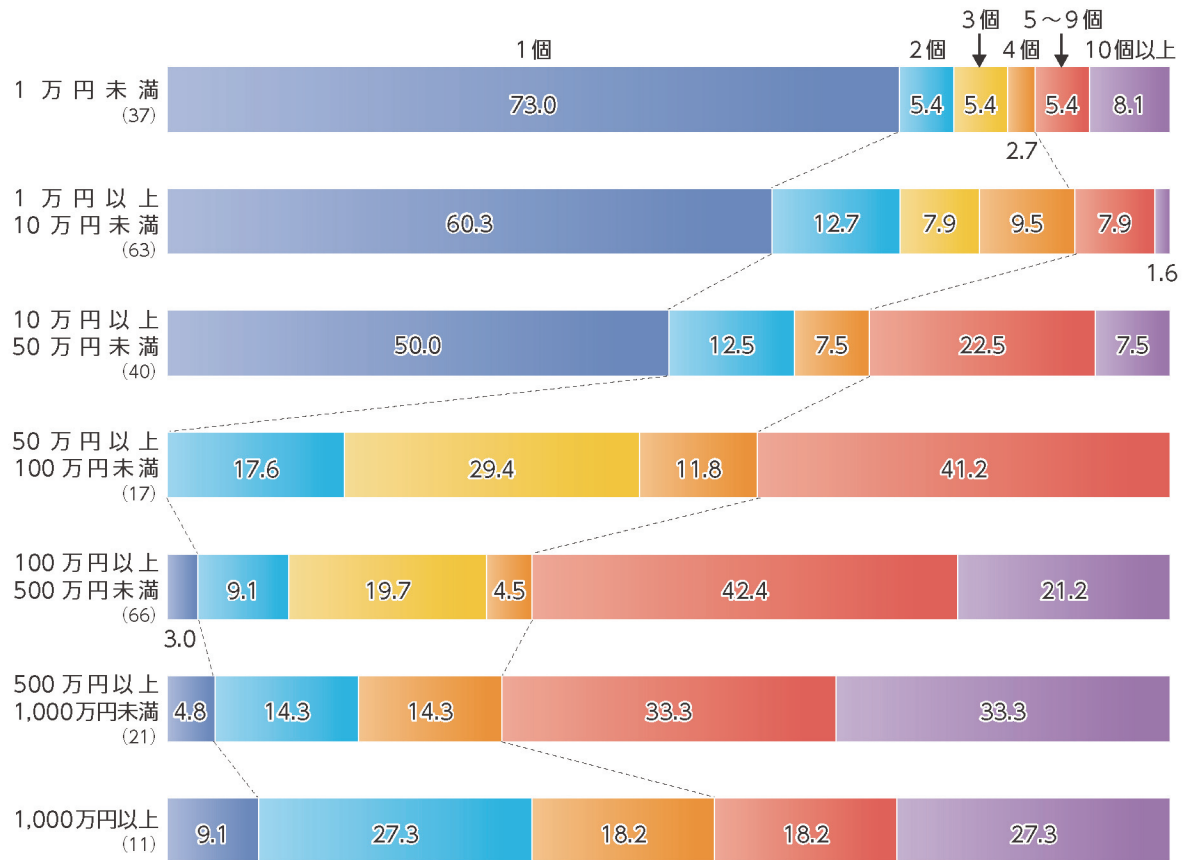


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 財産的被害を発生させた者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

窃盗・強盗事犯者の全ての財産犯の被害総額と犯罪事実数との関係を見たところ、被害総額の大きい者ほど犯罪事実数も多いという関係が認められた（スピアマンの順位相関係数, $\rho=0.74$ ）

次に、窃盗・強盗事犯者について、最も犯情の重い犯行である主たる犯行による被害額のみに着目して犯罪事実数との関係を見ると 3-3-3-3 図のとおりであり、主たる犯行の被害額が大きい者ほど、犯罪事実数が多いという傾向が緩やかに認められた。

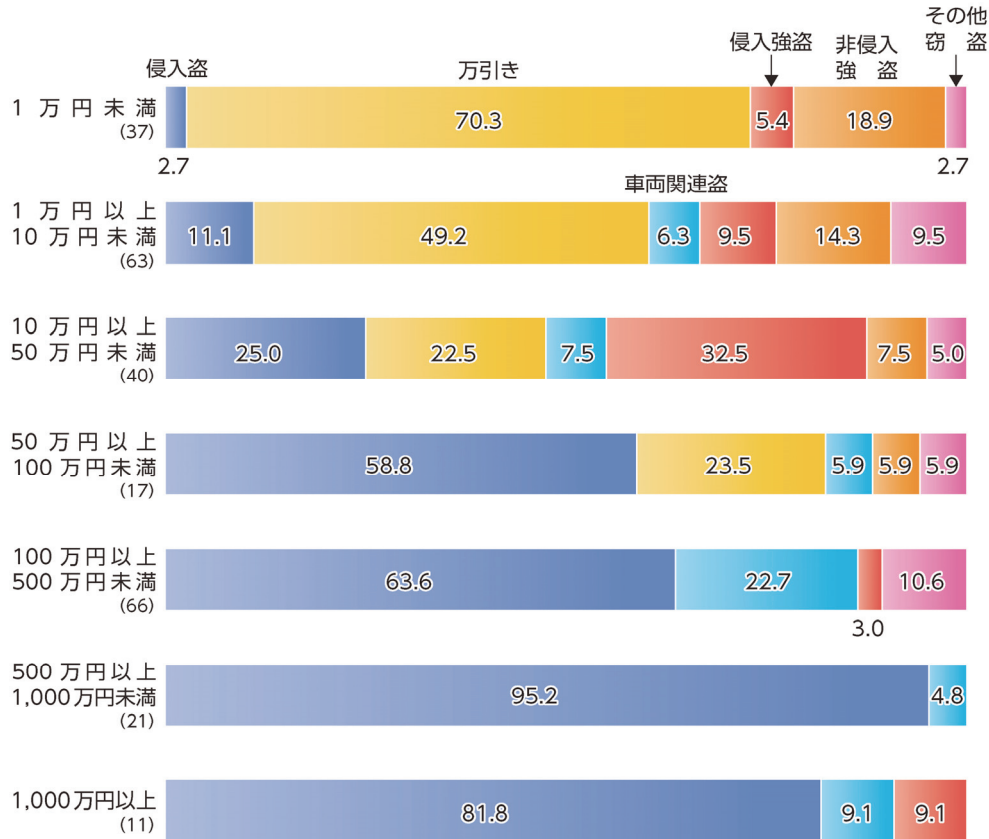
3-3-3-3 図 主たる犯行の被害額 犯罪事実数別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 スピアマンの順位相関係数, $\rho=0.532$, $p<0.01$
 3 主たる犯行において財産的被害を発生させたものに限る。
 4 () 内は, 実人員である。

3-3-3-4 図は, 主たる犯行の被害額と犯行手口との関係を見たものである。被害額が小さいものでは, 万引きが高い割合を占め, 被害額が大きくなるにつれて, 侵入盗の割合が高くなる傾向がある。主たる犯行の被害額で 10 万円未満の者と 100 万円以上の者がそれぞれ 4 割を占めていたが (3-3-3-2 図参照), 10 万円未満の被害額の者に万引きが多く, 100 万円以上の被害額の者に侵入盗が多い。なお, 被害額が 100 万円以上 500 万円未満の中で車両関連盗が 2 割強と, 全体の構成から見て高い比率を占めるが, 車両関連盗の半数近くが自動車盗であり (3-3-2-1 表参照), その場合の被害品 (自動車等) の単価によるものと思われる。

3-3-3-4 図 主たる犯行の被害額 犯行手口別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 主たる犯行において財産的被害を発生させた者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

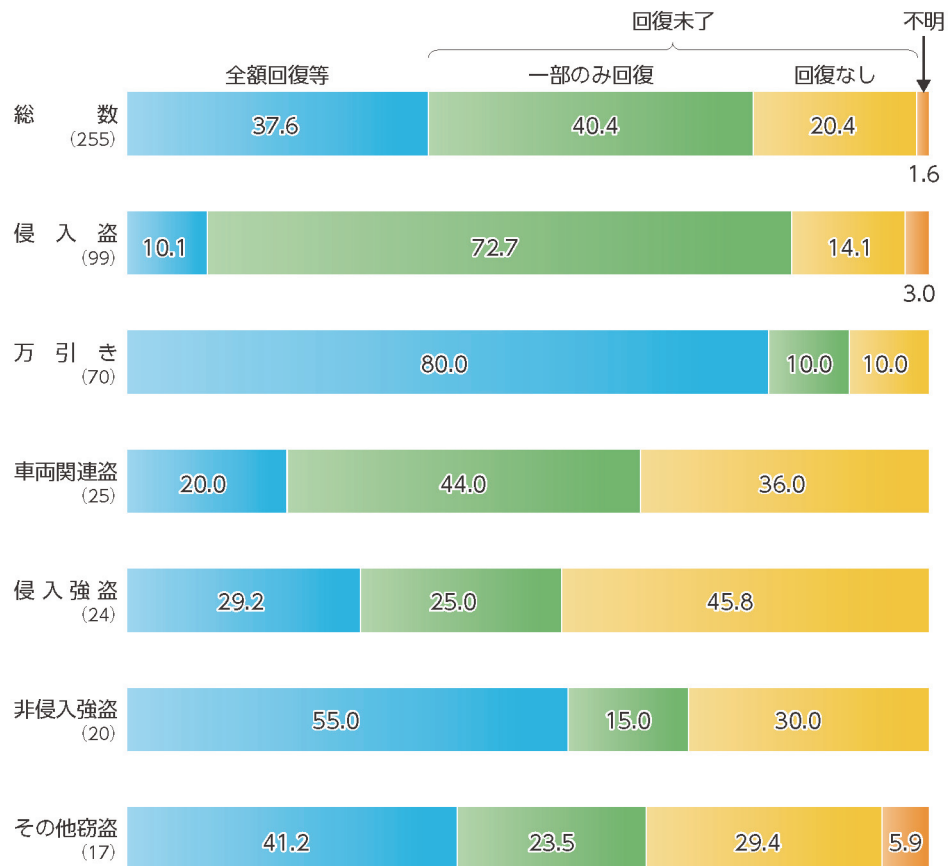
(4) 被害の回復

3-3-3-5 図は、窃盗・強盗事犯者の主たる犯行において財産的被害を発生させた 255 人について、主たる犯行の財産的被害の回復状況を見るとともに、これを犯行手口別に見たものである。「全額回復等」(確実に回復見込みの場合を含む。以下この節において同じ。)の者は4割弱であり、約6割については「回復未了」(一部のみ回復した者を含む。以下本編において同じ。)である。

犯行手口別に見ると、万引きでは、8割で被害が全額回復等されているものの、そのうち約8割は、現行犯の事案で被害が直ちに回復される場合や捜査機関による被害品の発見・押収・還付等により被害品が被害者に返還された場合(これらの場合における回復方法を以下この項において「被害品還付等」という。)にすぎず、本人・家族等や共犯者による弁償がなされたのは16%程度にすぎなかった。侵入盗では、全額回復等は約1割にとどまり、9割弱が回復未了となっている。侵入盗の回復未了のうち、約8割に被害の一部の回復が見られるものの、

そのうち半数近くは被害品還付等のみによる回復である。また、被害回復状況について、不明の者を除外した上で、「回復なし」、「少しでも回復あり（全部回復等、一部のみ回復）」の2カテゴリーに統合して、モンテカルロ法により検定を実施したところ、侵入強盗及び車両関連盗の場合、「回復なし」の比率が他の犯行手口よりも高い（ $m=10,000$ ，99%有意確率， $p<0.05$ ）。

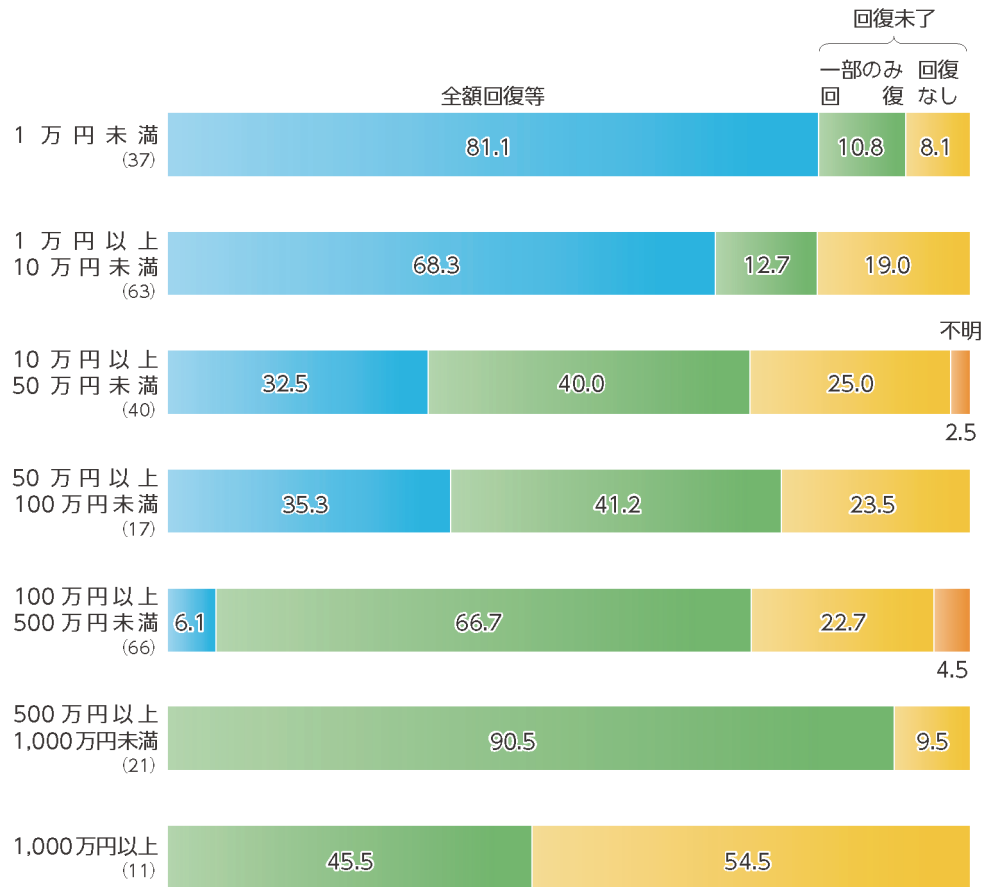
3-3-3-5 図 主たる犯行の被害回復状況（犯行手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 主たる犯行において財産的被害を発生させた者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

3-3-3-6 図は、主たる犯行の財産的被害の回復状況を主たる犯行の被害額別に見たものである。被害額が10万円未満の場合、全額回復等が約7割で、そのうち6割以上は被害品還付等のみによる回復である。全額回復等は、被害額が10万円以上50万円未満だと約3割と低くなり、500万円以上になると皆無である。

3-3-3-6 図 主たる犯行の被害回復状況(被害額別)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 主たる犯行において財産的被害を発生させた者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

犯行手口と被害額の組合せによる回復状況の特徴を詳細に見ると、被害額が100万円以上の侵入盗(69人)の者については、全額回復等は2人と少なく、何ら回復がない者は10人が多い。残りの57人は一部のみの回復であり、その半数弱の25人は被害品還付等のみによる回復であった。また、被害額10万円未満の万引き(57人)では、全額回復等の者が約86%と多いが、そのうち約8割が被害品還付等のみによる回復であった。

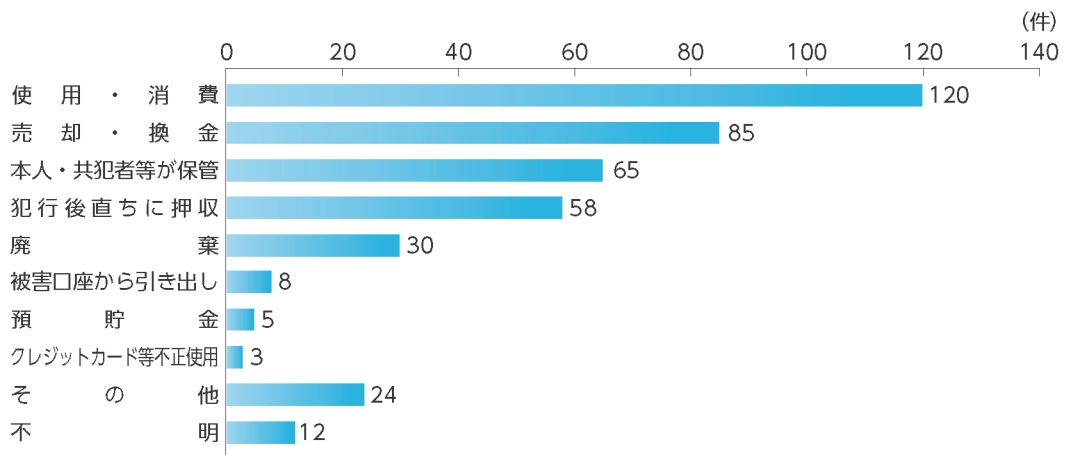
以上は、主たる犯行の被害に限った被害回復状況であるが、窃盗・強盗事犯者による全ての財産犯被害の回復状況を見ると、当然のことながら、全額回復等の割合は低くなり、31.7%であった。

(5) 被害品奪取後の処分状況

3-3-3-7 図は、窃盗・強盗事犯者の主たる犯行において財産的被害を発生させた255人につ

いて、主たる犯行の被害品の処分状況等（複数の項目に該当する場合は重複計上）を見たものである。主たる犯行の被害品は、犯行後、多くの者（120 人）が「使用・消費」しており、次いで、「売却・換金」（85 人）、「本人・共犯者等が保管」（65 人）、「犯行後直ちに押収」（58 人）の順に多い。犯行手口が侵入盗の者は、「使用・消費」（77 人、同処分方法該当者の 64.2%）、「売却・換金」（62 人、同 72.9%）及び「本人・共犯者等が保管」（43 人、同 66.2%）のいずれの処分方法該当者の中でも高比率を占め、主たる犯行の被害額も 100 万円以上の高額が多い。一方、犯行後被害品が直ちに押収された場合のほとんどが万引き（51 人、同 87.9%）であり、その被害額も 10 万円未満であった。

3-3-3-7図 主たる犯行 被害品処分状況等



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 複数の項目に該当する場合はそれぞれに計上している。

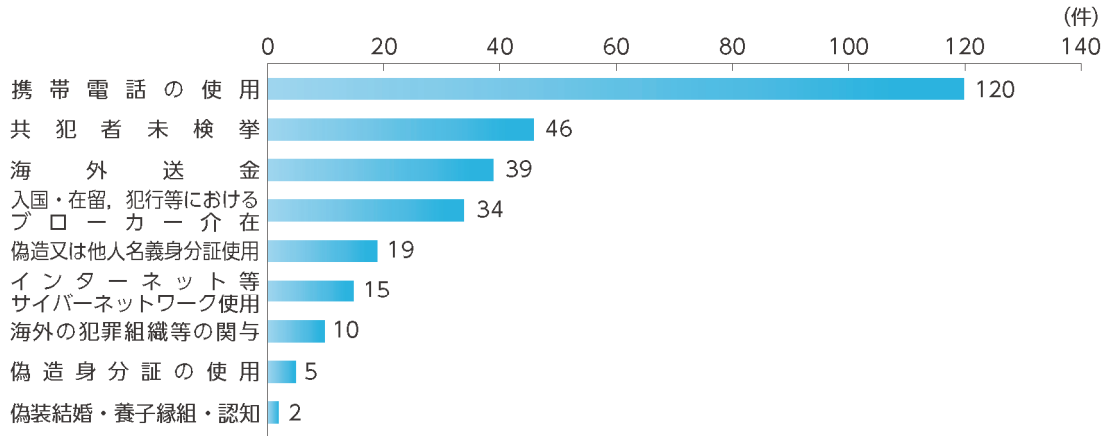
なお、被害品の処分方法と被害回復状況の関係を見ると、「使用・消費」、「売却・換金」及び「本人・共犯者等が保管」に該当する場合は、それぞれ 8 ないし 9 割が回復未了となっている。

4 本件犯行等に伴う国際的・越境的要素

外国人犯罪者による犯罪については、本人の国籍等のみならず、犯行準備、犯行、犯罪収益の処分等の各場面において、国境を越える要素又は性質上国境を越えやすい要素を含む場合がある。3-3-4 図は、窃盗・強盗事犯者について、犯罪収益等の海外送金といった国境を越える要素を含むものや、サイバースペースの利用やブローカーの介在といった必ずしも国境を越えるわけではないが、その性質上、国境を越えやすい要素を含むものの数（複数の項目に該当す

る場合はそれぞれに計上)を見たものである。

3-3-4 図 国際的・越境的要素の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「携帯電話の使用」, 「海外送金」, 「インターネット等サイバーネットワーク使用」, 「海外の犯罪組織等の関与」, 「偽造身分証の使用」は, 主たる犯行の犯行準備, 犯行, 犯罪収益隠匿等において, 各行為が該当する場合であり, 「共犯者未検挙」は, 主たる犯行の共犯者が未検挙等の場合である。

3 複数の項目に該当する場合は, それぞれに計上している。

これらのうち, 主たる犯行の犯行準備若しくは犯行に関し, 又はその犯罪収益等の隠匿や処分として, 本国等の海外に何らかの方法で送金があった者(「海外送金」) 39 人について, 本件犯行による財産的被害の回復の有無を見たところ, 回復未了の割合が9割近くに及び, 海外送金がない者に比べて明らかに高かった ($\chi^2=14.464$, $df=1$, $p<0.01$)。

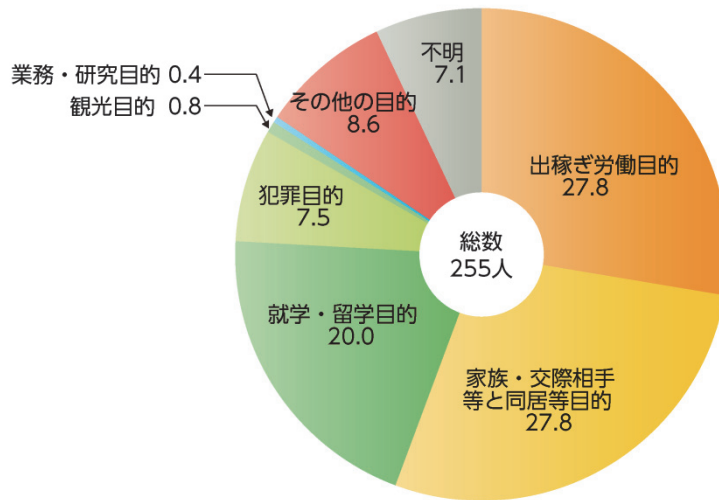
なお, 窃盗・強盗事犯者 263 人中, 裁判で提出された証拠の中に, 外国政府による協力を通じて収集された証拠が存することを確認できた事件の被告人であった者は5人であった。

5 その他の背景事情等

(1) 来日目的

3-3-5-1 図は, 窃盗・強盗事犯者の来日目的別構成比を見たものである。出稼ぎ労働目的及び家族・交際相手等と同居等目的がそれぞれ 27.8%と最も多く, 次いで就学・留学目的の順である。なお, 犯罪目的で来日した 19 人について, 本件犯行時の在留資格の内訳を見ると, 短期滞在の者が 12 人, 不法入国の者が 7 人であった。

3-3-5-1 図 窃盗・強盗事犯者の来日目的別構成比



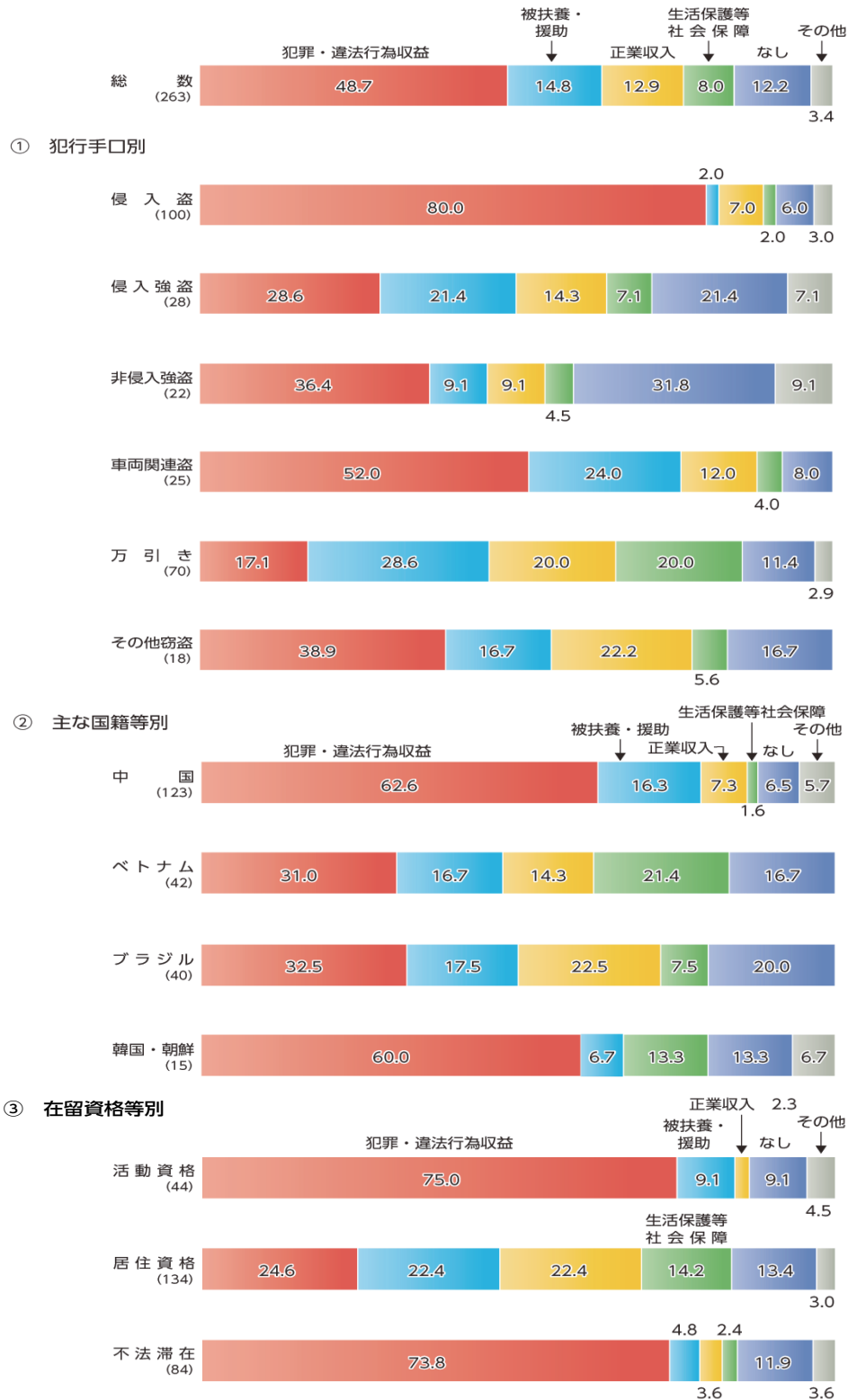
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本出生の者8人を除く。

(2) 犯行時の収入源

3-3-5-2 図は、窃盗・強盗事犯者の本件犯行時の主たる収入源を見るとともに、これを犯行手口別、国籍等別及び在留資格等別に見たものである。総数では、犯罪・違法行為収益の者の比率が半数近くを占めて最も高く、次いで、扶養や援助を受けていた者であり、正業収入の者は約 13%にとどまる。

外国人犯罪に関する研究

3-3-5-2 図 本件犯行時の主たる収入源別構成比(犯行手口別・主な国籍等別・在留資格等別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 モンテカルロ法による。①について、m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$, ②について、m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$, ③について、m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$
 3 ③は、特定活動の1人を除く。
 4 「その他」は、不明の者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

犯行手口別に見ると、侵入盗で、犯罪・違法行為収益の割合が非常に高い（80.0%）。万引き以外の他の犯行手口でも、犯罪・違法行為収益が最も高い構成比となっているが、万引きでは、犯罪・違法行為収益の割合は17.1%にとどまり、被扶養・援助の割合が最も高く（28.6%）、正業収入及び生活保護等の社会保障を主たる収入源としていた者の割合も高い（各20.0%）。

国籍等別に見ると、中国は、犯罪・違法行為収益の割合が高い（62.6%）。一方で、ブラジルでは、犯罪・違法行為収益の割合が約3分の1を占め、同国の中では最も高い構成比となっているが、正業収入も2割を超えており、他の国籍等と比べて高い。さらに、ベトナムは、生活保護等の社会保障の割合が高い（21.4%）。

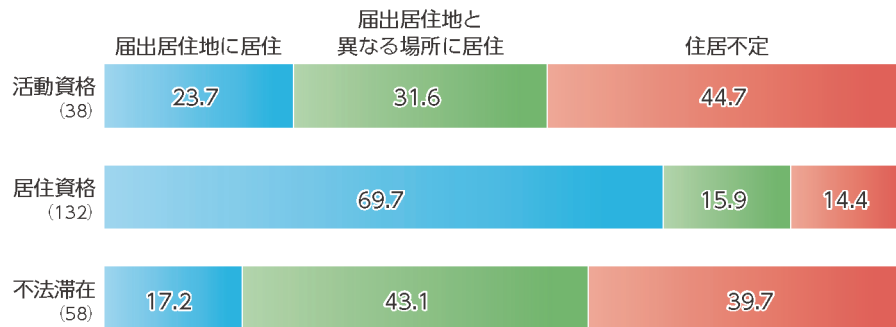
在留資格等別に見ると、活動資格及び不法滞在では、犯罪・違法行為収益の者の比率がいずれも7割を超えて高く、正業収入の者の比率はそれぞれ2.3%、3.6%と極めて低かった。居住資格では、犯罪・違法行為収益の者の比率が最も高い（24.6%）ものの、他の在留資格等と比べると低く、被扶養・援助及び正業収入の者の比率がそれぞれ2割程度と高い。また、生活保護等社会保障の者の比率が14%を超えていた。

そのほか、主たる犯行の被害額（「10万円未満」、「100万円未満」、「100万円以上」の3カテゴリー）と主たる収入源との間でモンテカルロ法により検定したところ、有意差が認められ、被害額が100万円以上の場合、犯罪・違法行為収益の者の割合が高く（78.6%）、10万円未満の場合、生活保護等社会保障の者の割合が他の収入源に比較して高い（19.0%）（ $m=10,000$, 99%有意確率, $p<0.01$ ）。

（3）犯行時の居住・活動状況

窃盗・強盗事犯者の本件犯行当時における居住状況について、調査が可能であった260人について見ると、住居不定の者が60人、定まった住居はあったが外国人登録がない者が31人であった。それ以外の169人中、登録上の届出居住地と異なる場所に居住していた者が58人と約3割であった。この169人及び住居不定の者を合わせ、特定活動の者1人を除いた228人について、在留資格等との関係を見ると、3-3-5-3図のとおりである。活動資格の者に住居不定及び主たる犯行時の届出居住地と異なる場所に居住していた者の割合が高いのに対して、居住資格の者に主たる犯行時の届出居住地に居住していた者の比率が高い。

3-3-5-3 図 犯行時の居住状況別構成比(在留資格等別)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 $\chi^2=57.223$, $df=4$, $p<0.01$

3 犯行時に外国人登録のなかった者 31 人及び在留資格が特定活動の者 1 人を除く。

在留資格等との関係を更に詳しく見ると、留学及び不法残留の者に、外国人登録上の届出居住地と異なる場所に居住していた者が多かったのに対し、永住者及び定住者には、届出居住地に居住していた者が多かった。

なお、外国人登録上の届出居住地と異なる居住地に居住していた者は、届出居住地に居住していた者に比べると、犯罪事実数が多く ($t=4.734$, $df=167$, $p<0.01$)、主たる犯行の被害額(「10 万円未満」、「100 万円未満」、「100 万円以上」の 3 カテゴリー)が 100 万円以上である者の比率が高い ($\chi^2=20.836$, $df=2$, $p<0.01$)。また、犯行時の収入源(「犯罪・違法行為収益」、「犯罪・違法行為収益以外」の 2 カテゴリー)で見ると、犯罪・違法行為収益によって生活していた者が多かった ($\chi^2=30.407$, $df=1$, $p<0.01$)。

次に、本件犯行当時、住居不定であった 60 人について見ると、犯行手口との関係では、侵入盗の者に多く、万引きの者に少なかった。また、住居不定者には、犯罪・違法行為収益により生計を立てている者が多く、7 割を超えていた。

また、窃盗・強盗事犯者の活動資格の者 44 人のうち短期滞在の 16 人を除く 28 人について、本件犯行当時、例えば、留学の在留資格における留学先の学校在学といった、在留資格に係る活動を行っていたかを見ると、約 7 割に当たる 19 人が在留資格に係る活動を行っておらず、最も多い留学の者では、25 人中 16 人が本件犯行当時、資格に係る活動をしていなかった。これらの者については、資格に係る活動をしていた者に比べて犯罪事実数が多く ($t=2.186$, $df=26$, $p<0.05$)、犯罪・違法収益により生計を立てている者が 9 割近くを占めていた。

(4) 不良集団・犯罪組織等への帰属

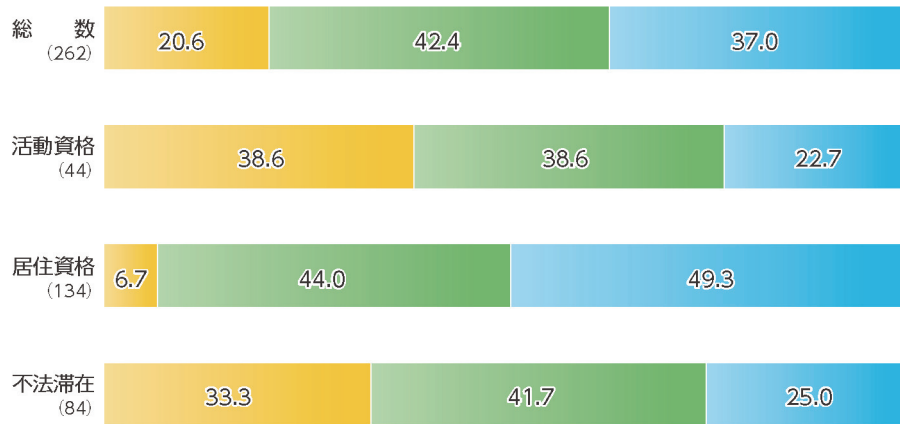
窃盗・強盗事犯者のうち、全体の約 40%に当たる 102 人については、不良集団、犯罪集団又は犯罪組織に属し、又は関与する者であった。これに該当する者を在留資格等で見ると、居住資格に少なく、活動資格及び不法滞在が多かった。また、国籍等別で見ると、中国が多く、ブラジル及びベトナムで少なかった。犯行手口別では、侵入盗に多く、万引きで少なかった。

(5) 日本語能力

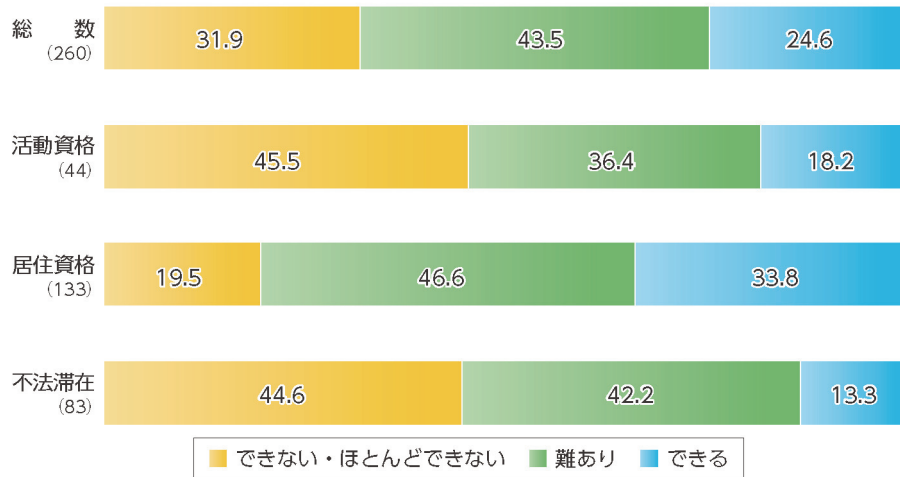
3-3-5-4 図は、窃盗・強盗事犯者の日本語による日常会話及び読み書きの能力を見るとともに、これを在留資格等別に見たものである。活動資格及び不法滞在の者に日常会話も読み書きもできない者又はこれらに難がある者が多いが、居住資格の者でも、日常会話ができない者又は日常会話に難がある者が半数以上に及び、読み書きについてはできない者又はほとんどできない者が約 2 割もいる上に、難がある者も加えると約 3 分の 2 にも上る。居住資格の者については、出所後も退去強制とならず我が国に残る場合も少なくなく、日本社会で暮らすことになるこれらの者にとって、日本語の日常会話や読み書きは、社会生活や就労等の各場面において必要となると思われ、その円滑な社会復帰に向けては、読み書きを含めた日本語能力を高める必要が示唆される。

3-3-5-4 図 窃盗・強盗事犯者の日本語能力別構成比(在留資格等別)

① 会話



② 読み書き



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 在留資格が特定活動の1人を除く。②については、更に、「読み書き」能力が不明の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

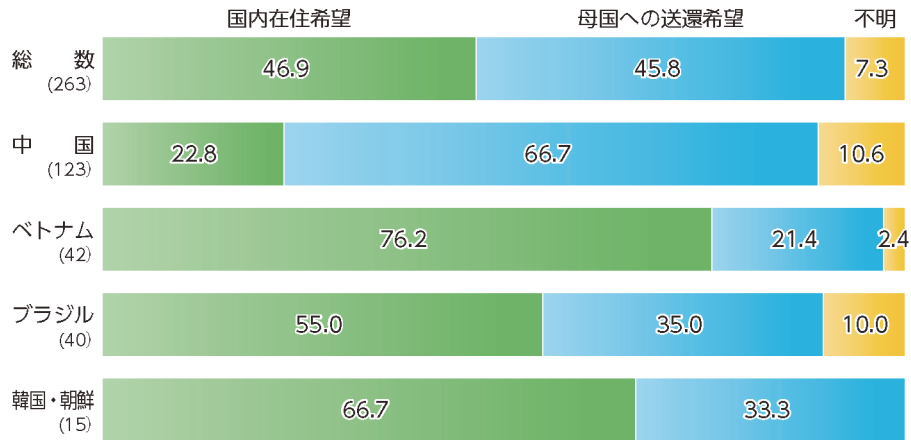
6 帰住先等

(1) 帰住先に関する希望

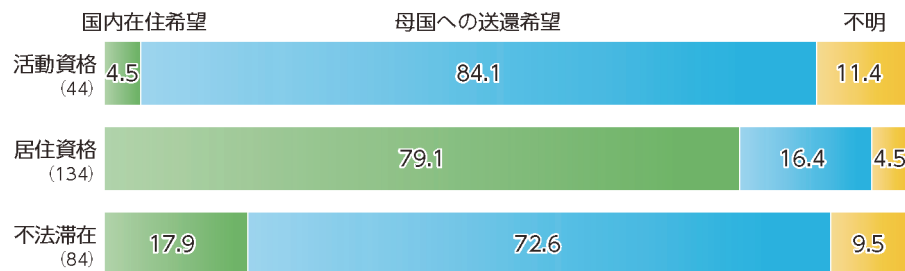
窃盗・強盗事犯者が刑事施設に申告した出所時の帰住先に関する希望について、総数とともに国籍等別及び在留資格等別に見ると、3-3-6-1 図のとおりである。国籍等別では、中国で母国への送還を希望する者の比率が約3分の2を占め、他の国籍等と比べて高い一方で、ベトナムは日本国内での在住の継続を希望する者が4分の3を超えていた。また、在留資格等別では、活動資格及び不法滞在の者に母国への送還を希望する者の比率が高く、それぞれ8割強及び7割強であった。一方、居住資格の者については、日本国内での在住の継続を希望する者が8割近くと高い。

3-3-6-1 図 帰住先の希望別構成比(主な国籍等別・在留資格等別)

① 国籍等別



② 在留資格等別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①について、モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$, ②について、 $\chi^2=117.088$, $df=4$, $p < 0.01$
 3 ②について、特定活動の1人を除く。
 4 ()内は、実人員である。

(2) 出所後の帰住先

窃盗・強盗事犯者 263 人中 106 人が調査中に出所した。これらの者のうち帰住先が判明した 105 人について刑事施設に申告していた帰住先に関する希望と実際の帰住先の関係を在留資格等別に見たのが 3-3-6-2 表である。これらの者は、受刑等により退去強制事由に該当する場合が多いが、その一方で、40 人（在留特別許可を受けた 26 人を含む。）が国内在住となっており、これは出所した者の 4 割弱であった。居住資格では約 6 割が国内在住となった。ただし、調査対象者中、出所した者の平均刑期は約 1 年 9 月であるのに対し、在所している者（無期刑の者を除く。）の平均刑期は約 4 年 5 月であり、刑期の長短が顕著に異なることから、外国人受刑者全体の出所に係る傾向とは異なる可能性がある。

外国人犯罪に関する研究

3-3-6-2 表 帰住先に関する希望と実際の帰住先別人員（在留資格等別）

在留資格等	希望帰住先	総数	帰住先		
			入管渡し	国内在住	国内在住（在特）
総数		105	65 (61.9)	14 (13.3)	26 (24.8)
活動資格	計	15	15 (100.0)	－	－
	母国への送還希望	14	14 (100.0)	－	－
	不明	1	1 (100.0)	－	－
居住資格	計	64	25 (39.1)	13 (20.3)	26 (40.6)
	母国への送還希望	9	9 (100.0)	－	－
	国内在住希望	53	14 (26.4)	13 (24.5)	26 (49.1)
	不明	2	2 (100.0)	－	－
不法滞在	計	25	24 (96.0)	1 (4.0)	－
	母国への送還希望	17	17 (100.0)	－	－
	国内在住希望	6	5 (83.3)	1 (16.7)	－
	不明	2	2 (100.0)	－	－
特定活動	計	1	1 (100.0)	－	－
	母国への送還希望	1	1 (100.0)	－	－

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「在特」は、在留特別許可である。
 3 () 内は、構成比である。

前記調査対象者の帰住先を国籍等別で見たのが 3-3-6-3 表であり、犯行手口別で見たのが 3-3-6-4 表である。国籍等別で見ると、中国は、49 人中 15 人が国内在住を希望し、そのうち 3 分の 2 に当たる 10 人（在留特別許可を受けた 3 人を含む。）が国内在住となっている。また、ベトナム（25 人）は、9 割を超える 23 人が国内在住を希望し、18 人が国内在住となったが、そのうち 16 人は在留特別許可によるものであった。

犯行手口別で見ると、侵入盗（36 人）は、26 人が母国への送還を希望し、出所時に入国管理局へ引渡しとなり、国内在住を希望した 8 人のうち 3 人が国内在住となった。万引き（50 人）は、約 8 割の 41 人が国内在住を希望し、32 人が国内在住となったが、そのうち 19 人は在留特別許可によるものであった。

3-3-6-3 表 帰住先に関する希望と実際の帰住先別人員(国籍等別)

国 籍 等	希 望 帰 住 先	総 数	帰 住 先		
			入 管 渡 し	国 内 在 住	国内在住(在特)
総 数		105	65 (61.9)	14 (13.3)	26 (24.8)
中 国	計	49	39 (79.6)	7 (14.3)	3 (6.1)
	母国への送還希望	30	30 (100.0)	-	-
	国内在住希望	15	5 (33.3)	7 (46.7)	3 (20.0)
	不明	4	4 (100.0)	-	-
ベトナム	計	25	7 (28.0)	2 (8.0)	16 (64.0)
	母国への送還希望	2	2 (100.0)	-	-
	国内在住希望	23	5 (21.7)	2 (8.7)	16 (69.6)
ブラジル	計	12	9 (75.0)	3 (25.0)	-
	母国への送還希望	4	4 (100.0)	-	-
	国内在住希望	7	4 (57.1)	3 (42.9)	-
	不明	1	1 (100.0)	-	-
韓国・朝鮮	計	3	2 (66.7)	-	1 (33.3)
	母国への送還希望	1	1 (100.0)	-	-
	国内在住希望	2	1 (50.0)	-	1 (50.0)
そ の 他	計	16	8 (50.0)	2 (12.5)	6 (37.5)
	母国への送還希望	4	4 (100.0)	-	-
	国内在住希望	12	4 (33.3)	2 (16.7)	6 (50.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「在特」は、在留特別許可である。
 3 () 内は、構成比である。

3-3-6-4 表 帰住先に関する希望と実際の帰住先別人員(犯行手口別)

犯 行 手 口	希 望 帰 住 先	総 数	帰 住 先		
			入 管 渡 し	国 内 在 住	国内在住(在特)
総 数		105	65 (61.9)	14 (13.3)	26 (24.8)
侵 入 盗	計	36	33 (91.7)	1 (2.8)	2 (5.6)
	母国への送還希望	26	26 (100.0)	-	-
	国内在住希望	8	5 (62.5)	1 (12.5)	2 (25.0)
	不明	2	2 (100.0)	-	-
侵入強盗	計	1	1 (100.0)	-	-
	国内在住希望	1	1 (100.0)	-	-
非侵入強盗	計	3	2 (66.7)	-	1 (33.3)
	母国への送還希望	1	1 (100.0)	-	-
	国内在住希望	2	1 (50.0)	-	1 (50.0)
車両関連盗	計	9	7 (77.8)	-	2 (22.2)
	母国への送還希望	5	5 (100.0)	-	-
	国内在住希望	3	1 (33.3)	-	2 (66.7)
	不明	1	1 (100.0)	-	-
万 引 き	計	50	18 (36.0)	13 (26.0)	19 (38.0)
	母国への送還希望	8	8 (100.0)	-	-
	国内在住希望	41	9 (22.0)	13 (31.7)	19 (46.3)
	不明	1	1 (100.0)	-	-
その他窃盗	計	6	4 (66.7)	-	2 (33.3)
	母国への送還希望	1	1 (100.0)	-	-
	国内在住希望	4	2 (50.0)	-	2 (50.0)
	不明	1	1 (100.0)	-	-

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「在特」は、在留特別許可である。
 3 () 内は、構成比である。

ところで、前記のとおり、出所者のうち、在留特別許可を受けて国内在住となった者は、全て居住資格であった。そこで、居住資格の出所者のうち、退去強制事由に該当し、入国管理局へ引渡しになった者（25 人）と、退去強制事由に該当しながら、法務大臣により特別に在留を許可すべき事由があると認められ、在留特別許可を受けて国内在住となった者（26 人）について、どのような差異が認められるかを見るため比較を試みた。平均刑期では、入国管理局へ引渡しになった者の平均刑期が約 1 年 9 月であるのに対し、在留特別許可により国内在住となった者の平均刑期は約 1 年 6 月であった。主たる犯行の被害額との関係では、入国管理局へ引渡しになった者については、被害額が 10 万円以上の者が 45.8%を占めているのに対し、在留特別許可により国内在住となった者は、被害額が 10 万円未満の者が 73.1%を占め、少額傾向にとどまっていた。前科前歴の有無との関係では、入国管理局へ引渡しになった者については、前科前歴を有する者の比率が 64.0%であるのに対し、在留特別許可により国内在住となった者は、前科前歴を有する者の比率が 96.2.%であり、前科前歴を有していても必ずしも退去強制になるわけではない実態がうかがわれた。日本に在住する家族の有無との関係では、入国管理局へ引渡しになった者については、日本に在住する家族がいる者の比率が 88.0%であるところ、在留特別許可により国内在住となった者は、この比率が 92.3%であって、ほとんど差が認められなかった。

第4節 再犯状況

この節においては、調査対象者の再犯の状況や特色を明らかにするとともに、そのうち、我が国に滞在する中で再犯に及んだ者が多いと思われる居住資格の者を中心にその特性を見る。

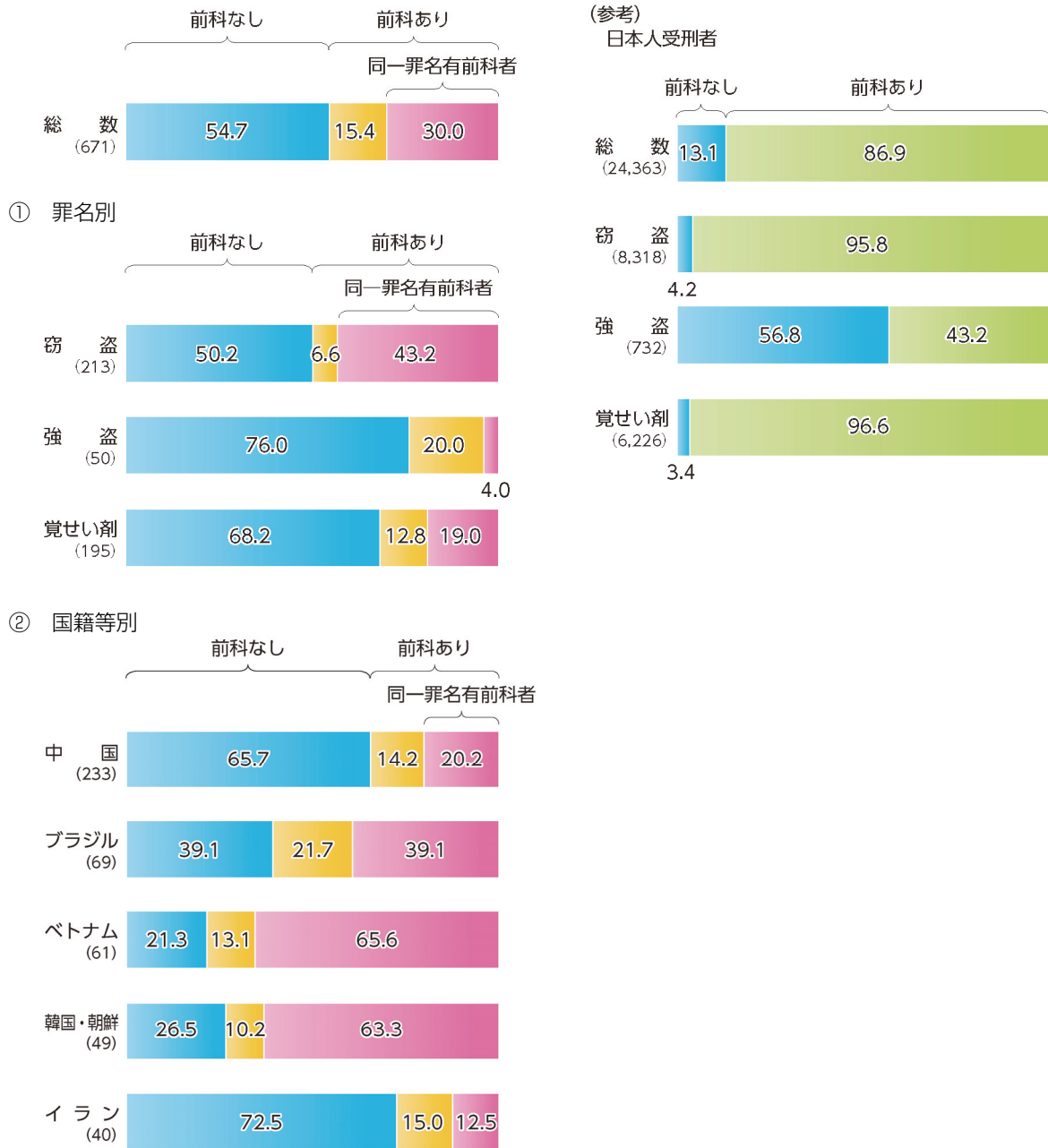
1 前科

3-4-1-1 図は、調査対象者の前科の有無別構成比を見るとともに、これを国籍等（人員の多い順から 5 か国等。特に断らない限り、以下この節において同じ。）別及び主たる罪名（上位を占める窃盗、強盗及び覚せい剤取締法違反の者に限る。特に断らない限り、以下この節において同じ。）別に見たものである。調査対象者全体で前科のある者は 5 割弱である（なお、日本人受刑者と比較すると、外国人は、刑事処分後に退去強制になる者が相当数いることもあり、前科のある者の比率は総じて低いことがうかがわれる。）。罪名別では、強盗については、前科を有する者の比率は約 4 分の 1 と、他の罪名と比べて低い（なお、前科前歴を有する者の比率

は 44.0%であった。)。窃盗で前科を有する者の比率は、約半分と調査対象者全体と差はないものの、同一罪名の前科を有する者の比率は他の罪名と比べて高い（なお、前科前歴を有する者の比率は 55.9%であった。）。また、国籍等別に見ると、ベトナム、韓国・朝鮮及びブラジルは、前科のある者の比率が6割を超えており、他の国籍等と比べて高い。

さらに、調査対象者について、懲役・禁錮以上の前科がある者の比率を見ると、総数で 43.2%（290 人）である。窃盗については 49.3%（213 人中 105 人）であり、覚せい剤取締法違反については 30.3%（195 人中 59 人）であった。

3-4-1-1 図 前科の有無別構成比(主な罪名別・国籍等別)

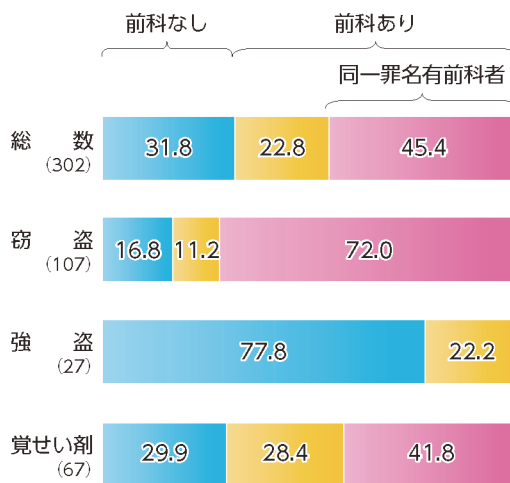


- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 ①について、 $\chi^2=39.561$, $df=3$, $p<0.01$, ②について、 $\chi^2=69.050$, $df=5$, $p<0.01$
 3 調査対象者において、「同一罪名有前科者」とは、主たる罪名と同一の罪名の前科を有する者をいう。
 4 日本人受刑者の罪名は、矯正統計の計上基準による。
 5 日本人受刑者において、前科は懲役・禁錮以上のものに限る。
 6 () 内は、実人員である。

また、調査対象者のうち居住資格の者（302 人）について前科の有無別構成比を主たる罪名別に見たのが 3-4-1-2 図である。前科を有する者が 68.2%（206 人）で、懲役・禁錮以上の前科を有する者が 64.9%（196 人）である（なお、不法滞在の者で前科がある者は 215 人中 87 人と 4 割程度である。）。罪名別では、居住資格の者の窃盗については、83.2%（107 人中 89 人）が前科を有し、72.0%（77 人）が同一罪名の前科を有しており、同一罪名による再犯傾向がうかがわれる。覚せい剤取締法違反については、70.1%（67 人中 47 人）に前科があるが、薬物密輸入及び営利目的所持・譲渡等（計 21 人）を除いた使用・所持・譲渡等（46 人）では、前科を有する者が 97.8%（45 人）で、60.9%（28 人）が同一罪名の前科であった。

外国人犯罪者であっても、特に居住資格の者は、刑事処分を受けた後も国内にとどまって我が国で生活することが一定程度見込まれるところ（前節 6 項参照）、これらの結果からは、外国人犯罪者についても、再犯リスクや本人の問題性に応じて、早期に介入して再犯防止対策を講じる必要が示唆される。

3-4-1-2 図 居住資格の者の前科の有無別構成比(主な罪名別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象者において、「同一罪名有前科者」とは、主たる罪名と同一の罪名の前科を有する者をいう。
 3 () 内は、実人員である。

2 退去強制歴

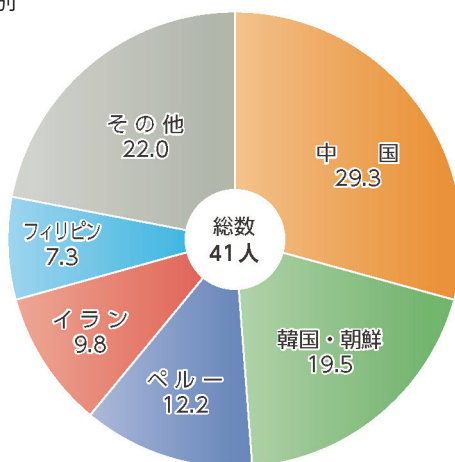
調査対象者のうち、退去強制歴（主たる犯行日以前のものに限る。以下この節において同じ。）を有する者は 41 人であった。これらの者について、国籍等別構成比を見るとともに、退去強制後に本件犯行に先立ち、新規入国した際の在留資格等別構成比を見たのが 3-4-2 図である。

国籍等別では、中国が 29.3%と最も多く、次いで韓国・朝鮮、ペルー、イランの順である。在留資格等を見ると、不法入国が 75.6%と最も高い。

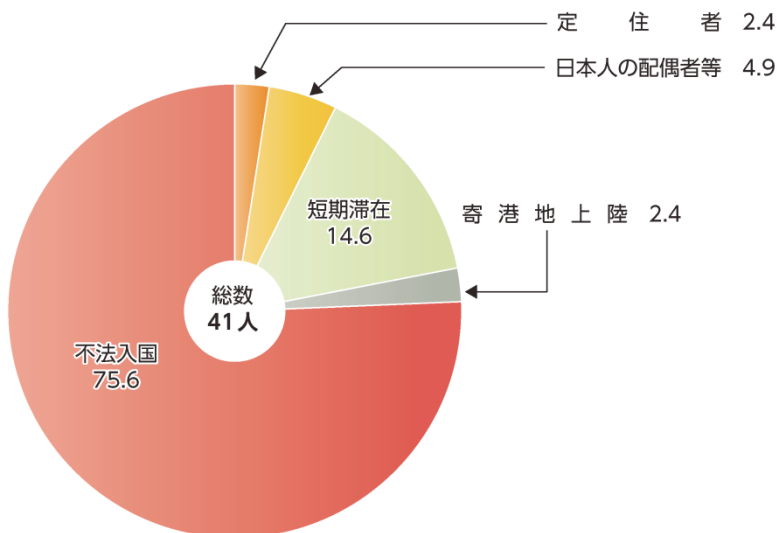
また、調査対象者のうち、前科を有する者 304 人中 36 人（うち居住資格の者は 4 人）、懲役・禁錮以上の前科を有する者 290 人中 36 人（同 4 人）、再入者 107 人中 7 人（居住資格の者はいない。）が退去強制歴を有する者であった。

3-4-2 図 退去強制歴を有する者の国籍等別構成比・新規入国時の在留資格等別構成比

① 国籍等別



② 新規入国時の在留資格等別



注 法務総合研究所の調査による。

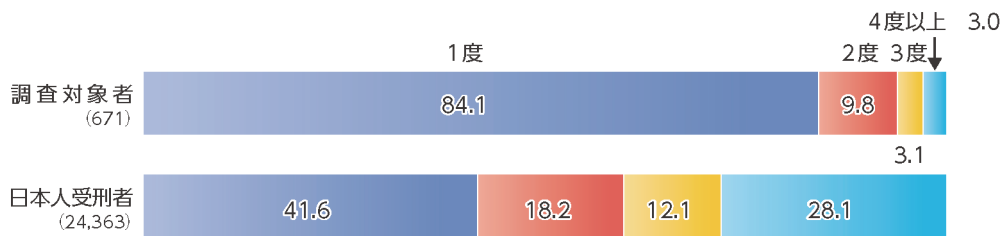
3 再入者等

(1) 入所度数

3-4-3-1 図は、調査対象者の入所度数別構成比を日本人受刑者との対比で見たものである。調査対象者は、日本人受刑者と比べて初入者の比率がかなり高く、再入者の比率がいずれの度数区分でも低い。

なお、調査対象者のうち、上記の窃盗・強盗事犯者で調査中に出所した 105 人（うち国内在住の者 40 人、うち在留特別許可を受けて国内在住となった者 26 人）に限って見ると、再入者が 31 人（同 22 人，同 18 人）と 3 割弱を占めていた。

3-4-3-1 図 入所度数別構成比(日本人受刑者との対比)

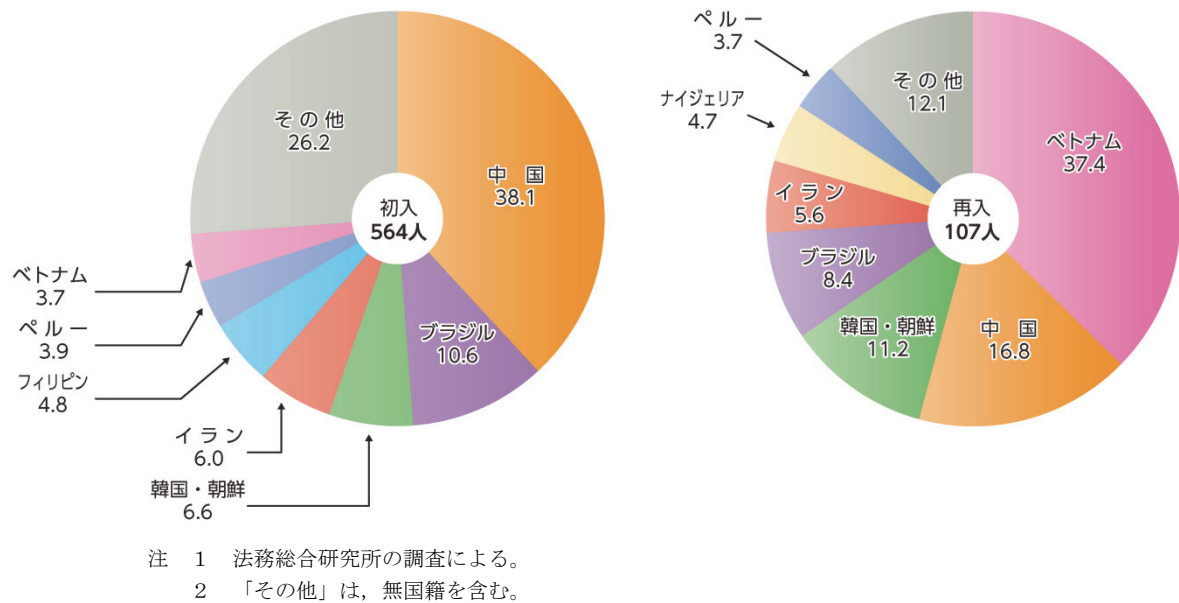


- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 $\chi^2=494.217$, $df=3$, $p<0.01$
 3 () 内は、実人員である。

(2) 国籍等

調査対象者の国籍等別構成比を初入者・再入者別に見ると、3-4-3-2 図のとおりである。初入者では、中国が 4 割弱と最も多くを占め、次いでブラジル，韓国・朝鮮であるが，再入者では，ベトナムが 4 割弱と最も多くを占め，次いで中国，韓国・朝鮮であり，初入者と再入者とで国籍等別構成比が大きく異なる（なお，再入者のうち，窃盗・強盗事犯者で調査中に出所した者 31 人について見ると，ベトナムが 19 人と 6 割強を占めている。）。

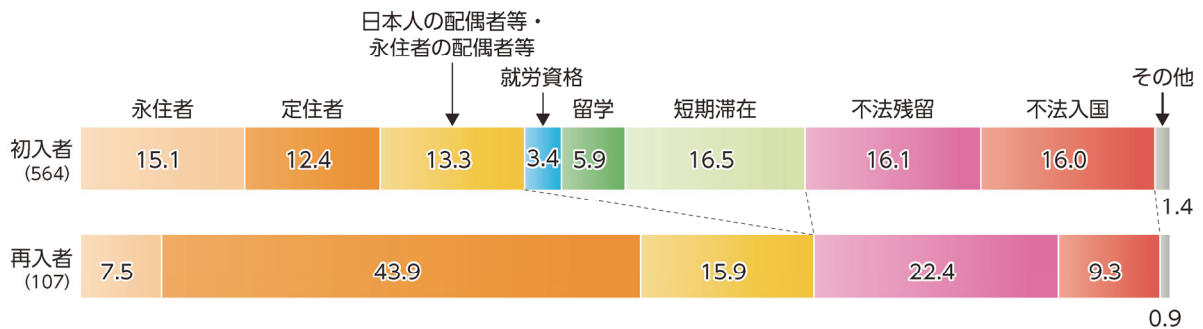
3-4-3-2 図 国籍等別構成比(初入・再入別)



(3) 在留資格等

調査対象者の主たる犯行時の在留資格等別構成比を初入者・再入者別に見ると、3-4-3-3 図のとおりである。初入者と再入者では、在留資格等の構成に大きな差が認められる。再入者は、定住者が4割を超え、これに永住者等を加えた居住資格が7割近くを占め、残りは、ほぼ不法残留又は不法入国であり、就労資格、留学、短期滞在はいない（なお、再入者のうち、窃盗・強盗事犯者で調査中に出所した者31人について見ると、居住資格の者が27人、不法滞在の者が4人であった。）。受刑した外国人は、多くの場合、退去強制事由に該当し、出所後、家族が我が国にあり、定住しているなどの事情で在留特別許可とならない限り、本国に退去強制となり、原則として、長期間の上陸拒否の対象となることによるものと考えられる。

3-4-3-3 図 主たる犯行時の在留資格等別構成比(初入者・再入者別)



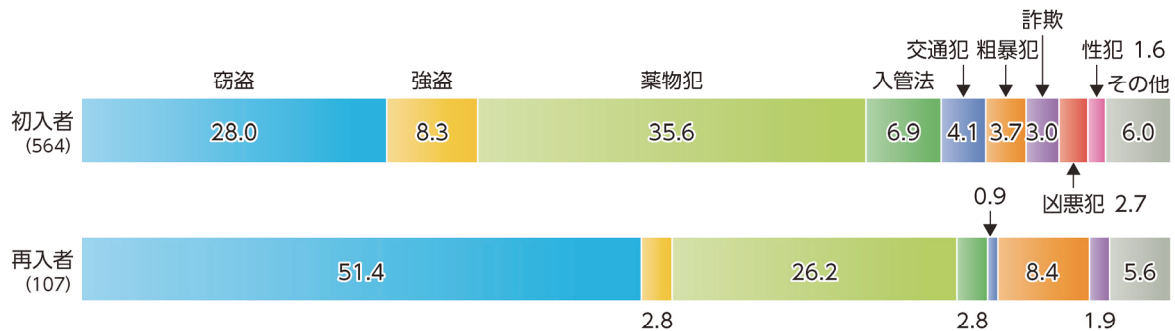
（４）罪名等

調査対象者について、主たる罪名等別構成比を初入者・再入者別に見ると、3-4-3-4 図のとおりである。初入者では、薬物犯（35.6％）が最も多く、次いで、窃盗（28.0％）であるが、再入者は、窃盗がほぼ半数を占めている。

なお、薬物犯の再入者 28 人中 22 人（78.6％）が、営利目的以外の使用・所持・譲渡等の者である。また、窃盗の再入者 55 人のうち、前刑罪名が同じ窃盗であった者は 48 人（87.3％）であり、覚せい剤取締法違反の再入者 20 人のうち、前刑罪名が覚せい剤取締法違反であった者は 11 人（55.0％）であり、強盗の再入者 3 人のうち前刑罪名が強盗であった者は 2 人（66.7％）であった。

さらに、窃盗・強盗事犯者（263 人）について、犯行手口別の構成比を初入・再入者別に見ると、初入者（205 人）では、侵入盗が 43.4％（89 人）と最も多く、次いで万引き 18.0％（37 人）の順であるが、再入者（58 人）は、万引きが 56.9％（33 人）と半数を超えて最も多く、次いで侵入盗 19.0％（11 人）の順で、順位が入れ替わる（なお、再入者のうち、窃盗・強盗事犯者で調査中に処所した者 31 人について、犯行手口を見ると、万引きが 24 人と最も多く、その他の窃盗が 3 人、侵入盗及び車両関連盗がそれぞれ 2 人であった。）。

3-4-3-4 図 主たる罪名等別構成比（初入者・再入者別）



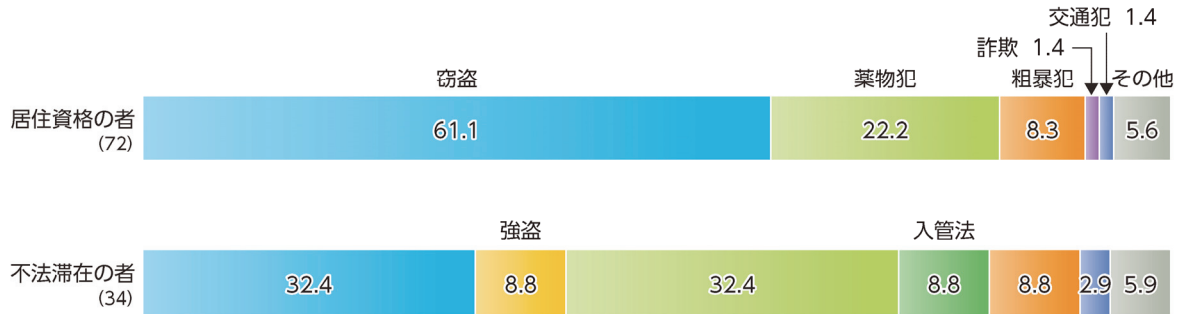
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「薬物犯」は覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反を、「交通犯」は危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷及び道路交通法違反を、「粗暴犯」は傷害、公務執行妨害及び暴力行為等処罰法違反を、「凶悪犯」は殺人及び放火を、「性犯」は強姦及び強制わいせつをいう。

3 () 内は、実人員である。

再入者のうち、居住資格の者と不法滞在の者について、罪名等別構成比を見たのが 3-4-3-5 図である。居住資格の者は、窃盗の比率が約 6 割を占め、不法滞在の者と比べてかなり高い。

3-4-3-5 図 再入者の罪名等別構成比(居住資格の者・不法滞在の者別)

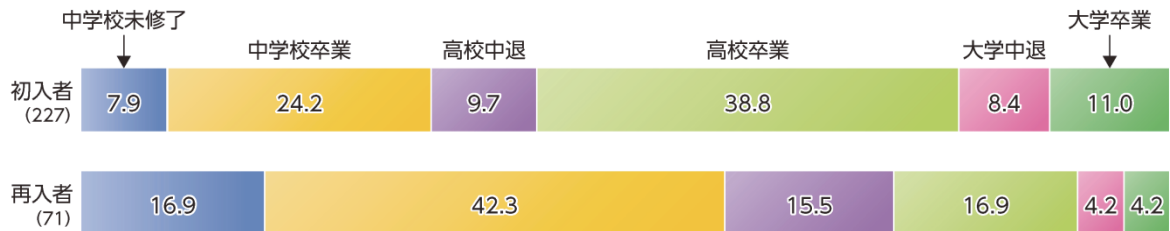


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$
 3 「薬物犯」は覚せい剤取締法違反, 麻薬取締法違反, 大麻取締法違反及び麻薬特例法違反を, 「粗暴犯」は傷害及び公務執行妨害を, 「交通犯」は自動車運転過失致死傷をいう。
 4 () 内は, 実人員である。

(5) 教育程度

居住資格の者の教育程度別構成比を初入者・再入者別に見ると, 3-4-3-6 図のとおりである。調査対象者については, 我が国でいう義務教育レベルの教育を修了しないまま最終学歴に至っている「中学校未修了」の者が初入者と再入者を合わせた全体で1割程度いることが特徴的である。特に, 再入者は, 初入者と比べて, 「中学校未修了」, 「中学校卒業」の比率が高く, 反対に「高校卒業」の比率が低いなど, 教育程度が低い。

3-4-3-6 図 居住資格の者の教育程度別構成比(初入者・再入者別)



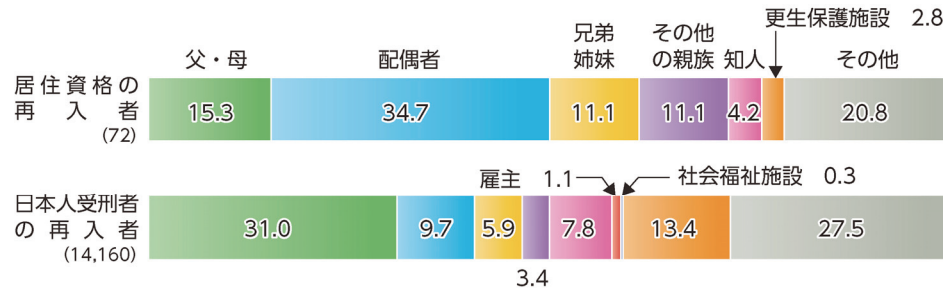
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 $\chi^2=23.744$, $df=5$, $p < 0.01$
 3 教育程度が不詳の者を除く。
 4 「中学校未修了」は, 不就学, 小学校中退, 小学校卒業及び中学校中退をいう。
 5 () 内は, 実人員である。

(6) 前刑時の帰住状況

3-4-3-7 図は, 調査対象者のうち居住資格の再入者について, 前刑時の帰住先別構成比を日本人受刑者の再入者と対比して見たものである。居住資格の再入者は, 日本人受刑者の再入者

と比べ、親族のもとへ帰住した者の比率が高く、7割を超え、中でも配偶者のもとへ帰住した者の比率が高く、更生保護施設に帰住した者の比率はかなり低い。

3-4-3-7 図 居住資格の再入者の前刑時の帰住先別構成比(日本人受刑者の再入者との対比)

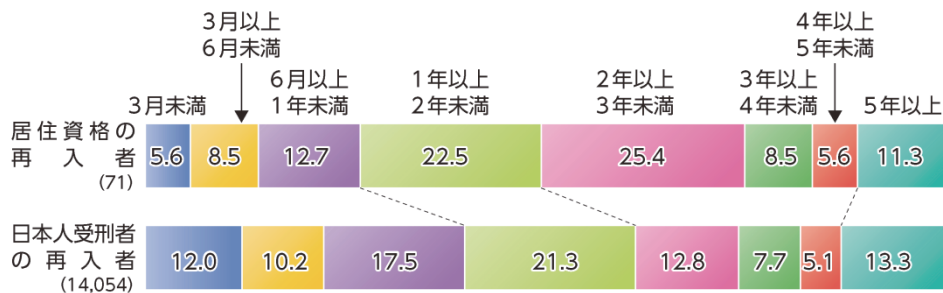


- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p < 0.01$
 3 「その他」は、刑終了後引き続き被告人として勾留、帰住先が暴力団関係者のもと、入管法 64 条 2 項による入国管理局への身柄引渡し等である。
 4 帰住先が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

(7) 再犯期間

調査対象者のうち居住資格の再入者（なお、退去強制歴のある者はいない。）について、前刑出所からの再犯期間別構成比を、日本人受刑者の再入者と対比して見ると、3-4-3-8 図のとおりである。居住資格の再入者は、日本人受刑者の再入者と比べ、1 年未満の短期再犯の比率が低い一方で、「2 年以上 3 年未満」の比率が高く、約 4 分の 1 を占める。

3-4-3-8 図 居住資格の再入者の再犯期間別構成比(日本人受刑者の再入者との対比)



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 $\chi^2 = 11.989$, $df = 4$, $p < 0.05$
 3 再入者のうち、前刑出所前の犯罪により受刑した者を除く。
 4 「再犯期間」は、前刑出所日から今回の入所に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 5 () 内は、実人員である。

第5節 窃盗・強盗事犯者及び薬物事犯者と刑事手続

本節では、調査対象者中、窃盗・強盗事犯者 263 人に加え、薬物事犯者 229 人（両者を合計すると 492 人であり、以下合わせて「刑事手続調査対象者」という。）について、本件犯行についての認否、上訴の状況等の刑事手続における実態を分析した。

1 認 否

刑事手続調査対象者の本件犯行の第一審における認否について、「認める」、「一部否認」（罪体の一部を争っているが、起訴罪名の成立自体は争わないもの又は正犯性を争っているもの）及び「否認」（無罪を主張しているもの、捜査手続の違法性を主張しているもの又は罪名を争っているもの）の三段階に分けて見たのが 3-5-1-1 表である。否認又は一部否認している者は 34.3%を占めている。罪種間で有意差が見られ、薬物事犯者に「否認」の占める比率が著しく高いほか、「一部否認」の占める比率も高いのに対し、窃盗・強盗事犯者は、「認める」の比率が著しく高い。

3-5-1-1 表 刑事手続調査対象者 通常第一審における本件犯行の認否（罪種別）

	総 数	認 め る	一 部 否 認	否 認
総 数	492 (100.0)	323 (65.7)	46 (9.3)	123 (25.0)
薬 物 事 犯 者	229 (100.0)	110 (48.0) [-7.7]	30 (13.1) [2.7]	89 (38.9) [6.6]
窃 盗 ・ 強 盗 事 犯 者	263 (100.0)	213 (81.0) [7.7]	16 (6.1) [-2.7]	34 (12.9) [-6.6]

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 $\chi^2=59.635$, $df=2$, $p<0.01$

3 () 内は、実人員である。

調査対象者の入所年である平成 23 年の通常第一審における終局人員総数に占める否認事件（一部否認及び黙秘を含む。刑事手続調査対象者についても、否認及び一部否認の場合をまとめて「否認事件」とし、「認める」の場合を、一部否認と否認とをまとめた「否認事件」と対比させる場合においては、司法統計と同様、「自白事件」又は「自白」とする。以下本節において同じ。）の人員の比率は、7.6%である（司法統計年報による。）。刑事手続調査対象者の否

認事件の比率（34.3％）は、これより相当に高く、実刑となる窃盗・強盗又は薬物犯の外国人受刑者については、否認事件の比率が高いことがうかがわれる。さらに、そのうち薬物事犯者に限って見ると、否認事件の比率（52.0％）は更に高い。ただし、経験上一般に、実刑事案については、執行猶予事案と比べて否認事件が多いと考えられるが、刑事手続調査対象者については、執行猶予となった者を含んでおらず、否認事件の比率が、それ故に相当程度高い可能性があることに注意が必要である。また、罪名の点で見ても、刑事手続調査対象者は、窃盗、強盗及び薬物犯の者（全調査対象者の約4分の3）に限られており、この点でも全罪名を対象とする司法統計との厳密な比較になじまないことに留意すべきである。

（１）属性等と認否

刑事手続調査対象者中の否認と一部否認を合算した上で、上位5か国に限って国籍等別の認否状況を見ると、3-5-1-2表のとおりである。

3-5-1-2 表 刑事手続調査対象者 通常第一審における本件犯行の認否(国籍等別)

区 分	総 数	自 白	否 認
総 数	340 (100.0)	251 (73.8)	89 (26.2)
韓 国・朝 鮮	21 (100.0)	16 (76.2) [0.3]	5 (23.8) [-0.3]
中 国	158 (100.0)	113 (71.5) [-0.9]	45 (28.5) [0.9]
イ ラ ン	51 (100.0)	29 (56.9) [-3.0]	22 (43.1) [3.0]
ベ ト ナ ム	54 (100.0)	47 (87.0) [2.4]	7 (13.0) [-2.4]
ブ ラ ジ ル	56 (100.0)	46 (82.1) [1.5]	10 (17.9) [-1.5]

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 $\chi^2=14.972$, $df=4$, $p<0.01$

3 () 内は構成比であり, [] 内は, 調整済み残差である。

さらに、刑事手続調査対象者の国籍等を、「アジア」、「南米」、「ヨーロッパ・北米」、「アメリカ」及び「その他」に分けて否認事件の比率を比べたところ、地域間で有意差があり、ヨー

ロッパ・北米の者が極めて高いほか、アフリカの者も高く、反対に、アジアの者は非常に低く、南米の者も低い（モンテカルロ法， $m=10,000$ 99%有意確率， $p<0.01$ ）。

主たる犯行時の在留資格等（本節では、「居住資格」、「活動資格」及び「不法滞在」の類型で見ることにし、在留資格が特定活動の者及び不明の者を除く。）の別の認否状況は 3-5-1-3 表のとおりであり、在留資格等の間に有意差が認められた。居住資格の者に「認める」が著しく多く、「否認」が著しく少ないが、活動資格の者に、「認める」が著しく少なく、「一部否認」が多く、かつ、「否認」は著しく多い。もっとも、活動資格の者の約 6 割（76 人）が、否認事件の比率が非常に高い薬物密輸入の者（3-5-1-6 図参照）であることから、さらに、薬物密輸入の者とそれ以外の者とに分けて、それぞれについて、在留資格等ごとの認否の別を比較したところ、どちらについても、在留資格等による有意差はなかった。同表で見られた在留資格等による認否の違いは、主として、罪種、特に薬物密輸入事犯の多寡の影響を受けていると考えられる。

3-5-1-3 表 刑事手続調査対象者 通常第一審における本件犯行の認否（在留資格等別）

区 分	総 数	認 め る	一部否認	否 認
総 数	488 (100.0)	321 (65.8)	45 (9.2)	122 (25.0)
居 住 資 格	222 (100.0)	166 (74.8) [3.8]	15 (6.8) [-1.7]	41 (18.5) [-3.0]
活 動 資 格	125 (100.0)	57 (45.6) [-5.5]	19 (15.2) [2.7]	49 (39.2) [4.3]
不 法 滞 在	141 (100.0)	98 (69.5) [1.1]	11 (7.8) [-0.7]	32 (22.7) [-0.7]

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 $\chi^2=31.552$, $df=4$, $p<0.01$

3 () 内は構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

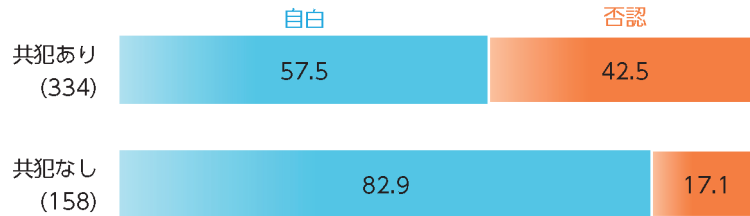
なお、男女間で認否に有意差はなかった。また、窃盗・強盗事犯者の日本語の日常会話能力及び読み書き能力の違いによる認否状況にも有意差は見られなかった。

（２）犯行態様等と認否

刑事手続調査対象者 492 人のうち、主たる犯行に共犯がある者は、334 人（67.9%）であっ

た。共犯の有無による認否（否認と一部否認は合算）を見たのが 3-5-1-4 図であり、共犯がある者の方が否認事件である比率が著しく高い。

3-5-1-4 図 刑事手続調査対象者 通常第一審における本件犯行の認否（共犯の有無別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

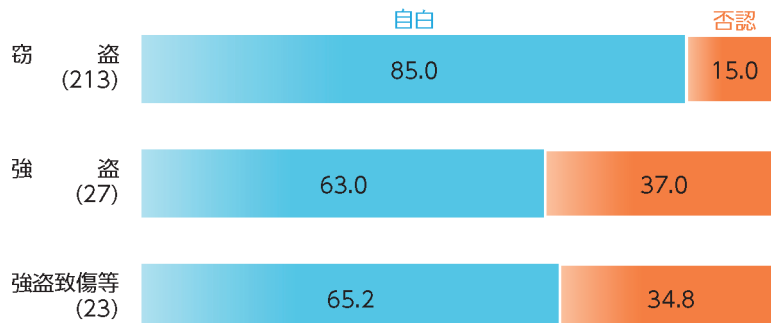
2 $\chi^2=30.750$, $df=1$, $p<0.01$

3 グラフの数値は、構成比であり、()内は、実人員である。

認否の別による本件犯行における犯罪事実数（判決における認定事実数）を見ると、自白事件が平均 4.0 個、否認事件が平均 2.6 個で自白事件の方が有意に多かった（ウェルチの t 検定, $t=3.395$, $df=344.956$, $p<0.01$ ）。ただし、否認事件が多い薬物密輸入の者については、犯罪事実が 1 つである者が 114 人中 105 人を占め、これが否認事件の平均犯罪事実数の引き下げに寄与していると考えられることから、薬物密輸入の者を除いた 378 人について見ると、自白事件が平均 4.3 個、否認事件が平均 4.2 個と有意差はなかった。

窃盗・強盗事犯者について、窃盗、強盗及び強盗致傷・強盗強姦・同致死（以下本節では「強盗致傷等」という。）別の認否（否認と一部否認は合算）は、3-5-1-5 図のとおりである。窃盗、強盗及び強盗致傷等の間で比べると、否認事件の比率は、窃盗で著しく低く、強盗及び強盗致傷等で高い。

3-5-1-5 図 窃盗・強盗事犯者 通常第一審における本件犯行の認否（罪名別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

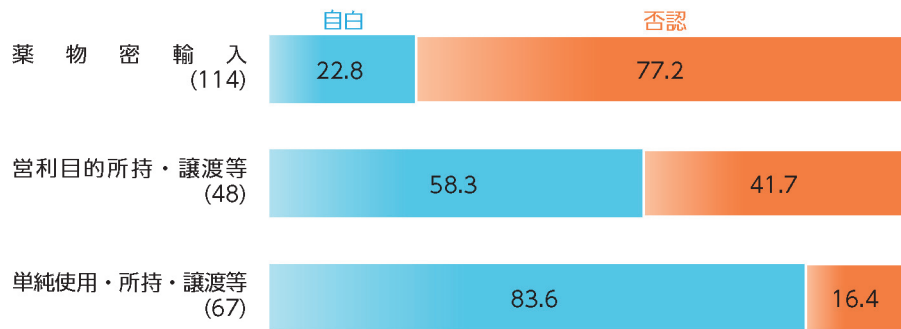
2 $\chi^2=11.613$, $df=2$, $p<0.01$

3 「強盗致傷等」は、強盗致傷及び強盗強姦・同致死をいう。

4 グラフの数値は、構成比であり、()内は、実人員である。

薬物事犯者について、態様別に認否（否認と一部否認は合算）を見ると、3-5-1-6 図のとおりである。否認事件の比率は、薬物密輸入の者について著しく高く、単純使用・所持等の者について著しく低い。

3-5-1-6 図 薬物事犯者 通常第一審における本件犯行の認否(犯行態様別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 $\chi^2=65.023$, $df=2$, $p<0.01$
 3 「単純使用・所持・譲渡等」は、営利目的所持・譲渡等の罪以外の使用・所持・譲渡等である。
 4 グラフの数値は、構成比であり、()内は、実人員である。

否認事件の比率が特に高い薬物密輸入の者について、更に性別、共犯の有無、在留資格等の別による認否状況（否認と一部否認は合算）を比べたが、有意差は認められなかった。

なお、薬物事犯者は、実刑判決が確定して平成 23 年に刑事施設に入所した者であるが、そのうち裁判員裁判の対象事件（覚せい剤取締法違反では、営利目的による密輸入・輸出・製造のみが該当。）となる営利目的による覚せい剤の密輸入の者は 1 年間で 100 人（うち 78 人は否認事件）に上る。これらの者の第一審判決の多くは 22 年又は 23 年であったと思われるが、両年における通常第一審における裁判員裁判による覚せい剤取締法違反の実刑有罪判決の人員は、それぞれ 1 年間で 107 人と 160 人である（司法統計年報による。）。薬物事犯者の第一審判決の時期にばらつきがあることや第一審判決と確定判決で事実認定や量刑が異なり得ることなどから、裁判員裁判についての司法統計との厳密な比較は困難であるものの、我が国における 1 年間の覚せい剤取締法違反の裁判員裁判事件の大半が外国人による密輸入事犯である実情、そして、その大部分が否認事件である実情がうかがえる。

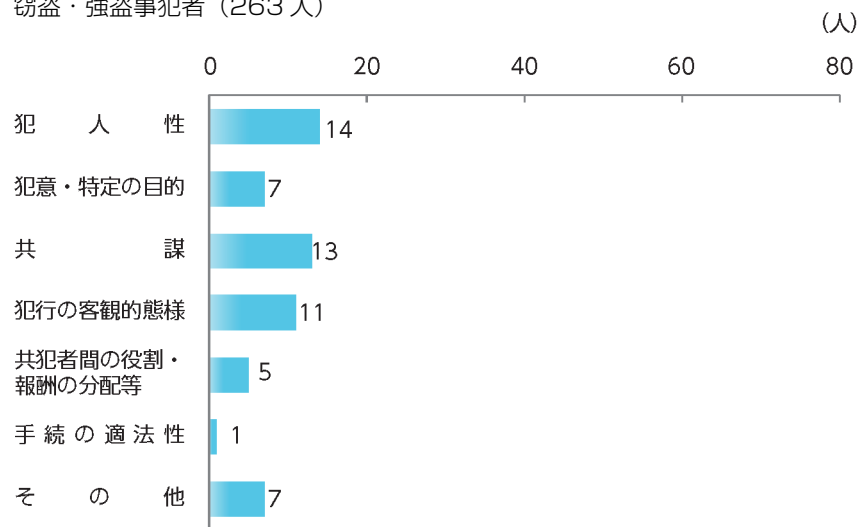
（3）否認の内容

否認又は一部否認の者については、窃盗・強盗事犯者、薬物事犯者それぞれについて、否認

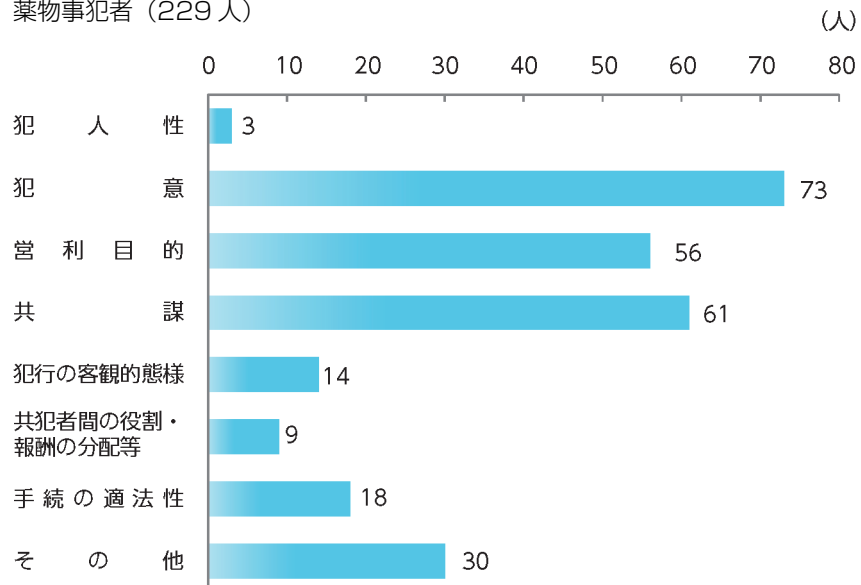
の内容を類型化して調査した結果（複数の類型に該当する者は重複計上）は、3-5-1-7 図のとおりである。なお、否認の有無及びその内容は、主たる犯行に限らず、本件犯行全体について調査したため、例えば、窃盗・強盗事犯者については、窃盗又は強盗以外の事実に関する否認も含む。ただし、薬物事犯者の否認事件の者については、全員、薬物犯の事実に関してのみ否認していた。

3-5-1-7 図 本件犯行の否認の内容

① 窃盗・強盗事犯者（263 人）

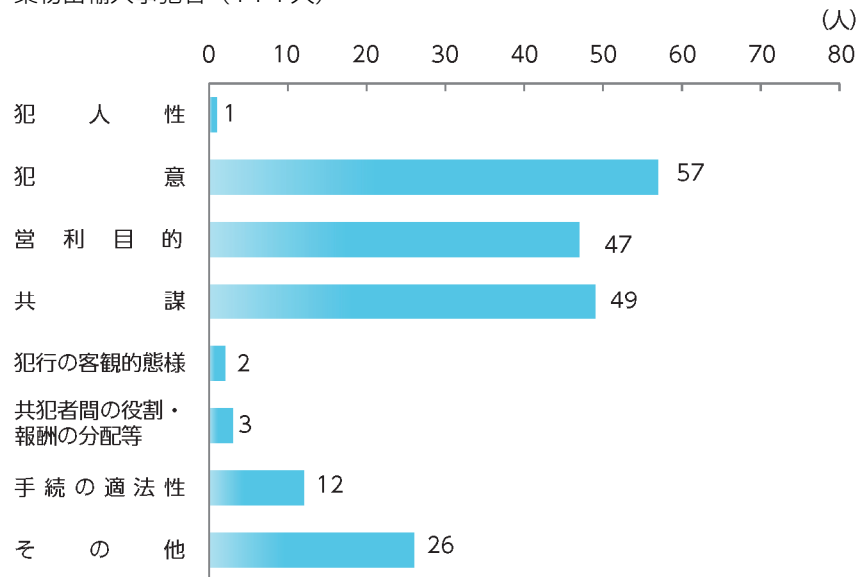


② 薬物事犯者（229 人）



外国人犯罪に関する研究

③ 薬物密輸入事犯者（114人）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 複数の否認内容に該当する場合は、それぞれに計上している。

3 共犯事件の起訴事実がない者（「共謀」及び「共犯者間の役割・報酬の分配等」が該当し得ない者）は、②について229人中71人、③について114人中2人であり（①は未調査）、営利目的事犯の起訴事実がない者（「営利目的」が該当し得ない者）は、②について229人中69人、③について114人中3人である。

2 窃盗・強盗事犯者の公判期日数等

（1）公判期日数及び公判前整理手続

窃盗・強盗事犯者の第一審における公判期日数（司法統計の「開廷回数」に当たる。）は、2回以内が67人、3～5回が105人、6回以上が87人であった（残り4人は不明であり、本項ではこれを除いた259人について分析）。平均公判期日数は4.8回であった。

また、ウェルチのt検定により認否別の平均公判期日数を比べると、窃盗・強盗事犯者（自白事件4.3回、否認事件7.0回。 $t=3.719$, $df=52.754$, $p<0.01$ ）、窃盗（自白事件4.3回、否認事件7.9回。 $t=3.208$, $df=30.971$, $p<0.01$ ）及び強盗（自白事件4.0回、否認事件5.7回。 $t=2.569$, $df=29.479$, $p<0.05$ ）のいずれについても、否認事件の平均公判期日数は、自白事件より有意に多かった。外国人の事件に限ったことではないが、一般に、否認事件は、自白事件と比べ、証人尋問や長時間の被告人質問に、より多くの期日と審理時間を要することとなるため、それが公判期日数を増やすことにつながっているものと考えられる。なお、他に、公判期日数の多寡に寄与し得る要素として犯罪事実数が考えられるが、ウェルチのt検定により、認否の別による犯罪事実の平均個数を比べると、窃盗（自白事件5.1個、否認事件5.7個。）についても、強盗（自白事件5.0個、否認事件4.9個。）についても有意差がない。ところで、

平成 23 年の地方裁判所における通常第一審事件の平均開廷回数は、総数では 2.6 回、自白事件では 2.3 回、否認事件では 6.1 回であった（司法統計年報による。）。窃盗・強盗事犯者は、その第一審の大部分が地方裁判所の事件であるが、主たる罪名が窃盗の者には簡易裁判所の事件も含まれること、また一方で、窃盗・強盗事犯者は執行猶予の者を含まないこと、さらに、窃盗・強盗事犯者は特別永住者を除く外国人受刑者である調査対象者の約 4 割にすぎないことなどから、日本人を含む地方裁判所事件全体についての司法統計の数値とは厳密には比較できないが、これを参考値として見比べると、窃盗・強盗事犯者の平均公判期日数は多く、自白事件だけに限っても多いことがうかがわれる。他方、否認事件に限ると、おおむね全体と変わらないと考えられる。外国人の事件の場合、日本語が多少できる場合であっても通訳を介することが多く（窃盗・強盗事犯者の約 9 割が通訳事件であった。）、通訳事件については、相当時間の証人尋問や被告人質問の一问一答式による逐語通訳がなされ、通訳を介することによる審理時間の長期化が自白事件以上に見込まれるはずであるが、窃盗・強盗事犯者の否認事件の公判期日数が、全体の否認事件とおおむね変わらないことがうかがわれることからすると、これら外国人（窃盗・強盗事犯者）の否認事件については、通訳を介することで長くなるであろう審理時間は、個々の公判期日の時間を延ばすことなどで相当程度解消されているとも考えられ、公判期日の数にはさほど影響を与えていないことがうかがえる。すなわち、否認事件でも、通訳事件とすることによる審理の長期化は避けられているのではないかと思われる。他方、窃盗・強盗事犯者の自白事件については、自白事件全体（その平均値からして第一回公判期日で結審する場合が大部分を占めると推測される。）より平均公判期日数が多いが、自白事件の犯罪事実の数は、平均 5.1 個、最大で 32 個、また、8 個以上が約 4 分の 1 を占めており、通訳を介することによる影響というよりは、追起訴等によって第一回公判期日で結審しない場合が相当数あることが影響しているものと考えられる。

なお、窃盗・強盗事犯者のうち公判前整理手続に付された事件の者は 23 人であったが、うち 22 人の主たる罪名は強盗致傷等であり、いずれも裁判員裁判の対象となった者と考えられる。

（２）罪体立証のための証人尋問

窃盗・強盗事犯者について、第一審公判における罪体立証のための証人尋問を実施したのは、259 人中 39 人である。否認事件の者に限ると、48 人中 36 人（一部否認の 15 人中 6 人、否認の 33 人中 30 人）であるが、自白事件の 211 人中 3 人についても罪体立証のための証人尋問を

実施している。自白事件を含む 259 人について罪名による証人尋問実施の内訳を見ると、窃盗が 210 人中 26 人、強盗が 49 人中 13 人であった。

また、窃盗・強盗事犯者の否認事件における罪体立証のための証人数は平均 2.0 人であった。

3 上 訴

(1) 上訴の状況

刑事手続調査対象者の上訴(被告人による上訴(控訴又は控訴及び上告)がある場合に限る。以下同じ。)の状況について、「なし」、「控訴」及び「上告」(控訴及び上告をした場合であり、以下単に「上告」という。)の三段階(「控訴」及び「上告」についてはそれぞれ控訴審及び上告審の終局裁判に至ったものに限り計上している。)に分けて見たのが 3-5-3-1 表である。刑事手続調査対象者のうち上訴(控訴又は上告)をした者は 23.8%を占める。

3-5-3-1 表 刑事手続調査対象者 上訴の状況

	総 数	上訴なし	控 訴	上 告
総 数	492 (100.0)	375 (76.2)	89 (18.1)	28 (5.7)
薬 物 事 犯 者	229 (100.0)	169 (73.8) [-1.2]	42 (18.3) [0.1]	18 (7.9) [1.9]
窃 盗 ・ 強 盗 事 犯 者	263 (100.0)	206 (78.3) [1.2]	47 (17.9) [-0.1]	10 (3.8) [-1.9]

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 $\chi^2=3.886$, $df=2$, $p<0.01$

3 () 内は構成比であり, [] 内は, 調整済み残差である。

主な国籍等別の刑事手続調査対象者の上訴の状況は、3-5-3-2 表のとおりである。

3-5-3-2 表 刑事手続調査対象者 上訴の状況(国籍等別)

区 分	総 数	上訴なし	上訴あり
総 数	340 (100.0)	266 (78.2)	74 (21.8)
韓 国・朝 鮮	21 (100.0)	15 (71.4) [-0.8]	6 (28.6) [0.8]
中 国	158 (100.0)	121 (76.6) [-0.7]	37 (23.4) [0.7]
イ ラ ン	51 (100.0)	42 (82.4) [0.8]	9 (17.6) [-0.8]
ベ ト ナ ム	54 (100.0)	48 (88.9) [2.1]	6 (11.1) [-2.1]
ブ ラ ジ ル	56 (100.0)	40 (71.4) [-1.4]	16 (28.6) [1.4]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 $\chi^2=6.456$, $df=4$, n. s.
3 () 内は構成比であり, [] 内は, 調整済み残差である。

主たる犯行時の在留資格等別の刑事手続調査対象者の上訴の状況は, 3-5-3-3 表のとおりである。

3-5-3-3 表 刑事手続調査対象者 上訴の状況(在留資格等別)

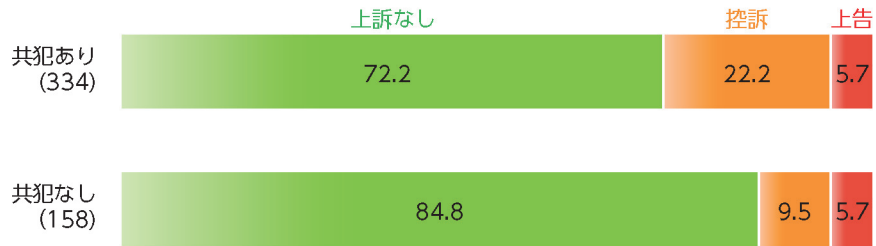
区 分	総 数	上訴なし	控 訴	上 告
総 数	488 (100.0)	371 (76.0)	89 (18.2)	28 (5.7)
居住資格	222 (100.0)	175 (78.8) [1.3]	34 (15.3) [-1.5]	13 (5.9) [0.1]
活動資格	125 (100.0)	93 (74.4) [-0.5]	23 (18.4) [0.1]	9 (7.2) [0.8]
不法滞在	141 (100.0)	103 (73.0) [-1.0]	32 (22.7) [1.6]	6 (4.3) [-0.9]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 $\chi^2=4.026$, $df=4$, n. s.
3 () 内は構成比であり, [] 内は, 調整済み残差である。

主たる犯行における共犯の有無による上訴の状況を見たのが 3-5-3-4 図であり, 共犯ありの者の控訴の比率が非常に高く, 共犯なしの者の上訴なしの比率が非常に高い。

外国人犯罪に関する研究

3-5-3-4 図 刑事手続調査対象者 上訴の状況(共犯の有無別)



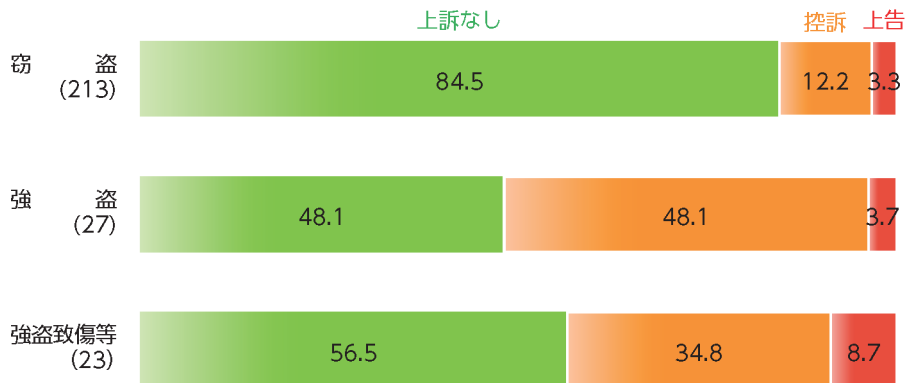
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 $\chi^2=11.76$, $df=2$, $p<0.01$

3 グラフの数値は、構成比であり、()内は、実人員である。

窃盗・強盗事犯者の罪名別の上訴の状況は、3-5-3-5 図のとおりである。上訴ありの比率は、強盗致傷等 (43.5%) で高く、強盗 (51.9%) では、非常に高いが、窃盗は、その比率 (15.5%) が低い。

3-5-3-5 図 窃盗・強盗事犯者 上訴の状況(罪名別)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p<0.01$

3 「強盗致傷等」は、強盗致傷及び強盗強姦・同致死をいう。

4 グラフの数値は、構成比であり、()内は、実人員である。

薬物事犯者の態様別の上訴の状況は、3-5-3-6 図のとおりである。薬物密輸入の者は、36.8% が上訴をしており、控訴、上告の比率とも高く、上訴なしの比率が非常に低い。これに対し、単純使用・所持・譲渡等の者は、上訴なしの比率が非常に高く、控訴の比率が低い。

3-5-3-6 図 薬物事犯者 上訴の状況(犯行態様別)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 $\chi^2=15.605$, $df=4$, $p<0.01$

3 「単純使用・所持・譲渡等」は、営利目的所持・譲渡等の罪以外の使用・所持・譲渡等である。

4 グラフの数値は、構成比であり、()内は、実人員である。

なお、薬物密輸入の上訴の比率は全般に高いが、薬物密輸入の者の中で在留資格等別の比較をすると、上訴ありの比率は、活動資格の者 (22.4%) が非常に低く、居住資格の者 (78.9%) が非常に高かった ($\chi^2=23.354$, $df=2$, $p<0.01$)。

さらに、通常第一審における本件犯行の認否別の上訴の状況 (罪種等別) は、3-5-3-7 表のとおりである。刑事手続調査対象者全体や薬物事犯者のみでは、否認の者の控訴の比率が高く、上告の比率が著しく高いが、窃盗・強盗事犯者では、認否の別による有意差が見られなかった。薬物密輸入では、否認の者の上訴なしの比率が非常に低く、上告の比率が高いが、一部否認の者の上訴なしの比率も高い。全般に、第一審で否認する者ほど上訴の比率が高く、また、上告する比率も高いものの、罪種・犯行態様によっては必ずしもこれに当てはまらない。

3-5-3-7 表 通常第一審における本件犯行の認否別上訴の状況(罪種等別)

① 刑事手続調査対象者全体

	総数	上訴なし	控訴	上告
総数	492 (100.0)	375 (76.2)	89 (18.1)	28 (5.7)
認める	323 (100.0)	265 (82.0) [4.2]	49 (15.2) [-2.3]	9 (2.8) [-3.8]
一部否認	46 (100.0)	38 (82.6) [1.1]	8 (17.4) [-0.1]	- [-1.7]
否認	123 (100.0)	72 (58.5) [-5.3]	32 (26.0) [2.6]	19 (15.4) [5.4]

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 $\chi^2=40.514$, $df=4$, $p<0.01$
 3 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

② 窃盗・強盗事犯者

	総数	上訴なし	控訴	上告
総数	263 (100.0)	206 (78.3)	47 (17.9)	10 (3.8)
認める	213 (100.0)	170 (79.8) [1.2]	36 (16.9) [-0.8]	7 (3.3) [-0.9]
一部否認	16 (100.0)	13 (81.3) [0.3]	3 (18.8) [0.1]	- [-0.8]
否認	34 (100.0)	23 (67.6) [-1.6]	8 (23.5) [0.9]	3 (8.8) [1.6]

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, n.s.
 3 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

③ 薬物事犯者

	総数	上訴なし	控訴	上告
総数	229 (100.0)	169 (73.8)	42 (18.3)	18 (7.9)
認める	110 (100.0)	95 (86.4) [4.2]	13 (11.8) [-2.5]	2 (1.8) [-3.3]
一部否認	30 (100.0)	25 (83.3) [1.3]	5 (16.7) [-0.3]	- [-1.7]
否認	89 (100.0)	49 (55.1) [-5.1]	24 (27.0) [2.7]	16 (18.0) [4.5]

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 $\chi^2=32.224$, $df=4$, $p<0.01$
 3 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

④ 薬物密輸入事犯者

	総数	上訴なし	控訴	上告
総数	114 (100.0)	72 (63.2)	29 (25.4)	13 (11.4)
認める	26 (100.0)	21 (80.8) [2.1]	4 (15.4) [-1.3]	1 (3.8) [-1.4]
一部否認	23 (100.0)	19 (82.6) [2.2]	4 (17.4) [-1.0]	- [-1.9]
否認	65 (100.0)	32 (49.2) [-3.6]	21 (32.3) [1.9]	12 (18.5) [2.7]

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, $p<0.01$
 3 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

刑事手続調査対象者のうち否認又は一部否認している者について、その否認の内容と上訴の有無との関係を窃盗・強盗事犯者、薬物事犯者それぞれについて見たところ、窃盗・強盗事犯者については否認内容による上訴の比率に有意差はなかったが、薬物事犯者については、否認事件の中でも有意差が見られ、犯意、共謀、営利目的及び手続の適法性の四つの類型について否認した者の上訴の比率（それぞれ 47.9%、55.7%、51.8%及び 61.1%）はそれらを否認内容に含まない者（同 21.7%、18.4%、26.4%及び 33.7%）よりそれぞれ高く（いずれもフィッシャーの正確性検定による。犯意及び共謀については、 $p<0.01$ 、営利目的及び手続の適法性については、 $p<0.05$ ）、これらのいずれかについて第一審で否認した者は、中でもより控訴をしやすい者といえよう。

(2) 控訴理由

上訴した窃盗・強盗事犯者 57 人の控訴時の控訴理由（複数の理由が該当する者については

重複計上)は、事実誤認を含む者が13人、量刑不当を含む者が54人、その2つ以外の理由を含む者が3人である。さらに、これらの重複状況を見ると、事実誤認、量刑不当及びそれ以外の理由のいずれも控訴理由とする者は3人、事実誤認及び量刑不当とする者は7人であり、残りは事実誤認のみ(3人)又は量刑不当のみ(44人)である。

第4章 外国人受刑者の処遇等

第1節 日 本

本節では、我が国の外国人受刑者の処遇について、F指標に指定された者を収容する刑事施設を中心にその特色を述べる。

1 総 論

受刑者の処遇等について定める「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」及び「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」では、「外国人」の受刑者の処遇に着目した規定として、外国語による面会等に関する規定のほか、風俗習慣等が異なる外国人の特殊性に配慮した規定をいくつか置いている。また、受刑者を集団編成する観点で言えば、訓令や通達レベルで、「日本人と異なる処遇を必要とする外国人」をF指標と指定することが「受刑者の集団編成に関する訓令」で定められ、さらに、「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について（依命通達）」において、F指標を含む処遇指標ごとの判定基準、刑事施設の収容対象、属性等に応じた処遇の標準等が定められている。

同依命通達によれば、F指標と判定される者は、在日米軍関係者のほか、「日本語の理解力若しくは表現力が不十分なこと又は日本人と風俗習慣を著しく異にすることにより日本人と同一の処遇をすることが困難な者」である。この判定基準の適用状況を、特別調査（第3章）の調査対象者671人について見ると、矯正統計でF指標として計上されている者（なお、F指標の指定を含む者でも矯正統計上はF指標とされない者もある。）が585人と9割近くを占め、我が国に生活基盤があると思われる居住資格の調査対象者に限定しても、永住者や定住者の8割近く、日本人の配偶者等の8割強、永住者の配偶者等の9割強を占めた。さらに、調査対象者のうちの窃盗・強盗事犯者については、主たる使用言語が日本語の者が27人（うち日常会話、読み書きとも「できる」者が23人いる）いたが、そのうち8人はF指標に指定されていた。窃盗・強盗事犯者の調査時の在所施設（既出所者については出所施設）についても、F指標の者を収容する施設以外の施設に収容されていた者は14人と窃盗・強盗事犯者の約5%にとどまっており、これらから、特別永住者を除く外国人については、日本に相当程度定着して

生活していた者でも、大半がF指標に指定されている実情がうかがわれる。

また、同依命通達上、F指標の判定基準に該当する者（ただし、在日米軍関係者以外の者）のうち、①日本語の理解力又は表現力が特に劣る者、すなわち、片言の日本語による意思表示にも支障があるか、又は平易な日本語による指導の理解にも困難を来す者、②日本人と著しく異にする風俗習慣を有し、かつ、それに強く固執する者、③大使館又は領事館等の関係機関との緊密な連絡調整を必要とする者、④特殊な軍隊若しくは武装的な集団に所属した経歴又は重大事犯による本国での受刑歴等、特異な経歴を有する者、⑤その他、処遇上、特別の配慮を要する者、のいずれかに該当する場合は、「F（特別）」として、収容する施設を限定している。

F指標の者を収容する施設は、札幌刑務所、福島刑務所（同福島刑務支所）、栃木刑務所、黒羽刑務所、前橋刑務所、府中刑務所、横浜刑務所（同横須賀刑務支所）、新潟刑務所、甲府刑務所、静岡刑務所、川越少年刑務所、金沢刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、神戸刑務所、和歌山刑務所、奈良少年刑務所、広島刑務所、高松刑務所、福岡刑務所及び長崎刑務所であり、そのうち「F（特別）」の者を収容するのは、福島刑務所（特定言語の者に限る。）、府中刑務所、横浜刑務所、川越少年刑務所（処遇指標がJの者に限る。）、大阪刑務所及び奈良少年刑務所（処遇指標がJの者に限る。）の6施設（以下本節では、これらを「特F施設」と言い、それ以外のF指標を収容する施設を「F施設」という。）とされている。本研究の調査対象となった窃盗・強盗事犯者について、特F・F施設収容の内訳を見ると、特F施設在所（出所）者は89人、F施設在所（出所）者は160人であった。

なお、平成10年2月以前においては、当時のF指標に相当する「F級」の施設は、府中刑務所、大阪刑務所及び栃木刑務所のみであったが、外国人の収容増加に対応すべく、同年3月に、黒羽刑務所、和歌山刑務所等の9施設が加わり、その後数次にわたり施設数の拡充が図られてきたものである。

また、同依命通達においては、F指標の処遇について、その属性に応じた処遇の標準として特に重視すべき処遇重点事項を規定しており、その内容は

- ・意思の疎通に努めること
- ・日本人被収容者とのトラブル発生に注意すること
- ・日本の文化、生活習慣等に対する理解を深めさせること

とされている。

具体的なF指標受刑者の処遇については、これらを踏まえながら、個々のF指標受刑者の犯罪傾向の進捗や、その者の資質及び環境に応じて受刑者ごとに定められる矯正処遇の要領に基

づいて行われることとなる。

F 指標受刑者又は外国人受刑者に限定した処遇について定めた法令・通達等は、これらのほか、領事関係条約に関するもの、受刑者が退去強制事由に該当する場合の保護観察や入国管理局との連携等に関するもの、国際受刑者移送に関するものなどがあり、各刑事施設においては、それらの者の言語、風俗、宗教、習慣等の特殊性にも配慮を可能としながら、日本人等の F 指標に指定されていない者にも適用される法令、通達等に基づき、具体的にはこれらを各施設長等がそれぞれの施設の状況等に応じて達示、指示に定めて運用がなされている。

2 特 F 施設及び F 施設における外国人処遇実務に関する実地調査

F 指標受刑者の特性に応じた処遇については、全国共通の処遇指針や要領が詳細に定められているわけではなく、施設ごとに特色がある。法務総合研究所では、平成 25 年 1 月から 3 月にかけて府中刑務所、横浜刑務所、大阪刑務所（以上は、特 F 施設）、栃木刑務所、黒羽刑務所、静岡刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、神戸刑務所及び和歌山刑務所（以上は、F 施設）において、達示、指示及びその他の資料の閲覧や職員に対する聞き取りによる外国人受刑者の処遇実務に関する実地調査を行った。以下、これらに基づき、主に、上記の特 F 及び F 施設における処遇の実情を紹介する。なお、その内容はあくまでも調査時点におけるものであるため、必ずしも最新の内容ではない。

（1）特 F 施設の国際対策室とその役割

外国人のうち、主に日本語をほとんど解さない者である特 F 指標の者を収容する施設である福島刑務所、府中刑務所、横浜刑務所及び大阪刑務所の四つ（調査時）の刑事施設は、国際対策室を設置し、外国人受刑者の使用言語に堪能な国際専門官を配置するなど、日本語をほとんど解さない者の処遇のための体制がとられている。それぞれの国際対策室ごとに規模の差や特色はあるものの、基本的に、国際対策室は、外国人被収容者に関する通訳・翻訳業務、外国人被収容者の処遇に関する調査業務、大使館等関係機関との連絡調整業務及び国際受刑者移送に関する各業務を所管している。また国際対策室を設置している各施設は、全国の矯正施設の外国人被収容者の処遇等における前記各業務を支援する通訳・翻訳共助センターとしても機能しているが、その具体的な業務については、「矯正施設における通訳・翻訳等の業務及びその共助について（通達）」に定められている。

国際対策室は、府中刑務所において、前身の外国人処遇班を分化・発展させる形で平成 7 年

に設置され、次いで、9年に大阪刑務所に設置された。府中刑務所は、F指標受刑者を全国で最も多く収容し、大阪刑務所はそれに次ぐ（調査時それぞれ440人、250人程度）。どちらも特F施設であり、外国人被収容者の国籍・使用言語は、調査時で、府中刑務所では、55か国・48言語、大阪刑務所では43か国・30言語に及ぶ。最近、国際対策室が新しく設置されたのが福島刑務所（21年）と横浜刑務所（23年）であり、府中刑務所や大阪刑務所と比べると、その国際対策室は、体制も小規模であり、業務内容もより限定的である。

府中刑務所の国際対策室は、室長以下職員14人の体制である。そのうち国際専門官は7人で、その担当言語は、中国語、スペイン語、ペルシャ語及びポルトガル語（同刑務所に収容されるF指標の者の主たる使用言語の上位四つに該当）である。また、民間の常駐通訳・翻訳人のほか、必要に応じて外部協力者を活用して、約40の言語の翻訳業務に対応している。

大阪刑務所の国際対策室は、室長以下職員10人の体制である。国際専門官は3人で中国語、スペイン語及びペルシャ語が担当言語である。また、常駐通訳人を活用することにより、調査時で13言語（言語数を拡充予定）の翻訳業務に対応し、これらのほか、外部協力者を活用してその他の希少言語にも対応している。

これらに対し、横浜刑務所の国際対策室は、比較的小規模で、室長以下7人の体制であり、平成24年になって初めて配置された国際専門官は3人（中国語、ペルシャ語及びポルトガル語を担当）である。常駐通訳人の活用を含め、上記3言語を含む7言語（他は、韓国語、スペイン語、ベトナム語及び英語）に対応しているが、それ以外については府中刑務所に共助依頼をして対応している。また、ペルシャ語については、他施設に対する通訳・翻訳等の共助も行っている。

これらの国際対策室では、遵守事項や所内生活の手引書等を複数の言語（府中10言語、大阪13言語、横浜7言語）に翻訳して施設内で活用している。また、府中刑務所及び大阪刑務所の国際対策室では、これらの翻訳版の文書を全国掲示板に掲載するなどして他の施設の活用に供したり、他施設からの共助依頼を受けて、翻訳済みの告知文書等を依頼施設の要請に合う内容に修正したりもしている。

そのほか、府中刑務所の国際対策室は、どんな言語の通訳・翻訳に対応可能かといった他の施設にとって共助の依頼の参考となる情報や、各施設が希少言語の通訳・翻訳者を探す手がかりなどといった、よくある質問についてQ&Aを作成している。また、府中刑務所と栃木刑務所との間では、遠隔地を回線でつなぐ「面会通訳システム」が運用されており、このシステムを介して、府中刑務所の国際専門官が栃木刑務所の受刑者等の面会の通訳を行っている。

そのほか、それぞれの施設内では、作業や教育で使用するワークシートの翻訳、日本語教育における教材作成や指導等の関与、処遇の場面での通訳などといった言語面における専門性を活かして処遇や教育部門との連携を図っている。

（２）特F施設及びF施設における外国人処遇の指針と運用

調査をしたいくつかの施設においては、処遇上の基本的な原則や留意事項、そして、居室指定、作業指定、食事、面会・信書発受、領事官等との外部交通、宗教上の配慮、日本語教育等といったF指標受刑者等に対する処遇全般についての要領を達示、指示等で定めている。他方、詳細な処遇要領を定めることはせず、例えば、入所時指導、居室指定、イスラム教徒の食事やラマダン月の断食等の宗教行為に対する配慮、日本語教育の実施といった個別具体的な取扱いについてのみ要領を定める施設もある。また、実際に運用されている処遇については、おおむね共通するものも、施設ごとの特色が見られるものもある。

ア 処遇における基本的な方針等

F指標受刑者に対する基本的な処遇方針は、調査をした各施設で、おおむね共通しており、主な内容としては、

- ・日本人受刑者と差別することなく公平に取り扱い、原則として日本人受刑者と同様に処遇をすること
- ・言語、風俗、習慣、宗教等により日本人と異なる取扱いが必要となる場合は、拘禁目的、秩序維持等に支障がない限り、できる限り配慮すること

などが挙げられる。ある国際対策室職員によれば、外国人を日本人と公平に処遇するとの方針に関しては、日本人と全く同じ処遇や取扱いをするというのではその趣旨を実現することはできず、外国人の場合は、文化的背景等による価値観の違いがあることから、その違いを理解してこれに対応・配慮した上で日本人と同等の処遇を行う必要があるとのことであつた。また、あるF施設では、収容されるF指標受刑者は、日常会話がある程度可能と判断された者であるため、原則として日本語による処遇を受けるものの、施設内の生活指導、作業安全衛生教育、反則行為等の理解が十分でないことや日本人と異なる価値観や行動規範を持つことから、その指導や告知等に当たっては、平易な表現を用いることや本人の理解の有無について確認を行うこととしている。

イ 収容に伴う処遇全般

（ア）処遇体制

F指標受刑者が多く収容されている施設には、処遇部門の職員等で構成される、F指標の者を担当する処遇班等を設けているところがある。ある特F施設では、外国人受刑者とのコミュニケーションにおいては、単に意思疎通が可能な言語を使用するというだけでは足りず、職員が本人の生活習慣、価値観、宗教等を理解した上で、日本の生活習慣や価値観等を強制することなく、本人に正しく理解させることが重要であるとの考えから、外国人受刑者の処遇を担当する専従職員を置いている。専従の職員は、面接指導等により、受刑者の心情の安定に努め、刑務所や日本の法制度に対する理解を図るとともに、面接指導やアンケートで得た外国人受刑者の意向を把握し、これを踏まえた処遇を実施しているとのことであった。他方、処遇は全員で行うものとの考えから、大規模特F施設でも、F指標受刑者のための特別な処遇班がないところもある。

F施設には、ある程度日本語で意思疎通ができると判断された者が収容されるところ、調査をしたF施設の多くでは、その処遇においては、翻訳版の所内生活の手引書や告知文書等を活用しつつも、処遇上必要なやりとりは原則として日本語を用いる運用であった。ただし、職員からの聞き取りによれば、F施設に収容される受刑者の日本語の能力にはばらつきがあり、意思疎通が困難なケースも散見されるところ、F施設の中では、イラストを使用するなど、処遇上必要な意思疎通を図るために工夫をしているところもあった。また、収容外国人で多い国籍の者の使用言語（中国語、ペルシャ語等）に堪能な賃金職員を確保している施設や中国語等ができる職員がいるF施設がある。

なお、国際対策室がある特F施設でも、通訳等の業務負担は大きく、常に意思疎通が可能な言語を介して処遇をすることができるわけではないため、通常の処遇場面においては、平易な日本語による会話であれば理解できる場合等は、日本語で意思疎通を図ることとし、他方、例えば、各種の権利の告知や反則行為の調査等の重要な内容や複雑なやりとりについては通訳を介するなどの運用がなされている。

（イ） 居室指定

各施設の収容定員、F指標受刑者の日本語能力や人数等の事情が異なるところ、調査をした施設の中でも、居室指定の原則的な取扱いにおいて、共同室に収容するのか、夜間単独室に収容するのかなどに違いがあった。そのうち日本語をほとんど解さない者が多く、F指標受刑者数も多い特F施設では、夜間単独室収容が基本となる運用であり、その行状に問題がない者で、日本語で日常会話ができ、日本人と生活習慣を同じくすることができるなどの場合に、日本人受刑者と共に共同室に収容している。また、単独室収容を基本とする施設でも、共同室収容を

基本とする施設における場合でも、主として、保安警備上の観点から、同じ共同室にF指標の者や同一国籍の者を複数収容しない、ないしは、人数を限定する取扱いがなされていた。二つの女子施設では、日本人との共同生活が可能な場合の多くは、共同室に収容しているとのことであった。

いくつかの施設の職員からの聞き取りでは、受刑者の多くが夜間単独室を希望するとの所感が述べられたが、他方、共同室を希望する者もいるほか、日本人受刑者と同じ居室に収容されることによって、日本語能力の向上や日本の生活習慣への理解の深まりといった利点があるとの所感も述べられた。

なお、夜間単独室については、外国人向けのベッドを備え付けられている居室がある施設もある。

(ウ) 面会及び信書等の外部交通

受刑者の面会及び信書の発受においては、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の必要性の観点から、実務上、職員に面会の立ち会い等をさせ、その発受する信書の内容を検査していることが多い(同法 112 条, 126 条)。

日本語をほとんど解さない者が多い特F施設においては、外国語による面会や信書発受が特に多いが、調査をした特F施設では、面会立ち会いと信書検査は、おおむね、それぞれの施設で日常的に通訳又は翻訳対応できる言語で対応できており、その他の希少言語については、外部協力者の活用等で対応している(なお、横浜刑務所については、府中刑務所国際対策室への共助依頼も活用)。

F施設の受刑者は、日本語がある程度できる者であり、調査をしたいくつかの施設においては、面会は、原則として日本語、ないしは当該施設の職員が理解できる外国語があればその言語(英語、中国語等)で許可する取扱いであった。もっとも、面会者が日本語を解さないなど、通訳が必要な場合もあり、その場合は、外部協力者を利用するケース、面会人が同伴する通訳人及び録音・事後確認を併用するケース等が運用として見られた。また、通訳対応言語による面会であっても、当該面会日時での手配ができないときは、日本語による面会に対応することもあるとのことであった。信書の発受については、原則として日本語で行わせるとする施設もあるが、それらの施設でも、受刑者の権利義務の行使上必要な外国語使用を許可する取扱いとなっている。信書の検査については、施設の職員で対応可能な言語の場合は、自ら検査を実施するところもあるが、府中刑務所、大阪刑務所等の共助センター施設(国際対策室)に対する翻訳共助依頼も広く行われている。

調査をした特F及びF施設に収容されている外国人受刑者については、共助センター施設において日常的に対応が可能な言語又は各施設が確保している外部協力者の使用言語に含まれない希少言語を母国語とする国籍の者も散見されたが、これら特F及びF施設職員に対する聞き取りによれば、それらの者の多くは、類似の他の言語（例えば、福建語の者に対する北京語、西欧出身者にとっての英語等）も理解できるため、言語の種類のみでは、おおむね必要な対応ができているとのことであった。

他方、通訳・翻訳の業務量の面においては、自分の施設で翻訳する場合も、共助センター施設に翻訳共助依頼する場合も、相当な業務負担となっているのが調査をした特F・F施設の現状であり、例えば、府中刑務所及び大阪刑務所における翻訳の処理件数は、信書だけでも、共助分を含め、それぞれ、年間約2～3万件に上っている。翻訳時間を含む信書の発受処理にある程度時間がかかることは必然であるところ、聞き取りによれば、外国人受刑者にとっては、一般に、信書が受刑生活の中での最大関心事の一つであり、信書発受処理のタイムラグが受刑者の不満につながる場合もあるとの所感もあった。この点、受刑者に対する丁寧な説明や民間資源活用による翻訳業務の迅速適正化といった努力をしている施設がある。なお、外国語の信書のうち一定のものについて翻訳による検査を省略する運用をしていた施設もあったが、同施設職員からの聞き取りによれば、外国人受刑者の場合、日本語での会話では細かな心情把握までは難しいことから、矯正処遇の適切な実施のためには、信書の内容把握は重要であり、業務負担軽減のために大幅に翻訳を省略することは困難な情勢にあるとのことであった。

そのほか、外国人受刑者の外部交通で特筆すべきこととして、外国等の遠隔地の家族等との電話による通信があり、調査をした施設の多くで実施されている。その対象等については、家族等の相手方が遠隔地におり、制限区分第二種以上の者又は人道上、家族等との電話通信による面会が必要と認められる者とする施設、また、日本語による会話を原則とする施設等、運用上の違いがある。

（エ） 宗教上の配慮等

調査をした各施設では受刑者の信仰する宗教に対する各種の配慮を実施している。宗教上の配慮のニーズがある代表的なものとしては、イスラム教徒についての食事（ハラール食）、イスラム暦のカレンダーや礼拝（余暇時間等に許可）用マットの貸与、ラマダン月の断食における単独室使用や食事時間・内容の配慮等がある。イスラム教徒だけではなく、キリスト教徒、仏教徒、ユダヤ教徒やその他の宗教信者への配慮が必要な施設もあり、拘禁目的や秩序維持等に支障がない範囲で可能な限りの配慮が行われている。

また、外国人受刑者に対しても教誨師による宗教教誨が行われているが、ある施設によれば、外国人受刑者のニーズが大きいイスラム教については近隣に適切な宗教家がいなかったために対応ができないこと、キリスト教についても教派ごとの対応まではできていないのが現状であるとのことであった。

そのほか、クリスマスカード等の季節の挨拶状を出せるように配慮している施設もある。

(オ) 反則行為と懲罰

反則行為については日本人受刑者と同等に取り扱うことが基本ではあるが、日本語による意思疎通が困難な場合で反則行為そのものの認識が十分でない場合もある。そのため、反則行為の前提となる遵守事項は外国人受刑者にも理解できるように翻訳されて告知されており、そもそも告知ができない場合は、懲罰が科されない運用となっている。また、供述調書を録取する場合には、日本語の理解の程度及び反則行為としての認識の有無について明記すること、意思疎通が全くできない場合は、刑事罰相当の行為を除き、懲罰を科さないことができること、懲罰審査会では審査の意味、告知された容疑事実の理解及び反則行為の認識の程度を確認すべきことなどを定めている施設もある。また、このような明文の定めがなくても、主に言語上の問題から反則行為に及ぶケースや、反則行為としての認識が不十分なケース等において、注意のみで手続を終了する運用も見られる。

なお、特F施設やF施設職員からの聞き取りによれば、外国人受刑者は、日本人より権利意識が強い傾向は見られるものの、反則行為が多いという印象はなく（なお、調査対象者のうち窃盗・強盗事犯者で、入所後1年以内に懲罰を受けた者は4割弱）、総じて、反則の内容にも明らかな特徴は見られないようである（第2章第2節4項）。

(カ) 領事官、大使館との関係

領事官等との外部交通の取扱い及び領事機関への通報等の領事関係条約（「領事関係に関するウィーン条約」等）に関する事務については、「矯正施設における領事関係条約に関する事務について（通達）」の定めがあり、これに基づいて各施設で運用が行われている。なお、調査をした特F施設では、国際対策室が領事機関等との連絡調整関係業務を所管している。

領事官等との面会については、できる限り便宜を図ること、面会で使用する言語は原則として、受刑者又は領事官の選択するものとする、面会内容を確認するために通訳が必要であっても受刑者にその費用を負担させないこと、懲罰等を理由に面会を許可しない取扱いはないこと、基本的に、職員の面会立会いは行わないこと、面会の回数制限を行わないことなどが定められ、実施されている。また、領事官等との信書の発受についても、できる限り便宜を

図ること、翻訳費用は受刑者に負担させないこと、懲罰等を理由に許可しない取扱いはしないこと、回数制限を行わないことなどが定められ、実施されている。

調査をした施設職員への聞き取りによれば、領事官等は、施設収容への不適應感が強い受刑者との面会を実施してその心情安定につなげたり、受刑者に日本語の学習を積極的に勧めたり、受刑者の家族等との面会に際しての通訳や希少言語の翻訳に協力したり、外国語の書籍等を差し入れたりするケースもあり、施設の運営に協力的であるとのことであったが、受刑者との面会や信書のやりとりに基づき、刑事施設に対し、受刑者の立場から、医療その他の待遇に関する要望を申し入れたり、不服を伝達したりすることもあるようである。また、領事官・大使館等は、外国人受刑者の処遇における重要な関係機関との認識の下、良好な関係を維持するため、常日頃から十分なコミュニケーションを心がけているとのことであった。

(キ) 生活環境の調整と退去強制

一般の日本人受刑者等の出所については、帰住予定地を管轄する保護観察所において、刑事施設から身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官等が帰住予定地を訪問し、住居、就労先等の調整を行い、改善更生に適した生活環境を整える、生活環境の調整を実施している。

外国人受刑者の中には、出所後も我が国に在留し続ける者もあり（第3章第3節4項参照）、これらの者（退去強制事由に該当するものの、日本国内に家族等の引受人がいるなどの事情があり、法務大臣の在留特別許可を求める場合も含まれる。）については、同様に、生活環境の調整が実施される。

これに対し、多くの外国人受刑者は、我が国に帰住予定がない者であって、退去強制事由に該当する者として出所時に入国管理局に引き渡され、かつ、本国へ退去強制となる。このような外国人についても、相当数が仮釈放となるところであり（第2章第3節1項参照）、その生活環境の調整については、矯正管区と地方更生保護委員会との間の申合わせに基づき実質的に省略されている場合がある。その場合、退去強制事由があると思料され、かつ、日本国内に仮釈放後の帰住予定地のない者を、「申合せ対象外国人」として、身上調査書等や仮釈放の申出書において、帰住予定地及び引受人を「なし」とし、保護観察所から矯正施設に生活環境整状況通知書の送付がなされない運用となっている。

(ク) その他

外国人受刑者向けに、外国語書籍の備え付け、外国語新聞（英語、中国語）の購読、ラジオの外国語放送の提供等をしている施設が複数ある。

また、篤志面接委員やその他の外部協力者を講師とする書道、俳句、太鼓、囲碁、将棋等の

日本文化に係るクラブ活動を実施している施設やコミュニケーション上の制約から生じるストレス緩和のため、英語を使用するF指標の受刑者を対象とする英語ミーティングを実施している施設等がある。

ウ 矯正処遇

(ア) 刑執行開始時の指導

調査をしたF施設では、F指標受刑者も日本語での意思疎通がある程度可能であるため、日本語で入所時の指導を実施しつつも、遵守事項や所内生活の手引については、受刑者が理解できる複数の言語の翻訳版等を整備して併用している施設が多かった。

特F施設はそれぞれ特色があり、大阪刑務所では、国際対策室が刑執行開始時指導を言語ごとに実施している。初入者が多く、司法制度が異なる国の者であることから、できるだけ詳細な説明と受刑の意義を説明し、動機付けを行うことを目的としているとのことであった。府中刑務所では、翻訳版の遵守事項や所内生活の手引等を渡し、よく読んで分からないところは職員に遠慮なく尋ねるように指導しているほか、外国人にとっての重要関心事である面会と信書発受のルールについては使用言語ごとに講義形式で説明している。

(イ) 作業指定・職業訓練

調査をした施設では、日本人も同様であるが、大半の者が工場での生産作業に従事していた(第2章第2節1項参照)。そして、工場と業種の指定は、本人の資質、適性、希望、健康状態等といった通常の考慮に加え、例えば、あるF施設では、危険を伴う作業の場合は、安全教育を十分に理解できる者に限るなど、日本語の理解能力も、必要に応じて考慮されている。さらに、保安警備上の理由から、共犯関係者の分散のほか、特定工場に同一国籍者が多数就業しないようにする、世界情勢に鑑み、民族や国家間の対立がある国籍の者同士は分散するなどの点に特に留意している施設もある。

各施設の職員によれば、外国人受刑者には就業に当たっての能力の高い者も多く、まじめに就業する傾向があるとのことであり、工場でも立業や指導役の役割につけることが多く、経理係等の自営作業に指定される者もあるとのことであった。

職業訓練については、F指標受刑者を基本的には対象としない施設もあったが、職業訓練の必要性等があれば、F指標の者を対象とするというスタンスの施設や、外国人に能力が高い者も相当数いることなどから、積極的に職業訓練を実施するとの考えの施設もあった。ただし、調査時の外国人受刑者で実際に職業訓練を受講していた者は多くはなかった(第2章第2節3項参照)。

(ウ) 一般改善指導・特別改善指導

一般改善指導については、日本語教育（後記(エ)参照）のほか、翻訳版のワークシートの使用や読書感想文を書かせるなどの方法で実施している施設があった。

特別改善指導については、外国人受刑者は、F施設に収容されている者を含め、一般に、日本語によるコミュニケーションには課題があり、グループの中で改善を高めるという指導効果を得ることが困難になることなどから、外国人受刑者に対しては、調査をしたどの施設でも、さほど実施されていないのが実情である。もっとも、日本語に堪能な外国人受刑者については、日本人と同様に、本人の問題性に応じて特別改善指導を実施している例があるほか、いくつかの施設では次のような試みがある。

- ・日本語の日常会話ができる者を対象として、日本人と一緒に薬物依存離脱指導（R 1）及び交通安全指導（R 5）を実施。
- ・矯正局作成のワークシート（4か国語）とビデオ視聴を組み合わせることで薬物依存離脱指導（R 1）を講義形式で実施。
- ・教育部門の職員と英語が堪能な職員が指導を担当し、既存の英語教材を使用して、英語による意思疎通が可能な者によるグループを編成して、薬物依存離脱指導（R 1）を実施。
- ・出所後も日本に継続して在留できる可能性が高い者を対象に就労支援を実施。
- ・上級レベルまでの日本語教育講座を実施しており、一部の重大事犯者について、上級講座まで修了させた上で被害者の視点を取り入れた教育（R 4）を実施することを予定。

(エ) 日本語教育

調査をしたほとんどの特F施設及びF施設で外国人を対象とする日本語教育が実施されていた。ただし、近年日本語教育を開始した施設も多く、さらに、試行段階のものもあり、それぞれの教育内容等が確立したというべき状況にはないのが実情である。

日本語教育を実施している施設の職員からは、円滑な処遇実施の観点から、肯定的な評価が多く聞かれた。すなわち、日本語ができない外国人受刑者は、職員や周囲とのコミュニケーションがうまく図れず、集団生活になじみにくい、日本語である程度意思疎通ができるようになると、生活も安定するなどの処遇に当たってプラスの効果が期待できるということや、受刑者自身の受講希望も多く、受講者からは受講してよかったという感想が聞かれるなどである。他方、希望者数に必ずしも対応しきれていない場合もある、外国語を使用した日本語教育については対象者が使用言語によって限定されてしまい、その対応言語数がまだ十分ではないなどの課題も述べられた。

各施設で実施されている日本語教育は、その位置付け、実施体制、対象者、内容（教材、レベル、方法、カリキュラム等）とも多様である。以下、調査をした特F施設、F施設、女子のF施設の中で特徴的なものについて紹介する。なお、これらの日本語教育は、一部を除き、所内生活を円滑に送るための指導・支援を主旨とするもので、あいさつや作業等における所内生活で使用する言葉遣いや会話内容を中心としており、一般の社会生活における日常会話能力等の向上に力点が置かれているものではなかった。

【府中刑務所】

日本語教育に該当するものは、①配布プリントによる自習、②日本語教育ビデオ放映、③講義形式、④パソコンを貸与することによる CAI（Computer Assisted Instruction）日本語教育があり、外国人受刑者を指導・処遇に順応させて職員との意思の疎通を図ることにより円滑な受刑生活を送らせることを目的としている。①は外国人全員、②は希望者全員を対象とするもので、③及び④は、対象者を選定して実施するものである。

①のプリントによる自習は、一般改善指導の位置付けで、矯正指導日に実施しており、外国人処遇班がカリキュラムと教材を作成し、11 言語に対応している。内容は、ひらがなやカタカナの練習や簡単な単語の学習であり、50 科分である。

②のビデオ放映は、週 2 回（1 回 1 時間）、夜間居室で放映を視聴させている。

③の講義形式の教育は、教科指導として作業時間中に実施している。英語、スペイン語、中国語、ペルシャ語のいずれかを理解でき、日本語が理解できない工場就業者が対象となっている。それぞれ 5～6 人程度のグループを編成して講義形式で指導を行うが、国際対策室職員が指導を担当し、中国語とスペイン語については、外部協力者と共に指導を行っている。簡単な日常会話や身体の部分等のよく使用する基礎的な単語等を学習するが、カリキュラムや教材は、指導担当者が作成しているため、言語ごとに内容が異なる。1 クールは、6 か月で、前半 3 か月は月 2 回、後半 3 か月は月 1 回実施される。

④の CAI 日本語教育は、工場就業中の英語又は中国語を理解する者で、講義形式による日本語教育の修了者又はこれと同等の日本語の理解力がある者などから選定し、機械を貸与して自習形式で実施する。期間は 3 か月間で、パソコン操作方法等の導入時指導の後、週 2 回居室で実施する（なお、調査時に実施なし）。

【大阪刑務所】

日本語教育に該当するものは、①五十音表の貸与、②居室における日本語学習用ビデオ放映、③集団の講義形式及び④音声付翻訳機を使用した居室での自習を基本とするものがある。

③については、国際対策室の中国語、スペイン語及びペルシャ語の国際専門官がそれぞれ指導を担当し、希望者を募って受講者を選定した上、集団（1クラス4～5人程度）での講義形式で実施している。1クールは、4か月であり、年間3クール実施している。矯正指導日において、月2回1時間の講義をしており、あいさつや簡単な日本語の文法が中心となる内容である。

【横浜刑務所】

教育部門が担当して、初級と応用の二段階の教育を実施している。

初級の日本語教育は、教科指導の補習教育として実施しており、一般の外国人向けの日本語学習用教材及び指導を担当する外部協力者（NPO 法人）が作成する補習教材を使用して、添削指導を中心とする内容である。1クールは、6か月で、週1回（90分）24回の実施で、対象は、希望者から10人程度選定する。簡単な漢字交じりの作文が書け、たどたどしいながら会話ができる程度までを目指す内容である。

応用の日本語教育は、一般改善指導の外国人に対する社会適応教育として通常の平日に実施している。グループワークを実施することから、初級修了者の中から、自分の問題と向き合う意欲のある者を選定し、教育専門官及び教育部門の職員が実施し、国際対策室の国際専門官も立ち会うなど指導に協力する。週1回10週間のカリキュラムであり、日本の歴史や観光地等の文化のビデオ視聴等から、自分の問題等に関するグループワークを行い、最終的には、SST及びライフプランの立案まで行う。

これらのほか、国際対策室において、日本語の理解力又は表現力が特に劣る者に対し、所内生活を送る上で最低限必要な日本語を理解させ、基本的な日本語能力を身に付けさせるために、余暇時間を利用した日本語の自学自習を促す指導を試行実施している。対象者は、片言の日本語による意思表示に支障がある者、又は平易な日本語による指導の理解に困難を来す者から選定し、指導は国際専門官が担当する。対象者には、刑執行開始時指導期間に、国際対策室作成の日本語指導用テキストを貸与し、日常生活に必要な日本語の指導をするとともに自習をさせ、工場配役後2か月の矯正指導日（月2回4日間各1時間）に自習した内容の復習を行っている。内容は、ひらがなとカタカナや基本的な単語、日常会話で使用する簡単な例文等である。

【名古屋刑務所】

補習教科指導との位置付けで、集団を編成して講義形式による日本語教育を実施している。外国人受刑者に会話力、読解力、書字力を習得させ、所内生活等を円滑に行えるようにすることを目的とする。日本語での会話力、読解力、書字力のいずれかの理解度が十分でないなどの者から希望者を募って対象者を選定している。教育部門が所管して実施する指導であるが、講

義は、篤志面接委員である外部講師が担当している。1クールは、6か月で、月2回（各1時間）実施している。五十音、ひらがなやカタカナの理解と筆記、出願要領等の所内生活で最低限必要な日本語の理解と筆記、自己紹介やあいさつ、身の回りの物品等の理解から、日本の習慣、風習の理解までを内容としている。

【黒羽刑務所】

外国人を対象とする日本語に特化した教育ではないが、入所時に日本人を含む全員が受ける簡単な学力テスト（小学校レベルのもの）で学力が低いと認められた者を対象に、算数のほか、国語の教科指導として法務教官又は教育部門の職員が指導をしている。本人の希望の有無にかかわらず、学力のレベルから優先順位の高い者を対象として実施しており、日本人も対象となるが、実際は、約8割が外国人であるとのことであった。指導期間は6か月間である。

【和歌山刑務所】

初級（日本語が全く理解できない者又は片言程度しか話せない者）、中級（簡単な日本語は理解できるが、読み書きができない者）、上級（初級と中級講座を修了した者。なお、その日本語能力は、処遇を受ける上では既に支障のないレベルにあり、よりスムーズな会話が目標となるレベル。）の三段階の講座を矯正指導日及びそれ以外の平日に実施している。日本語の指導を通じた生活支援をすることによって所内生活に支障を来さないようにすることを目的としている。日本語を解さないF指標の希望者から対象者を選定するが、希望者はほぼ全員受講できるのが現状であるとのことであった。初級と中級講座には、自習教材があり、これによる添削指導を受けてから、最大10人の集団編成されたクラスでの集団指導を受ける。集団指導では、講義形式で日本語の会話を練習し、適宜ロールプレイを行ったり、視聴覚教材をもとにグループワークをしたりしている。教育、処遇部門の職員又は外部講師が指導を担当する。いずれの講座でも、あいさつや日常会話から所内生活、作業で使用する言葉、規則の内容等を中心に指導をしている。1クールは、初級と中級講座について6か月12単元であり、上級講座について6か月6単元である。

（3）国際受刑者移送における外国人受刑者の送出移送と刑事施設の役割

国際受刑者移送（同制度については、第2章第4節参照）には、外国で刑の言渡しを受け拘禁されている日本人受刑者を我が国に移送する受入移送と我が国で刑の言渡しを受け拘禁されている外国人受刑者をその母国等に移送する送出移送があり、外国人受刑者に関係するのは後者の手続である。

外国人受刑者の送出国に当たっては、国際受刑者移送法等の関係法令及びこれらに基づく通達（「国際受刑者移送法等に基づく受入移送及び送出国の実施について（通達）」）等により外国人受刑者を収容する刑事施設において執るべき手続やその際作成・提出すべき関係書類の様式が詳細に定められており、各施設においては、これらに基づき、国際受刑者移送に関する条約の締約国（刑を言い渡された者の移送に関する条約の締約国及びタイ）の国民等に対する条約の告知をすること、締約国の国民等である受刑者が送出国を希望した場合において、送出国申出書を提出させた上、送出国意見書を作成すること、これを判決書謄本又は抄本の写し、処遇調査票の写し等の定められた添付書類とともに矯正局長に送付すること、矯正局長からの指示を受けてから、送出国受刑者の送出国への書面による同意（送出国同意書への署名押印（指印））を得ること、同意の後、送出国犯罪に係る事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官へ意見照会をし、その回答とともに矯正局長に送出国同意書を送付すること、法務大臣が送出国決定をした送出国受刑者を執行国の官憲に引き渡し、検察官等の関係機関にその旨の通知をすることなどの諸手続を行っている。

調査をした施設のうち、女子施設及び特F施設については、これまでに送出国申出をした受刑者が相当数おり、申出に伴う手続を経験し、いくつかの施設は、送出国に至るまでの実績を積んできている。刑事施設において執るべき手続については、通達等により明確に規定されており、これら施設の職員への聞き取りでも、特に問題もなく、遅滞なく手続を進めることができているとのことである。また、外国人受刑者が送出国申出を行う時期について聞いたところ、申出時期は受刑者によってばらばらであり、条約の告知後直ちに申し出る者もあれば、刑期半ば以降に申し出る者もあり、その点についての傾向や特徴はないとの印象が述べられた。

なお、送出国決定がなされた者については、必ずしも決定時に収容されている施設から執行国に対する引渡しが行われるわけではなく、執行国への円滑な引渡し及び国外への移送の便のため、引渡しに先立って国際空港等の近隣の施設に移送され、そこから送出国となる運用もなされているとのことであった。当該運用では、例えば、送出国に成田空港を利用する場合は、執行国への引渡しに先立ち、府中刑務所、横浜刑務所等に移送される場合があるとのことである。引渡しを担当するある施設の職員から、送出国受刑者を収容する移送元の刑事施設の注意を喚起したい事項を聞いたところ、引渡しのための移送は引渡しの直前に実施されるため、移送後引渡しまでに荷物の整理その他の引渡しの準備をする余裕は実質的になく、移送元の施設において携行可能な荷物の分量を確認して整理をしておくなどの指導をすることや、執行国の要求どおりのパスポート用写真を撮影することが必要であるといった点が挙げられた。

第2節 米 国

本節では、アメリカ合衆国（以下「米国」という）連邦刑務所における外国人（米国の刑事司法手続全般では「外国人」の名称をとっておらず、「米国市民権を持っていない者：Non-US Citizen」や「Alien」等の用語を用いているが、本節では便宜的に「外国人」と称する。）の犯罪の現状及び処遇及びその国外退去手続並びに国際受刑者移送の現状を、入手できた資料の範囲内で概観する。

1 外国人犯罪及び退去強制手続の現状

（1）外国人の犯罪に関する研究

米国においては、連邦捜査局（FBI）が収集している犯罪統計上、犯罪者の国籍等を示す項目が掲載されておらず、全国公式統計上は外国人の数の推移を見ることができない。しかし、歴史的に移民国家であることから、移民と犯罪に関する研究が行われている。

20 世紀までの調査をまとめた司法省の研究報告^{*28)}では、移民外国人は同化や順応に関して問題を抱えていると同時に、貧困であり、多民族的で若年男子が多く、加えて、犯罪を誘発しやすい、問題のある地域に居住することが多いこと等から、米国民よりも犯罪に至る率が高いと信じられているが、さまざまな実証研究によると、実際には、移民はどちらかというところ、刑事司法統計の中では目立った存在ではないとしている。また、居住地域により、移民と犯罪の関わりには違いがあるが、これは、移民独自の問題性というよりも、定住する地域の構造的問題の違いによるものであるとしている。

また、一般大都市統計地域（Standard Metropolitan Statistical Area）について、移民局（当時）の外国人登録記録等から適法滞在者と不法滞在者を割り出した上で、連邦捜査局の犯罪統計や刑務所統計との関係を調査した研究においても、移民の犯罪との関わりが米国民よりも強いという結果は得られなかった^{*29)}。

より最近の研究では、米国国土安全保障省（Department of Homeland Security: DHS）の移民税関執行局（Immigration and Customs Enforcement Bureau: ICE）が犯罪外国人（Criminal Alien）の統計を収集し始めていること（後述）、その結果、入管法違反等の者を多く収容する

^{*28)} Martinez, Jr., Ramiro., and Matthew T. Lee. 2000. "On Immigration and Crime." U.S. Department of Justice. *The Nature of Crime: Continuity and Change. Criminal Justice 2000*. 485-524

^{*29)} Hagan, John., and Alberto Palloni. 1998. "Immigration and Crime in the United States." *The Immigration Debate: Studies on the Economic, Demographic, and Fiscal Effects of Immigration*.

連邦刑務所の約 26%が外国人であることが公表されており、移民税関執行局もその退去強制 (Removal) に力を入れているが、移民税関執行局が公表した統計も上記に紹介した研究も、統計の収集に問題があり、外国人の犯罪との関わりが米国民に比較して高いか否かについては実証できていないと結論付けざるを得ないと紹介されており^{*30)}、米国での外国人犯罪の実態把握の困難性を示唆している。

(2) 刑務所人口

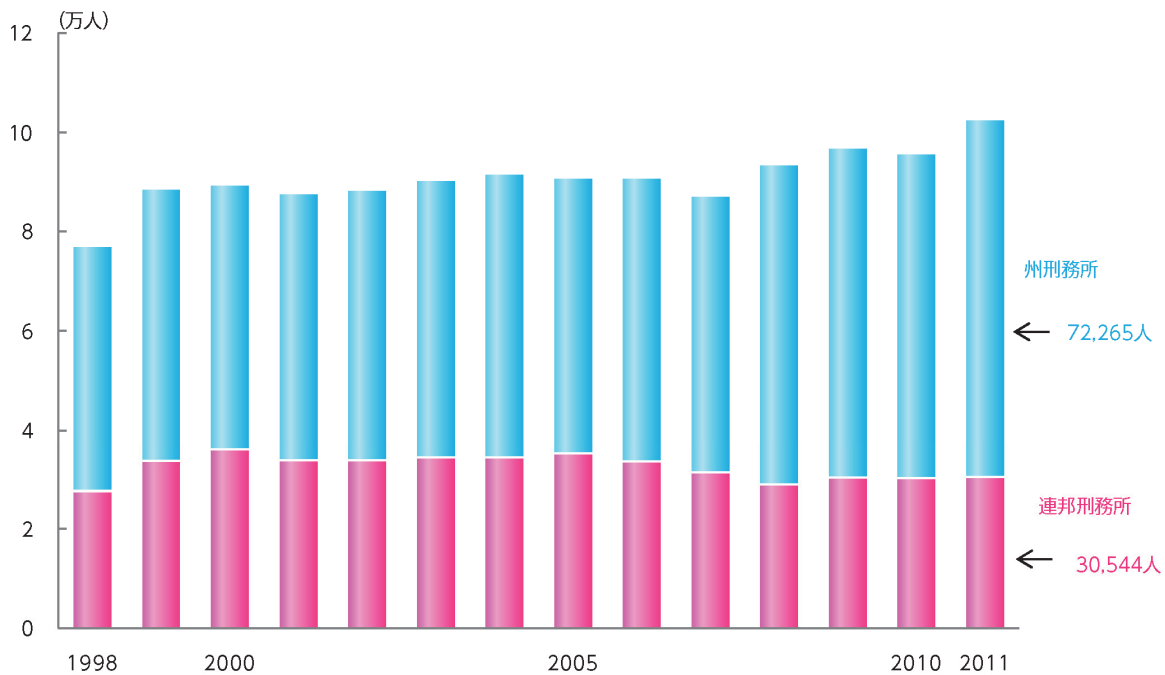
第1章で言及した World Prison Population List によると、米国の刑務所全体における外国人受刑者の割合は 6.8%程度であり、日本と大きく変わらない (1-3-2-1 図参照。)。4-1-2-1 図は、ニューヨーク州立大学オーバニー校がまとめている Sourcebook of Criminal Justice Statistics による、1998 年から 2011 年までの連邦及び州刑務所の外国人受刑者数の推移を見たものである^{*31)}。外国人の定義が州によって区々にわたり、いくつかの州において外国人受刑者の報告がない年があるなど、全体的な統計の不備があるため、正確な経年比較は困難であるが、米国における外国人受刑者数はおおむね増加傾向にあるといえる。

^{*30)} Camarota, Steven A., and Jessica M. Vaughan. 2009. *Immigration and Crime: Assessing a Conflicted Issue: Background*. Center for Immigration Studies. <http://www.cis.org>

^{*31)} <http://www.albany.edu/sourcebook/pdf/t6422011.pdf>

4-1-2-1 図 米国における外国人受刑者人員の推移(連邦・州刑務所)

(1998-2011年)



- 注 1 Sourcebook of Criminal Justice Statistics Online による
 2 2006 年の数値は、ネヴァダ州とヴァージニア州を含まない。
 3 2007 年の数値は、フロリダ、イリノイ及びオレゴンの各州の数値を含まない。
 4 外国人受刑者の定義は州によって異なる。いくつかの州は外国生まれの者を外国人としている。
 カリフォルニア州は入国管理当局に拘禁されている者のみを計上している。

また、米国の刑務所制度は連邦刑務所、州刑務所及び郡の刑務所（Jail）のおおむね三種に分かれ、それぞれの刑務所の設置、運営等の根拠が異なるほか、収容する対象者の犯罪種別も異なる。国境管理や州際犯罪を対象とする連邦法に対応する連邦刑務所においては、入国管理法違反の者が多いためか、外国人の割合が約 26%に達するとの報告もある。なお、郡の刑務所においては、司法省の統計によれば、2011 年には一日あたり平均 73 万 5,000 人余りが拘禁されていたと推計されているが、外国人に関する統計は見当たらなかった^{*32)}。

（３）退去強制手続

連邦、州及び郡刑務所における外国人受刑者の退去強制手続は米国国土安全保障省移民税関執行局の犯罪外国人プログラム（Criminal Alien Program: CAP）が所管しており、以下のよ

^{*32)} U.S. Department of Justice. 2013. *Jail Inmates at Midyear 2012- Statistical Tables*.

うに行われている^{*33)}。

CAP 職員が連邦、州及び郡刑務所に常駐して、外国人受刑者に面接し、また、生育歴等を調査する。その後、退去強制執行部（Enforcement and Removal Operation: ERO）が外国人受刑者の審問手続を行い、刑務所からの釈放に当たってスムーズに入国管理収容所に移送する助けとしている。

CAP においては、退去させるべき外国人について、以下の3レベルの優先順位を設けている。レベル1はいわゆる「加重重罪：Aggravated Felony」で有罪とされた者又は1年以上の拘禁刑で処罰されるべき犯罪（いわゆる「重罪：Felony」）2つ以上で有罪となった者であり、レベル2はレベル1以外の重罪または1年以下の拘禁刑で処罰されるべき犯罪（いわゆる「軽罪：Misdemeanor」）2つ以上で有罪となった者、レベル3は1年以下の拘禁刑で処罰されるべき犯罪で有罪になったものである。2013会計年度には、CAPが退去強制した犯罪者は21万6,810人であったが、そのうち7万4,159人がレベル1の者であり、4万7,198人がレベル2、9万5,453人がレベル3の者であった^{*34)}。

2 外国人受刑者の処遇

入手できた複数の連邦刑務所の手引等（Admissions and Orientation Handbookとして、連邦刑務所局のウェブサイトから入手可能）^{*35)}によると、外国人受刑者であるからといって、米国人受刑者と異なる特別な処遇を行っているとは認められない。

手引の記載内容及び形式は施設によって異なり、外国人受刑者の保護のためにもっとも必要な手続の一つと思われるウィーン領事条約に基づく、領事機関との連絡の権利については、多くの施設で情報提供がなされており、国際受刑者移送手続の対象となる受刑者に向けた情報が記載されている施設とそうでない施設があった。

宗教上の要請に基づく食事及び宗教的配慮については、宗教プログラム（Religious Programs）の一環として取り扱われており、宗教行事への参加や宗教上の要請に基づく特別な食事は、施設の教誨師（Chaplain）の承認があった後に可能になっていることが認められた。

^{*33)} U. S. Immigration and Customs Enforcement. 2011. *Fact Sheet: Criminal Alien Program*. <http://www.ice.gov/news/library/factsheets/cap/htm>

^{*34)} U. S. Immigration and Customs Enforcement Bureau. 2013. *FY2013 ICE Immigration Removals: ERO Annual Report*. <https://www.ice.gov/doclib/about/offices/ero/pdf/2013-ice-immigration-removals.pdf>

^{*35)} “Inmate Admission and Orientation Handbook: Federal Correctional Institution and Federal Prison Camp, Mariana, Florida 2013”ほか。

また、英語を母国語としない受刑者に対する英語教育（English as Second Language: ESL）は施設内でのさまざまなプログラム参加への基本とされており、多くの施設で行われていることが認められた。

3 国際受刑者移送の現状^{*36)}

米国における国際受刑者移送は、1977年にメキシコとの間で始まった。

米国は、我が国と同様に、ヨーロッパ評議会の「刑を言い渡された者の移送条約」に加盟しているが、そのほかにも、米国、カナダ及び中南米諸国等を加盟国とする国際受刑者移送に関する多国間条約である「国外での服役に関する米州条約（Inter-American Convention on Serving Criminal Sentences Abroad）」に加盟している。これらの多国間条約のほか、香港及びタイ等と二国間条約を締結しており、78の国と地域との間で条約に基づく移送が可能である。さらに、条約に基づかない移送も可能である（後述（2）ア（カ）参照）。

（1）移送適格性審査

連邦刑務所局の資料（Program Statement）^{*37)}によると、移送の適格性審査は各施設のケースマネージャーが行うこととされており、①受刑者の残刑期が6か月以内である（相手国の宣言により12か月の場合もある）場合、②受刑者が現在刑事手続中、上訴中又は、刑事手続と並行した関連する争訟（Collateral Attack：収容に対する人身保護請求や裁判の既判力を覆すような訴訟等の提起）の可能性がある場合、③移送相手国の宣言により移送に制限が加えられている罪種に該当する場合には移送不適格とされる。

（2）移送適合性審査

連邦司法省においては、前記の移送適格があるとされた受刑者について、以下の適合性を審査している。移送に当たっての適合性が体系的に整理されており、興味深いため、紹介する^{*38)}。

^{*36)} U. S. Department of Justice. *The Department of Justice's International Prisoner Transfer Program*. <http://www.justice.gov/criminal/oeo/iptu/lists.html>

^{*37)} U. S. Department of Justice, Federal Bureau of Prisons. *Program Statement: Transfer of Offenders To or From Foreign Countries*. http://www.bop.gov/policy/progstat/5140_040.pdf

^{*38)} U. S. Department of Justice. *Guidelines for the Evaluations of Transfer Applications of Federal Prisoners*. <http://www.justice.gov/criminal/oeo/iptu/guidelines.html>

ア 当事者の社会復帰の可能性

米国でも受刑者の社会復帰は、刑務所の過剰収容緩和や外国人受刑者の取扱いの難しさ等の実務的な問題点よりも、優先して考慮すべき事項とされている。社会復帰が受刑者移送によって達成されることの可能性を高める諸条件として、以下の事項が審査される。

- (ア) 受刑者が罪を認めていること
- (イ) 受刑者の犯罪歴
- (ウ) 犯罪の重大性
- (エ) 裁判国及び執行国における犯罪行動との関わり
- (オ) 裁判国及び執行国における家族とのつながり

これについては、受刑者についての以下の下位条件が考慮される。

- ・ 独身か、子どもがいるか（他の親又は兄弟の存在も考慮される）
 - ・ 正式な婚姻をしているか（配偶者の所在地が考慮される）
 - ・ 事実上の婚姻をしているか（事実婚の場合、配偶者の所在地、事実婚期間、被扶養親族（特に未成年の子の有無）等）
 - ・ 独身あるいは離別した受刑者の場合、扶養している子の有無及びその子との社会的関係性
- (カ) 執行国が受刑者の国籍国であり、合衆国と受刑者移送条約を締結していること
- ただし、執行（予定）国の受入れ意思が表明され、受刑者の犯罪が重大ではなく、執行（予定）国の拘禁環境が受刑者の「最善の利益（best interest）」に資すると判断された場合、受刑者移送条約未締結国との移送も排除しない、とされている。
- (キ) 人道的見地

他の要因のみを考慮した際には移送が容認されない場合であっても、受刑者の病状等の健康状態が極めて不良であることは、移送を決定する契機となり得る。受刑者の家族の病状は他の家族要因と同様に考慮される。

イ 法執行上の観点からの考慮

社会復帰は拘禁の唯一の目的ではないことから、一般の量刑判断及び仮釈放判断と同様に考慮される。

- (ア) 事件の重大さ
- (イ) 社会の感情（特に重大犯罪の場合に考慮される）
- (ウ) 公共政策（米国の国家的関心）

- (エ) 執行国での犯罪行動（帰国が受刑者本人の犯罪行動を再開させる場合や移送が受刑者による報復等の可能性をはらむ場合）
- (オ) 執行国での執行実務と米国における実務（仮釈放実務，条件付き釈放，善時制による釈放等）のかい離の程度
- (カ) 裁判国の捜査・訴追上の要請
 - ・ 共犯者審理における証人尋問の必要性
 - ・ 共犯者が逃走中の場合の当該共犯者訴追上の必要性
 - ・ 受刑者の余罪捜査上の必要性
 - ・ 法執行機関によるその他の事情聴取の必要性
 - ・ 判決に基づく社会調査費用，罰金，補償金等の完済の有無

ウ 再入国の可能性

受刑者移送では受刑者が釈放後に執行国で生活することを条件に認められるものであるから，釈放後の居住の可能性は大きな判断要因となるため，以下の事項が考慮され，（イ）及び（ウ）の場合は，移送申請はほぼ却下される。

- (ア) 合衆国との関係性（親密な家族が米国にいる，米国に住所がある，米国で就職していた，米国との国境近くに住所がある，米国への渡航の可能性等）
- (イ) 以前に移送条約により移送されたこと
- (ウ) 以前に退去強制処分を受けた，又は数多くの不法入国実績がある場合

なお，国際受刑者移送は連邦手続であり，米国においては多くの判決が州法により執行されていることから，州法との関係が問題となる。連邦司法省によると，州の受刑者の国際受刑者移送に当たっては，原則として，州の承認が必要であり，州の承認があるまで移送手続は進行しないが，承認があった場合でも，連邦の判断により，州の要請を認めない場合もある。多くの場合，そのような連邦の判断に当たっては前記ウの受刑者の再入国可能性が検討されるとしている。

（３）移送実績

2008年から2010年にかけての米国における国際受刑者移送（送出移送及び受入移送）の相手国及びその対象者数を示したのが4-2-3-1表である。送出移送，受入移送とも国境を接するメキシコが非常に多く，そのほかにも送出移送は中南米の国が多い。また，日本からの移送を始めとして，受入移送が複数になっている国もあるが，大きな傾向はないようである。

4-2-3-1 表 米国の国際受刑者移送の実績

① 送出移送				② 受入移送			
執 行 国	2008	2009	2010	裁 判 国	2008	2009	2010
韓 国		2		日 本	5	5	2
イスラエル	4	1	6	韓 国		2	
トルコ		1		イスラエル		1	
アルメニア		1		タ イ			1
イタリア	1	2	1	香 港	1		
ウクライナ		1		ス ペ イ ン	3	3	6
英 国	8	4	5	スウェーデン	1		
オーストリア	1		1	ド イ ツ			1
オランダ	4	3	6	ハンガリー			1
スウェーデン		2		カ ナ ダ		1	
ス ペ イ ン	4	1	4	コスタリカ		1	
チ ェ コ	1			メ キ シ コ	35	42	42
ド イ ツ	2	3	5	パ ナ マ	7		2
フ ラ ン ス	2	1	3	ベネズエラ		1	
ブルガリア		1		計	52	56	55
ポーランド	1	1	1				
ポルトガル			2				
ロ シ ア	1						
カ ナ ダ	68	24	44				
メ キ シ コ	80	78	151				
バ ハ マ	12	12	13				
ニカラグア	1						
パ ナ マ	2	11	3				
エクアドル	1	2	1				
ブラジル		1					
ベ リ ー ズ		2					
ペ ル ー			1				
ボ リ ビ ア		1					
計	193	155	247				

注 1 U.S. Department of Justice の資料による。

2 オランダはアンティル及びアルバを含む。

(4) 移送実績に対する評価

2011年に発表された米国司法省監査室の報告書^{*39)}によると、2010年において、実際に移送されたのは、連邦刑務所に拘禁されている移送条約締結国の国民である受刑者4万人余りのうち1%に満たず、移送申請の97%が移送に不適格であるか不適合であると判断されている。

本監査報告では、国際受刑者移送が当初の期待に比較して実績が上がらない原因として、4つの大きな理由が挙げられている。

- ・ 通訳・翻訳サービスが行き届いていないなどのことから、条約による移送プログラムにつ

^{*39)} U.S. Department of Justice. Office of the Inspector General. 2011. *The Department of Justice's International Prisoner Transfer Program*. <http://www.justice.gov/oig/reports/2011/e1202.pdf>

いて受刑者に十分な情報提供がなされていないこと

- ・ 連邦刑務所局の情報が不完全又は不十分であるため、受刑者の移送適格性審査が誤って行われること
- ・ 司法省担当部局における、受刑者の移送適合性審査に一貫性がなく、同様の状況下にある受刑者の処遇に不均衡をもたらしていること
- ・ 連邦刑務所局の管理下にはない問題、例えばプログラムの任意性、移送相手国（特にメキシコ）の自国民の受送への不協力及び多くの受刑者を抱える国との移送条約の不存在等があること

これらの状況から、最終的に移送するに至った受刑者を不必要に長期間米国内で拘禁することによって、2005 会計年度から 2010 会計年度にかけて、1,500 万ドル余りの追加的な拘禁経費を支弁することになったと結論づけられている。

そして、本監査報告では、申請者の 1 % (395 人) を移送すれば、連邦刑務所局は年間で 1 千万ドル余りの拘禁費用を節約でき、もし、それが 3 % (1,184 人), 5 % (1,974 人) となれば、節約額がそれぞれ 3 千万ドル余り及び 5 千万ドル余りに上ることが指摘されている。また、本監査報告は、条約によって移送された者の再犯率への影響にも言及し、移送された受刑者の米国での再犯率が米国人受刑者全体及び移送されずに国内に残って不法残留となった者に比較して低いことを指摘し、国際受刑者移送を行った場合、ある程度の移送対象者が米国に戻って再犯に及ぶおそれは否定できないものの、それらの者を何の措置も講ずることなく米国内で釈放することよりは危険性が低いと指摘し、連邦刑務所局及び司法省等関係機関に、翻訳文書の整備、連邦刑務所局職員向けの文書の整備、連邦刑務所局と司法省の調整等を内容とする、国際受刑者移送の拡大に向けた勧告を行っている。

第3節 ドイツ

1 はじめに

ドイツは、第二次世界大戦後の復興に当たり、労働力確保のため、1950年代からヨーロッパ、近東・アフリカ諸国から大量の外国人労働者を受け入れたことにより、その多くが国内に定住化し、現在ではこうした外国人労働者の第二世代、第三世代等が生まれ育っている^{*40)}ほか、1990年代以降は、旧ユーゴ民族紛争等を背景に多数の難民も流入する^{*41)}などして、在留外国人が増加してきた経緯があり、世界有数の移民国家の一つである。その一方、外国人による犯罪も急増したため、外国人犯罪が大きな社会問題の一つとなってきた^{*42)}。特に、刑事施設に限って言うと、近年の収容動向は、外国人受刑者が一時期のように増加傾向にあるわけではないが^{*43)}、全受刑者のうちおおむね5人に1人は外国人で占められているといったように、外国人受刑者が占める割合が高い状況が続いており^{*44)}、外国人受刑者に対する処遇の充実化という課題に早くから直面してきた。こうした状況下で、ドイツの刑事施設においては、ドイツ人受刑者のみならず、外国人受刑者に対しても、社会への再統合を図り、再犯を防止するという目的から、その受刑者の生活習慣や文化等に配慮した処遇をしつつ、語学教育、教科教育、職業訓練、その他専門的な処遇等も実施しており^{*45)}、これらの取組等は、我が国における外国人受刑者に対する効果的な処遇の在り方を検討する上で参考となる点が少なくないと考えられる。以上から、本節においては、平成25年11月にドイツの連邦司法省、ベルリン州及びバイエルン州における各州司法・消費者保護省及びこれらの州にある刑事施設において実施した実地調査及びその際に入手し得た関連文献等をもとに、最近のドイツにおける外国人在留の状況や外国人犯罪の動向とともに、刑事施設における外国人受刑者に対する処遇の実情等を紹介する。なお、実務状況については、特に明記した場合を除き、この調査時点のものについて

*40) 松田章・宇戸午朗ほか. 1994. 「世界各国における外国人犯罪（第1報告）－その背景・現状及び対策－」『法務総合研究所研究部紀要 刑事政策研究 37 第2分冊』: 60 - 95.

*41) 木戸裕. 2006. 「ドイツの外国人問題－教育の視点から－」『レファレンス』670号: 59-83.

*42) 堀内捷三. 1994. 「日本とドイツの外国人犯罪」『ジュリスト』1056号: 52-75. ; 堀内捷三. 1994. 「統計にみるドイツの外国人犯罪」『吉川経夫先生古希祝賀論文集「刑事法学の歴史と課題」』: 621-649. ; 岡田薫. 2008. 「外国人労働者受入れと犯罪現象」『人口減少社会の外国人問題 総合調査報告書』: 141 - 151.

*43) クラウス・ラウベンタール 2006. 土井政和・堀雄訳『ドイツ行刑法 第三版』(Klaus Laubenthal. 2003. *Strafvollzug*. Berlin:Springer-Verlag.) 財団法人矯正協会

*44) Statistisches Bundesamt. 2003 - 2012. *Fachserie 10 Reihe 4.1: Rechtspflege, Strafvollzug*.

*45) 法務総合研究所. 1994. 「犯罪白書－犯罪と犯罪者の国際化－」; 長島裕・橋本三保子. 1999. 「ドイツの少年司法制度及び少年非行の現状」『法務総合研究所研究部報告 5－諸外国における少年非行の動向と少年法制に関する研究－』: 101-149.

記載している。

2 外国人の在留状況

前記のとおりドイツでは、これまで労働者や難民等の移民を多く受け入れてきたこと等を背景に、連邦統計庁の統計^{*46)}によれば、外国人人口については、1961年（旧西ドイツ）は約68万6,200人であったのに対し、1996年（統一後のドイツ）には約749万1,700人と10倍を超えるまで増加している。それ以降、外国人人口は、おおむね710万人から740万人台で推移し、増加傾向に歯止めは掛かったものの、2011年は736万9,900人であり、高止まりしている。また、全人口に占める外国人の比率を見ると、1961年は1.2%であったものの、1996年には9.1%まで上昇し、1997年以降はおおむね8.7%から9.0%の間で推移しており、2011年は9.0%であった。2011年の外国人人口の構成比を国籍別で見ると、トルコが最も多く、外国人全体の23.2%を占めており、次いで、イタリア（7.5%）、ポーランド（6.8%）、ギリシア（4.1%）の順であった。なお、ドイツにおいては、従来の外国籍の者に加えて、ドイツ国籍は有するが、本人の両親は移民である者、旧ソ連からの帰還者等を含めて、移民を背景に持つ者という概念が採用されており^{*47)}、連邦統計庁の統計によれば^{*48)}、移民を背景に持つ者は、2010年で約1,570万人とドイツの全人口の19.3%を占めている。

3 外国人犯罪の動向

連邦刑事庁の統計^{*49)}によると、2012年における外国人（外国籍の者のほか、無国籍の者及び国籍が不明な者を含む。また、移民を背景に持つ外国人であってもドイツ国籍を有している者は除く。以下この項において同じ。）の検挙人員は、50万2,390人（前年比3.7%増）で、検挙人員全体に占める比率は24.0%（前年比1.1pt上昇）である。検挙人員に占める外国人の比率を年齢層別に見ると、14歳未満で15.7%、14歳以上18歳未満で18.9%、18歳以上21歳未満で22.0%、21歳以上で25.2%となっており、成人の方が少年よりも高い比率となっている（ただし、成人のうち、60歳以上の高齢者に限っては、11.5%と少年より低い比率である。）。検挙人員中に占める外国人の比率が高い犯罪類型を罪種・罪名別に見ると、外国人特有

^{*46)} Statistisches Bundesamt. 2011. *Fachserie 1 Reihe 2: Bevölkerung und Erwerbstätigkeit*

^{*47)} 木戸（2006）

^{*48)} Statistisches Bundesamt. 2010. *Fachserie 1 Reihe 2.2: Bevölkerung und Erwerbstätigkeit Bevölkerung mit Migrationshintergrund- Ergebnisse des Mikrozensus 2010 -*.

^{*49)} *Polizeiliche Kriminalstatistik 2012*.

の移民法や難民認定法等を除けば、性的搾取目的での人身取引（67.2%）、コカインの密輸入（65.4%）、すり（64.7%）、賭博（54.6%）で比率の高さが目立つほか、一般罪種別では、文書偽造（36.3%）、加重窃盗（30.8%）、強盗（30.6%）、強姦及び性行為の強要（29.3%）も高い。国籍等別で見ると、トルコが最も多く（18.4%）、次いで、ポーランド（7.5%）、ルーマニア（6.5%）、イタリア（4.5%）の順であった。

4 外国人受刑者の収容状況及び外国人受刑者に対する処遇の実態等

（１）ドイツ全体における外国人受刑者の収容状況等

連邦統計庁の統計等によれば^{*50)}、2012年3月31日現在の刑事施設（計186施設）における受刑者（保安監置者を含む。特に断らない限り、以下この項において同じ。）の収容人員は、全体で5万8,073人である。収容人員は、東西ドイツ統一後に限って見ると、2007年の6万4,700人をピークに減少傾向が続いている。男女別では、男子が5万4,765人、女子が3,308人で、女子比は5.7%である。罪名別では、窃盗犯（横領を含む）が約1万2,400人（約21%）、薬物犯が約8,100人（約14%）、強盗犯が約7,400人（約13%）である。また、受刑者のうち、開放行刑において処遇を受けている者は9,622人で、全体の16.6%であった。

外国人受刑者（無国籍の者を含む。また、移民を背景に持つ外国人であってもドイツ国籍を有している者を除く。特に断らない限り、以下この項において同じ。）は、1万3,232人である（そのうち、開放行刑において処遇を受けている者は、1,766人（13.3%）であった。）。また、総数に占める外国人受刑者の比率は22.8%（男子は23.2%、女子は16.5%）である^{*51)}。最近10年間の外国人受刑者の比率を見ると、おおむね21～23%の間で推移している。日本とドイツでは、刑事司法の制度や外国人の統計の取り方等が異なり、厳密な比較はできないが、日本では、平成24年末現在の受刑者収容人員全体に占めるF指標受刑者の収容人員の割合が3.6%である（矯正統計年報による。）ことを踏まえると、ドイツにおける外国人受刑者の比率は相当高いことがうかがわれる。なお、連邦司法省（Bundesministerium der Justiz）に訪問

^{*50)} Statistisches Bundesamt. *Fachserie 10 Reihe 4.1: Rechtspflege Demographische und kriminologische Merkmale der Strafgefangenen zum Stichtag 31.3.2012*；連邦統計庁のプレスリリース“Zahl der Strafgefangenen weiter rückläufig”
 <<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Rechtspflege/Aktuell.html>>（2013年10月3日検索）

^{*51)} 後述する連邦司法省の担当者によれば、既決の受刑者よりも未決拘禁の方が外国籍の者の比率がかなり高くなるという。その理由として、外国人は、ドイツ人と比べて、国外逃亡のおそれが高く、事件を起こして検挙された場合に拘禁される可能性が高くなるためであるとのことであった。

した際に、収容人員に占める外国人の比率が総人口に占める外国人の比率よりも高いことの背景や要因について、行刑サービス・保護サービス法令関係担当の課長 (Ministerialrätin Leiterin des Referats Strafvollzugrecht, Bewährungshilfe) である Renate Kubicki Halskov 氏に質問したところ、「確定的なことは言えないが、犯罪の背景・要因として一番大きいのは、言語、文化、経済的事情、法的な立場の違い等の問題からドイツ社会に統合することが十分にできていない外国人が多いことがあると考えられる。」との説明があった^{*52)}。

(2) 外国人受刑者等に対する処遇の実態等

この項では、訪問する機会を得たベルリン州司法・消費者保護省における外国人受刑者に対する処遇の充実化のための取組のほか、ベルリン少年刑務所、ミュンヘン刑務所及びノイブルク・ヘレンヴェルト少年刑務所における外国人受刑者に対する処遇の実情等を中心に述べる。なお、ドイツの行刑については、現在、一部の州を除き各州が独自に行刑法を制定しており、その運用も行っている関係上^{*53)}、各州によって処遇の実態が異なることが考えられ、ここで記載する内容は、ドイツ全体の実態を意味するものではないことに留意する必要がある。

ア ベルリン州司法・消費者保護省 (Senatsverwaltung für Justiz und Verbraucherschutz) ^{*54)}

外国人受刑者の収容分類については、日本のように、外国人受刑者を特定の刑事施設に収容しておらず、ドイツ人と同様に、性別、年齢、係属した裁判所の管轄等によって、州内の各刑事施設に振り分けて収容している^{*55)}。ただし、家族との面会を考慮する必要が認められる場合には、例外的に他の州と協議してその州内の施設に移送することもある。ベルリン州は、ド

^{*52)} 連邦統計庁のプレスリリース “Ein Fünftel der Bevölkerung in Deutschland hatte 2010 einen Migrationshintergrund” Pressemitteilung Nr. 355 vom 26.09.2011
<https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2011/09/PD11_355_122.html>
(2013年10月17日検索)によれば、外国人等の移民を背景に持つ者は、持たない者と比べて、中等教育修了資格のない者が多く、25歳から65歳までの失業率、相対的貧困層(所得の中央値の60%以下に位置している者)の割合が高いなど、様々な状況で不利な立場に置かれていることが指摘されている。

^{*53)} ドイツにおける刑事施設の運営や処遇等については、2006年までは、連邦司法省が所管する連邦行刑法 (Strafvollzug, 1976年制定, 1977年施行) に規定され、州の司法省がその執行を担当していたが、それ以降は、ドイツ連邦共和国基本法 (憲法) の改正により、行刑法についても、州が独自に制定するようになった。訪問時点で、ブレーメン (Bremen)、ベルリン (Berlin)、ノルトライン・ヴェストファーレン (Nordrhein-Westfalen) 州等、4つの州以外は、州独自の行刑法を制定している。

^{*54)} 以下は、Ursula Guths 氏、Kai Abraham 氏 (ベルリン州司法・消費者保護省担当者) からの聞き取り内容のほか、そこで入手した資料 “Der Berliner Justizvollzug”, “Sachbericht 2012 / Projekt 729 Der Runde Tisch für ausländische Gefangene” に基づいた記述である。

^{*55)} 別に訪問したベルリン開放刑務所 (Justizvollzugsanstalt des Offenen Vollzuges Berlin) の担当者によれば、1980年代前半までは、外国人受刑者は、特定の刑事施設に収容していたが、サブカルチャーの発生等の影響で、処遇がうまくいかなかったため、現在のように各刑務所に分散して収容するようになったという。

イツの中でも、外国人受刑者の比率が特に高い州の一つであり、2012年9月30日時点で、ベルリン州内の刑務所の収容人員は、4,326人で、そのうち1,571人（36.3%）が外国人被収容者である。外国人被収容者の比率について、2012年9月30日現在でベルリン州の刑事施設のうち最も高い施設で48.0%、最も低い施設で25.0%である。被収容者の国籍を見ると、トルコ人が342人（21.8%）と最も多く、次いで、ポーランド216人（13.7%）、レバノン128人（8.1%）、セルビア84人（5.3%）、ベトナム60人（3.8%）の順であった（なお、EU出身の者は約31%で、無国籍（不明の者を含む）が9%である。）^{*56)}。

ベルリン州では、外国人被収容者に対する処遇の充実や改善を図るため、定期的に関係者を集めて、外国人処遇の事項に特化した会議を開き、様々なテーマについて情報交換や話し合い等を実施している。参加者は、州司法・消費者保護省や刑事施設の職員のほか、裁判官、検察官、警察官、弁護士、名誉職、教会関係者、大使館職員、病院関係者、その他民間支援団体等、様々な分野の専門家であり、実際に参加するメンバーは、そのときの会合のテーマによって決定する。具体的には、最近では、イスラム教徒等の被収容者に対する宗教上の支援、外国人被収容者に対する法律助言、釈放準備、作業及び職業訓練や職業教育、就労のあっせん等がテーマとして掲げられ、例えば、宗教関係では、イスラム教を信仰している被収容者が多いことから、刑事施設内で教誨師を増やして活動させるべきではないか、通訳をもっと増やすべきではないかなどの意見が出されて検討をした。

また、2012年にローマで開催された欧州評議会(Council of Europe)で、外国人受刑者の処遇に関する処遇勧告が出された。内容は、例えば、外国籍の受刑者に対しても、人間の価値を尊重し、人道的な処遇を行う、外国人受刑者であっても他の被収容者と隔離しないようにする、所内の規則等について、母国語で表記する、国籍、言語及び文化的背景が共通の者はできるだけ同じ施設に収容する、母国の生活習慣、慣習等を尊重するなどといったものであり、これらの勧告を考慮して処遇を実施することが求められている^{*57)}。さらには、行刑職の職員の採用に当たっては、反外国人的な感情を有している者はまず採用されないこととされているほか、採用された者に対し、外国人受刑者に対し適正な処遇が実施できるようにするために、最初の2年間の訓練教育（研修）期間において、その者らの習慣、文化的背景等を理解させるための

^{*56)} 男女別では、男性はトルコ人が多く、女性はポーランド人、ベトナム人が多いなど、男女差があるとのことである。

^{*57)} 詳細については、欧州評議会のホームページに掲載されている“Recommendation CM/Rec(2012)12 of the Committee of Ministers to member States concerning foreign prisoners”
<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=1989353&Site=CM>（2014年3月24日検索）で全文を参照できる。

カリキュラムが用意されているとのことである^{*58)}。

イ ベルリン少年刑務所(Jugendstrafanstalt Berlin)^{*59)}

ベルリン州にある少年刑務所であり、男性の少年受刑者を収容対象とした刑事施設では、ドイツ最大の刑務所の一つである。訪問時点で、受刑者 236 人（18 歳未満の少年が 233 人、18 歳以上 21 歳未満の青年が 3 人）、未決拘禁者 72 人が在所していた。同施設には、通常の居室棟や管理棟のほか、薬物依存者を収容する棟（Drogenfachbereich）、暴力犯罪者が入所し、処遇を受けるための社会治療施設（Sozialtherapeutische Abteilung）、外部通勤が許可されるなど開放処遇の対象者を収容する棟（Offener Vollzug）^{*60)}等が設けられている。同刑務所の被収容者のうち、外国人は約半数（なお、同刑務所の未決区に収容されている未決拘禁者のうち外国人は約 8 割）を占めており、近年でその比率に大きな変化はない。外国人の内訳は、約半数がトルコ人、約 4 分の 1 がレバノン人である。前記のとおり、ドイツ国籍の者であっても移民の背景を持つ者が相当数おり、正確な統計データはないものの、その者らも外国人として含めると、外国人被収容者の比率は更に高くなり、移民の背景を持たないドイツ人は、全体のおおむね 3 分の 1 になるとのことである。また、少年受刑者が円滑に社会復帰できるよう教育や職業に力を入れていることもあって、職員数は被収容者数よりも多い^{*61)}。

外国人少年受刑者に対する処遇の特徴として、生活習慣、文化、宗教等に配慮しつつ、より効果的な処遇を行う目的から、現在はドイツ国籍を有しているが、もともとはトルコ人であるなど、移民の背景を持つ外国出身の者を補助職員として採用し、その者らに同一国籍の外国人受刑者への処遇に関与させている。この利点として、外国人少年受刑者が母国語を通じて職員とコミュニケーションを取りやすくなり、職員の指示や教示等を容易に理解することができること、職員が受刑者と同じ文化的背景や生活習慣を有していることから、少年受刑者にとって良い成功モデルや模範となることが挙げられる。また、移民を背景に持たないドイツ人職員にとっても、その職員から、その国の文化や習慣、価値観等を学ぶことができ、受刑者に対する処遇の能力の向上につながるというメリットもあるとのことである。

^{*58)} こうした研修を受講していないベテランの職員については、外国人に対する差別的な処遇を行うなどして問題となっている者もいるとのことである。

^{*59)} 以下は、Heinz Haertle 氏（副所長）等からの聞き取り内容のほか、入手した施設概況やパンフレットに基づいた記述である。

^{*60)} 2013 年 10 月 2 日現在で、薬物依存者を収容する棟に 34 人、社会治療施設に 37 人、開放処遇を受ける者を収容する棟に 29 人がそれぞれ在所している。

^{*61)} 2013 年 11 月 1 日現在で、職員数は、一般行刑職 255 名、ソーシャルワーカー 21 名、心理学者 10 名、工場職 18 名等計 355 名である。また、語学教育や職業訓練等に関わる外部の支援者も約 100 名いるとのことであった。

外国人少年受刑者のほとんどの者が日本でいうところの小学校や中学校レベルの義務教育課程を修了できておらず、ドイツ語を理解できていない者も多いため、外国人向けのドイツ語教育のほか、教科教育について、本人のレベルに応じた種々のプログラムが設けられている。例えば、教科教育では、基幹学校 (Hauptshule) ^{*62)} の卒業資格を取得することが可能である。訪問時は、トルコ系のドイツ人指導者がトルコ人受刑者 8 名に対して語学教育や教科教育を実施していた。ドイツ語教育は週に 2 回、教科教育 (小学校レベルの算数等) は平日毎日、1 日当たり 2 時間程度行われている。なお、受刑者のみならず、未決拘禁者に対しても、必要に応じて語学教育を実施している。その他、同刑務所においては、外国人少年受刑者はドイツ人少年受刑者と比べて粗暴性が強い者が多いという認識を持っており、社会治療部門において、ドイツ人少年受刑者のみならず、暴力性が高い外国人少年受刑者に対しても、反暴力性プログラムを受講させている。

また、外国人少年受刑者の特徴として、ドイツ人少年受刑者と比較すると、家族との結び付きが強い傾向が認められるが、その中には、外国人少年の家族自体が犯罪組織に加担している、又は暴力を肯定するなど、価値観の偏り等の問題を有しているケースが珍しくないとのことである^{*63)}。こうしたケースでは、本人への働き掛けのみで処遇の効果を挙げることは難しいとの認識から、再犯防止のためには、例えば、面会^{*64)}を利用して、職員が面会の様子を見ながら適宜介入し、家族と受刑者との間で話し合いをさせるなど、家族への直接的な働き掛けを行うことも重要視している。

なお、2012 年における少年受刑者の釈放者は、224 人であり、内訳は、仮釈放が 64 人 (28.6%)、刑期終了による釈放が 151 人 (67.4%)、出身国への退去強制が 9 人 (4.0%) であった。前記の収容状況に照らし合わせると、釈放者についても外国人が相当の比率を占めていると考えられるが、退去強制になっている者はわずかであり、多くの外国人少年受刑者が出所後もドイツ国内にとどまって生活している実態が見て取れる。

ウ ミュンヘン刑務所 (Justizvollzugsanstalt München) ^{*65)}

^{*62)} わが国の小学校に相当する基礎学校 (Grundschule) を卒業した後に進学する前期中等教育機関の一つであり、一般に 5 年制で、卒業後の就職を目的として職業の訓練教育が中心に行われる。ドイツの学校制度の詳細については、木戸裕・2009. 「現代ドイツ教育の課題—教育格差の現状を中心に—」『レファレンス』703 号：5-29. を参照。

^{*63)} 一方、ドイツ人少年受刑者は、外国人少年受刑者に比して、両親の離婚、離散、アルコール依存等の影響による暴力等を背景に、家庭が破たんしており、家族との結び付きが弱いという傾向が認められるとのことである。

^{*64)} 面会は、通常 2 週間に 1 回、1 回当たり 2 時間許可されている。

^{*65)} 以下は、Stumpf 氏 (所長) のほか、教育担当等の一般職員からの聞き取り内容に基づいた記述である。

バイエルン州ミュンヘン市内にあり、ドイツ全体では2番目に大きい刑事施設である。もともとは1,600人程度収容できる施設であったが、訪問時は順次改築中とのことで、収容人員は1,345人であり、そのうち未決拘禁者が半数余りを占めて受刑者よりも多い。また、これら以外にも、少年拘禁の者が収容対象となっている。受刑者のうち、麻薬等の薬物事犯者が約3分の1を占める。外国人被収容者（未決拘禁者も含む）は約800人おり、国籍は全部で91か国である。国籍別では、ルーマニアが126人と最も多く、続いてトルコ60人、ポーランド55人、ブルガリア42人、セルビア38人、イタリア33人の順である。同施設の構造上の特徴として、逃走のリスクの軽減を図るため、地下に幅広い通路が整備されており、受刑者の居室から工場等への移動は全て地下通路を通じて行われていることである。また、150人の収容が可能な女子棟が設けられているが、そのうち10室は母子が一緒に生活できるような居室となっている^{*66)}。

外国人被収容者については、コミュニケーションを取りやすいよう、同じ国籍の者は同じ居室にできる限り収容している。外国人被収容者のうち人数で上位を占めるトルコ人やルーマニア人については、円滑な処遇を実施するため、トルコ語やルーマニア語に堪能な職員が配置されている。また、約30か国語の書籍が整備されており、最も多いトルコ語で1,000冊ほどある。

ドイツ語がほとんどできない者に対しては、分離して収容するなどの裁判所の指示に反しない限り、本人の希望等に応じて、約4週間という短い期間ではあるが、コンピュータを使用したドイツ語学習に取り組ませている。また、同刑務所では、少年・若年の被収容者で、義務教育レベルの教育課程を修了していない者を対象とした学校教育のプログラムが設けられている。このプログラムについては、外国人被収容者でも、ドイツ語がある程度できる段階になれば受講することが可能である上に、学習にはできるだけ早く取り組ませた方が良いという認識に基づき、未決拘禁者であっても受講対象となっていることが大きな特徴である。期間は約4か月で、ドイツ語、算数、歴史、家庭・工作、体育（スポーツ）等の授業があり、卒業資格を取得することが可能である。こうした教育を通じて、自分もやればできるという自信や自尊心を身に付けさせるとともに、外国人とドイツ人を一緒に受講させる中で、お互いの国の慣習や文化を学ばせ、社会への再統合の一步につなげることに大きな主眼を置いている。

そのほか、性犯罪者や暴力犯罪者を対象とした社会治療（Sozialtherapie）をそれぞれ実施

^{*66)} 女性の被収容者については、東欧出身者が多く、母国で異性の不良者にだまされて連れて来られ、犯罪に巻き込まれるケースが目立つという。

している^{*67)}。実施担当者は心理専門家、ソーシャルワーカーであり、実施形態は主にグループワークと個別面接等である。これらの専門的処遇プログラムも外国人受刑者も受講対象となっており、通常、外国人受刑者がおおむね3分の1程度占めている（なお、訪問時点では、対象者16人中、外国人は3人であった。）。

エ ノイブルク・ヘレンヴェルト少年刑務所 (Justizvollzugsanstalt Neuburg-Herrenwörth)^{*68)}

ノイブルク・ヘレンヴェルト少年刑務所は、バイエルン州にある3つの少年刑務所のうちの1つである。同刑務所は、男子で、年齢が17歳以上、刑期が6月から3年以下の初犯者が収容対象となっている。訪問時点で収容定員は187人であるところ、167人（うち未決拘禁者は22人）が在所中であった。年齢区分では、18歳以上21歳未満の者が108人と最も多い。外国人は、被収容者全体の約28%を占めており^{*69)}、国籍数は18か国であり、そのうちトルコが18人と最も多く、年間で300人ほど入所している。職員数は全部で152名であり、その内訳は、一般行刑職員が81名、ソーシャルワーカーが10名、心理学者が8名、教員が5名等である。

職業訓練は、木工家具、金属加工、塗装、食肉製造等、多くのコースが設定されており、見学した金属加工の工場では、最新式の旋盤等の機器が導入されているなど、設備、内容共に充実したものとなっている。また、職業については、理論的なことを学ぶためのコースも設けられており、例えば、コンピュータ、物流関係等の専門職を目指すための訓練教育も実施されている。なお、外国人少年受刑者については、原則EU出身の者でなければ受講できないという条件があるが、EU以外であっても、親の代からずっとドイツで定住しているなどの事情が認められれば受講が可能になるケースもあるとのことである。

移民を背景に持っていてドイツで出生した外国人少年受刑者が多いことから、ドイツ語が全くできないという者は少ないとのことであるが、ドイツ語が十分にできない外国人少年受刑者を対象としたドイツ語学習のプログラムが用意されている。期間は3か月で、1週間当たり4時間の学習時間となっている。ただし、これだけでは時間が不十分であるとのことから、日

^{*67)} 2004年時点のものではあるが、同刑務所における教育や指導の具体的な内容を詳細に記述しているものとして、森川久浩・2008.「ドイツ行刑の風景～ミュンヘン刑事施設から～」『刑政』119巻7号42-50.が参考になる。なお、ミュンヘン刑務所の担当者によれば、ドイツでは、同刑務所が最初に性犯罪の処遇プログラムを開始しており、これまでに実績があるとのことであった。

^{*68)} 以下は、Ernst Meier-Lämmermann氏（所長）、処遇や教育担当の一般職員からの聞き取り内容のほか、入手したパンフレットに基づいた記述である。

^{*69)} ただし、移民を背景に持つドイツ人も含めると、正確なデータを公式に把握していないが、比率が更に10～15%程度増えるのではないかとのことであった。

ごろは工場での作業等を通じて、基礎的なドイツ語能力の向上を図るようにしている。また、外国人少年受刑者に限ったことではないが、義務教育をきちんと受けていない者が多いことから、基礎的な学力を身に付けさせるため、基幹学校基本トレーニング課程（Basistraning Hauptschule）と呼ばれるコース^{*70)}があり、外国人であっても学習意欲が認められれば受講することができる。主に平日の午前中4時間、午後に1時間から2時間程度実施しており、居室内でも課題に取り組ませている。この他にも、更にレベルの高い教科教育のコース^{*71)}が複数設けられており、卒業資格の取得が可能となっている。これら教科教育を受講している受刑者は、教育補助金が与えられるが、指定された課題をきちんとこなさなければ、教育補助金は減額される。教師だけではなく、ソーシャルワーカーも指導にかかわり、受刑者の社会性やコミュニケーション能力の伸長を図る役割を果たしている。

その他、同刑務所では、社会治療施設を有し、認知行動療法をベースとした性犯罪及び暴力犯罪者を対象とした処遇プログラムがそれぞれ実施されており^{*72)}、ドイツ語がある程度できるということが前提となるが、外国人少年受刑者も受講の対象となっている。訪問時、実施していた性犯罪プログラムについては、対象者16人中外国籍（トルコ、イタリア国籍等）の者が9人含まれていた。

オ その他、ベルリン州又はバイエルン州の刑事施設における外国人受刑者に対する処遇等の特徴^{*73)}

ここでは、特定の施設のことではなく、ベルリン州又はバイエルン州にある刑事施設において外国人受刑者に対する処遇や社会復帰支援で特徴的なものを記述することとする。

まず、ドイツでは、外国人と一口で言っても、いずれの施設においても相当数の国籍が含まれている関係から、社会での外国間の政治的、文化的対立等が刑事施設内にもそのまま持ち込まれやすいため、職員は特に外国人受刑者間のトラブルや国籍間での力関係に差が生じること

^{*70)} 日本の小学校高学年から中学校に相当するコースであるが、内容は一般の中学レベルより低く、公的な卒業資格は得られないという。

^{*71)} 例えば、ミドルスクールというコースがあり、10名程度の定員で、募集している。期間は5～6か月で、歴史・地理等、体育、コンピュータ処理の授業のほか、コミュニケーション能力を高めるための教育等がある。訪問時、トルコ人等の外国人も編入しているとのことであった。

^{*72)} 性犯罪者に対する社会治療については、バイエルン州内の少年刑務所ではノイブルク・ヘレンヴェルト少年刑務所のみが実施していることから、他の少年刑務所からも受講のため対象の少年受刑者が移送され、収容されている。

^{*73)} 以下は、前記のベルリン州司法・消費者保護省の担当者からの聞き取りに加え、バイエルン州司法・消費者保護省（Bayerisches Staatsministerium der Justiz und für Verbraucherschutz）の担当者 Hauck 氏、Martin Bauer 氏からの聞き取りや、その際に入手した資料“Bayerisches Staatsministerium der Justiz und für Verbraucherschutz”の内容に基づいた記述である。

や、少数民族が受刑者集団の中で孤立することがないように、綿密な行動観察を実施しながら処遇をしている。また、ドイツ人受刑者と外国人受刑者を区別することなく平等に処遇することを前提としつつも、例えば、ベルリン州の刑事施設では、面会の基準を緩和し、家族との面会を通常より多く行うことができるようにしているほか、心理的に不安定な者に対し、必要に応じて通訳を付けてカウンセリング等を実施する^{*74)}などの配慮を行っている。さらに、外国人受刑者についても社会復帰のため職業訓練の受講を重視していることは先に述べたとおりであるが、特にベルリン州の開放刑務所では、国外退去になることが想定される場合であっても、母国に戻ってからでも就労ができるよう、外部通勤作業をさせたり、社会で職業訓練を受けさせたりしているとのことであった。

また、ドイツの行刑では、近年、移行マネジメント（Übergangsmanagement）という概念が広がり、出所後の社会生活への円滑な移行のための処遇や支援に力を入れるようになってきている。具体的には、ベルリン州では、出所後にすぐに就職することが生活の安定や再犯防止のためには重要であるとの認識に基づき、出所時に就労支援（就労先のあっせん等）を行っており、外国人受刑者に対しても、労働許可を有しているということが条件であるものの、連邦雇用庁と連携して、社会でどのようなニーズがあるのかを把握しながら、就労支援を実施している。また、刑執行終了後に本人が利用できる相談機関や民間の支援団体が多く設立されており、特に外国人受刑者向けの支援としては、例えば、トルコ人を対象として、本人が加入している犯罪組織から抜け出すための支援を行っている民間の団体があり、出所前にこうした支援団体に関する情報を伝えている。また、バイエルン州においては、ドイツ人であるか外国人であるかにかかわらず、就労支援を実施しているのみならず、住居の確保、薬物依存者に対する社会での治療（セラピー）施設のあっせん等、さらには、外国人受刑者向けとして、パスポートを紛失した人に対し再発行の手続き等の支援も行っている。

^{*74)} ただし、外国人受刑者に対し、心理学者、精神科医がカウンセリングやセラピー等を実施しても、対象者の文化的背景等が十分に理解できないことで、困難に直面することも多いとのことである。

第5章 まとめ

グローバル化の進展に伴い、我が国に入国する外国人の数も増加し、その国籍等は多様化しており、外国人の国内在留の形態も大きく変化の途上にあるといえる。そのような中、外国人による犯罪や外国人犯罪者についてその実態を把握することは重要であり、本報告では、前章までに、主として公式統計及び法務総合研究所の行った特別調査から、現在の外国人の犯罪の実態とその問題点を明らかにした。本章では、明らかにされた問題点ごとに、対応の実情と課題をまとめ、将来に向けた方策の在り方を考察することとする^{*75)}。

1 公式統計に表れる来日外国人の犯罪

来日外国人の我が国の総人口比が上昇傾向にあるのに対して、来日外国人による犯罪は、それに呼応することなく、平成 16, 17 年頃をピークに減少を続けており、この傾向は、検挙段階だけではなく、比較的犯情の重い者が対象となる刑事施設入所段階でより明確にうかがえる。また、罪名については、全般に窃盗が最も多く、受刑者では覚せい剤取締法違反を中心とする薬物事犯も多くを占めるなど、我が国における犯罪全体の特徴と主要な部分は共通する。一方、国内の景気低迷や国内外の雇用情勢の変化による影響のほか、不法滞在者の削減に向けた各種の対策の効果もあって、不法残留者の数は大きく減少している。これらのことから、我が国では、グローバル化の進展にもかかわらず、来日し、在留する外国人による犯罪情勢の悪化という事態は生じていないと認められる。

しかしながら、日本人を含む全体の検挙人員も来日外国人の一般刑法犯の検挙人員と同様に減少しているため、結果として、検挙人員に占める来日外国人の比率はあまり変化がなく、外国人犯罪者の比重が大きく下がったとまではいえず、その刑事政策における対策の必要性が低減したというべき状況にはない。その内訳をみると、不法滞在者の減少により、それらの者による犯罪が減少している一方で、正規の滞在資格を有する者による犯罪の割合が上昇していること認められる。

来日外国人の国籍等別構成比は、10 年前に比較すると変動が見られ、来日外国人による一般刑法犯検挙件数の国籍別構成比では、いずれも、地域別ではアジアが、国籍等別では中国（台

^{*75)} 本分析においては、できる限り図表の解釈に当たって、統計的な処理を行った上で、その統計量も忠実に掲載することとした。

湾及び香港等を除く。)がそれぞれ最も高い割合を占めている点に変わりはないが、ベトナム、韓国及びフィリピンの占める割合が上昇している一方で、ブラジル、トルコ等が減少するなど、国籍等によっては変動が認められる。また、この変動は、刑事施設におけるF指標入所受刑者においてより明らかであり、10年前に比較して、F指標受刑者の国籍等の多様化、分散化がうかがえる。

2 外国人の犯罪の特徴

外国人入所受刑者の特別調査(第3章参照)によれば、調査対象者の半数近くが永住者を含む居住資格の者である。居住資格の者以外では、不法滞在者が約3割を占めること、1割強を占める短期滞在の者の約8割が薬物密輸入事犯(そのほとんどに組織犯罪性がうかがわれた。)である。

そこで、近年大きな比重を占める居住資格を有する居住・定住型の外国人による犯罪に着目すると、その情勢はさほど深刻なものでないと考えられる。すなわち、例えば、調査対象者中の居住資格の者による犯罪については、まず、窃盗が最も多く、罪名の構成においても、強盗の割合がある程度高いことなどを除いては、おおむね日本人と類似の傾向にある。また、調査対象者中の薬物犯の内訳を見ると、居住資格の者では使用・所持・譲渡等の罪が6割強を占め、ほとんどが密輸入、営利目的所持・譲渡等の罪といった悪質事犯が占める短期滞在や不法入国の者とは対照的である。さらに、調査対象者中の窃盗・強盗事犯者では、留学等の活動資格や不法滞在の者に侵入盗が多いのに対し、居住資格の者には万引きが多く、不法滞在の者の犯行では、窃盗・強盗の「犯罪事実数」が5個以上の多数の比率が高く、被害額も多い傾向にあり、「職業的犯罪」に該当する者の比率も高かったのに対し、居住資格の者では、「犯罪事実数」が1個の比率が高く、被害額も少ない傾向にあるなどの差異が見られ、不法滞在の者による犯行の方が居住資格の者の犯行よりも、態様や被害等の面で悪質なものが多いことが明らかになった。

また、特別調査に基づく分析を通じて明らかになったのは、調査対象者の罪種、手口、犯行態様等がその在留形態や国籍等と関係性を有していることであった。すなわち、主たる犯行時の在留資格としては、定住者が最も多く、次いで、不法残留、不法入国等の順であるが、国籍等別で見ると、ブラジル及びベトナムは他の国籍等と比較して定住者の比率が高く、中国は留学の比率が高く、韓国・朝鮮及びイランは不法入国の者が多い。また、主たる犯行に着目すると、調査対象者は、日本人に比較して、強盗及び薬物犯の比率が高く、粗暴犯及び交通犯の比

率が低い。国籍等別に見ると、ベトナム及び中国に窃盗の比率が高く、ブラジルは強盗の比率が高く、韓国・朝鮮には入管法違反の比率が高く、イランは薬物犯の比率が高いという結果であった。

また、窃盗・強盗事犯者の犯行手口では、万引き及び侵入盗が多く、それぞれ、ベトナム及び中国の比率が高かった。また、犯罪事実数が1個の者は犯行手口では万引き、在留資格は居住資格の者に多く、犯罪事実数が5個以上の者は犯行手口では侵入盗、在留資格等は不法滞在の者に多い等の特徴も認められ、窃盗・強盗事犯者のすべての財産犯の被害総額と国籍等の関係では、ベトナムでは半数以上が10万円未満の被害額と、他の国籍等の者に比較して少額にとどまる傾向にある一方で、中国では6割以上が100万円以上と被害総額が多い者の比率が高い傾向にある。また、被害額が高い場合に被害の回復可能性が低くなるという関係も明らかになった。

3 着実な不法滞在者対策の推進

調査対象者には居住資格の者が多くを占める一方、不法滞在の者及び短期滞在の者も半数近くを占める上、その二者による犯行には、薬物密輸入事犯、営利目的の薬物所持・譲渡等事犯や態様・被害等の面で犯情の比較的重い窃盗事犯等、いわば悪質なものがより多く見られた。さらに、不法滞在及び活動資格の者の窃盗・強盗事犯については、犯罪・違法行為収益を主たる収入源とした者が7割を超え、「職業的犯罪」に該当する比率が高いなどの実態が把握でき、これら不法滞在者等による犯罪が、外国人犯罪の中で量的に相当の部分の部分を占めるだけでなく、質的により深刻であることが明らかになった。

そこで、引き続き、その温床や予備軍となる不法入国や不法残留を着実に防止し、不法滞在者を積極的に摘発する取組を推し進めていくことが重要である。不法滞りの防止は、入国管理局が中核的な役割を担うものであるが、在留管理等が犯罪防止にも資する形で機能するために、刑事司法機関においても、例えば、在留資格や生活状況等に着目した統計的な情報を充実させ、犯罪の高リスク群の実態に関するフィードバックを行うなど、入国管理局との更なる連携を図ることが有効であると考えられる。

この点、特別調査では、犯罪防止に配慮した在留管理に貢献し得るいくつかの手がかりが得られた。調査対象者の窃盗・強盗事犯者に住居不定の者が2割強おり、うち、活動資格の者にあっては住居不定の者が4割強と高い比率を占めた。そのほか、定まった住居があっても外国人登録上の届出居住地に居住しない者（留学及び不法残留の者に多い。）には、被害が高額、

犯行回数も多い窃盗事犯等が多い上、犯罪・違法行為収益で生計を立てるなど、不法滞在者とも共通する特徴が見られ、留学における学校在学といった、在留資格の根拠となっている活動をしていなかった者についても、同じ特徴が見られた。短期滞在を除く活動資格の者については、約7割が在留資格の根拠となっている活動をしていなかったとの実態も明らかになっており、留学等の在留資格を有しながら犯罪に至り、又は、不法残留に陥って犯罪に至る一群については、届出に係る場所（現行制度では入管法上の届出住居地に当たる。）に居住していない、在留の目的となる活動をしていないといった要素が犯罪リスクの一つの表れとなっていると考えられる。こうした実態を前提に、例えば、正しく住居地を届け出ない中長期在留者や、学校等を除籍・退学となり、あるいは失踪した留学生等に対しては、適宜、届出義務違反等の罰則規定を適用するほか、入国管理局において、在留資格取消制度を活用して出国を促し、また、その前段階でそれらの者を把握できるように、届出事項についての事実の調査権限を積極的に活用する（さらに、受け入れ側の学校等において、留学生等との意思疎通と在籍管理を十分に行いつつ、入国管理局への届出や報告の徹底を求めることも考えられる。）などの対策を採ることも有効であろう。

4 外国人受刑者の施設内処遇と社会復帰

前記2の外国人の犯罪の特徴と在留資格等との関係性は、刑事施設に収容された後の犯罪者の国外退去を含む処遇にもある程度の影響を与えているものであることが認められた。また、今後の刑事施設内の外国人受刑者処遇の在り方についても、その類型を意識して処遇の在り方を考える必要性について示唆を与えるものとも考えられる。

調査対象者中の窃盗・強盗事犯者の出所者のうち、在留を希望している者については、退去強制事由に該当しない場合に在留期間が更新され、あるいは、退去強制事由に該当しても、日本への定着度や家族の状況等の事情から、在留特別許可を受けて我が国に在留し続ける者があ程度存在することが確認され、その他の者については、おおむね退去強制の措置がとられている。我が国に滞在し続けることが前提となる者については、我が国における再犯防止と社会復帰に向けた処遇が必要であり、その一方で、限られた資源の適切な配分という観点からは、退去強制される者には、それを前提とした処遇を実施することが現実的である。そこで、現行の実務では退去強制されることなく、出所後においても、国内に在留する可能性のある外国人受刑者の処遇と、退去強制が予定される外国人受刑者とに分けて、それぞれの処遇の在り方について考察する。

（１）出所後においても国内に在留する可能性のある受刑者の処遇

調査対象者中の居住資格の者のうち、窃盗の者の約 7 割、覚せい剤使用・所持・譲渡等事犯の者の約 6 割は同一の罪名による前科があり、窃盗や覚せい剤事犯は、日本人同様、同種再犯リスクが高いことがうかがわれた。これらの者に対しては、日本人と同様、その者の問題性に即した、窃盗防止指導や薬物依存離脱指導等の再犯防止プログラム等を実施する必要性が高い。

調査対象者中の窃盗・強盗事犯者の有職者の半数近くが正業収入を主たる収入源としておらず、就労の安定に課題のある状況がうかがわれ、そのうち、居住資格の者は、扶養・援助や生活保護等を主たる収入源としていた者の比率が高いことが認められた。これらの者に対しては、就職に役立つ職業訓練や就労支援が必要である。

また、調査対象者中の居住資格の者に、我が国でいう義務教育レベルの教育を修了しないまま最終学歴に至っている「中学校未修了」の者が全体の 1 割程度いるほか、再入者は初入者に比較して教育程度が低いことが認められることから、教育程度の低さが犯罪リスクの一因になっていることがうかがわれる。これらの者については、施設内及び社会内において、基礎学力を身に付けるための教育・学習の充実が必要である。

以上のように、外国人受刑者についても、我が国の社会に復帰するのであるならば、日本人と同様の再犯防止に向けた取組を行う必要が認められるが、施設における聞き取り調査の結果、F 指標受刑者に特別改善指導を実施している施設は多くはなく、公式統計上も、外国人受刑者に対する職業訓練の実施も限られていることが認められる。

現在刑事施設で実施されている再犯防止指導や就労支援等の処遇は、認知行動療法の理論に基づくものであったり、ワークブックに記入する形式のもの、課題作文によって行うものであったりと、かなり高い言語能力が求められており、日本語によるコミュニケーション能力に問題がある F 指標受刑者を参加させることは難しい。特別調査でも明らかになったとおり、居住資格の者であっても、日本語での日常会話ができなかったり日常会話に難があったりする者が半数以上に上るため、改善指導だけに限らず、その円滑な社会復帰を目指す処遇を実施するに当たっては、このような外国人受刑者の読み書きを含めた日本語能力を高める必要がある。

現在 F 指標受刑者を収容する刑事施設ではさまざまな日本語教育が実施されていることも認められるが、一部を除き、所内生活を円滑に送るためのものに限られており、一般の社会生活における日常会話能力等の向上に重点が置かれているものではなく、改善の余地がある。

第 4 章第 3 節で見たドイツにおいては、外国人受刑者のドイツ社会への再統合を図るために、刑務所に収容される者の多くを占める国籍又は生活背景を持つ職員や非常勤職員を採用して、

その文化的背景に即した処遇を行うというような配慮をしていることが認められる。在留を継続する外国人受刑者数がまだ多いとはいえない我が国において、同程度のことを行うかどうかは今後の議論を待つ必要があるが、第4章第2節で見たアメリカでは、処遇は平等に行いつつも、英語を母国語としない者に対しては適切な語学指導（ESL）が広く行われていることが認められ、今後の日本の処遇にも参考になると思われる。

（２）退去強制が予定される外国人受刑者の処遇

公的統計に基づく分析では、外国人（F指標受刑者）の仮釈放に当たっては、日本人出所者に比較して、F指標受刑者であることが仮釈放の確率を約2倍にすると結果が出ており、やや外国人に有利な判断がなされているように見える。これは、出所者に関するデータに限った分析であることから、かなりの制限があるものの、仮釈放に当たって考慮される事項のうち、日本人受刑者においては重要な事項である帰住先に関する審査（環境調整）が、退去強制事由に該当する者が多い外国人受刑者の場合、ほとんどの者について考慮する必要がないとの状況に基づいているものと思われる。

このように、外国人受刑者の多くが退去強制を予定されているのであれば、それらの者について、我が国への社会復帰を目指した処遇を実施するために多大な労力を費やすよりも、むしろ、その生活の本拠とする国又は地域に帰還させ、そこで更生を支援することが理にかなっている。そこで、このような者に対しては、国際受刑者移送制度を活用すべきである。

ところで、諸外国の国際受刑者移送の現状を俯瞰すると、期待されたほどには利用されていないと捉えられているようである。米国については、国際受刑者移送の促進が拘禁に伴う予算の削減に資するものであるとの指摘がなされていることについては、すでに第4章第2節で紹介したところである。

ヨーロッパ評議会加盟国においても、国際受刑者移送は非常に拡大しつつあるものの、申請される件数の「半分かそれより少ない」数の移送しか実現していないとされており、その理由としては、①手続に時間がかかりすぎる、②不必要な書類の存在や書類の不備、③関係機関のコミュニケーションの問題、④同意の取り下げ、⑤関係者へ（移送の効果、収容場所の状況、早期釈放の政策等に関する）通報が必要であること、⑥手続上の障害、⑦移送後の情報提供の不足、⑧6か月の残刑期が必要であること、⑨精神障害者の移送、⑩罰金の取扱い及び⑪受入

移送を阻止するような刑務所の過剰収容等が挙げられている^{*76)}。

さらに、外国人受刑者について、その生活の本拠とする国又は地域に帰還させ、そこで更生を支援することを徹底させる観点からは、ヨーロッパにおいて、国際受刑者移送を更に拡大し、一定の条件のもとに、判決を受けた者と執行国のいずれの同意も不要とする「自由刑等の執行への相互承認原則の適用に関する枠組み決定^{*77)}」が発効していることも注目に値する。この枠組みによれば、要請国（裁判国）は被要請国（執行国）に対して、被要請国が移送対象者の国籍国（または生活の本拠地）であり、移送対象者がいずれ当該国に退去強制等される場合、又は、移送対象者が国籍国の司法を逃れてきた等の場合に、その同意の有無にかかわらず被要請国での刑の執行を要請し、被要請国はそれを受け入れなければならない。これは、国際受刑者移送が従来の「合意型モデル」から「刑罰執行の移管」へと大きくそのパラダイムを転換しているものとも捉えられる^{*78)}。しかしながら、被拘禁者の同意を得ることなく執行国を決定するに当たっては、執行国で十分に社会復帰を目指した処遇が可能であることが必要であるところ、そのような保障がなく、いたずらに移送の拡大を狙ったおそれもあるとの批判的分析^{*79)}や、本人が移管される場所の拘禁形態によっては、移送そのものが非人道的な又は品位を傷つける処遇として欧州人権規約違反を引き起こすことにもなりかねないとの指摘もある^{*80)}。

我が国においても、定住を予定しない外国人については、その社会復帰を促進する観点からも、限りある資源を有効に活用する観点からも、国際受刑者移送をより活発に実施していく必要があると思われる。しかし、欧州評議会のように、刑事裁判の移管ということも視野に入れるのかは、刑事司法制度や社会環境の問題もあって一概には決められないものとは思われるが、いずれも今後の動向を注視する必要があるように思われる。

また、もう一つの課題として、我が国で受刑する外国人の国籍の多くを占める複数の国との間では、国際受刑者移送条約が締結されていない。国際受刑者移送の趣旨や効果に照らせば、これを促進することには大いに意義があるところであり、条約未締結国については条約締結の

^{*76)} Goeth-Flemmich, Barbara. 2013. "The Convention on Transfer of Sentenced Persons in Practice, experiences and proposals for improvement." Presentation at the Special Session of the PC-OC devoted to the Convention on the Transfer on Sentenced Persons and its Additional Protocol. Council of Europe. Nov. 27

^{*77)} Council Framework Decision 2008/909/JHA adopted on 27 December 2008.

^{*78)} フィリップ・オステン. 2011. 「ヨーロッパにおける受刑者移送制度の動向」『法学研究』慶應義塾大学法学研究会, 第84巻第9号: 127-169.

^{*79)} De Wree, Eveline., Tom Vander Beken, and Gert Vermeulen. 2009. "The Transfer of Sentenced Persons in Europe: Much ado about reintegration." *Punishment and Society* 11(1): 111-128.

^{*80)} Ferraro, Francesca. 2013. "EU rules on transfer of sentenced persons." *Library Briefing*. Library of the European Parliament. 28/01/2013.

必要性を検討し、締約国に関しては、引き続き、国際受刑者移送の着実な実施をすべく、柔軟かつ確実な運用と締約国との協力の推進が望まれる。

5 外国人犯罪と刑事手続

また、特別調査では、これまで公的統計からは知り得なかった外国人犯罪者の認否や上訴等の刑事手続における実態の把握を試みた。調査上の制約から、実刑となった者でその大半を占める、主たる犯行が窃盗・強盗又は薬物犯の者（「刑事手続調査対象者」）に限られるものの、3分の1強が否認（一部否認を含む。）している実態が分かった。属性による認否の違いにもいくつかの特徴は見られたが、最も特徴的であったのは、罪種ないし犯行態様によって認否が大きく異なることである。具体的には、薬物事犯者に否認の占める割合が高く、とりわけ薬物密輸入事犯の者に否認の占める割合は77.2%と、非常に高い実態が判明した。

否認の占める割合が高い薬物密輸入事犯に着目すると、その半数近くが共謀、犯意、営利目的といった点について否認をしている上、手続の適法性を争う者も1割を超えているほか、控訴、上告の比率も高く、実刑が確定するまでに多岐にわたる立証活動と手続を経ている実態がうかがえた。加えて、我が国の薬物密輸入事犯の大部分を占めるといえる営利目的の覚せい剤密輸入事犯（裁判員裁判の対象となるものである。）については、その大部分を外国人が占めている実態もうかがえた。調査対象者の薬物密輸入事犯の大半に犯罪組織の関与等があることをも踏まえると、外国人犯罪全体は減少しているとはいえ、我が国の治安にとって、外国人の薬物密輸入事犯は、脅威であり続けているといえ、これに対する適切な対策と着実な捜査・訴追の重要性が再確認できた。薬物密輸入事件における氏名不詳者との共謀や犯意の立証においては、これを裏付ける客観的証拠の収集が極めて重要であるが、その否認の実態に鑑みれば、コントロールド・デリバリーや通信傍受等これらの点の立証に有用な手法をなお一層活用すべきであり、これらを活用しやすい環境を整備することが肝要であるといえようし、捜査共助等の捜査・訴追における国際協力のなお一層の推進も求められよう。

さらに、外国人受刑者の財産犯やその大部分を占める窃盗・強盗は、高額被害のものが多く、犯罪被害の回復が不十分なまま刑事手続が終了している場合が多く、海外送金等があった場合は特にその傾向が顕著に見られたところであり、こうした事案における犯罪収益の特定・追跡・押収・剥奪の手法を適切に駆使できるようにするなど、体制の充実・強化を図るべきであろう。

また、調査をした外国人事件のほとんどに通訳人が付されている。これにより審理の時間が

長くなることは必然であるが、その影響をより強く受けるようにも思われる否認事件については、日本人を含む全体と比べても公判期日数が多くなっているわけではないと認められ、通訳を介することによる審理期間の長期化といった実質的な不利益は、今回その理由の検証まではできなかったが、例えば、実務における効率的な期日指定等といった工夫により回避されているものと思われ、迅速な裁判実施の要請に沿う実情となっていると思われる。

6 外国人の犯罪の統計上の問題点

我が国においては、犯罪者の国籍等やその在留資格については、統計を作成する機関ごとに様々な記録がなされており、さらに、在留の登録が義務付けられていない短期滞在者や不法滞在外国人については、統計を作成することができない。そこで、年単位で流入する外国人数から「推計外国人数」を算出して比較しようとする試みもなされているが、さまざまな理由から精度が低く問題がある^{*81)}。

外国人犯罪者の特徴やその犯罪リスクは、世界の経済情勢を含む様々な状況の変化によって変動し得ると考えられ、継続的にその実態を把握して有効な対策を実施する必要があるが、現状では「来日外国人」又は「外国人」という類型以外の統計資料はほとんどなく、例えば、永住者による犯罪の実態は、特別調査結果を除いてはほとんど把握できない点に課題がある。

7 おわりに

グローバル化が進む社会の中で、我が国を訪れ、定住しようとする外国人の数が今後、減少することは考えづらい。それに伴って、負の側面である外国人による犯罪への対処において、犯罪防止体制を整えるとともに、捜査・訴追手法等を充実・強化し、人材育成を進め、国際協力を推進していくといった捜査・訴追の体制を十分に整備することはもちろん、犯罪を行った外国人をどのように処遇するかという問題についても、国内の現状と海外の動向を意識しつつ明確なビジョンを持って、対策を推進する必要がある。

^{*81)} 野呂夏雄. 2002. 「外国人犯罪に関する統計的分析と共生への課題」『ライフデザインレポート』第一生命経済研究所：4-28.

平成 26 年 12 月 印 刷

平成 26 年 12 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 株式会社キタジマ
